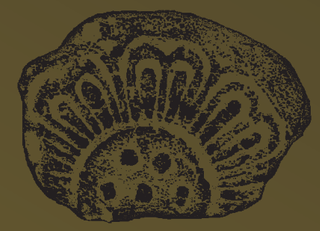
東屋廃寺

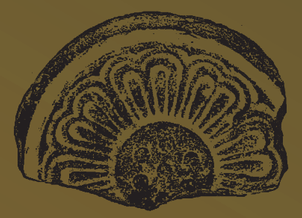














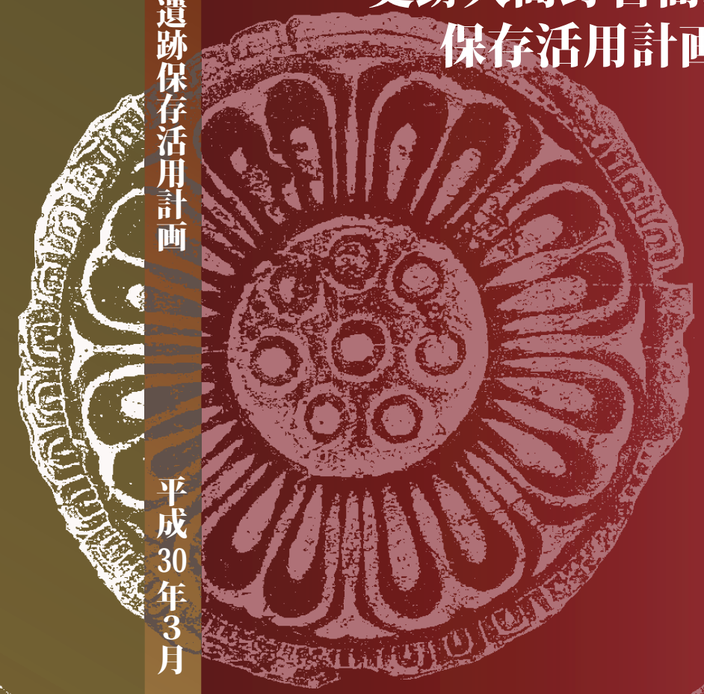
特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画

平成30年3月

鳥取県琴浦町



特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画







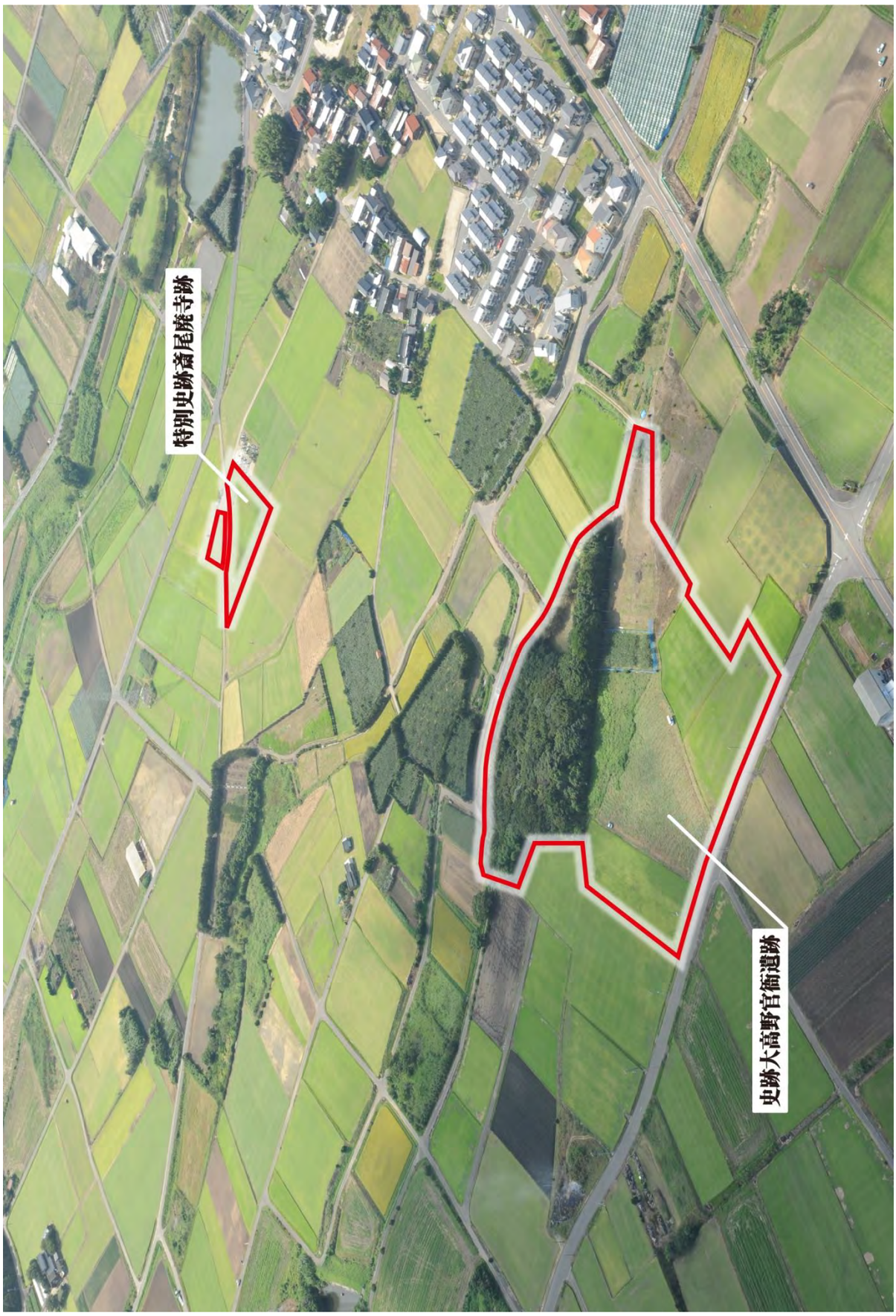
平成 30 年 3 月

鳥取県琴浦町

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡
保存活用計画

平成 30 年 3 月

鳥取県琴浦町



両史跡　東から（写真：鳥取県教育委員会提供）



特別史跡斎尾廃寺跡　北から



史跡大高野官衙遺跡 SB12B　北から

序

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、広さは東西 15.2km、南北 18.5km、総面積 139.88 ㎢を有します。その地勢は、南部は秀峰大山から連なる山地に囲まれ、北は日本海に面しており、南の大山山麓台地や急峻な山地から、北に向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けています。

大山山系の１つである船上山では、高さ 100ｍ以上の急崖をなす屏風岩と呼ばれる溶岩壁や、多様な自然植生がみられるなど自然景観に優れ、大山隠岐国立公園にも指定されています。

このような地勢の琴浦町では、古くから人々の営みがあり、およそ１万５千年前の旧石器時代の終わりころから近代に至るまでの遺跡や遺物が約450ヶ所で確認されています。このうち、日本の歴史を語るうえで重要な遺跡として国の史跡に指定されている遺跡は、斎尾廃寺跡、大高野官衙遺跡、船上山行宮跡、鳥取藩台場跡（赤崎台場）の４件です。さらに斎尾廃寺跡は、学術上の価値が特に高く、我が国文化を象徴する史跡として、全国に62件しかない特別史跡に指定されています。

本計画は、この特別史跡斎尾廃寺跡と史跡大高野官衙遺跡、そしてこの両史跡と密接な関係にあった隣接地区の遺跡も含め、適切な保存とともに地域の魅力発信や活性化に繋げる活用について定めたものです。琴浦町では、両史跡を地域の宝として守り続けるとともに、両史跡を核とした教育、観光、まちづくり、ひとづくりを目指していきます。

本計画の策定にご尽力いただきました特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会委員の皆様、地域の皆様、関係機関、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成30年３月

琴浦町長　小松　弘明

例　言

１．本書は、鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下に所在する国特別史跡斎尾廃寺跡・国史跡大高野官衙遺跡の保存活用計画書である。

２．本事業は、琴浦町が事業主体となり、平成27年度から平成29年度にかけて実施し、平成28年度、平成29年度の２ヵ年は、国宝重要文化財等保存整備費補助金を受けて実施した。

３．事業実施にあたっては、特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱（平成28年３月１日大高野官衙遺跡保存･活用基本計画検討委員会設置要綱を改正）に基づき、「特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会」を設置し、文化庁、鳥取県の指導のもと、委員会の指導･助言を経て琴浦町が策定した。

４．本計画の策定に係る事務は、琴浦町教育委員会事務局社会教育課が行った。

５．本書の作成にあたり、一部の業務を下記の通り委託した。
平成28年度
「特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画策定に伴う航空測量業務」
株式会社ジェクト
「平成28年度特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画策定に係る支援業務」
株式会社空間文化開発機構
平成29年度
「平成29年度特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画策定に係る支援業務」
株式会社空間文化開発機構

６．本書では国土地理院の測量成果を以下のとおり使用した。

頁	図版番号	使用測量成果
18	図3-4	国土地理院発行の５万分１地形図
26	図3-9	国土地理院発行の５万分１地形図
28	図3-11	国土地理院の電子地形図20万
29	図3-12	国土地理院の電子地形図25000
35	図3-13	国土地理院発行の５万分１地形図
37	図3-14	国土地理院発行の５万分１地形図

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画

目　次

第１章　保存活用計画策定の目的と経緯 1

１－１　保存活用計画策定の目的 1

１－２　保存活用計画策定の経過 2

1-2-1　委員会の設置 2

1-2-2　審議等の経過 5

1-2-3　保存活用計画策定の流れ 6

１－３　計画の対象範囲と期間 7

1-3-1　計画の対象範囲 7

1-3-2　計画の期間 7

第２章　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の概要 9

２－１　特別史跡斎尾廃寺跡の指定内容 9

2-1-1　指定に至る経緯 9

2-1-2　指定内容 9

①　指定告示 9

②　指定説明 10

２－２　史跡大高野官衙遺跡の指定内容 11

2-2-1　指定に至る経緯 11

2-2-2　指定内容 12

①　指定告示 12

②　指定説明 12

第３章　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡を取り巻く環境 15

３－１　琴浦町の町勢 15

３－２　自然環境 16

3-2-1　気候 16

3-2-2　地形・地質 16

3-2-3　植生 19

３－３　歴史的環境 20

3-3-1　古墳時代以前の様相 20

3-3-2　古代の様相 21

①　主要遺跡からみた古代八橋郡の様相 21

②　文献史料にみえる古代の八橋郡 22

3-3-3　中世以降の様相 23

①　中世 23

②　近世 24

③　近代・現代 25

３－４　社会的環境 27

3-4-1　土地利用と景観 27

3-4-2　交通体系 28

3-4-3　上位関連計画 30

①　ことうらまちづくりビジョン ―第２次琴浦町総合計画― 30

②　琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略 30

③　東伯都市計画区域都市計画マスタープラン 31

3-4-4　歴史文化遺産と主な文化施設・観光資源 32

①　指定等文化財 32

②　主な文化施設と観光資源等 36

第４章　両史跡及び関連遺跡の発掘調査概要 38
４－１　斎尾廃寺跡の発掘調査概要 38
4-1-1　昭和40年代までの斎尾廃寺跡の調査 38
① 調査等の経過 38
② 遺構 39
③ 遺物 40
4-1-2　指定地周辺の調査 41
① 調査等の経過 41
② 遺構 43
③ 遺物 45
4-1-3　指定地周辺のその他の時代の遺構 46
４－２　大高野遺跡の発掘調査概要 47
4-2-1　調査経過 47
4-2-2　古代の遺構と遺物 49
① 主な遺構 49
② 主な遺物 52
③ 遺跡の変遷と時期 52
④ まとめ 54
4-2-3　その他の時代の遺構と遺物 54
４－３　下斉尾官衙遺跡の発掘調査概要 55
① 遺構 55
② 遺物 57
４－４　史跡隣接地区におけるその他の関連遺跡の発掘調査概要 58
4-4-1　下斉尾１号遺跡北区 58
① 古代の遺構と遺物 58
② その他の時代の遺構と遺物 58
4-4-2　水溜り・駕籠据場遺跡 60
① 古代の遺構と遺物 60
② その他の時代の遺構と遺物 60
4-4-3　伊勢野遺跡 62
4-4-4　その他の遺跡 63
① 周辺古墳群 63
② 下斉尾１号遺跡南区 64
③ 小高野遺跡 64

第５章　両史跡指定地及び史跡隣接地区・史跡周辺地域の現況と課題 67
５－１　両史跡指定地の現況と課題 67
5-1-1　特別史跡斎尾廃寺跡指定地の現況 67
① 公有化の経過と現在の指定地番 67
② 管理団体の指定 68
③ 管理団体による国有地の管理 68
④ 遺構・出土遺物等の現状 68
⑤ 地形・景観 70
⑥ 土地利用・整備状況 70
⑦ 活用状況 71
⑧ 管理状況 72
5-1-2　史跡大高野官衙遺跡指定地の現況 74
① 公有化の経過と現在の指定地地番 74
② 指定地の管理 75
③ 遺構・出土遺物等の現状 75
④ 地形・景観 77

⑤　土地利用・植生 78
⑥　活用・整備状況 79
⑦　管理状況 79
5-1-3　両史跡指定地の課題 81
①　両史跡共通の保存活用上の課題 81
②　特別史跡斎尾廃寺跡の保存活用上の課題 81
③　史跡大高野官衙遺跡の保存活用上の課題 82
５－２　史跡隣接地区の現況と課題 84
5-2-1　史跡隣接地区の立地環境の現況と課題 84
①　現況 84
②　課題 84
5-2-2　指定地外の斎尾廃寺跡の現況と課題 85
①　現況 85
②　課題 88
5-2-3　下斉尾官衙遺跡の現況と課題 88
①　現況 88
②　課題 89
5-2-4　指定地外の大高野遺跡の現況と課題 89
①　現況 89
②　課題 90
5-2-5　その他の史跡隣接地区の現況と課題 90
５－３　史跡周辺地域の現況と課題 97
5-3-1　土地利用の現況 97
5-3-2　歴史文化遺産等の現況 98
①　方見神社と文化財（県指定保護文化財：木造随身立像） 98
②　槻下神社と文化財（町指定天然記念物：槻下神社の社叢） 98
③　槻下豪族館跡（町指定史跡） 98
④　江戸時代に利用された八橋往来と沿道の歴史的文化遺産 98
⑤　伊勢神宮・八橋野牧関連地名 99
⑥　八橋郡地域・伯耆国地域に所在する両史跡関連の歴史文化遺産 99
5-3-3　史跡周辺地域の課題 99
５－４　関連法令 102
5-4-1　文化財保護法 102
5-4-2　都市計画法 103
5-4-3　景観法・鳥取県景観形成条例 104
5-4-4　農業振興地域の整備に関する法律・農地法 107
5-4-5　森林法 110
5-4-6　道路法 110

第６章　両史跡等の本質的価値 **113**
６－１　両史跡の価値 113
6-1-1　特別史跡斎尾廃寺跡の価値 113
①　主要な価値 113
②　副次的な価値 114
6-1-2　史跡大高野官衙遺跡の価値 115
①　主要な価値 115
②　副次的な価値 116
６－２　史跡隣接地区の価値 117
6-2-1　指定地外の斎尾廃寺跡の価値 117
①　主要な価値 117
②　副次的な価値 117

6-2-2　下斉尾官衙遺跡の価値 118
主要な価値 118
6-2-3　指定地外の大高野遺跡の価値 119
①　主要な価値 119
②　副次的な価値 119
6-2-4 下斉尾１号遺跡北区（斎尾廃寺跡・下斉尾官衙遺跡を除く）の価値 119
①　主要な価値 119
②　副次的な価値 120
6-2-5　下斉尾１号遺跡南区の価値 120
6-2-6　水溜り・駕籠据場遺跡の価値 120
①　主要な価値 120
②　副次的な価値 120
6-2-7　伊勢野遺跡の価値 121
①　主要な価値 121
②　副次的な価値 121
6-2-8　その他の遺跡の価値 121
６－３　史跡周辺地域・八橋郡地域・伯耆国地域に所在する歴史文化遺産等の価値 122

第７章　保存活用の大綱・基本方針 **124**
７－１　保存活用の大綱 124
７－２　保存活用の基本方針 125

第８章　保存管理 **126**
８－１　保存管理の方向性 126
８－２　保存管理の対象範囲と地区区分 126
8-2-1　史跡指定地の地区区分 127
①　ＩＡ地区 127
②　ＩＢ地区 127
8-2-2　史跡隣接地区の地区区分 127
①　Ⅱ地区 127
②　Ⅲ地区 128
③　Ⅳ地区 128
④　Ⅴ地区 128
⑤　Ⅵ地区 128
８－３　各地区の構成要素 130
8-3-1　両史跡の構成要素 130
8-3-2　史跡隣接地区の構成要素 130
8-3-3　史跡周辺地域・八橋郡地域・伯耆国地域の構成要素 132
８－４　両史跡の保存管理の方法 133
8-4-1　ＩＡ地区の保存管理の方法 133
①　保存管理の方針 133
②　要素ごとの保存管理の考え方 133
8-4-2　ＩＢ地区の保存管理の方法 134
①　保存管理の方針 134
②　要素ごとの保存管理の考え方 134
８－５　両史跡の現状変更等の取扱方針及び取扱基準 136
8-5-1　現状変更等の取扱方針 136
①　現状変更等の取り扱い 136
②　現状変更等の取り扱いの基本方針 136
③　現状変更等の許可申請の範囲 136
8-5-2　現状変更等の基本的な取扱基準 137

① 現状変更等を認めない行為 137
② 現状変更等の許可不要行為 137
③ 現状変更等許可の申請を要する行為のうち鳥取県教育委員会が行う事務 138
④ 地区別の現状変更等取扱基準 139
８－６ 史跡隣接地区の保存管理の方法 141
8-6-1 ⅡＡ地区の保存管理の方法 141
① 保存管理の方針 141
② 要素ごとの保存管理の考え方 141
8-6-2 ⅡＢ地区の保存管理の方法 143
① 保存管理の方針 143
② 要素ごとの保存管理の考え方 143
8-6-3 ⅢＡ地区の保存管理の方法 144
① 保存管理の方針 144
② 要素ごとの保存管理の考え方 144
8-6-4 ⅢＢ地区の保存管理の方法 145
① 保存管理の方針 145
② 要素ごとの保存管理の考え方 145
8-6-5 Ⅳ地区の保存管理の方法 146
① 保存管理の方針 146
② 要素ごとの保存管理の考え方 146
8-6-6 Ⅴ地区の保存管理の方法 147
① 保存管理の方針 147
② 要素ごとの保存管理の考え方 147
8-6-7 Ⅵ地区の保存管理の方法 148
① 保存管理の方針 148
② 要素ごとの保存管理の考え方 148
8-6-8 史跡隣接地区の開発行為の取り扱い 149
① 史跡隣接地区の位置づけ 149
② 現況の宅地や農地（農用地区域）における開発行為に関わる法令 149
③ 地区ごとの開発行為等に関する埋蔵文化財の対応方針 150
④ 開発行為等に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れ 150
8-6-9 史跡隣接地区の景観保全と土地利用の誘導 157
① 既存の法令等の実効性をもった適用 157
② 新たな条例の制定等 157
８－７ 発掘調査と史跡指定及び公有化の方針 159
8-7-1 発掘調査計画 159
8-7-2 斎尾廃寺跡の追加指定と公有化 161
8-7-3 下斉尾官衙遺跡の史跡指定と公有化 161
8-7-4 Ⅲ地区における史跡指定等 161

第９章 活用・整備 163
９－１ 活用の方向性 163
９－２ 活用の方法 164
9-2-1 学校教育における活用 164
9-2-2 社会教育における活用 164
9-2-3 まちづくり・ひとづくり 165
9-2-4 整備事業などへの住民参加 166
9-2-5 周辺市町との連携 166
9-2-6 歴史文化・自然観光資源としての活用 166
9-2-7 情報発信・普及啓発 167
9-2-8 研究資料としての活用 167

9-2-9　災害時における対策用地・防災施設としての活用 167
９－３　整備の方向性 168
９－４　整備の方法 168
9-4-1　遺構の保存 168
9-4-2　遺構の展示・表示 169
9-4-3　環境整備 170
9-4-4　案内・解説・展示施設 170
9-4-5　便益施設等公開活用施設 171
9-4-6　周辺地域の文化財等と連携した整備方法 171

第10章　運営・体制の整備 **174**
10－１　運営・体制の方向性 174
10－２　運営・体制の整備の方法 174

第11章　事業計画と経過観察 **176**
11－１　事業計画 176
11-1-1　Ⅰ期計画（策定から５年度以内） 176
① 保存管理 176
② 調査 177
③ 活用 177
④ 整備 177
⑤ 運営体制 177
11-1-2　Ⅱ期計画（策定から５～10年度の期間） 178
① 保存管理 178
② 調査 178
③ 活用 178
④ 整備 178
⑤ 運営体制 179
11-1-3　Ⅲ期計画（策定から10年度以降） 179
① 保存管理 179
② 調査 179
③ 活用 179
④ 整備 179
⑤ 運営体制 180
11－２　経過観察 183
11-2-1　方向性 183
11-2-2　方法 183
① 保存活用方針の再確認 183
② 点検結果の活用 183

《参考文献》 **185**

《参考資料》 **187**
１．パブリックコメント実施結果 187
２．関連法令等（抜粋） 188
○文化財保護法施行令（抜粋）
○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則
○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則
○鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

第１章　保存活用計画策定の目的と経緯

１－１　保存活用計画策定の目的

鳥取県琴浦町は、古代律令国家の時代には伯耆国の中央部に位置する八橋郡※という地方行政単位に属していた。斎尾廃寺跡は、その八橋郡域の東寄り、現在の琴浦町大字槻下字上斉尾の丘陵地に位置する、白鳳期（７世紀後半）創建の古代寺院跡である。西に塔、東に金堂、北に講堂を配した法隆寺式の伽藍配置をとる。金堂と塔の基壇は礎石を含めて遺存状態が良好であり、昭和10年(1935)に主要伽藍の範囲（伽藍地※）の一部が国の史跡に指定された。さらに昭和27年には、わが国におけるこの時代の寺院跡として、きわめて保存状態が良く学術的価値が特に高いことから、特別史跡に指定されている。

この斎尾廃寺跡と谷を隔てた東方約350m、琴浦町大字槻下字大高野ほかの丘陵上には大高野遺跡が存在する。昭和56年以降の数次にわたる発掘調査によって、溝で長方形に囲まれた敷地内から、７世紀末から９世紀にかけての多数の総柱高床倉庫跡などが確認された。その倉庫群は、規模が大きいことや、掘立柱から礎石建ちへの建て替えや整然とした建物配置が認められることなどから、ここが八橋郡衙（郡家）の正倉院※にあたる可能性が高いことが判明した。郡衙とは各郡内を統治する郡役所のことで、租税などとして徴収した稲を主とする穀物を収納保管した正倉、政務や儀式などを行う中枢施設である郡庁、公務で往来する役人などが宿泊する館、役人らへの食事供給の実務をになった厨家、そのほかの実務をになう部署などで構成されていた。大高野遺跡では、そのうちの正倉地区（正倉院）の全体像が把握できる遺跡として重要性が認識されるようになり、古代律令国家の地方支配の実態を具体的に知るうえで重要な遺跡であるとして、上記の長方形区画を主とする範囲が平成26年(2014)に大高野官衙遺跡の名称で史跡に指定された。

上記の特別史跡斎尾廃寺跡の指定地に隣接した地区には、斎尾廃寺の維持経営施設などが設けられた付属院地※が広がっており、史跡大高野官衙遺跡の周辺には八橋郡衙の正倉以外の諸施設が存在していたとみられる。さらに、これら両史跡（以下、特別史跡斎尾廃寺跡及び史跡大高野官衙遺跡の両者を指して両史跡と表記する場合がある）周辺の地域には、斎尾廃寺や八橋郡衙がこの地に設けられた背景やその後の歴史の流れを物語る歴史文化遺産等が分布しており、良好な農地景観も広がっている。両史跡の歴史的価値を高め、より有効な活用を図るためには、それらの歴史文化遺産や周辺景観などとの連携も欠かせないことから、本計画では、それらをも視野に入れて、両史跡と結びつけた活用の方法や景観保全のあり方についても提言することにしたい。

本保存活用計画は、琴浦町のまちづくりの将来目標である「みんなが輝く住みよいまち ～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウライフ～」の実現を目指す施策の一つともなるものである。なお、両史跡は琴浦町を代表する農業生産地帯にあることから、本計画は農業関連計画等とも調整しながら進めるものとする。

※八橋郡：現在は「やばせ」とよむ。平安時代中期に作られた『和名類聚抄』では、八橋郡・八橋郷の訓を「夜波志」「也八之」としており、当時は郡名・郷名ともに「やはし」と呼んだと思われる。「やばせ」と呼ぶようになった時期は不明である。

※伽藍地：塔や金堂、講堂などで構成される寺院の中心部分のこと。

※正倉院：正倉は、高床の倉庫である「倉」と揚床もしくは平地床の倉庫である「屋」からなり、収納物により穎倉、穭倉、粟倉、穎屋などに区別される。これら正倉が建てられた地区は正倉院と呼ばれる。

※付属院地：寺務を取り扱う政所院や大衆院、倉を設けた倉垣院など、寺院経営の諸施設が置かれた地区のこと。

１－２　保存活用計画策定の経過

1-2-1　委員会の設置

特別史跡斎尾廃寺跡及び史跡大高野官衙遺跡の保存活用計画を策定するにあたって、琴浦町教育委員会では学識経験者や地域住民代表からなる「特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会」を設置し、文化庁及び鳥取県の指導のもと、審議を重ね、委員会の指導・助言を経て本計画書を策定した。なお、当初は専ら史跡大高野官衙遺跡の保存・活用を検討することを目的として「大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会」を設置したが、第１回委員会開催時において、史跡大高野官衙遺跡と隣接しかつ密接に関わる特別史跡斎尾廃寺跡も含めて一体的な保存活用計画を検討することが望ましいとの指導があり、委員会の設置要綱を改正し、第３回委員会から冒頭の委員会へと名称を変更し、両史跡の保存活用計画を策定することにした。

■　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会名簿

	氏　　名	所　属（職　名）	備　　考
委 員 長	山中　敏史	奈良文化財研究所 名誉研究員	考古学
副委員長	大橋　泰夫	島根大学法文学部 教授	考古学
副委員長	名越　　勉	倉吉文化財協会 名誉会長	考古学
委　　員	内田　和伸	奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長	遺跡整備
	眞田　廣幸	倉吉文化財協会 会長	考古学
	岩田　　弘	町文化財保護審議会 会長	文化財保護
	米村　勝利	白鳳の郷地域活性化協議会 会長	地域代表
	山﨑　　肇	槻下地区代表者	地域代表
助 言 者	浅野　啓介	文化庁記念物課（史跡部門）調査官	
	君嶋　俊行	鳥取県教育委員会事務局文化財課歴史遺産室 係長	
	北　　浩明	鳥取県教育委員会事務局文化財課歴史遺産室 文化財主事	
	中原　　斉	鳥取県埋蔵文化財センター 所長	
行政関係	小泉　　傑	琴浦町商工観光課 課長	平成27年度まで
事 務 局	小林　克美	琴浦町教育委員会 教育長	
	戸田　幸男	琴浦町教育委員会事務局社会教育課 課長	平成28年度まで
	大谷　浩史	琴浦町教育委員会事務局社会教育課 課長	平成29年度から
	池口　由美子	琴浦町教委委員会事務局社会教育課 課長補佐	
	野口　良也	琴浦町教委委員会事務局社会教育課 課長補佐	平成29年度から
	大賀　靖浩	琴浦町教育委員会事務局社会教育課 主査	平成28年度まで
	荒井　　猛	琴浦町教育委員会事務局社会教育課学芸文化係 主任	平成27年度まで
	池本　康恵	琴浦町教育委員会事務局社会教育課学芸文化係 主事	
	下村　嘉輝	琴浦町教育委員会事務局社会教育課学芸文化係 主事	
ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ		(株)空間文化開発機構	

■　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱

（平成27年６月23日教育長決裁）
（平成28年２月15日教育長決裁）

（目的）
第１条　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の実態把握のための調査や保存活用計画を策定するため、特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会を設置する。

（組織）
第２条　委員会は、10名以内で組織する。
２　委員は、琴浦町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。
３　事務局は教育委員会事務局社会教育課に置く。

（委員長及び副委員長）
第３条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は教育長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
３　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）
第４条　委員会の開催は、教育長が召集し、委員長が議長となる。
２　委員長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を教育長に依頼することができる。

（専門委員）
第５条　委員会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、教育長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成27年６月23日から施行する。
２　この委員会はその目的を達成したときに解散し、この要綱は同時に効力を失うものとする。
３　この要綱は、平成28年３月１日から施行する。

平成28年琴浦町要綱

大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

第１条　大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会設置要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱 （目的） 第１条　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の実態把握のための調査や保存活用計画を策定するため、特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画検討委員会を設置する。	大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会設置要綱 （目的） 第１条　大高野官衙遺跡保存活用基本構想を基に大高野官衙遺跡を保存・活用する方策について具体的に検討するため、大高野官衙遺跡保存活用基本計画検討委員会を設置する。

備考　改正部分は、下線の部分である。

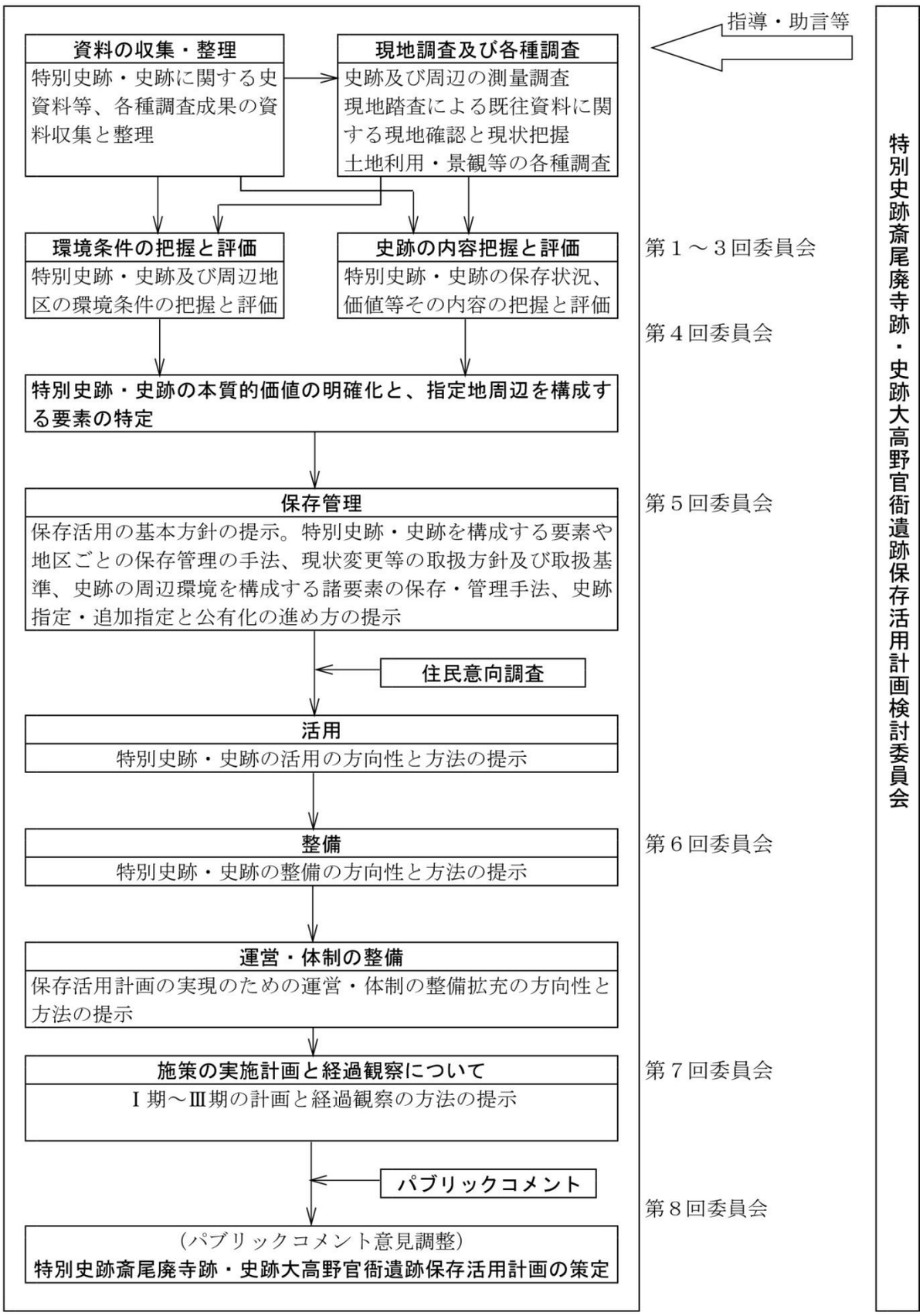
附　則

この要綱は、平成28年３月１日から施行する。

1-2-2　審議等の経過

日　時	委員会等	検討・報告事項等
平成27年(2015) ８月６日	第１回委員会 （大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会）	◇委員長・副委員長選出 ◇議事 〇大高野官衙遺跡の概要について 〇大高野官衙遺跡保存・活用基本構想の概要について 〇今後の検討内容について 〇特別史跡斎尾廃寺跡も含めた保存活用計画の策定の必要性について
平成28年(2016) ２月26日	第２回委員会 （大高野官衙遺跡保存・活用基本計画検討委員会）	◇報告事項 〇前回指導内容の確認 〇委員会設置要綱の改正・委員会名称変更について 〇下斉尾１号遺跡について ◇議事 〇測量等委託内容について 〇保存活用計画の基本方針について 〇史跡の本質的価値について　他
平成28年(2016) ７月27日	第３回委員会	◇報告事項 〇測量成果について ◇議事 〇計画の対象範囲の設定について 〇両史跡の概要について
平成28年(2016) 10月19日	第４回委員会	◇報告事項 〇下斉尾１号遺跡（Ａ地区）発掘調査報告書の刊行について ◇議事 〇史跡及び周辺の現況と課題 〇史跡の本質的価値について　他
平成28年(2016) １～２月	住民意向調査	両史跡周辺在住の住民（琴浦町槻下・中尾・金屋・上伊勢）100名への史跡の保存活用についてのアンケート調査の実施
平成29年(2017) ３月13日	第５回委員会	◇報告事項 〇アンケート調査結果について ◇議事 〇第６章までの内容の確認 〇保存活用の大綱・基本方針（第７章）、保存管理（第８章）について
平成29年(2017) ７月６日	第６回委員会	◇報告事項 〇地元説明会の実施報告 ◇議事 〇第７章までの内容の確認。保存活用の整備目標等の再検討 〇保存管理（第８章）について。地区区分の一部見直し、史跡隣接地区の開発行為等への対応等 〇活用・整備（第９章）について
平成29年(2017) ９月29日	第７回委員会	◇報告事項 〇斎尾廃寺跡（包蔵地）における農地用途変更について ◇議事 〇第７章までの内容の確認 〇第８章～第11章（保存管理、活用・整備、運営・体制の整備、事業計画と経過観察）の内容検討
平成29年(2017) 12月21日	第８回委員会	◇報告事項 〇パブリックコメント実施報告 ◇議事 〇保存活用計画書の全章の内容確認

1-2-3　保存活用計画策定の流れ



１－３　計画の対象範囲と期間

1-3-1　計画の対象範囲

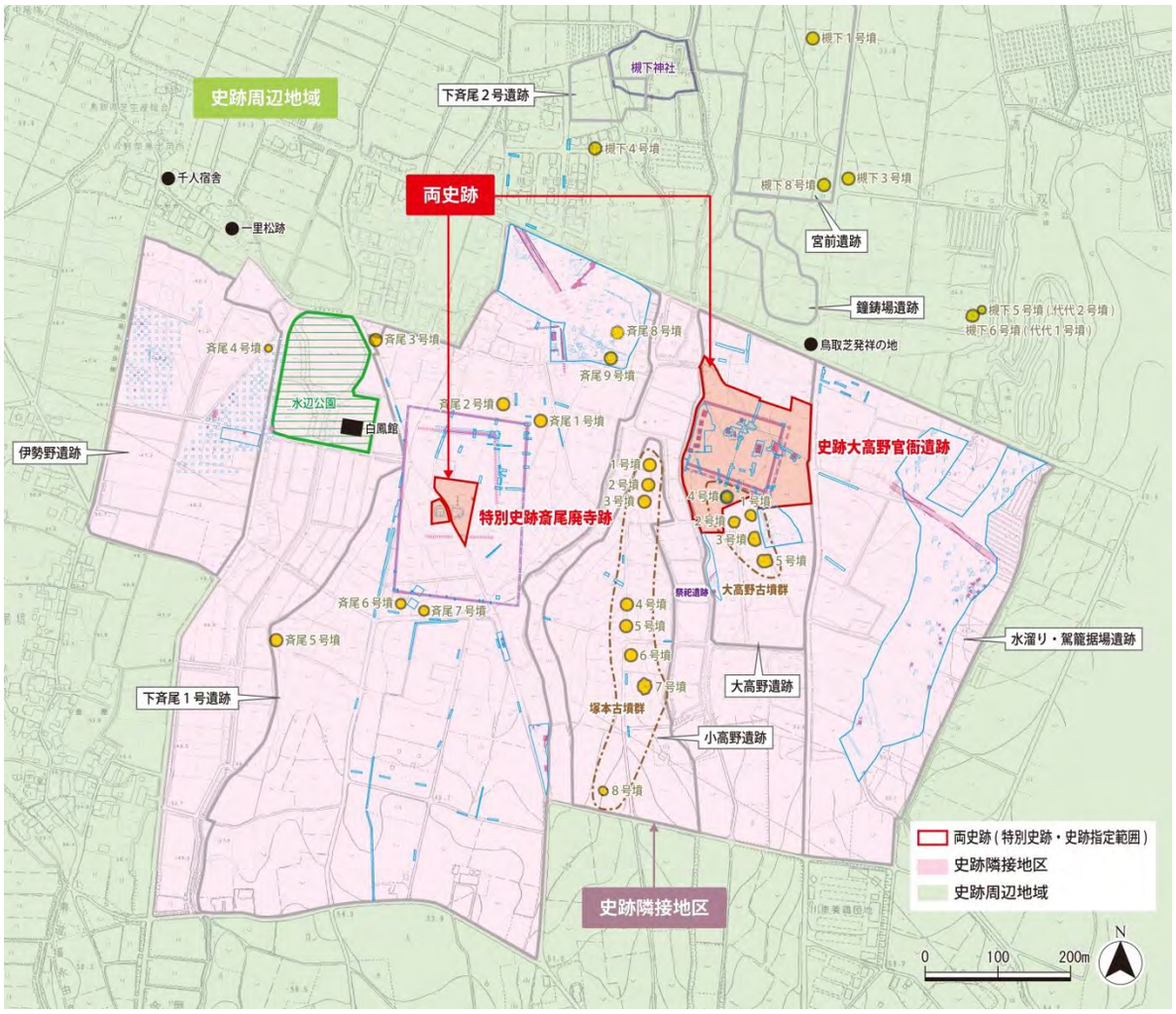
本計画の直接の対象範囲は、特別史跡斎尾廃寺跡及び史跡大高野官衙遺跡の指定地である。ただし、冒頭でも述べたように、特別史跡斎尾廃寺跡の指定地は伽藍地の一部に限られており、斎尾廃寺の寺院地※の範囲（寺域）は特別史跡指定地外にも広がっている。また、史跡大高野官衙遺跡に近接した地区にも正倉以外の八橋郡衙の主要な施設の遺構が分布している可能性が高い。したがって、本計画では両史跡指定地に隣接する地区（以下、史跡隣接地区と呼ぶ）（図1-1参照）も対象とし、寺院・官衙関連の重要遺構（主に８－３各地区の構成要素で掲げる主要な価値を構成する諸要素とする）が検出された場所については、追加指定等の保存策をとることも考慮に入れて、適切な保存活用の方向性を示すものとする。特に斎尾廃寺についてはこれまでの調査で寺院地の範囲がほぼ確認されていることから、少なくともその範囲については、できるだけ早い段階で追加指定すべき対象地として位置づけ、保存管理等の具体的な措置についても定めるものとする。

また、両史跡が位置する琴浦町東端部の槻下地区やその西側の上伊勢地区（図1-2参照）などには、斎尾廃寺や八橋郡衙の成立の背景、それらが存続した当地域の社会状況、それらの廃絶後の歴史的変遷などを探るうえで重要な遺跡等の歴史文化遺産が分布しており、また良好な農地景観等も広がっている（以下、この両史跡や史跡隣接地区以外の周辺の地域を史跡周辺地域と呼ぶ）。さらに、古代の八橋郡に相当する地域（八橋郡地域と呼ぶ）や伯耆国に含まれる地域（伯耆国地域と呼ぶ）にも斎尾廃寺や八橋郡衙と関連する歴史文化遺産等がある。こうした史跡周辺地域や八橋郡地域・伯耆国地域に所在する歴史資源等とも関連づけることによって、両史跡の歴史的意義についての理解が深まり、より有効な活用を図ることも可能となる。したがって、本計画では、それらの歴史文化遺産等と両史跡とを広域的に連携させた活用や、史跡周辺地域の良好な農地景観の保全・活用のあり方についても視野に入れた検討をすすめることとする。

※寺院地：伽藍地と付属院地を合わせた寺院空間のこと。寺域、寺地とも称する。

1-3-2　計画の期間

本計画は、平成27年度(2015年度)より平成29年度にかけて検討し策定したものである。計画の実施は、平成30年度を初年度とし、以後、20年間ほどを実施期間の目安とする。ただし、両史跡を保存し後世に伝えるという本計画の基本方針は、この期間を超えて永続的に引き継がれていくべきものである。なお、本計画実施期間においても、保存管理や整備・活用の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直し・改定を行うこととする。



※両史跡（31,126㎡）と史跡隣接地区を合わせた面積は約94.5haとなる。

図 1-1　両史跡指定地と史跡隣接地区・史跡周辺地域に分布する遺跡群

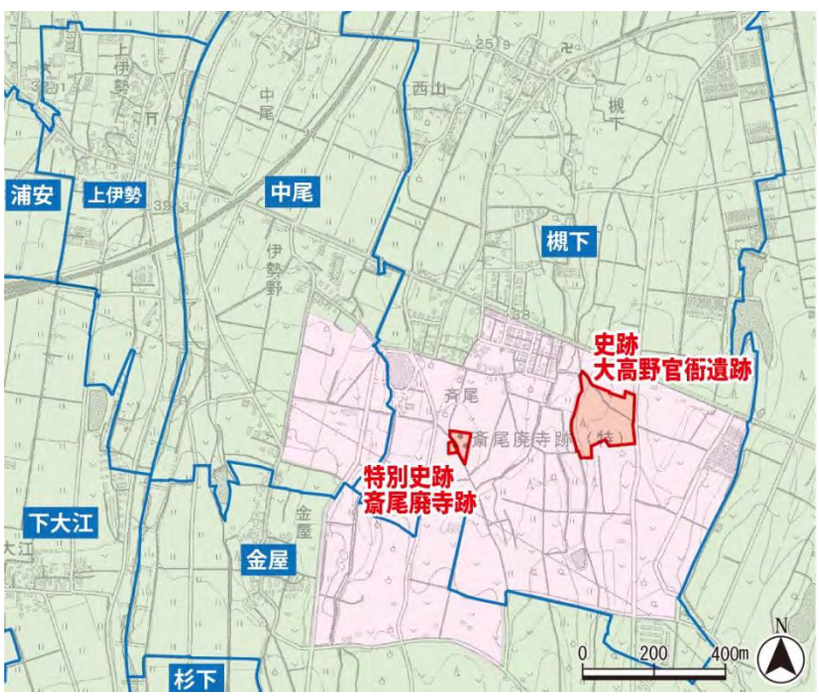


図 1-2　史跡周辺の大字

第２章　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の概要

２－１　特別史跡斎尾廃寺跡の指定内容

2-1-1　指定に至る経緯

斎尾廃寺跡は鳥取県琴浦町大字槻下字上斉尾に所在する。斉尾集落の南約100m辺りには、道路を挟んで東西に土壇の高まりが残っている。この土壇はかつて古墳と見なされており、比丘尼塚（びくにづか）と呼ばれていたようである。しかし、昭和初年(1926)になって、周囲から多数の瓦片が出土したことから寺院跡と考えられるようになり、昭和８年に木山竹治・石田茂作両氏により部分的な発掘調査が実施され、金堂や塔の基壇・礎石と講堂の礎石が確認された。この寺院跡は、西に塔、東に金堂、北に講堂を配する法隆寺式伽藍配置で、金堂と塔の基壇は礎石を含めてきわめて保存状態がよく、山陰地方屈指の白鳳期創建の寺院跡として、昭和10年に伽藍地の一部が史跡に指定された。そして、昭和27年には特別史跡に指定されている。

2-1-2　指定内容

①　指定告示

斎尾廃寺跡の伽藍地の一部は、鳥取県で唯一の特別史跡に指定されている。当初の史跡指定及び特別史跡指定に関わる告示は以下の通りである。

◎文部省告示第四百二十七号

史蹟名勝天然紀念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十年十二月二十四日　　文部大臣　松田　源治

第一類

史蹟

名称　　地名　　地域

斎尾廃寺跡　　鳥取県東伯郡伊勢崎村大字槻下字斎尾　　九九六番ノ二三内実測一畝十歩、九九六番ノ二四内実測三畝二十三歩、九九六番ノ二五内実測六畝四歩、九九六番ノ二六内実測四畝三歩。九九六番二七内実測一段九畝十九歩、九九七番ノ三六内実測六畝十八歩

◎文化財保護委員会告示第八号

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百三十一号）による改正前の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第二項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもって、左記の史跡を特別史跡に、天然記念物を特別天然記念物にそれぞれ指定した。

昭和三十一年三月九日　　文化財保護委員会委員長　高橋誠一郎

種別　名称　指定告示　所在地

史跡　斎尾廃寺跡　昭和十年文部省告示　鳥取県東伯郡浦安町第四百二十七号

（以下天然記念物は省略）

② 指定説明

名　　称　：　斎尾廃寺跡

指定基準　：　史跡三　社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

指定説明　：　（昭和10年史跡指定時説明文）大字齋尾ノ原野ニ在リ東西ニ相對セル二個ノ土壇上ニハ各安山岩ノ礎石ヲ存シ、西方ハ塔阯タルコト明カナルヲ以テ東ノモノハ金堂阯ト推定セラル、金堂阯ノ北ニ稍低ク七間四面ト認メラルル礎石ノ配列アリ又金堂阯ノ南ニ中門阯ト認ムベキ土壇ノ一部アリ附近ヨリ周縁ニ雷文ヲ繞シタル蓮華文ノ鐙瓦、忍冬唐草ヲ配シタル宇瓦並ニ鴟尾ノ破片ヲ發見シ奈良朝ニ於ケル法隆寺式伽藍ノ遺阯ト認メラレ山陰地方稀有ノモノナリ

（昭和31年特別史跡指定時説明文）大字斉尾にあり、東西に相対して二箇の土壇が存し、西方は塔跡で、東方は金堂跡と認められる。塔跡には四天柱礎・側柱礎とを存し方３間で一辺約21尺と推定せられ金堂跡も礎石の配列によって５間に４間の堂宇のあったことが推定せられる。金堂跡の北に７間に４間の堂宇を思わしめる礎石の配列があり講堂跡と認められる。又金堂跡の南に中門跡と推察せられる土壇の一部が存する。寺域より鐙瓦、宇瓦並びに鴟尾の破片等が発見されている。

この寺跡は奈良時代に属するものと認められるが堂塔の配置に所謂法隆寺式伽藍の形式を示しており、殊に塔跡・金堂跡・講堂跡の保存は良好でよくその遺構を示し、わが国におけるこの時代の寺跡としてきわめて顕著であり学術上の価値が特に深い。

指定地域　：　鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字上斉尾996番50、996番44、996番45、996番72

指定面積　：　3,455㎡（公図による）

所有関係　：　琴浦町有地953㎡、国有地（文化庁）2,502㎡　（平成28年10月現在）

指定範囲　：



図 2-1　特別史跡の指定範囲

２－２　史跡大高野官衙遺跡の指定内容

2-2-1　指定に至る経緯

大高野遺跡は、鳥取県琴浦町大字槻下字大高野ほかに所在し、礎石が現存するなど、周知の埋蔵文化財包蔵地として知られていた。昭和55年(1980)12月、土地所有者から東伯町教育委員会（現琴浦町教育委員会）に対して大高野遺跡地内の山林を果樹園にしたいとの申し出があった。そこで、町教育委員会は町文化財保護委員会に諮り現地視察を行った。その結果、開発予定地の地表面には礎石が列をなして遺存しており、付近に遺構の存在が予想されたため、その重要性から遺跡の保護対策を講じる必要がある旨を土地所有者に説明し、了解を得た。その後、両者が協議を重ね、礎石群の分布範囲及び建物の性格を明らかにするために発掘調査を実施することとなった。そして、東方40ｍの畑地にも８個の礎石が確認され、関連する建物跡の存在が推定されることから、遺跡の性格を把握するため、その地点も含めて、昭和56年度に調査（第１次調査）を実施した。この調査では、礎石建物３棟、掘立柱建物１棟、掘立柱塀２条などの遺構を検出した。礎石建物は総柱建物で高床倉庫とみられ、本遺跡が八橋郡（やはしぐん）における郡衙正倉跡である可能性が指摘されるに至った。

その後、昭和60～62年度（第２～５次調査）の範囲確認調査では、方形区画溝の確認によって遺跡の中心部が確定されることとなった。

平成３・４年度(1991・1992年度)には、この方形区画内における開発予定地の調査（第６次調査）で８棟の礎石建物が検出され、その重要性から土地所有者の協力を得て、調査地が含まれる地番の土地を町が公有化し現状保存することとした。

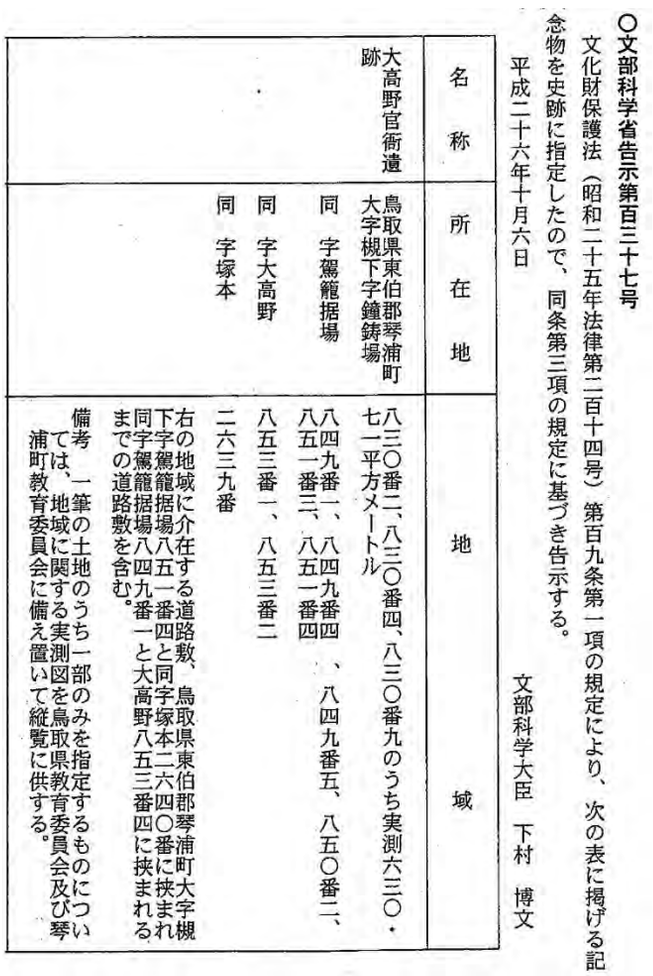
平成８年には南辺区画溝の南方の開発予定地（大高野遺跡地内）の調査（第７次調査）を実施したが、官衙関連の遺構は検出されなかった。

平成14・15年度には国史跡指定に向けて遺跡の内容確認調査（第８・９次調査）を実施した。これら９次にわたる調査の結果、整然と並ぶ高床倉庫群や外周区画溝、炭化穀類などが検出された。これらの調査成果から、大高野遺跡の方形区画部分は、古代八橋郡の郡衙（郡家）の正倉院と考えられ、遺構も良好な遺存状態にあることから、重要な遺跡として、平成26年10月に大高野官衙遺跡の名称で国の史跡に指定された。

2-2-2　指定内容

①　指定告示

大高野官衙遺跡の史跡指定に関わる官報告示は以下の通りである。



○文部科学省告示第百三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
大高野官衙遺跡	鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字鐘鋳場	八三〇番二、八三〇番四、八三〇番九のうち実測六三〇・七一平方メートル
同	字駕籠据場	八四九番一、八四九番四、八四九番五、八五〇番二、八五一番三、八五一番四
同	字大高野	八五三番一、八五三番二
同	字塚本	二六三九番

備考　右の地域に介在する道路敷、鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字駕籠据場八五一番四と同字塚本二六四〇番に挟まれ同字駕籠据場八四九番一と大高野八五三番四に挟まれるまでの道路敷を含む。

一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鳥取県教育委員会及び琴浦町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

②　指定説明

名　　称　：　大高野官衙遺跡

指定基準　：　史跡二　都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明　：　大高野官衙遺跡は、鳥取県の中央部、標高 40m前後の丘陵緩斜面地に立地する遺跡で、古代においては伯耆国の中央部に位置する八橋郡に所在する。遺跡の西方約 350mのところに白鳳期創建の寺院跡である特別史跡斎尾廃寺跡がある。

この遺跡の調査は、昭和 56 年まで遡る。土地所有者から果樹園にする申請があったため、東伯町（現琴浦町）教育委員会が現地を踏査したところ、礎石が列をなしていることが明らかとなり、炭化米が確認されたことから、八橋郡の正倉あるいは郷倉と推測された。その後も、当該地付近で土地改良事業や農地転用計画などの計画がもちあがり、調査が行われた結果、昭和 56 年に調査した地点の西側には南北棟の総柱礎石建物、東西棟の総柱礎石建物、総柱掘立柱建物などを検出し、遺跡の西部に建物が南北方向に整然と並んでいることが明らかとなった。建物の規模は礎石建物においては桁行４間、梁行３間、床面積 81 ㎡のものが最大で、続

いて 50 ㎡程度のもの、そして 35 ㎡程度のものとなる。また、礎石建物の下層には掘立柱建物が存在することが確認され、掘立柱建物から礎石建物への変遷も確認できる。これらの建物群を囲むように、丘陵の北・東・南辺の溝が確認され、溝は幅３～4.5m、深さ 0.7～1.3mである。

こうした調査の結果、北・東・南を溝によって区画され、西側は自然地形によって区画された、南北 105m、東西 130m以上の長方形に近い敷地内に、企画性をもって整然と並ぶ総柱礎石建物 11 棟、総柱掘立柱建物５棟、側柱掘立柱建物７棟と掘立塀３条を検出した。礎石の中には被熱痕を残すものも認められる。

これらは、次のような３段階の変遷をたどったものと考えられる。すなわち、Ⅰ期が三方を溝で区画され掘立柱建物主体で構成された段階、Ⅱ期はⅠ期の区画を踏襲し総柱礎石建物主体で構成された段階、Ⅲ期は区画が東に拡張され掘立柱建物主体で構成された段階と考えられる。掘立柱塀については遺跡の中央部からⅠ期あるいはそれに先行する遺物が出土していることからⅠ期に先行する初期官衙に伴う区画である可能性があるものの、検出された建物方位が東偏するものに移り変わって行く傾向があることを踏まえると、Ⅲ期より新しい可能性も残され、時期の確定は現状ではできない。出土遺物は、須恵器や土師器があり、Ⅰ期は７世紀末から８世紀中葉、Ⅱ期が８世紀後葉から９世紀前半、Ⅲ期が９世紀後半に比定される。

この遺跡は倉庫令に記されている防湿に適した台地上に立地し、総柱の高床倉庫が建て替えによって踏襲されながらも整然と並んでおり、穀物収蔵施設である正倉の姿を具体的に示すものである。また、礎石に火災と考えられる被熱痕があることと焼米の存在は、正倉の火災との関係を示唆するものである。このように、確認された遺構は八橋郡衙（郡家）の正倉の可能性が高く、古代国家の地方支配の実態を具体的に知る上でも重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』平成 26 年９月 612 号 文化庁文化財部監修 第一法規、下線部分修正）

指定地域 ： 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字鐘鋳場 830 番 2、830 番 4、830 番 30、同字駕籠据場 849 番-1、849 番-4、849 番-5、850 番-2、851 番-3、851 番-4、同字大高野 853 番 1、853 番-2、同字塚本 2639 番
同字駕籠据場 851 番地 4 と同字塚本 2640 番地に挟まれ同字駕籠据場 849 番-1 と同字大高野 853 番 4 に挟まれるまでの道路敷きを含む

指定面積 ： 27,671.15 ㎡（公図による）

所有関係 ： 琴浦町有地 27,341.15 ㎡、槻下村（浦安財産区）330 ㎡（平成 28 年 10 月現在）

指定範囲　：

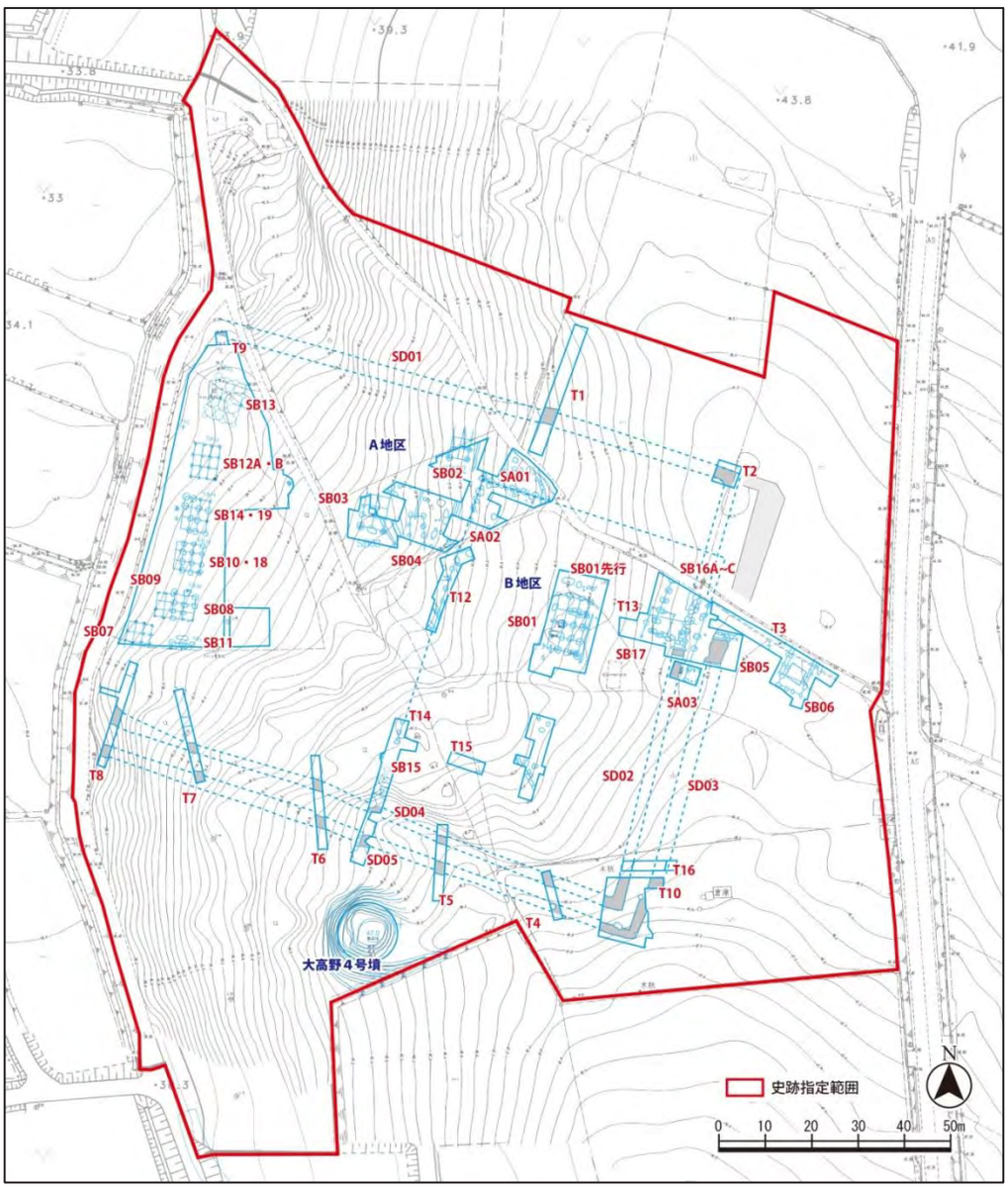


図 2-2　史跡大高野官衙遺跡の指定範囲

第３章　特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡を取り巻く環境

３－１　琴浦町の町勢

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、倉吉市には約20km、県庁所在地の鳥取市には約60km、米子市には約35kmの距離にある。南部は、秀峰大山から連なる山地に囲まれ、北は日本海に面している。町全体は、東西に延びる海岸線を底辺として、南部の山地を頂点とする三角形状を呈しており、その広さは、東西15.2km、南北18.5km、総面積139.88㎢である。

その地勢は、総じて南は大山山麓台地と急峻な山地で、北に向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けている。

海岸線近くの海域は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っている。



図 3-1　琴浦町の位置と広さ等

日本海沿岸部の東西に走る国道９号線沿いは商工業地帯で中心街が連なっている。中部は県下有数の生産・販売高を誇る農業地域である。南部は大山滝、伯耆の大シイ、船上山などで知られる風光明媚な中山間地で、多くの観光客が訪れる地域となっている。丘陵地帯は、普通畑（樹園地・牧草地以外）、樹園地として利用されているほか、山林資源も豊富である。

両史跡がある低丘陵部では、地形や地質を活かした農畜産業が営まれており、県の特産品の二十世紀梨、生鮮野菜、芝の栽培、畜産・酪農が盛んである。中でも芝生は黒ボク土壌※という細かな土質に恵まれて質が高く、全国的なシェアを誇っている。

近年は山陰自動車道の開通により交通アクセスが向上し、災害被害が少なく暮らしやすい町としての魅力が高まっている。本町の人口は18,053人（平成28年(2016)７月１日現在）、世帯数6,465世帯であるが、人口減少がみられ、高齢化率も34.30％と高い。

※黒ボク土壌：風化した火山灰と有機物が集積した、保水性と透水性に富んだ土壌で、黒い表層をもちホクホクしていることから「黒ボク土」と呼ばれる。

３－２　自然環境

3-2-1　気候

鳥取県は典型的な日本海型気候に属しており、中国山地と大陸の影響による季節風及び日本海の対馬海流の大きな影響を受けている。琴浦町周辺地の平均気温は14.6℃（平年値：1981～2010年の平均、観測地：大山町塩津）と比較的温暖で、春から夏にかけては好天が多く、冬季は山間部を中心に積雪がみられる。降水量は約1,780㎜と多い。特に南部の大山周辺は豪雪地帯であり、最深積雪が300cmを超えた年（2012年、大山観測所）もある。なお、両史跡が所在する沿岸部では、12月から３月にかけて10cm以上の降雪をみる（観測地点：倉吉）。年間積雪合計は161cmで、県西部の米子が133cm、東部の鳥取が214cmと、東部ほど降雪量が多くなるが、両史跡はその中間的な位置にある。

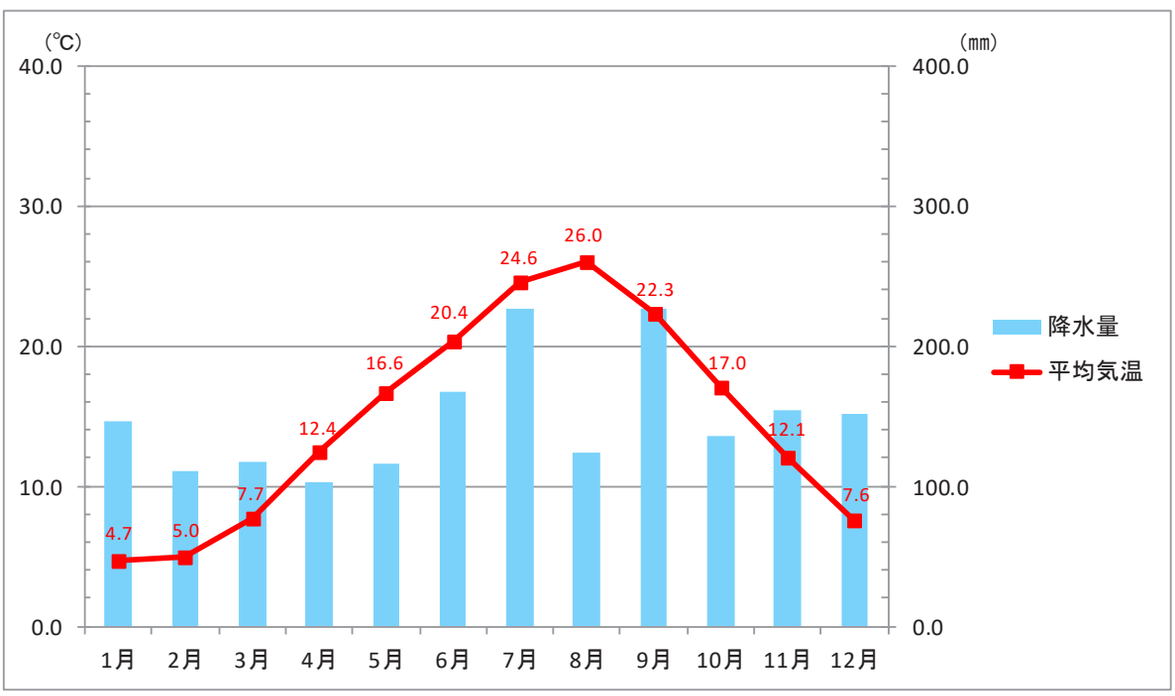


図 3-2　月別平均気温・降水量（1981～2010　観測地：大山町塩津）

3-2-2　地形・地質

琴浦町は、烏ヶ山（からすがせん）を扇頂として北に広がる細長い扇状形を呈する。南部は秀峰大山から連なる山地に囲まれ、総じて大山山麓台地と急峻な山地であり、船上山（標高 687m）、その南方に勝田ヶ山、甲ヶ山、矢筈ヶ山といった 1,000m級の山が南北に連なって大山山系を形成している。これら山系は、古期大山の火山活動による溶岩流がもとになって形成されたデイサイト※である。船上山の東側山腹には、屏風岩と呼ばれる柱状節理をもつ溶岩壁が 100m以上の急崖をなす。大山主峰の南にそびえる烏ヶ山は、新期大山の火山活動によって噴出された溶岩円頂丘（溶岩ドーム）の一つで、デイサイトからなる。これら山系の北麓には、火山火砕流・軽石・火山灰などの堆積した広大な段丘を含む裾野面が広がっている。

中部以北は北に向かって緩やかに傾斜する地形で、北流する加勢蛇（かせち）川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けている。

鳥取県では、沖積層を除く地域一帯の地表面には、薄い軽石層を含むローム層が広く分布している。これは火山噴出物のうち溶岩を除く降下火砕物や土・砂等からなる堆積層で、琴浦町や北栄町等には、このローム層の上部に黒ボク土の堆積がみられる。

町域の東・西には、大山を源として日本海に向かって放射状に流れ下る加勢蛇川、勝田川があり、上流では深い渓谷や滝となり、下流域では肥沃な扇状地を形成している。特に加勢蛇川の上流では深い峡谷となり、源流部の地獄谷の大山滝をはじめとして多くの滝がみられる。

両史跡が所在する地は、加勢蛇川の東岸の中位段丘にあたる。段丘上には埋没谷の痕跡を留める比高 10m程の低地が加勢蛇川と並行して南北方向に２筋みられる。周辺一帯は上記の黒ボク土で広く覆われており、高燥で水持ちの良い特質を活かして芝や果樹が栽培されている。

※デイサイト：火山岩の一種。かつては石英安山岩と呼ばれていたが、石英を含まないものが多いため、現在ではデイサイトと呼ばれている。

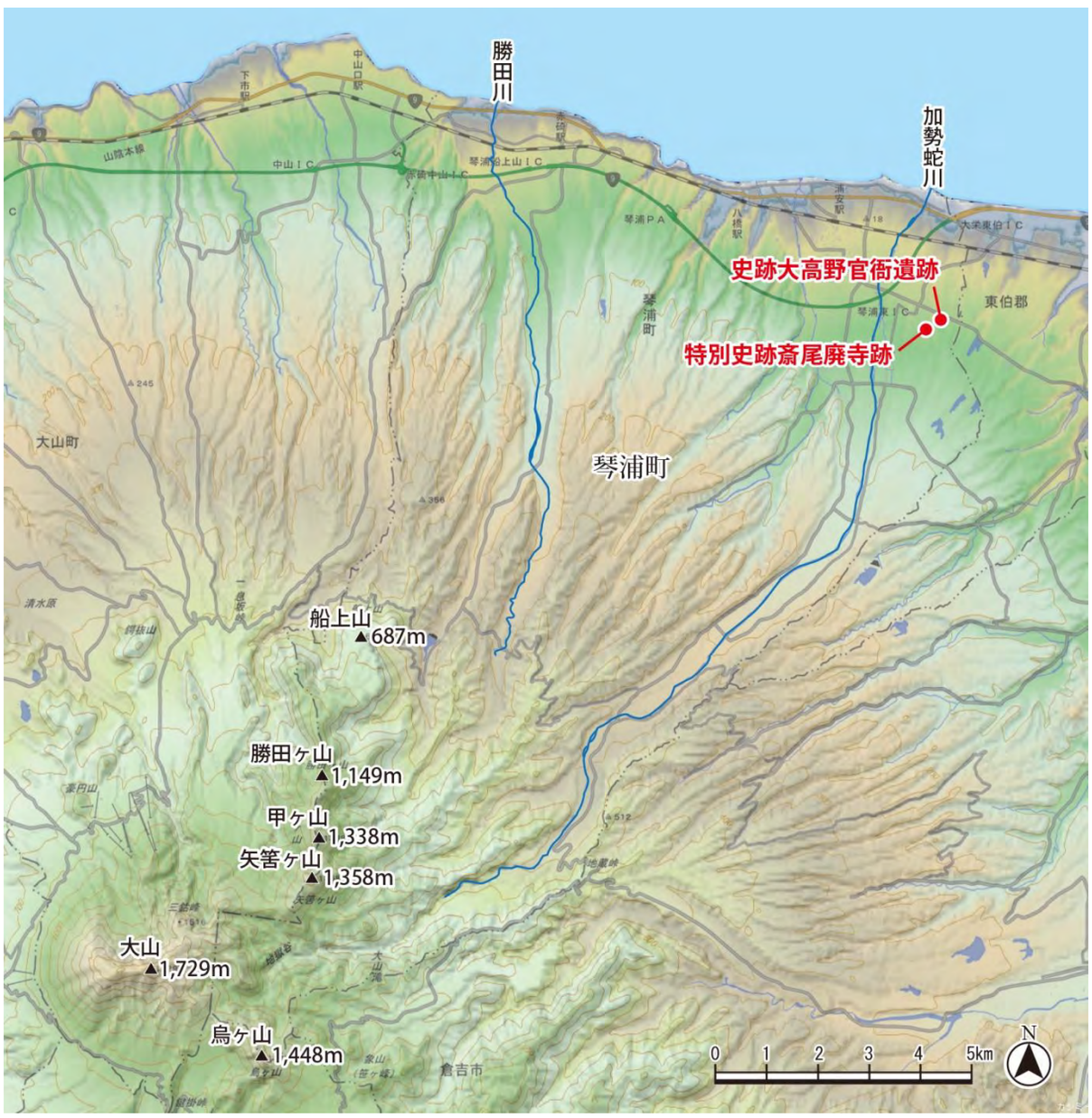


図 3-3　琴浦町の地形・水系

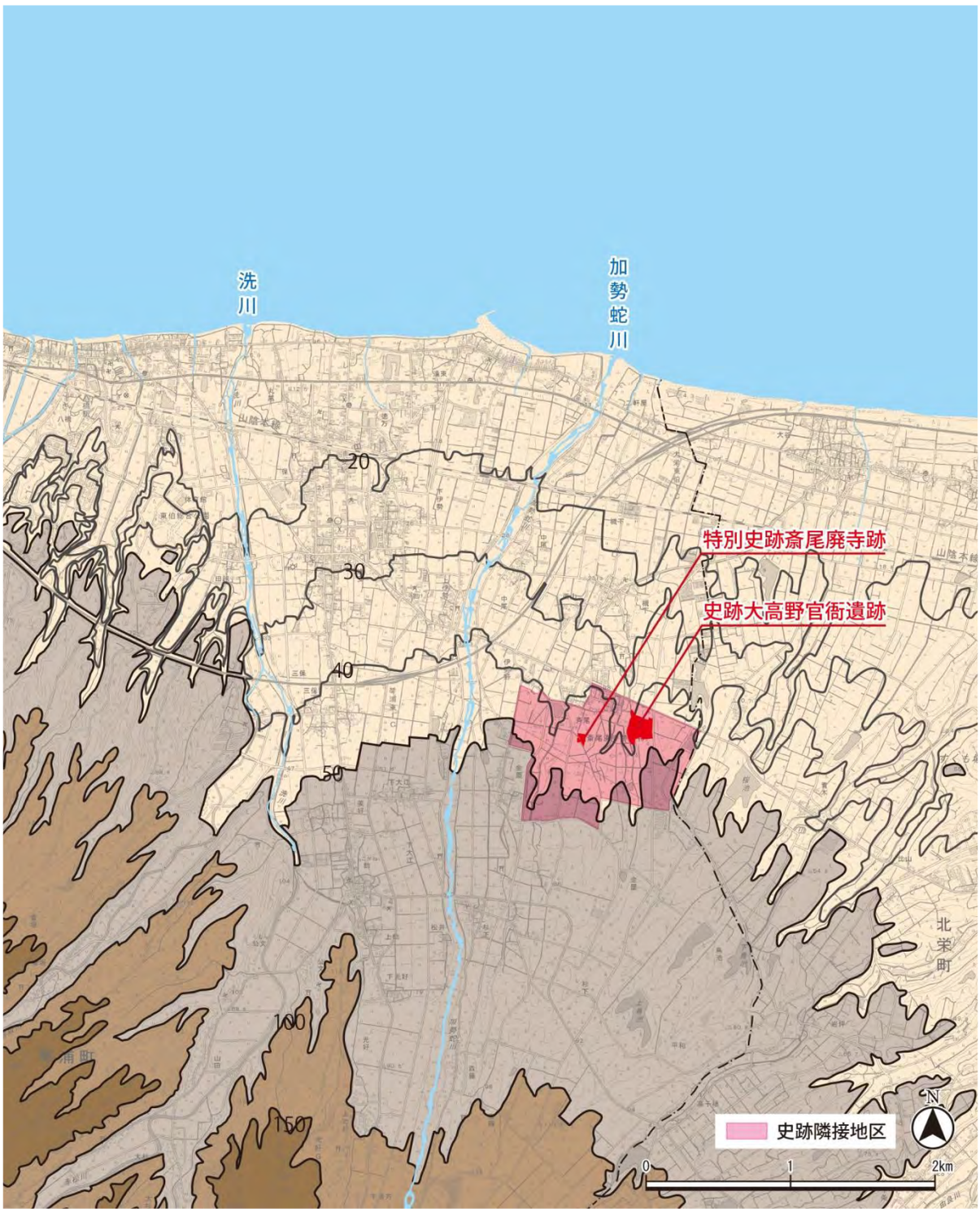


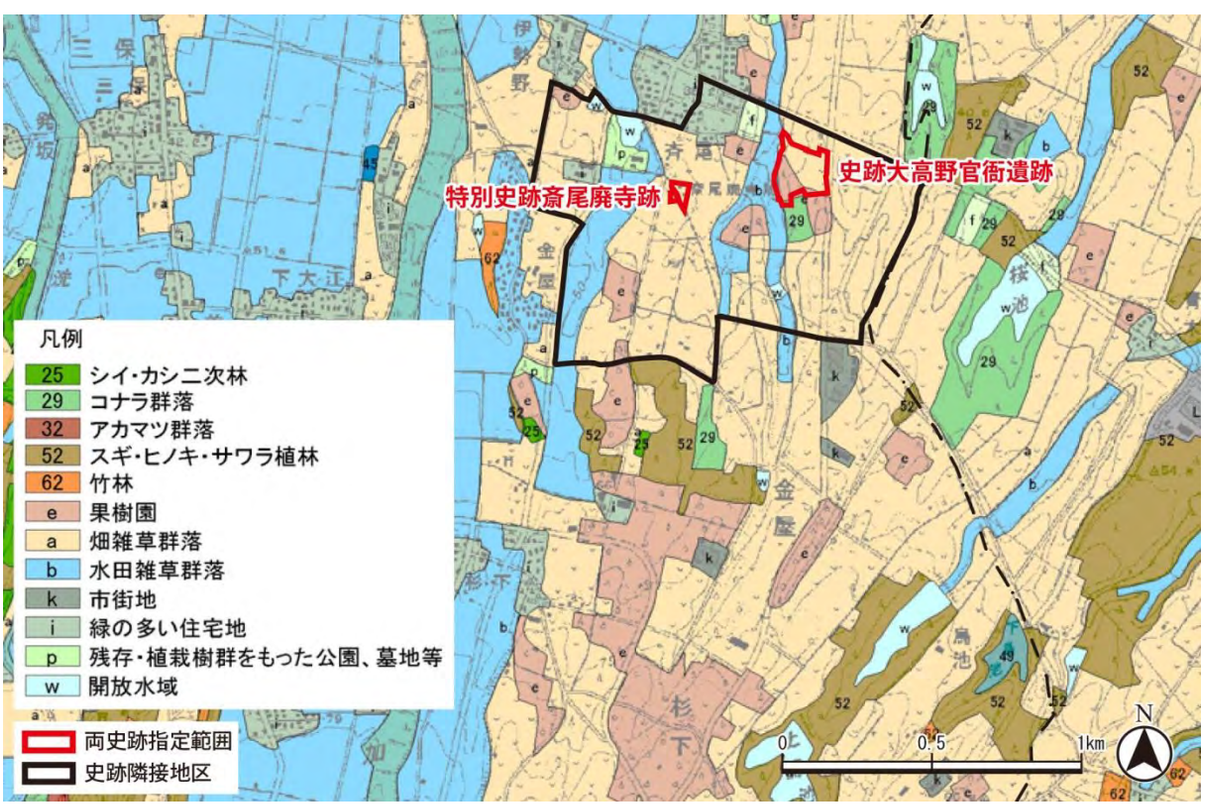
図 3-4　両史跡周辺の標高

3-2-3　植生

琴浦町は南部の大山山系を形成する高山地帯から北部の海岸部に至る町域を有しているため、海抜は０～1,450ｍの範囲に及び、ブナクラス域自然植生※・代償植生※、ヤブツバキクラス域自然植生・代償植生からなる多様な植生が見られる。南部の高山地帯は、落葉広葉樹のブナやミズナラ、リョウブ等からなるブナクラス域の自然植生であるクロモジ-ブナ群集が広くみられる。特に船上山周辺ではクロモジ-ブナ群集をはじめとして、ブナクラス域自然植生のケヤキ群落、クリ・ミズナラ群集、ヤブツバキクラス域自然植生のウラジロガシ群集、イヌシデ-アカメガシワ群落など、自然植生を中心に様々な植物がみられる。

両史跡は、大山山系の裾野から沿岸部にかけての地域に含まれる。この地域は、古くから人々の生活の場として利用されていたこともあり、自然林はほとんど見られずヤブツバキクラス域の代償植生からなる。両史跡がある加勢蛇（かぜち）川東岸は、大半は畑地や果樹園として開墾されており、植生としては薪炭林の名残とみられるコナラ・クリ等からなるコナラ群落が点在している程度である。なお、町内に点在する社寺には、古くから護り伝えられてきた樹木が巨木・大径木として残っている。春日神社のスダジイ（国天然記念物「伯耆の大シイ」）は、全国有数の巨木で樹齢千年と推定されている。この巨木をはじめ、転法輪寺の大イチョウなど県天然記念物５件、船上神社の大スギなど町天然記念物７件が指定文化財として保護されている。この他、町指定の天然記念物には、海岸風衝地に成立する自然植生で、日本海沿岸北限地として篦津（のつ）海岸に自生するハマヒサカキの群落があり、両史跡周辺では槻下神社の社叢も、里部に残る貴重な自然性の照葉樹林として指定されている。（指定天然記念物の名称・位置は、3-4-4①指定等文化財参照）

※自然植生：本来のその土地に生育する植生
※代償植生：人間活動の影響により置き換えられた植生



（1/25,000植生図「伯耆浦安」GISデータ（環境省生物多様性センター）を使用し、凡例等を一部加工したものである（http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html）

図 3-5　両史跡周辺の植生

３－３　歴史的環境

3-3-1　古墳時代以前の様相

旧石器・縄文時代　大山町の豊成叶林遺跡や門前第２遺跡において、AT火山灰層より下層で、石器製作跡が確認されている。琴浦町では、松ヶ丘と槻下の２地点で尖頭器、三林遺跡でサイドスクレーパー、笠見第３遺跡で舟底形細石刃石核が見つかっている。

縄文時代の早・前期では、松ヶ丘遺跡(1)※、森藤第１・２遺跡(2)、上伊勢第１遺跡(3)などで土器片が出土している。中期では、井図地中ソネ遺跡(4)、井図地頭遺跡(5)などで土器が散見される。後期では、森藤第２遺跡で、石囲炉をもつ竪穴建物が布勢式の精製・粗製土器、土器片錘、土偶とともに検出されている。また、南原千軒遺跡(6)では、土偶や中津式段階の竪穴建物が見つかっている。

※本文中の遺跡名後ろの括弧内の番号は、図3-9遺跡分布図の番号に対応

弥生時代　前期前葉では上伊勢第１遺跡、三保第１遺跡(7)、井図地頭遺跡などで土器が出土し、前期後葉では中尾第１遺跡(8)で配石墓・土坑墓、三保第１遺跡で集石遺構が発見されている。中期では、中尾第１遺跡、上伊勢第１遺跡で小規模な集落が営まれているほか、墓ノ上遺跡(9)、別所女夫岩峯遺跡（別所古墳群）(10)で木棺墓が検出されている。その他、南原千軒遺跡で玉作関連遺物が出土している。中期後葉から古墳時代初頭にかけて、特に後期後葉を最盛期とした集落が丘陵上に大幅に増加する。森藤第１・２遺跡、水溜り・駕籠据場遺跡(11)、大峰遺跡(12)、井図地中ソネ遺跡、三保遺跡(13)、笠見第３遺跡(14)、三林遺跡(15)、中道東山・西山遺跡(16)、久蔵峰北遺跡(17)、福留遺跡(18)などがある。このうち、笠見第３遺跡、久蔵峰北遺跡では、後期後葉段階の玉作工房が検出され、水晶・緑色凝灰岩の管玉未成品や剥片が多数出土している。湯坂遺跡(19)、梅田萱峯遺跡(20)では中期後葉の墳丘墓が検出されており、井図地中ソネ遺跡では、弥生時代終末から古墳時代初めの土坑墓群が溝で区画された状況で見つかっている。

県中部では青銅器が６遺跡で計７点見つかっている。そのほとんどは琴浦町から出土しており、八橋南方丘陵上で扁平鈕Ⅰ式銅鐸が１個、田越南方丘陵上で箱式石棺の下から中細形銅剣が４本、久蔵峰で銅矛１本が出土している。八橋地区を中心とする地域では、銅剣・銅矛・銅鐸のいずれも出土しているという特徴がみられる。

古墳時代　琴浦町の中央部に位置する八橋・別所地区の沿岸部を中心とした丘陵上に、前方後円墳の八橋狐塚古墳(21)（62m）や笠見１号墳(22)（35m）、前方後方墳の笠取塚古墳(23)（別所１号墳：53m）が築造され、町内の古墳としては最大級の大きさを有している。この地区に有力な勢力が存在していたと考えられる。

前期の古墳としては、撥形に開く前方部等の特徴から笠取塚古墳が該当するとされている。中・後期の前方後円墳として、八橋狐塚古墳、笠見１号墳、竜ヶ崎３号墳(24)（21m）がある。その他、群集して築かれた中小規模の円墳群として、大高野(おおたかの)古墳群(25)、塚本(つかもと)古墳群(26)、斉尾(さいのお)古墳群(27)、公文古墳群(28)、竜ヶ崎古墳群(29)、別所古墳群、箆津(のつ)古墳群(30)、坂ノ上古墳群(31)、梅田古墳群(32)などがある。また、後期以降、従来の竪穴系の埋葬施設のほか、横穴式石室も採用される。

斎尾廃寺跡・大高野官衙遺跡の所在する加勢蛇(かせち)川流域には、大高野古墳群、塚本古墳群、斉尾古墳群のように小規模な円墳が群集して築かれているが、前方後円墳はまったく認められない。

また、槻下古墳群(33)、塚本古墳群、大高野古墳群、斉尾古墳群の石室形態は、大法３号墳(34)や三保６号墳(35)の竪穴系横口式石室と呼ばれる特異な構造と同じ系譜上にあり、洗川・加勢蛇川流域では石室の形態を同じくする集団が存在していたことを示している。大高野３号墳では金銅製耳環・青銅製鈴・鉄刀・刀子などが、槻下６号墳（代代１号墳）では金環・鉄刀などが副葬されていた。

山田１号墳(36)や出上岩屋古墳(37)の切石積石室は終末期の様相を示す。

古墳時代の集落としては、丘陵上には三保遺跡、井図地中ソネ遺跡、笠見第３遺跡、八橋第８・９遺跡(38)、松谷中峰遺跡(39)、別所中峯遺跡(40)などがあり、低地部には中尾第１遺跡、上伊勢第１遺跡、三保第１遺跡、逢束第２遺跡(41)などがある。

3-3-2　古代の様相

①　主要遺跡からみた古代八橋郡の様相

琴浦町は、古代には伯耆国八橋郡に属していた。この時期には、西部の八橋・別所地区の沿岸部にかわって、東部の加勢蛇川右岸域が当郡の中心地となっていたと考えられる。加勢蛇川右岸から約１㎞東の低丘陵上には、広大な下斉尾１号遺跡(46)があり、その中央北部に斎尾廃寺跡(42)が所在する。白鳳期創建の寺院で、初期の仏教文化の姿を最も良く残し、伽藍地の一部が山陰では唯一の国の特別史跡に指定されている。県内の古代寺院の多くが法起寺式伽藍配置を採用しているのに対し、斎尾廃寺は法隆寺式を採っている。塑像片・仏頭・鴟尾・鬼瓦が出土するほか、創建期の軒丸瓦には紀寺式、軒平瓦には法隆寺式系統のものがあり、畿内と結びついた有力豪族がその造営に中心的な役割を果たしていたと推察される。範囲確認調査で寺院地の四方を区画するとみられる溝が検出されている。この調査で出土した遺物から、７世紀後半から９世紀代までは存続していたと考えられる。

斎尾廃寺跡から200～400ｍ西方に位置する伊勢野遺跡(43)は、やや大型の掘立柱建物を中心とする集落が見つかっており、寺院の壇越や郡司層など有力豪族との関わりも考えられる。

斎尾廃寺跡の東側丘陵上に位置する大高野遺跡(44)では、７世紀末から９世紀頃の礎石建物を含む総柱高床倉庫群、倉庫群を囲繞する外周区画溝、祭祀土坑などが検出されている。この溝で囲まれた倉庫群は、その規模・構造や建物配置の特徴などから八橋郡衙の正倉と考えられ、その正倉地区（正倉院）を主体とした範囲が大高野官衙遺跡(45)として国史跡に指定されている。大高野遺跡の周辺には八橋郡衙のその他の主要施設も存在していた可能性が高い。

斎尾廃寺跡の北側には下斉尾官衙遺跡がある。斎尾廃寺跡指定地の北北東約250ｍ辺りの所で、８世紀後半から９世紀代の大型の掘立柱建物と溝が検出され、官衙と推定された遺跡である。この溝は官衙の北東隅を区画する大溝で、斎尾廃寺の寺院地の北側に官衙施

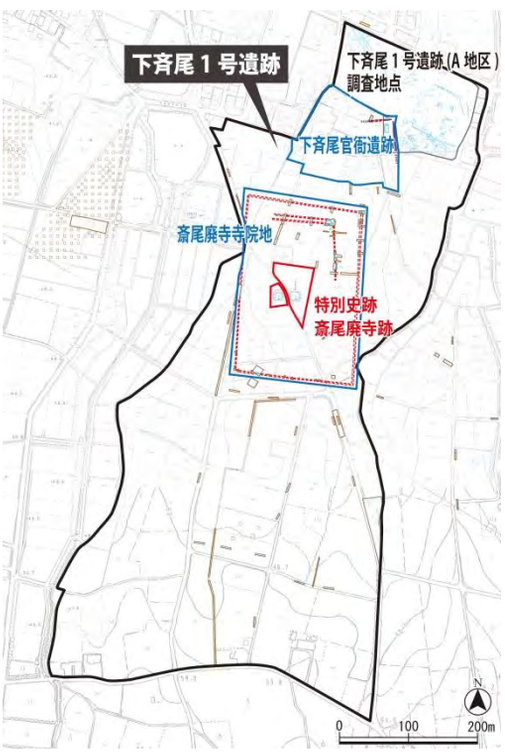


図 3-6　下斉尾１号遺跡内の主要遺跡

設が設けられていたことを示している。現段階では郡庁や館とは断定できないものの、大高野官衙遺跡との位置関係、建物規模、区画溝の構造等からみて、八橋郡衙の主要な施設である可能性が高い。

この下斉尾官衙遺跡の北方（下斉尾１号遺跡（Ａ地区））では、平行して延びる３条の溝が検出されている。これらは道路側溝と考えられる。９世紀前半の遺物が出土している。

これらの斎尾廃寺跡・大高野遺跡等の所在するエリアでは、斎尾廃寺や正倉が造営される前には、古墳時代後期に小規模な古墳群が形成されている程度である。八橋郡地域のうち大型の前方後円墳が顕著に見られるのは琴浦町西部のエリアであり、古墳時代前・中期の豪族の本拠地はこの西部エリアに存在したと考えられる。したがって、斎尾廃寺や八橋郡衙は、こうした古墳時代前期以来の有力な豪族の本拠地からは離れた場所に存在している。しかし、斎尾廃寺や八橋郡衙の立地場所については、そうした旧来の豪族本拠地を避ける形で選ばれたのか、または、加勢蛇川右岸を本拠とする新興勢力の本拠地が選定されたのか、あるいは、八橋郡地域西部エリアを拠点としていた旧来の勢力が加勢蛇川右岸に新たな拠点を設けるようになり、その新拠点の一角が選択されたのかなど、その造営に至る過程や背景については不詳であり、今後の検討課題である。

大高野遺跡の東隣りの水溜り（みずたま）・駕籠据場（かごすえば）遺跡では、掘立柱建物を主体とする集落が見つかっている。また、北西方向に延びる道路側溝かとみられる溝２条も検出されており、郡衙に向かう官道であった可能性もある。琴浦町域内では、後述するように旧八橋町内に「清水屋敷」等の地名が残り、その地が古代山陰道の清水駅家と推定されている。下斉尾１号遺跡や水溜り・駕籠据場遺跡は、伯耆国府からこの清水駅家推定地に向かうルート上に位置する。

このほか、斎尾廃寺跡から南南西約3.1㎞に位置する大法に古瓦出土地がある。寺院跡と考えられている遺跡であるが、詳細は不明である。その他、旧篦津（のつ）郷内には、３×３間の総柱掘立柱建物や、畿内の影響を受けた７世紀末から８世紀の土師器が見つかっている八幡遺跡(47)がある。

条里地割は、槻下地区内では確認されていないが、加勢蛇川の西側と洗川の扇状地で確認されている。

平安時代では、上伊勢第１遺跡で規格性のある畠跡が見つかっている。丘陵上の中道東山・西山遺跡では小規模な鍛冶工房が検出され、集落内の鉄器生産の様相をうかがうことができる。笠見第３遺跡、三林遺跡では専用の蔵骨器を用いた火葬墓が検出されている。また、金屋経塚(48)、上法万経塚(49)が築かれ、当該期に末法思想が広まっていたことを示している。

②　文献史料にみえる古代の八橋郡

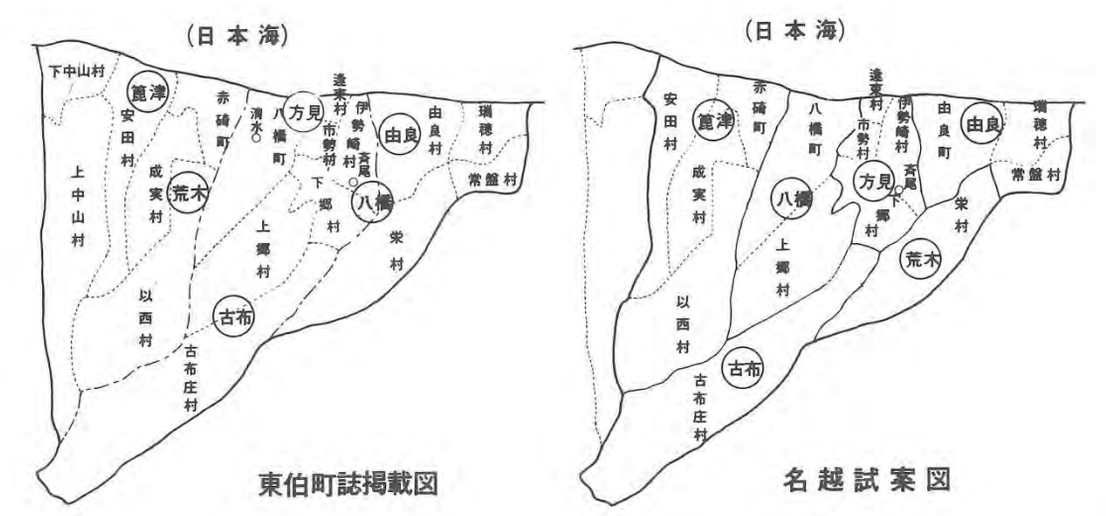
古代の八橋郡に関する文献史料は、『続日本後紀』承和８年(841)閏９月28日の条と、『三代実録』貞観３年(861)６月９日の条にみえる程度である。『続日本後紀』には「伯耆国八橋郡人陰陽博士正六位下春苑宿禰玉成母曽禰連家主女姉妹男女等一烟。改二本居一貫二 - 附右京三条一坊一。」とある。この記事の春苑宿禰玉成は、承和３年４月１日に「伯耆国人陰陽師宍人首玉成賜二姓春苑宿禰一。国牽天皇第一皇子大彦命苗裔也。」とみえる人物であり、同年４月に遣唐大使藤原常嗣の一行に加わり入唐し、承和６年８月に帰国している。『三代実録』には、「伯耆国八橋・汗入・会見・日野四郡、去年九月遭二水災一。百姓被レ損害多。詔、復優二箇年一。」と記されている。

八橋郡に関しては、他に『延喜式』や『和名類聚抄』、『小右記』などに郡郷名と牧の記載がみられる。それらによると、八橋郡は「夜波志」と訓じられ、方見・由良・荒木・古布・八橋・篦津（のつ）の６郷から構成され、「古布野牧」と「八橋野牧」が所在していた。八橋郡の郡域は郷の比定地など

から、現在の琴浦町全域と旧大栄町（現北栄町）の範囲にあたると考えられている。

郷のうち由良郷は琴浦町の東に接する北栄町の由良宿、篦津郷は旧赤碕町の篦津をそれぞれ遺称地とする。また、古布郷は加勢蛇（かせち）川上流域の古布の地名が伝わる琴浦町古長付近に比定されている。斎尾廃寺跡が位置する槻下（つきのした）周辺を含む郷については、八橋郷とする説と方見郷とする説がある。前者は、八橋郡衙の所在地を斎尾廃寺跡付近に考え、郡名を冠する八橋郷に郡衙が置かれたと想定したものであるが、現在、槻下から遠く西に離れた旧八橋町に八橋の地名が存在しており、この点で難がある。一方、後者は、槻下を含む旧伊勢崎村に隣接する上伊勢村に方見神社が所在することなどから旧伊勢崎村周辺を方見郷に比定する説である。方見神社は天照皇大神など10柱を祭神とし、江戸時代には伊勢大神宮と呼ばれていたと伝わる。奈良時代に勧請されたとの伝説があるが詳細は不明である。幾度かの火災や尼子氏・南条氏による再建の伝承を有し、中世文書や鎌倉時代に遡る木造随身立像（鳥取県保護文化財）などを所蔵する古社である。なお、荒木郷の遺称地は伝わっていないが、郷名の記載順から由良郷の南、旧栄村（現北栄町）とする説がある。

「古布野牧」は『延喜式』兵部省「諸国牧」の項に見え、「八橋野牧」は『小右記』に「伯耆八橋野牧五疋」と記されている。前者は、地名などから旧古布庄村に、後者は琴浦町金屋に残る「八橋野」の字名からこの辺りに比定されている。また、旧八橋町内に分布する「清水屋敷」・「清水裏」・「清水前」は山陰道の清水駅の所在地と推定されている。



（『伊勢野遺跡群予備調査報告書』1979 東伯町教育委員会より）

図 3-7　八橋郡の郷の位置比定比較

3-3-3　中世以降の様相

①　中世

琴浦町の南西部は大山の峻険な外輪山連峰が南北に連なり、稜線が町境となっている。連峰の北東端に標高687ｍの船上山が位置する。この山は、伯耆国の武士名和長年・長重兄弟が、元弘３年(1333)、配流先の隠岐国を脱出した後醍醐天皇を奉じて幕府軍と戦った舞台として『太平記』

などに記されている。山頂は比較的広い平坦地をなし、大山に続く南の尾根以外の三方が断崖絶壁という地形である。地元の記録などでは、和銅年間(708～715)に赤衣上人によって草創された霊場と伝えられ、室町時代には本浄院や龍蔵院など13の寺坊があり船上山智積寺と号していたという。この智積寺は、16世紀末頃には山上から転身し麓の竹内（琴浦町竹内）に移る。山上には土塁に囲まれた方形区画が20あまり存在する。寺坊跡と推定される遺構であるが、一帯は船上山行宮跡(50)として国史跡に指定されている。

古代に創建されたとの伝承をもつ寺院には、加勢蛇(かせち)川上流域の別宮に位置する転法輪寺がある。『民経記』紙背文書の仁平元年(1151)９月の条に「最勝寺末寺伯耆国転法輪寺」とある寺院である。最勝寺は鳥羽天皇の御願寺として知られている。今の転法輪寺は天台宗に属し、承和年間(834～848)慈覚大師の草創と伝え、空也上人が天禄２年(971)に当寺で入滅したと伝える。鎌倉初期の木造阿弥陀如来立像（県保護文化財）と江戸初期の木造空也上人像（県保護文化財）が伝わる。

斎尾廃寺跡の北に位置する槻下(つきのした)集落には、堀と土塁を方形にめぐらす槻下館跡(51)（町指定史跡）が所在する。鎌倉時代の館跡と推定され、『伯耆民談記』には「岩野弾正が居城」と記すが、詳細は不明である。琴浦町光に所在する南原千軒遺跡でも方形居館跡と考えられる遺構が発見されている。12世紀後半と推定され、大溝で区画する敷地内に掘立柱建物が整然と配置されており、大量の鉄滓が出土している。また、田越の井図地頭遺跡でも平安時代末の方形区画溝が検出されており、方形居館跡の可能性が考えられている。

戦国時代には、琴浦町域は出雲の尼子氏、安芸の毛利氏、湯梨浜町の羽衣石城を本拠とする南条氏などの争乱の場所となる。中でも八橋城(52)は、毛利氏の武将吉川元春が、因幡や東伯耆に進出する上方勢（羽柴秀吉）と対戦する際の前進基地的な役割を果たしていた。天正11年(1583)以降の上方と毛利氏との領土確定において、八橋郡をはじめ東伯耆の三郡は南条氏の領地となるが、八橋城は吉川氏がそのまま領することになった。

このほか、宝篋印塔と宝塔の特徴を併せ持った独特の石造塔が旧赤碕町を中心に分布する。赤碕塔(53)と呼ばれ、鎌倉時代末から室町時代に属するもので、地域色が強い石塔であり、注目される存在となっている。

②　近世

慶長５年(1600)の関ケ原合戦後、南条氏は改易、吉川氏は周防国岩国に転封される。かわりに中村忠一が駿河国から移封され伯耆一国を領した。忠一は米子城に入り、東伯耆の押さえとして八橋城を叔父の中村一栄に預ける。ところが、慶長14年(1609)に忠一が急死し中村家は断絶、伯耆国は米子・八橋・黒坂の小大名領と幕府領の倉吉に細分される。このとき、八橋城には市橋長勝が２万１千石で入封し八橋郡を領するが、元和２年(1616)には越後三条（新潟県）に転封となる。翌元和３年、姫路城主池田光政が転封により鳥取城に入り因幡・伯耆の二カ国を領するが、15年余りで岡山城主の池田光仲との国替えとなる。寛永９年(1632)、鳥取城に入った光仲は、藩内の重要な町場である米子町（米子市）・倉吉町（倉吉市）・松崎町（湯梨浜町）・八橋町（琴浦町）・浦富町（岩美町）を重臣（着座家）が直接治める「自分手政治※」に委ねた。八橋町を預かった津田氏（7,000石）は、廃城となっていた八橋城の麓に陣屋を構え、幕末に至るまで領した。

八橋郡には「元禄郷帳」では103ヵ村が所在し、村高の合計は28,625石余りとなっている。年貢を納入する藩倉が由良（北栄町由良宿）・大塚（琴浦町逢束）・赤崎（琴浦町赤碕）と海岸部を東西に走る伯耆街道沿いに設けられている。

幕末、鳥取藩は海岸防備のため９ヵ所の台場を築くが、八橋郡内には由良と赤崎の藩倉近くにそれぞれ台場を設けた。このうち赤崎台場跡(54)は半円形の平面プランを呈しており、国史跡鳥取藩台場跡の一つに含まれている。

八橋郡内の主要な交通路には、鳥取町と米子町を結ぶ伯耆街道と、倉吉町から八橋町に至る八橋往来とがある。前者は米子往来とも呼ばれ、海岸近くを通る主要な街道で、八橋郡内では大塚と赤崎に宿駅機能が設けられていた。八橋往来は倉吉往来とも呼ばれ、倉吉から国分寺・下米積・下種・岩坪・上伊勢・金市を経て八橋に至る。岩坪から上伊勢間は大高野遺跡を横切り、地元では「とのさん道」と呼ぶ。この八橋往来は、伯耆国分寺（倉吉市）の南限溝に並行し、伯耆国庁跡（倉吉市）を横断し、起伏が続く久米ケ原丘陵を縦断しており、古代の山陰道ルートと重なると想定されている。倉吉から八橋を経由し米子に至る主要な道路だが、起伏が激しいためか倉吉から由良に至る往来も盛んに利用されている。なお、伊能忠敬の第八次測量隊が、文化10年閏11月14日（西暦1814年１月５日）に、上伊勢から倉吉間の八橋往来沿いを測量している。

※自分手政治：鳥取藩の藩内統治策。藩城がある鳥取以外の重要拠点である米子・倉吉・松崎・八橋・浦富の五町においては、家老職に補せられる「着座」の家筋のものに町政が委ねられていた。

③　近代・現代

明治２年(1869)に、米子･倉吉･松崎･八橋･浦富の自分手政治は廃止され、明治４年の廃藩置県に伴う国郡制廃止によって伯耆国は消滅し、旧伯耆国は旧因幡国等とともに鳥取県に所属することとなった。その後、明治９年に鳥取県は島根県に併合されたが、明治14年に鳥取県として再置された。

廃藩置県直前の明治４年には、４月に制定された戸籍法に伴い、旧来の町村の区域を単位としない「区」が制定され、翌年にはその区域を受け継いだ大区小区制に移行した。大区の区域は元禄郷帳(1701)や天保郷帳(1834)にみられる旧来の郡域と一致し、八橋郡地域は第11大区１～７小区に編成されたが、明治11年の郡区町村編制法によって旧の郡名・村名に復した。郡役所は汗入郡と合同で赤崎村に置かれたが、明治14年に河村郡・久米郡両役所と合併して、郡役所は久米郡倉吉町に置かれることとなった。八橋郡は明治初年当時は108村を数えたが、明治政府による積極的な合併の奨励により市町村制制定直前には85村となり、明治21年の町村制に伴い八橋郡地域では19村が成立した。その後、明治23年に郡制が制定され、鳥取県では明治29年４月１日より実施され、八橋郡は河村郡・久米郡と合併して東伯郡となり、八橋郡名は消滅した。

明治33年３月27日には町制が施行され、赤崎村の要望により赤崎村は赤碕町となった。

戦後になって昭和29年(1954)２月１日を期して八橋町、浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村が合併して東伯町が発足した。また、昭和29年１月１日を期して赤碕町、成美村、安田村、以西村が合併して新生の赤碕町が発足した。

その後、平成の町村合併により、平成16年(2004)９月１日を期して、赤碕町と東伯町が合併して琴浦町が発足した。



図 3-8　琴浦町の沿革

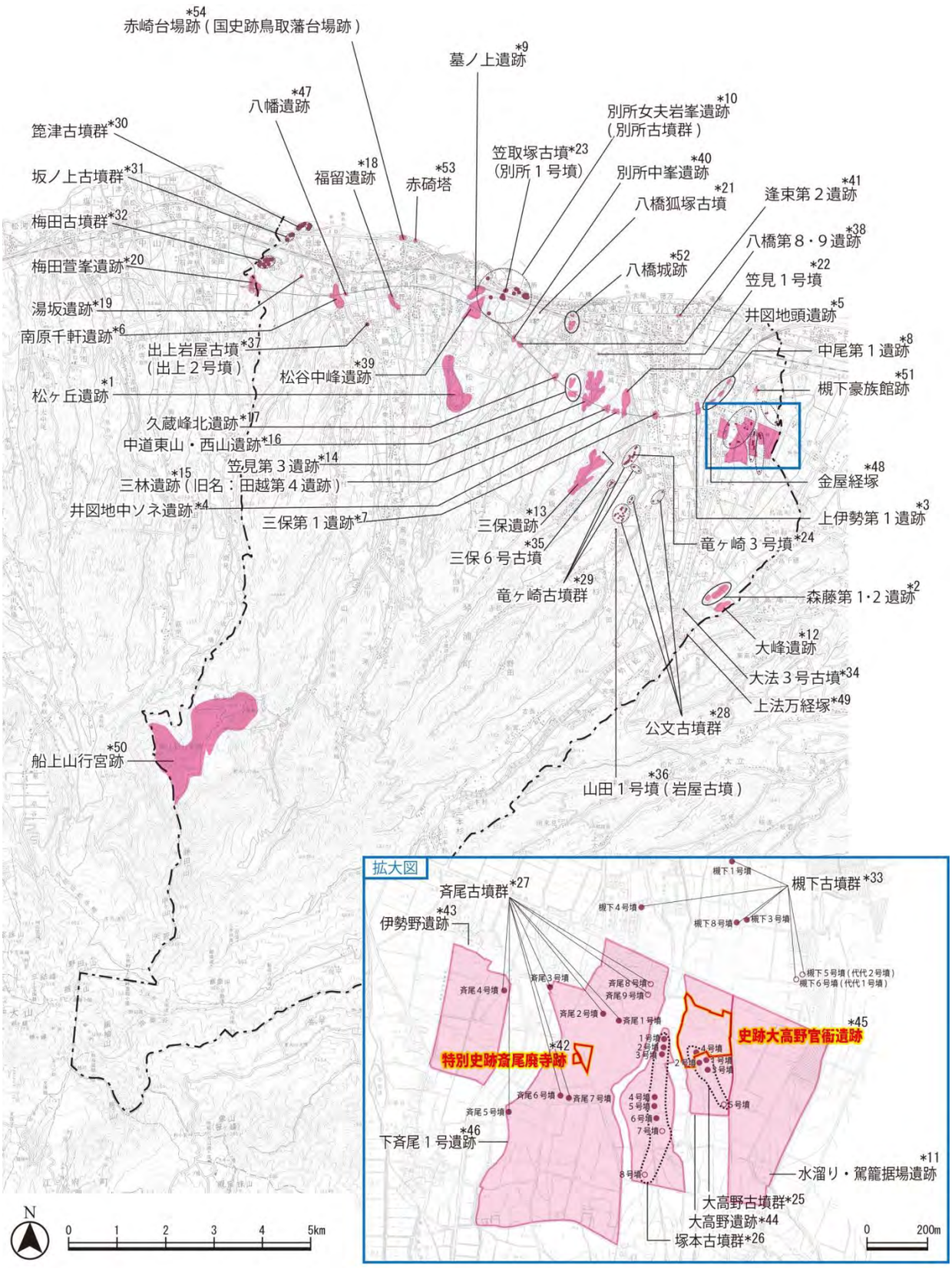

*54 赤崎台場跡（国史跡鳥取藩台場跡）
*9 墓ノ上遺跡
*47 八幡遺跡
*10 別所女夫岩峯遺跡（別所古墳群）
笆津古墳群*30
*23 笠取塚古墳（別所１号墳）
坂ノ上古墳群*31
*18 福留遺跡
*53 赤碕塔
*40 別所中峯遺跡
*41 逢束第２遺跡
梅田古墳群*32
*21 八橋狐塚古墳
*38 八橋第８・９遺跡
梅田萱峯遺跡*20
*52 八橋城跡
*22 笠見１号墳
湯坂遺跡*19
*5 井図地頭遺跡
南原千軒遺跡*6
出上岩屋古墳*37（出上２号墳）
*8 中尾第１遺跡
*39 松谷中峰遺跡
*51 槻下豪族館跡
松ヶ丘遺跡*1
久蔵峰北遺跡*17
中道東山・西山遺跡*16
笠見第３遺跡*14
三林遺跡*15（旧名：田越第４遺跡）
*48 金屋経塚
井図地中ソネ遺跡*4
三保第１遺跡*7
*13 三保遺跡
*3 上伊勢第１遺跡
*35 三保６号古墳
竜ヶ崎３号墳*24
*29 竜ヶ崎古墳群
*2 森藤第１・２遺跡
*12 大峰遺跡
大法３号古墳*34
上法万経塚*49
*28 公文古墳群
船上山行宮跡*50
*36 山田１号墳（岩屋古墳）
拡大図
槻下１号墳
槻下古墳群*33
斉尾古墳群*27
槻下４号墳
*43 伊勢野遺跡
槻下８号墳
槻下３号墳
槻下５号墳（代代２号墳）
槻下６号墳（代代１号墳）
斉尾３号墳
斉尾８号墳
斉尾９号墳
斉尾４号墳
斉尾２号墳
斉尾１号墳
*45 史跡大高野官衙遺跡
*42 特別史跡斎尾廃寺跡
斉尾６号墳
斉尾７号墳
斉尾５号墳
*46 下斉尾１号遺跡
*11 水溜り・駕籠据場遺跡
大高野古墳群*25
大高野遺跡*44
塚本古墳群*26
N
0 1 2 3 4 5km
0 200m

図 3-9　遺跡分布図

３－４　社会的環境

3-4-1　土地利用と景観

琴浦町の土地利用は大きくは地形条件により異なり、大山山系に連なる南部は山林・原野に、両史跡が含まれる裾野から海岸部にかけては農地・宅地として利用されている。総面積に占める割合では、山林が60%、畑と田がそれぞれ11%、宅地が３%となっている。宅地は、河川に沿って形成された扇状地の平野部や、日本海沿岸部に形成されている。円錐形に近い大山の頂部へ向かって高度と傾斜を増す地形であるため、北の海岸部から大山に向かって求心性のある景観をなし、山麓から北に向かっては広大な景観が展開している。

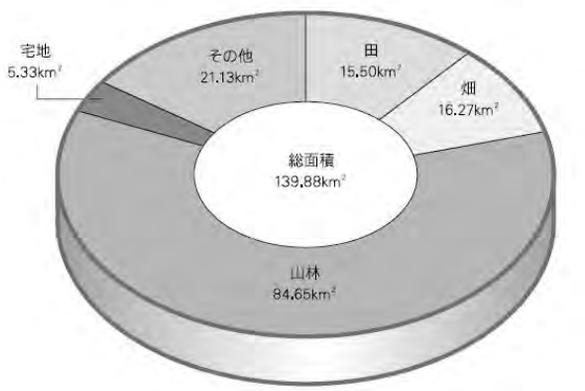


図3-10　平成22年(2010)の土地利用状況

大山山麓に広がる黒ボク地帯の中でも、特に両史跡周辺では黒ボク土壌に適した芝の生産が盛んであり、両史跡がある槻下地区は鳥取芝の生産発祥の地で、現在も琴浦町における芝の中心的生産地帯となっている。また、この地域では、鳥取県の特産品である梨等の果樹、埋没谷の痕跡を留める帯状の低地では稲も栽培されている。このように両史跡周辺は琴浦町を代表する農業地帯であり、小高い段丘面一帯には芝畑が緑の絨毯状に広がり、果樹園や水田がパッチ状に点在するのどかな牧歌的田園景観を形成している。また両史跡の北側の県道151号（倉吉東伯線）沿線周辺には新旧の住宅地もみられる。


JR浦安駅周辺の宅地


大山山系と大山山麓に広がる農地・里山林


海岸部の礫浜


両史跡周辺の芝畑・果樹園の景観

3-4-2　交通体系

北部の日本海沿岸には、国道９号と JR 山陰本線が東西に並行して通っている。平成 23 年(2011)に開通した山陰自動車道「東伯・中山道路」（無料区間）は、国道９号と併走するバイパスとして広域幹線道の役割を果たしている。

町域内には、両史跡へのアクセス口となる琴浦東インターチェンジ（IC）と、南の大山方面への連絡口となる琴浦船上山 IC の２つの IC があり、町の特産品などを販売する物産館を併設した琴浦パーキングエリア（PA）も整備されている。これらの国道９号と山陰自動車道を基幹道路として、これに県道及び町道が接続し町内各所を結ぶ道路網を形成している。

広域道路網では、東伯・中山道路開通に続き、平成 25 年には赤崎中山 IC－名和 IC 間が開通し、琴浦町から島根県出雲市方面まで高速道路が繋がった。また、同年には中国自動車道へ接続する鳥取自動車道が全線開通するなど、広域アクセスが向上している。



図 3-11　琴浦町の交通網

両史跡周辺の交通としては、史跡隣接地北側に県道151号（倉吉東伯線）が東西に通っており、この道路が両史跡への最寄りのアクセス道となっている。この倉吉東伯線は江戸時代には八橋往来と呼ばれ、海岸沿いを走る伯耆街道とともに主要な交通路であった。斎尾廃寺跡の西方約1.3km地点には山陰自動車道の琴浦東ICがある。平成28年(2016)には、この琴浦東ICと国道９号とを結ぶバイパスとして県道44号（主要地方道東伯野添線）の整備が完了した。沿岸部を通る国道９号と県道44号との分岐点から県道44号・県道151号を経て斎尾廃寺跡に至るまでの距離は約3.2km、大高野官衙遺跡までは約3.4kmであり、また、国道９号から県道204号経由で斎尾廃寺跡に至る距離は約3.6kmと、広域アクセスは良好である。なお、史跡最寄りのJR駅は浦安駅で、斎尾廃寺跡から直線距離で約３kmの地点にある。



図 3-12　両史跡周辺の交通網

3-4-3　上位関連計画

①　ことうらまちづくりビジョン　―第２次琴浦町総合計画―

この計画は、町がどのようなまちづくりを進めていくのか、町が目指すべき将来像を示すまちづくりの指針として、また一体性をもった計画的な町政の運営及び推進のための重要な指針として、町の最上位の方針として位置づけるもので、平成29年(2017)３月に策定した。計画期間は平成29年度から平成33年度の５年間で、少子高齢化と人口減少を本町の喫緊の課題とし、地方創生に重点を置き、平成27年に策定した『琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略』と連動して取り組むものとなっている。

ことうらまちづくりビジョン

〇琴浦町が目指す将来像

「みんなが輝く住みよいまち　～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウライフ～」

〇まちづくりの基本理念（姿勢）

・「地域資源を生かした豊かなまち」

・「安全で安心して暮らせるまち」

・「にぎわいと活力に満ちた共生のまち」

この将来像の実現のため５つの基本テーマが掲げられており、両史跡に関連するのは以下の項目である。

基本テーマ１：地域の宝である子どもを産み育てやすいまちづくり

ふるさとを愛する教育の充実―「地域の歴史・芸術・文化、食育を通じて子どもの頃からふるさとのすばらしさを認識できるようにすることで、ふるさとへの関心と誇りを育て」る。

基本テーマ３：ふるさとの魅力を誇り、生き生きと輝くひとづくり

豊かな自然と文化を生かした観光振興―「恵まれた自然環境や歴史、文化など本町の地域資源を守り継承するとともに文化財保護に努め、その活用を推進するため」、「町全体の自然や歴史遺産の活用のあり方を検討し、その魅力をさらに高めることで特色ある観光振興を図」る。

このように地域に根ざした教育を充実させることにより、子どもたちに地域の歴史や魅力を伝えるとともに、地域の魅力向上、観光振興の一助とすることを目指すうえで、斎尾廃寺跡や大高野官衙遺跡の保存と活用によって両史跡の魅力をさらに高めていくことが求められる。

②　琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標等を踏まえ、琴浦町の特性を活かした「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を目指すもので、「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」の３つの視点から一体的に取り組むものである。計画の期間は平成27年度から平成31年度の５年間としている。

琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略

琴浦町の将来像：ひとが輝き　まちが輝く　コトウライフの創生

基本テーマ１：コトウラで育む

基本テーマ２：コトウラで創る

基本テーマ３：コトウラで輝く

基本テーマ４：コトウラに根づく

地方創生の実現に向けて総合戦略における目標と具体的施策をテーマごとに策定しているが、両史跡の保存活用に関連する具体的取り組みとしては以下の点を抽出することができる。

・学校教育におけるふるさと学習の充実（あいラブ琴浦）

［基本テーマ１重点項目４　ふるさとを愛する教育の充実より］

・町内文化的財産を活用した観光振興

［基本テーマ３重点項目１　コトウラで輝く・豊かな自然と文化を活かした観光振興より］

・地域におけるまちづくり活動の推進

［基本テーマ３重点項目３　協働によるまちづくりより］

これらの取り組みは、自然環境や歴史などの特色ある地域資源を守り活用することで、特色ある観光の振興やふるさとへの愛着の醸成を図るものであり、両史跡の保存活用もこうした戦略と連携して推進する必要がある。

③　東伯都市計画区域都市計画マスタープラン

平成16年(2004)５月に策定された都市計画のマスタープランで、概ね20年後を見通した都市づくりの基本理念や基本目標及び都市像を示したものである。

このうち両史跡が含まれる農地の土地利用として、以下の方針が掲げられている。

東伯都市計画区域都市計画マスタープラン

○農地及び集落地

都市計画区域内のうち、ほ場整備されたほ場については、区域外と連続性のある優良農地であり東伯の基幹産業を支えるものである。したがい原則として保全を図る。

このように農地を主体とする両史跡隣接地や史跡周辺地域については、都市計画においても農地保全の方向性が示されており、この都市計画に実効性を持たせ、農地の保全と両史跡の保存・活用を両立させることが必要である。

3-4-4　歴史文化遺産と主な文化施設・観光資源

①　指定等文化財

琴浦町は豊かな自然に恵まれた地で長い歴史を刻んできており、その豊かな自然環境と文化・歴史を物語る文化財が今に伝えられている。指定等文化財では、平成28年(2016)４月１日現在で、山陰地方では唯一の特別史跡に指定されている斎尾廃寺跡を含む国指定文化財６件、国登録文化財６件、県指定文化財16件、町指定文化財41件を数える。

国指定文化財では、古代の伯耆国八橋郡における政治・文化の中心地を形成する「特別史跡斎尾廃寺跡」や「史跡大高野官衙遺跡」をはじめとして、鎌倉時代末期に後醍醐天皇が船上山上に建てたとされる仮宮跡「史跡船上山行宮跡」、幕末に鳥取藩が築造した「史跡鳥取藩台場跡」の一つで平成28年に追加指定された「赤崎台場跡」、藩政期に代々庄屋を務めた河本家の住宅で重要文化財に指定された「重要文化財河本家住宅」、「天然記念物伯耆の大シイ」の６件がある。

寺社では、転法輪寺の本堂が国の登録文化財となっている。空也上人ゆかりの寺で、平安時代には伯耆国でも由緒ある有数の寺院の一つであったと推定されており、指定文化財ともなっている多くの寺宝を今に伝えている。また、尼子一族の祈願寺と伝える光徳寺には尼子清定が寄進したという山門（町保護文化財）が残るほか、幕末から明治にかけて、鳥取藩お抱えの宮大工小倉園三郎とその孫平次郎により造営された神崎神社本殿・拝殿の彫刻（県保護文化財）などがある。

そのほか本町域の古墳時代の様相をうかがうことができる文化財として、刳り抜き式の石室入口構造など出雲地方との関係が推察できる出上岩屋古墳（県史跡）や、日本海沿岸部に築かれた本町最大の前方後円墳である八橋狐塚古墳（町史跡）がある。

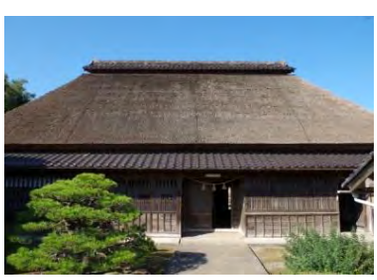
これらの古代から中近世にわたる貴重な文化財、天然記念物・歴史的建造物などは、琴浦町を代表する文化遺産である。



船上山行宮跡（国史跡）



伯耆の大シイ（国天然記念物）



河本家住宅（国重要文化財）



出上岩屋古墳
（県史跡）



神崎神社の拝殿　向背天井の竜
（県保護文化財）



赤崎台場跡
（鳥取藩台場跡：国史跡）



八橋狐塚古墳（町史跡）



転法輪寺本堂（国登録文化財）



光徳寺楼門
（町保護文化財）

表 3-1　琴浦町の指定等文化財

【国指定文化財】

（表の No. は次図の番号に対応）

区分	No.	名　　称	指定年月日	所在地	備　考
特別史跡	1	斎尾廃寺跡	昭和27年3月29日	琴浦町大字槻下	
史　跡	2	船上山行宮跡	昭和7年5月3日	琴浦町大字山川	
	3	大高野官衙遺跡	平成26年10月3日	琴浦町大字槻下	
	4	赤崎台場跡(鳥取藩台場跡)	平成28年3月1日	琴浦町大字赤碕	
天然記念物	5	伯耆の大シイ	昭和12年4月17日	琴浦町大字宮場	春日神社
重要文化財	6	河本家住宅	平成22年12月24日	琴浦町大字箆津	

【国登録文化財】

区分	No.	名　　称	指定年月日	所在地	備　考
有形文化財	1	転法輪寺本堂	平成22年9月10日	琴浦町大字別宮	転法輪寺
	2	塩谷定好写真記念館	平成27年11月17日	琴浦町大字赤碕	登録件数５件

【県指定文化財】

区分	No.	名　称	指定年月日	所在地	備　考
史　跡	1	出上岩屋古墳	平成3年3月26日	琴浦町大字出上	
保護文化財	2	神崎神社本殿	昭和27年9月15日	琴浦町大字赤碕	神崎神社、建造物指定
	3	神崎神社の本殿、神崎神社の拝殿 一、向拝天井の竜 一、木端の獅子その他一切 一、扉	昭和27年9月15日	琴浦町大字赤碕	神崎神社、彫刻指定
	4	赤碕塔	昭和31年5月30日	琴浦町大字赤碕	
	5	木造四天王立像	昭和31年5月30日	琴浦町大字矢下	円応寺
	6	木造空也上人像	昭和31年5月30日	琴浦町大字別宮	転法輪寺
	7	梵鐘	昭和33年11月17日	琴浦町大字竹内	智積寺
	8	木造随身立像	昭和61年4月18日	琴浦町大字上伊勢	方見神社
	9	木造阿弥陀如来立像	昭和63年3月8日	琴浦町大字別宮	転法輪寺
	10	光徳寺文書	平成28年4月26日	琴浦町大字公文	光徳寺
無形民俗文化財	11	三本杉の盆踊	昭和49年10月18日	琴浦町大字三本杉	
天然記念物	12	転法輪寺の大イチョウ	昭和31年5月30日	琴浦町大字別宮	転法輪寺
	13	琴浦町別宮の大イヌグス	昭和31年5月30日	琴浦町大字別宮	
	14	古布庄の大スギ	昭和32年12月25日	琴浦町大字中津原	大正神社
	15	箆津のハマヒサカキ群落	昭和48年3月30日	琴浦町大字箆津	
	16	マテバシイの北限地帯（智光寺の樹叢）	平成元年4月18日	琴浦町大字赤碕	智光寺

【町指定文化財】

区分	No.	名　称	指定年月日	所在地	備　考
史　跡	1	八橋城跡	昭和49年5月1日	琴浦町大字八橋	
	2	狐塚古墳	昭和49年5月1日	琴浦町大字八橋	
	3	槻下豪族館跡	昭和49年5月1日	琴浦町大字槻下	
	4	坂ノ上1号墳	昭和50年6月2日	琴浦町大字箆津	
	5	別所尻古墳	昭和50年6月2日	琴浦町大字別所	
	6	箆津城跡	昭和50年6月2日	琴浦町大字箆津	
	7	山田1号墳	昭和60年1月1日	琴浦町大字山田	
	8	津田家墓所	平成6年6月1日	琴浦町大字八橋	
	9	転法輪寺の古墓群	平成8年1月1日	琴浦町大字別宮	
保護文化財	10	河原地蔵尊	昭和45年2月10日	琴浦町大字赤碕	
	11	分乗寺宝篋印塔	昭和45年2月10日	琴浦町大字西宮	
	12	智積寺の仏像	昭和45年2月10日	琴浦町大字竹内	智積寺
	13	細形銅剣（1口）	昭和49年5月1日	琴浦町大字徳万	
	14	木造四天王立像（2体）	昭和49年5月1日	琴浦町大字槻下	大日堂
	15	楼門（光徳寺山門）	昭和49年5月1日	琴浦町大字公文	光徳寺
	16	空也上人御事蹟絵巻	昭和49年5月1日	琴浦町大字別宮	転法輪寺
	17	木造阿弥陀如来座像	昭和50年6月2日	琴浦町大字赤碕	永福寺
	18	船上山智積寺の版木	昭和53年9月29日	琴浦町大字竹内	智積寺
	19	絹本着色十六善神図	昭和60年1月1日	琴浦町大字別宮	転法輪寺
	20	石造岩船地蔵立像	昭和60年1月1日	琴浦町大字八橋	
	21	文保在銘の石造物	昭和62年7月22日	琴浦町大字山川	
	22	神崎神社境内地施設の棟札と彫刻の下絵	平成2年2月26日	琴浦町大字赤碕	神崎神社
	23	船上山権現社関係の棟札及び木札	平成4年3月27日	琴浦町大字山川	
	24	倉阪神社本殿	平成6年6月1日	琴浦町大字倉坂	倉阪神社
	25	「船上山并寺内分限記」「鳥取藩寄進状」	平成7年3月16日	琴浦町大字竹内	
	26	三面大黒天像	平成7年3月16日	琴浦町大字竹内	
	27	船上山根元記	平成7年3月16日	琴浦町大字赤碕	
	28	木造空也上人入定像	平成8年1月1日	琴浦町大字別宮	転法輪寺
	29	赤碕殿束塚	平成8年6月26日	琴浦町大字赤碕	
	30	赤崎扁額	平成9年11月25日	琴浦町大字赤碕	
	31	永田家文書	平成15年3月28日	琴浦町大字高岡	
	32	逢束古墳(双子塚古墳) 出土の銅鏡(方格規矩鏡)	平成28年2月1日	琴浦町大字徳万	琴浦町歴史民俗資料館
無形民俗文化財	33	逢束盆踊り	平成6年6月1日	琴浦町大字逢束	
	34	以西おどり	平成8年6月26日	琴浦町以西地区	
天然記念物	35	池田家の大イヌマキ	昭和45年2月10日	琴浦町大字宮木	
	36	大熊神社の大ムク	昭和45年2月10日	琴浦町大字高岡	大熊神社
	37	前田氏の大タブ	昭和45年2月10日	琴浦町大字出上	
	38	船上神社の大スギ	昭和45年2月10日	琴浦町大字山川	船上神社
	39	槻下神社の社叢	昭和60年1月1日	琴浦町大字槻下	槻下神社
	40	転法輪寺のムクロジ	昭和60年1月1日	琴浦町大字別宮	転法輪寺
	41	山川谷のカツラ	平成8年1月1日	琴浦町大字三本杉	

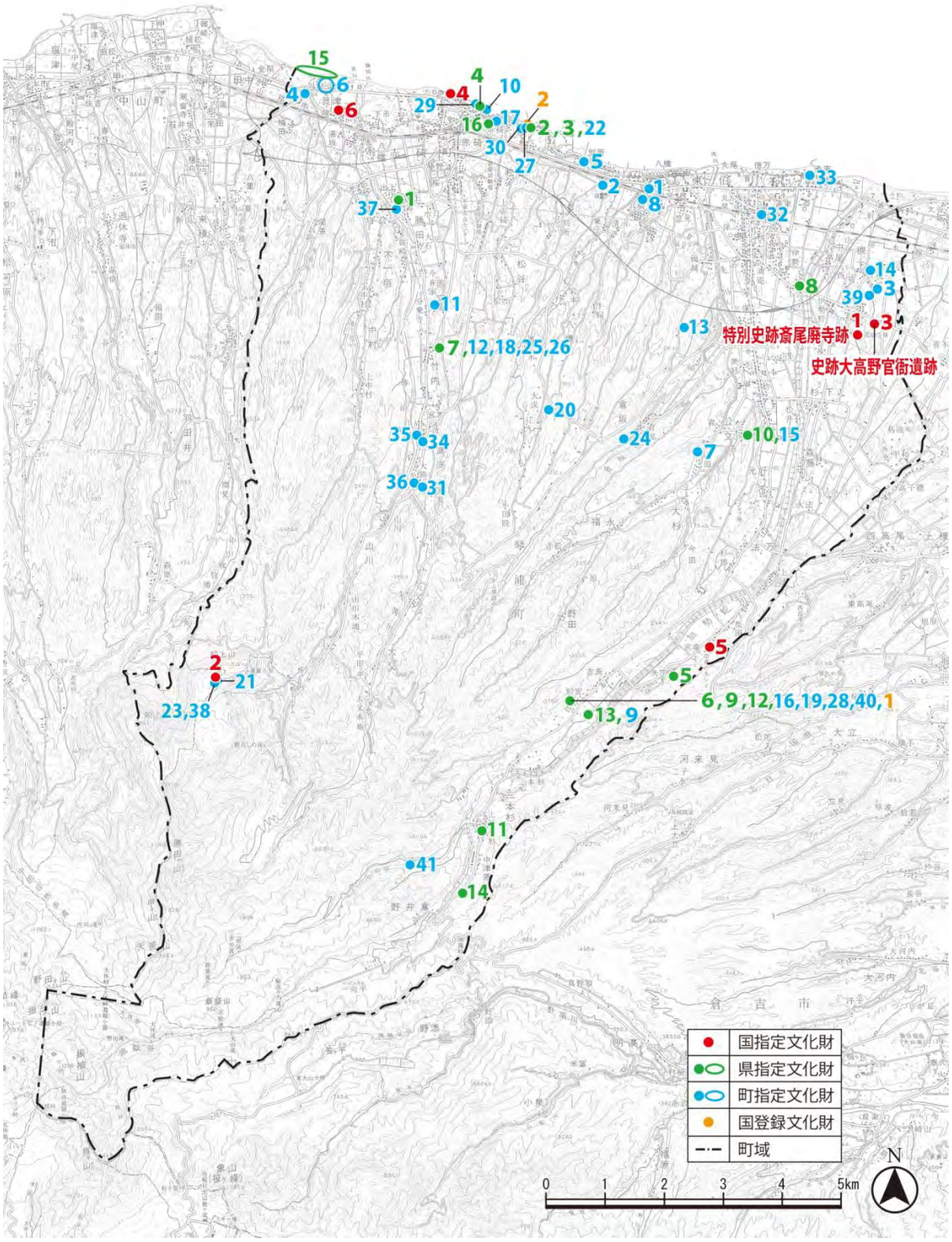


図 3-13　指定等文化財分布図

②　主な文化施設と観光資源等

琴浦町の文化施設としては、琴浦町の歴史や民俗資料を展示・解説する「琴浦町歴史民俗資料館」（琴浦町徳万所在）があり、「歴史資料コーナー」「民俗資料コーナー」「自然資料コーナー」ごとに町の歴史・自然・文化を紹介している。特に琴浦町の歴史については、「斎尾廃寺跡」を中心に展示・解説しており、「斎尾廃寺跡」及び「大高野官衙遺跡」の出土品展示や、斎尾廃寺復元CG映像の視聴コーナーなどがあり、映像を用いてわかりやすく解説している。

斎尾廃寺跡の隣接地には、伊勢崎地区コミュニティ施設「白鳳館」（琴浦町槻下所在）がある。斎尾廃寺をイメージしたデザインで建てられ、地域住民の活動拠点として使われているほか、斎尾廃寺跡から出土した瓦片などの出土品も展示されている。

重要文化財に指定されている「河本家住宅」（琴浦町篦津（のつ）所在）では、家屋・庭園等の公開活用だけでなく、「河本家保存会」を立ち上げ、見学者の受付・案内をはじめ、河本家が所蔵する膨大な古文書や古典籍の保存についての協力、図書館の運営、各種講座の運営などを行っている。日本海を見渡す高台にある日韓友好交流公園内には「日韓友好資料館」（琴浦町別所所在）があり、鳥取県と朝鮮半島との交流の歴史などを解説している。琴浦町の赤碕（伯耆街道）と八橋（八橋往来）には江戸期の宿場町の面影を残す古い町並みが連なる。赤碕には「塩谷定好写真記念館」がある。塩谷定好は国内外に知られた芸術写真の草分け的存在で、その生家である明治初期の商家を改装し、山陰地方の写真を撮り続けた写真家塩谷定好の作品の展示等を行っている。八橋宿は伯耆街道から八橋往来が分岐する地点にあり、酒屋などの伝統的な町並みの中にある「旧中井旅館」は、小泉八雲が新婚旅行で滞在した宿で、現在は町有施設としてイベント等に利用されている歴史的建造物である。

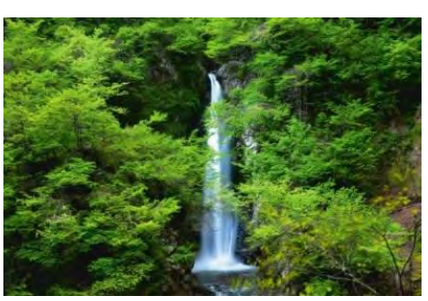
両史跡周辺には、古い歴史をもつ方見神社や槻下神社が鎮守の森とともに鎮座している。

琴浦町の山間部から海岸部に至る広い範囲には、指定等文化財以外の文化観光資源あるいは自然観光資源も多くみられる。

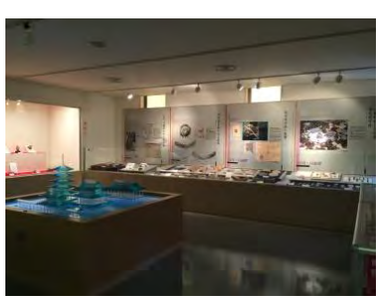
自然観光資源としては大山隠岐国立公園がある。船上山は大山山地の主要部をなし、その火山活動の過程で形成された厚い溶岩台地からなり、末端部では高さ100m以上の柱状節理の断崖が連続する様から屏風岩と言われている。険しい山岳地であるため古くから山岳仏教が栄え、後醍醐天皇による建武の新政の舞台となった地であり、史跡でもある。山頂部には後醍醐天皇の行宮跡碑があり、麓には船上山ダム、屏風岩を流れ落ちる２本の千丈滝、登山口には船上山少年自然の家や船上山さくら祭で賑わう船上山万本桜公園などがある。加勢蛇（かせち）川の源流にはブナの原生林などが生い茂る大山山麓の地獄谷があり、源流を下ると、日本の滝百選に選ばれた大山滝に至る。さらに下ると広々とした平原の一向平（いっこうがなる）となり、キャンプ場などが整備されている。また、赤碕海岸の礫浜は鳴り石の浜として知られている。



船上山



大山滝（加勢蛇川上流）



琴浦町歴史民俗資料館



塩谷定好写真記念館



河本家住宅



白鳳館

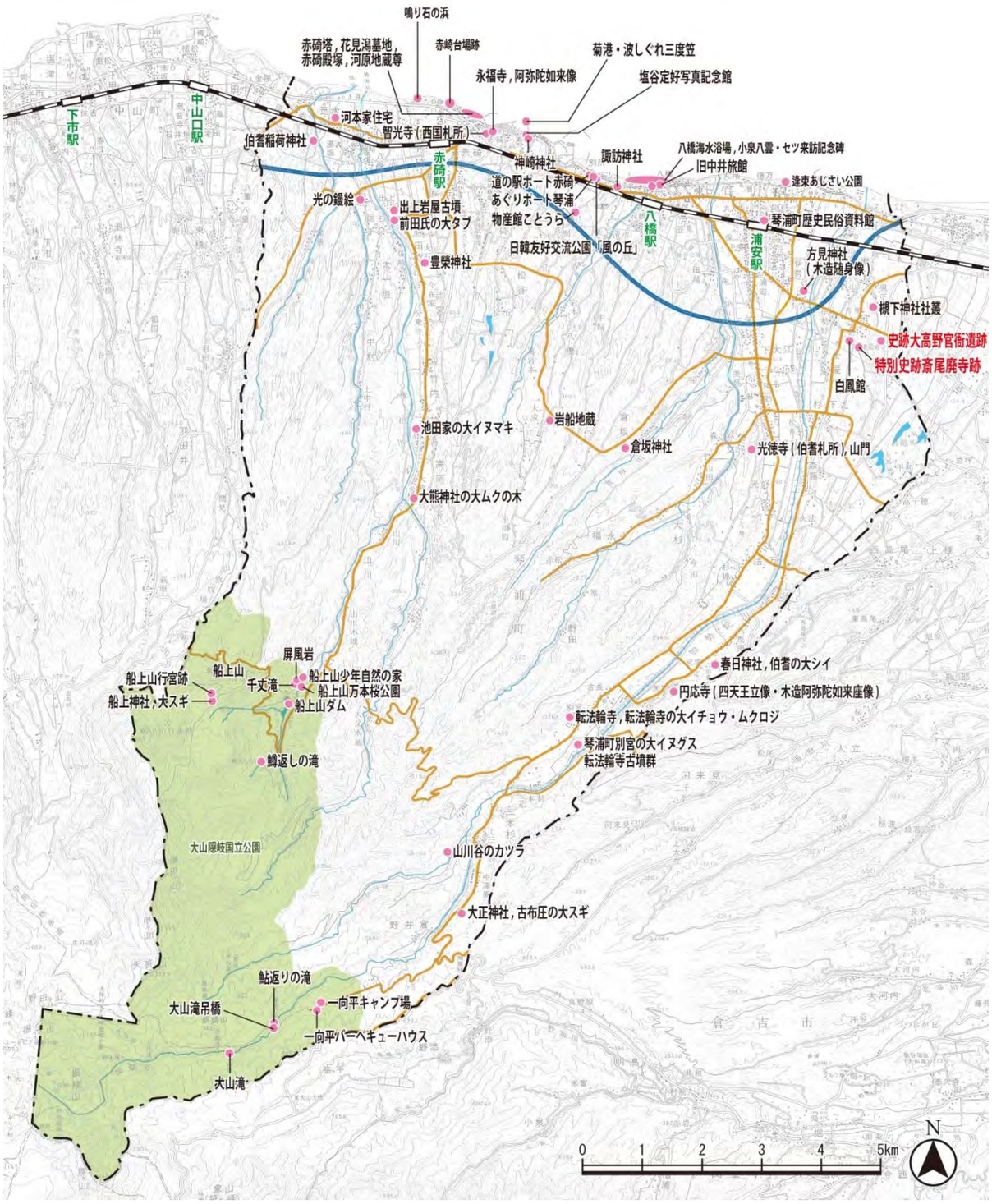


図 3-14　主な文化施設・観光資源等分布図

第４章　両史跡及び関連遺跡の発掘調査概要

４－１　斎尾廃寺跡の発掘調査概要

4-1-1　昭和40年代までの斎尾廃寺跡の調査

①　調査等の経過

斎尾廃寺跡が知られるようになったのは、昭和の初期頃である。当時、鳥取県の依頼により史跡調査を担当していた京都大学の梅原末治氏は、淀江町の倉光清六氏（考古学）から連絡を受け、昭和６年(1931)に斎尾廃寺跡の現地調査を行っている。その成果は『寶雲』（梅原末治1933年）誌上に掲載されおり、塔跡と金堂跡が道を挟んで相対し、南に中門跡らしい隆起が所在すること、講堂跡は確認されていないが法隆寺式伽藍配置であること、出土する古瓦の優秀なことが紹介されている。梅原氏の調査後すぐに、全国の史跡を数多く調査していた上田三平氏が現地を訪れている（上田三平1935年）。その時の斎尾廃寺跡は、「原野中に主部を存し、一部分は桑園となって居る」とあり、金堂跡と塔跡は「比丘尼塚と稱へられ古墳と認められて居った」と記す。その後、昭和８年に当時帝室博物館の監査官補だった石田茂作氏が、鳥取県史跡調査委員木山竹治氏と共に簡単な発掘調査を実施しているが、この発掘調査記録は公表されていない。

斎尾廃寺跡の一部は昭和10年に国の史跡名勝天然記念物に指定された。その範囲は伽藍地の塔・金堂・講堂などが所在する部分にとどまる。その後、昭和17年に「鳥取県に於ける紀元二千六百年奉祝記念事業」の一環として、梅原末治氏によって発掘調査を伴わない再調査が行われ、その成果が発表されている（梅原末治1944年）。それ以降、斎尾廃寺跡に関する調査研究は停滞気味となり、鳥取県教育委員会が『鳥取県文化財報告書』第１集（鳥取県教育委員会1960年）で、また、琴浦町の前身である東伯町が『東伯町誌』（東伯町誌編纂委員会1968年）で、それぞれ紹介している程度である。指定後この段階まで、伽藍地や付属院地内では本格的な発掘調査は実施されていないが、第２章で述べたように、「史跡斎尾廃寺跡」は、昭和27年に「特別史跡斎尾廃寺跡」とされた。

なお、斎尾廃寺跡周辺の土地利用の状況について、上田氏が「原野中に主部を存し、一部分は開墾して桑園となって居る」と紹介しているのに対し、梅原氏は「殆んど拓かれて畑と化した稍々廣濶な墓地上」であり、史跡指定地は「芝地」として保存されていると記している。したがって、昭和10年以降、昭和17年までの間に、史跡指定地には芝を張る一種の整備が行われ、周辺の開墾も進んでいたことがわかる。



昭和６年４月当時の塔跡（南から）
（梅原末治「伯耆伊勢崎村の廃寺跡と其古瓦」『寶雲 第五冊』1933より）

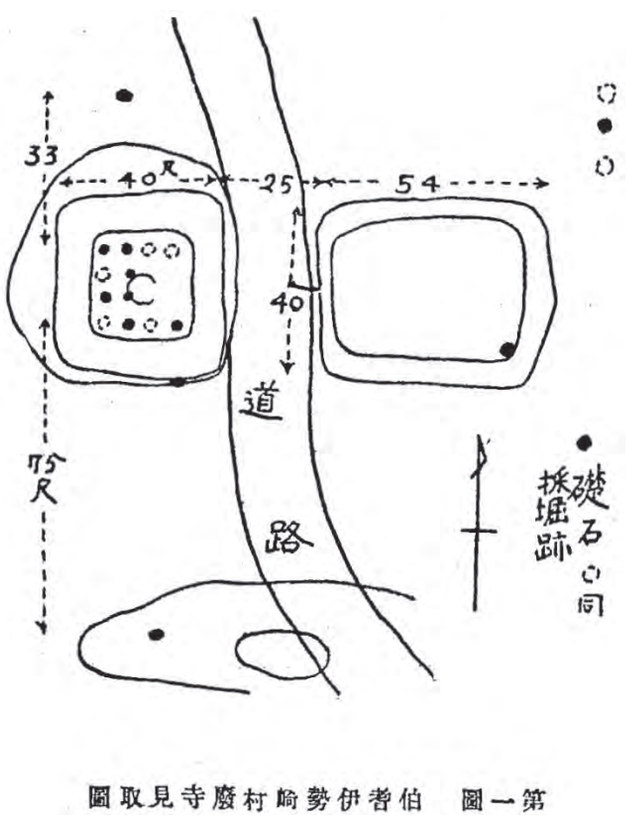
② 遺構

塔跡　基壇の痕跡を留める土壇は、下端が東西約 15.2m、南北約 15.5m、高さ約1.1mの規模である。上面は東西約 10.3m、南北約9.1mの平坦面となり、四天柱の礎石３個と側柱の礎石６個が残る。後者は原位置を保つが、前者は動かされている。礎石はいずれも自然石である。平面形式は方３間で柱間寸法は約2.1mの等間であり、法起寺三重塔の平面規模に等しいと考えられている。心礎はすでに掘り取られ、その跡は方形の窪みをなしているとされてきたが、基壇中に塔心礎が遺存している可能性も考えられている。土壇上端部の北辺に小型の河原石がみられることから、基壇外装は乱石積であった可能性が指摘されている。

金堂跡　塔跡の東に位置し、基壇が土壇として痕跡を留めている。塔の東側柱礎石列と金堂土壇の上面西辺との間隔は12.4mである。土壇規模は、下端が方約19.7m、高さは約1.3m（昭和10年頃の調査時は約1.7m）である。ただし、梅原末治氏の報告(1944)には、基壇西辺部が里道を開く際に削られたと記されている。

土壇上面には10個の礎石が残る。長径1.0m、短径0.8m内外の大きさの自然石を利用したものである。このうち９個は昭和８年(1933)の調査で出土したもので、身舎の礎石であり、南入側柱列の礎石の１個には径0.6mほどの円柱座が造り出され、北東隅の礎石にも円柱座らしき痕跡が認められる。南側柱列にも礎石が１個残るが、原位置を保っていない。

礎石の並びからみて、桁行５間・梁行４間の四面廂付き東西棟建物であり、柱間寸法は桁行・梁行ともに2.1mである。基壇外装は不明である。



圖取見寺廢村崎勢伊者伯　圖一第

（梅原末治「伯耆伊勢崎村の廃寺跡と其古瓦」『寶雲 第五冊』1933より）

図 4-1　昭和６年(1931)頃の遺構の状況

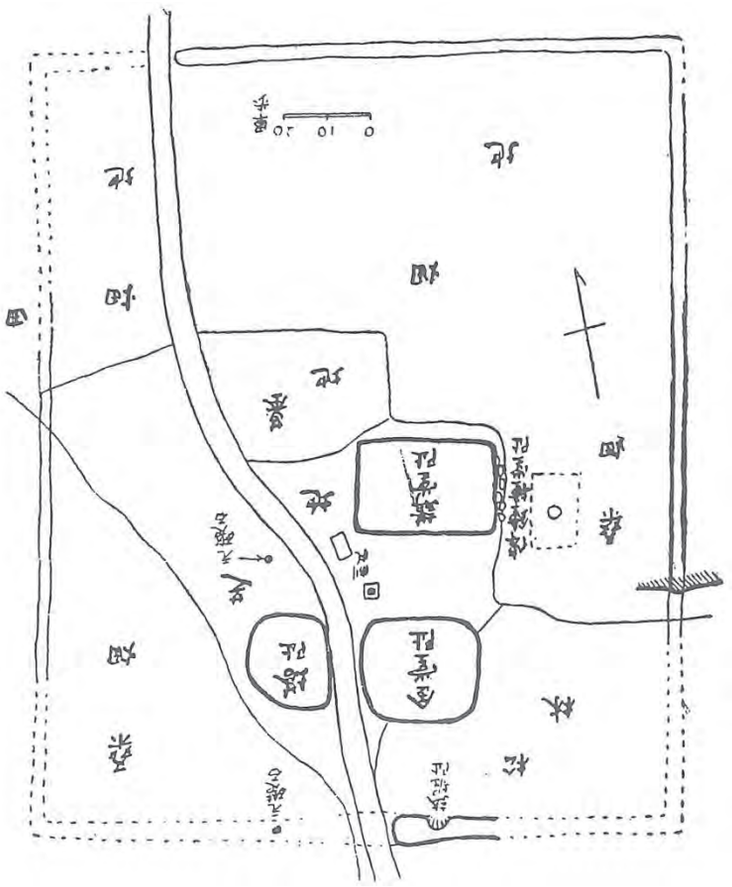
講堂跡　金堂跡の北方15.2mの位置にある。土壇状の高まりはみられないが、低基壇の外辺を廻っていたとみられる石列が認められる。石列を廻らした範囲の大きさは東西約24.3m、南北約15.2mである。礎石の多くは抜き取られているが、昭和８年の調査で10個の礎石が確認され、現在は入側柱の礎石11個、側柱の礎石３個が残る。礎石は長径1.0m、短径0.9m大きさの自然石を利用したものであるが、南入側柱列と西妻側柱列の礎石各１個には径0.6mほどの円柱座が造り出され、西入側柱列の１個にも円柱座の痕跡が認められる。

礎石と礎石抜取痕跡からみて、桁行７間・梁行４間の四面廂付き東西棟建物である。柱間寸法は、南入側柱列では3.0m、西入側柱列では3.6mであり、梁行の柱間の方が広い。

土塁状遺構　主要堂塔の北方や東側において、わずかに隆起し直線的に延びる土塁状の遺構が部分的に確認されている。また、地元の聞き取り等から、主要堂塔の西方や南方にも、それぞれ南北や東西方向に延びる隆起が存在したという。東南部の土塁状遺構は開墾等により削平されているものの、幅６尺から７尺、高さ１尺内外の規模であったと記されている。

この土塁状の遺構は、主要堂塔を長方形に囲む。主軸は南北線より15、16度ほど東に傾くという。測量調査が実施されていないが、歩測などにより、おおよそ南北425尺（128.8m）、東西360尺（109.1m）の規模とされている。

なお、土塁状遺構の四至と推定される位置にはそれぞれ「東南境標　文化財保護委員会」や「東北境標　文化財保護委員会」などと刻まれた境標石碑が立っている。昭和38年５月に当時の東伯町により立てられたもので、その位置は図4-5に示している。



（梅原末治「伯耆斎尾廃寺趾と出土塼佛」『史跡と美術』165号1944より）

図 4-2　斎尾廃寺伽藍配置略図

③　遺物

特筆されるのは、仏頭等の塑像の断片が多数出土していることで、三尊塼仏が出土している点も注目されている（図4-3参照）。出土している瓦類のうち、軒丸瓦は５種、軒平瓦は４種が知られている（図4-6参照）。創建時の軒瓦は、複弁八弁蓮華文で三角縁の外縁に雷文を配する紀寺系の軒丸瓦Ⅰと、忍冬唐草文を飾る法隆寺系の軒平瓦Ⅰの組合せである。また、軒丸瓦Ⅲと軒平瓦Ⅲは同系統の軒瓦が伯耆国分寺跡にもみられる。その他に鴟尾や鬼瓦の断片や銅印（図4-3参照）も出土している。



図 4-3　斎尾廃寺跡の主な出土遺物と所蔵機関

4-1-2　指定地周辺の調査

①　調査等の経過

加勢蛇川東岸の丘陵地帯に鳥取県営畑地帯総合土地改良事業が計画され、昭和57年(1982)に分布踏査や試掘調査が開始された。踏査等の結果、斎尾廃寺跡が所在する槻下字上斉尾から下斉尾にかけての広い範囲に土器等の遺物分布が確認され、指定地を包含する形で下斉尾１号遺跡として遺跡地図に登録された。その後、この下斉尾１号遺跡内に中国電力送電用鉄塔建設が計画され、昭和62年に、予定地の発掘調査が行われた。調査地は指定地から南に約100m離れた場所である。この調査につづき、土地改良事業との調整のため、昭和63年度には、農道拡幅地区、南限区画溝の東延長部分、廃寺跡の北東部で確認調査を実施し、翌年の平成元年度(1989年度)には、斎尾廃寺跡の寺院地の東辺と北辺を区画する遺構を確認するため、指定地の北側と北東側にトレンチを設定し発掘調査を行った。

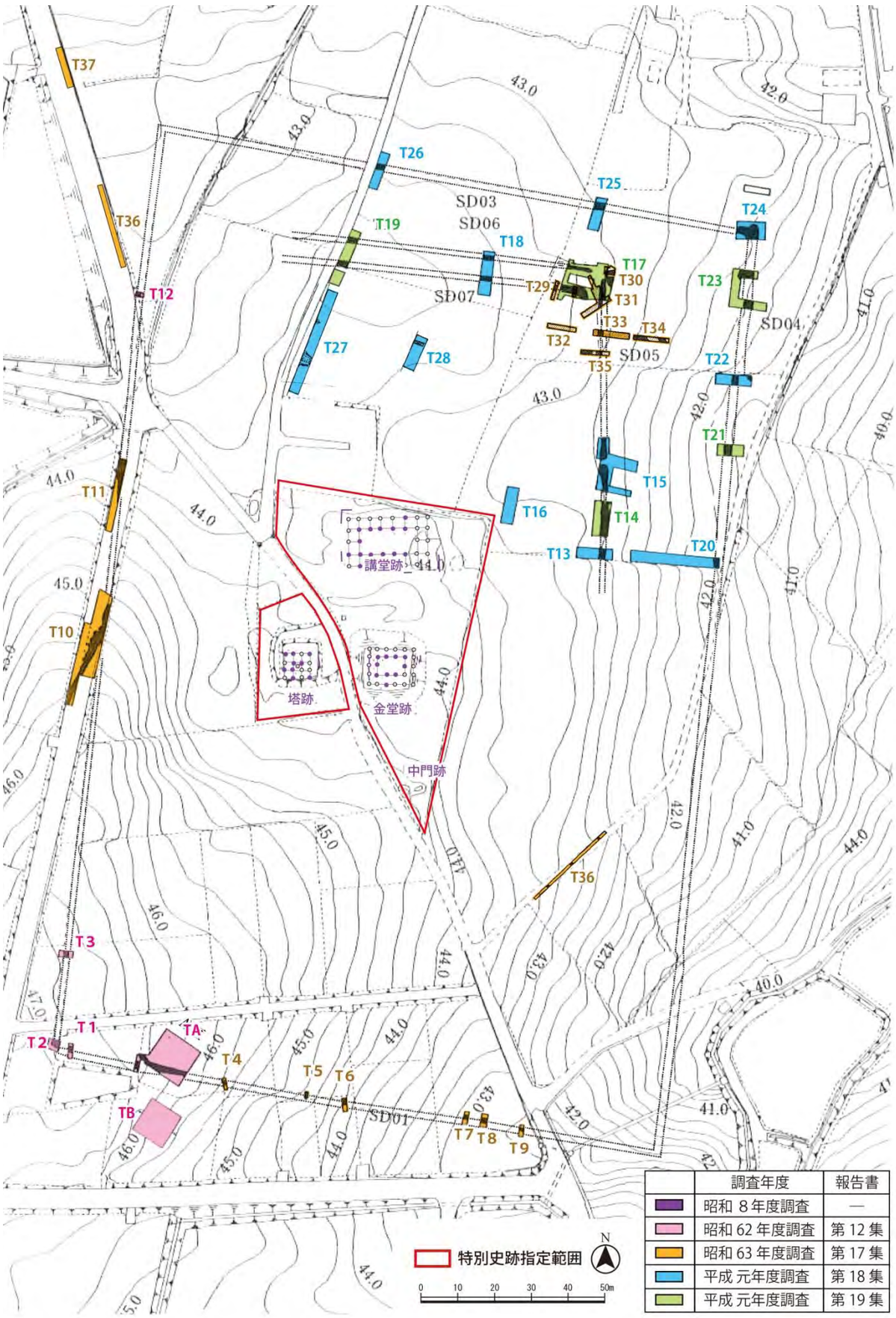


図 4-4　斎尾廃寺跡の年度別調査箇所

② 遺構

1)主な遺構

各年度の調査で、区画溝や掘立柱建物等と推定される柱穴等の遺構を検出した。

南辺区画溝（SD01）　指定地の南端から南へ約73ｍの位置で検出した東西溝である。幅1.4m、深さ0.9m前後の規模で、横断面は底面がやや丸みをもつＵ字形を呈する。主軸の方向はN-105°-E。西辺区画溝（SD02）との角度は約95°である。

西辺区画溝(SD02)　指定地の西端から西へ約43ｍの位置で検出した南北溝で、南辺区画溝(SD01)と接続するコーナー部分も確認した。幅1.4m、深さ0.7ｍの規模で、横断面は南辺区画溝と同じ形態である。主軸の方向はN-９°～10°-E。

北辺区画溝（SD03）　指定地の北端から北へ約88ｍの位置で検出した東西溝である。幅2.0m、深さ0.4m前後の規模で、横断面形は南辺・西辺の区画溝（SD01・02）と同じである。主軸の方向はN-110°-E。東端は直角に近い角度で南に折れ曲り、東辺区画溝（SD04）となる。

東辺区画溝（SD04）　指定地の東端から東へ約64ｍの位置で検出した南北溝である。幅1.8m、深さ0.5mほどで、横断面形は他の区画溝とほぼ同じである。主軸の方向はN-11°-E。

内郭溝（SD06・07・05）　北辺区画溝（SD03）から南側に約20m離れた位置で２条の並行する東西溝を検出した。北の溝SD06が幅1.6m、南の溝SD07が幅1.9ｍで、SD06の深さは0.4ｍである。いずれも主軸の方向はＮ－110°－Ｅ。２条の溝の心々間距離は６ｍである。以下、この２条の溝のうち北側のSD06を北内郭溝Ａ、南側のSD07を北内郭溝Ｂとする。

北内郭溝Ｂは東端が南にＬ字状に折れ曲がり南北溝と接続している。北内郭溝Ａの東端近くにも南北溝（SD05）が存在するが、両溝は直結せず、その間は土橋状になっている。北内郭溝Ａ・Ｂと同じように、東辺にも２条の並行する内郭溝が存在したとみられる。この２条の南北溝のうち、東側のSD05を東内郭溝Ａ、西側を東内郭溝Ｂと呼ぶ。東内郭溝Ｂの詳細は不明だが、東内郭溝Ａの規模は幅1.8m～2.0m、深さ0.5m～0.7ｍである。主軸の方位はＮ－7°－Ｅであるが、北端は大きく西に振れる。北内郭溝Ａとのコーナーは土橋状を呈し、そこから南50ｍの所でも幅1.2ｍほどが掘り残されている。なお、東辺区画溝と東内郭溝Ａとの心々間距離は約30ｍである。

これらの区画溝と境標石碑の位置には対応関係をうかがうことができる。すなわち、東北境標石碑と東南境標石碑とを結ぶ線が東内郭溝にほぼ重なり、東北境標石碑と西北境標石碑を結ぶ線は北辺内郭溝に重なる。また、西北境標石碑は東にずらされているというが、西南境標石碑から北に延ばした線は西辺区画溝にほぼ重なる。各境標石碑は以前に確認されていた土塁状の隆起をもとに設置されたと伝えられる。とすると、土塁状の隆起はその位置関係からみて、伽藍地、もしくは寺院地を囲繞する遺構と考えられる。なお、寺院地を囲繞する遺構であった場合、同じく寺院地を囲繞したと考えられる東辺及び北辺区画溝（SD03・04）とは併存していなかったと考えられ、寺院地の範囲の変遷を示すものと思われるが、今後の検討課題である。このほか、南辺の内郭溝の有無や位置などについても未調査地区が多く不詳である。

2)その他の遺構

昭和62年(1987)の鉄塔建設予定地内（TA）の北端部で掘立柱建物を１棟検出した。確認できた範囲は東西方向２間以上、南北方向１間以上の規模で、東西方向の柱間寸法は1.8～1.9m、主軸の方向はＮ－48°－Ｅである。建物内部の土坑から鉄滓が多く出土しており、工房跡とも考えられる。

また、北内郭溝Ａと東内郭溝Ａの間の土橋状の部分から東内郭溝Ａの西側に沿って、塀または門などの施設とも考えられる柱穴列が確認されているが、詳細は不明である。この他、西辺区画

溝を検出したT10の溝底の西北端部に高さ10cm、半径50cmの台状の高まりの一部が見られ、火を受けた痕跡があった。調査地点は西門の有無確認のために拡張したトレンチ部であるが、西門との関係など詳細は不明である。

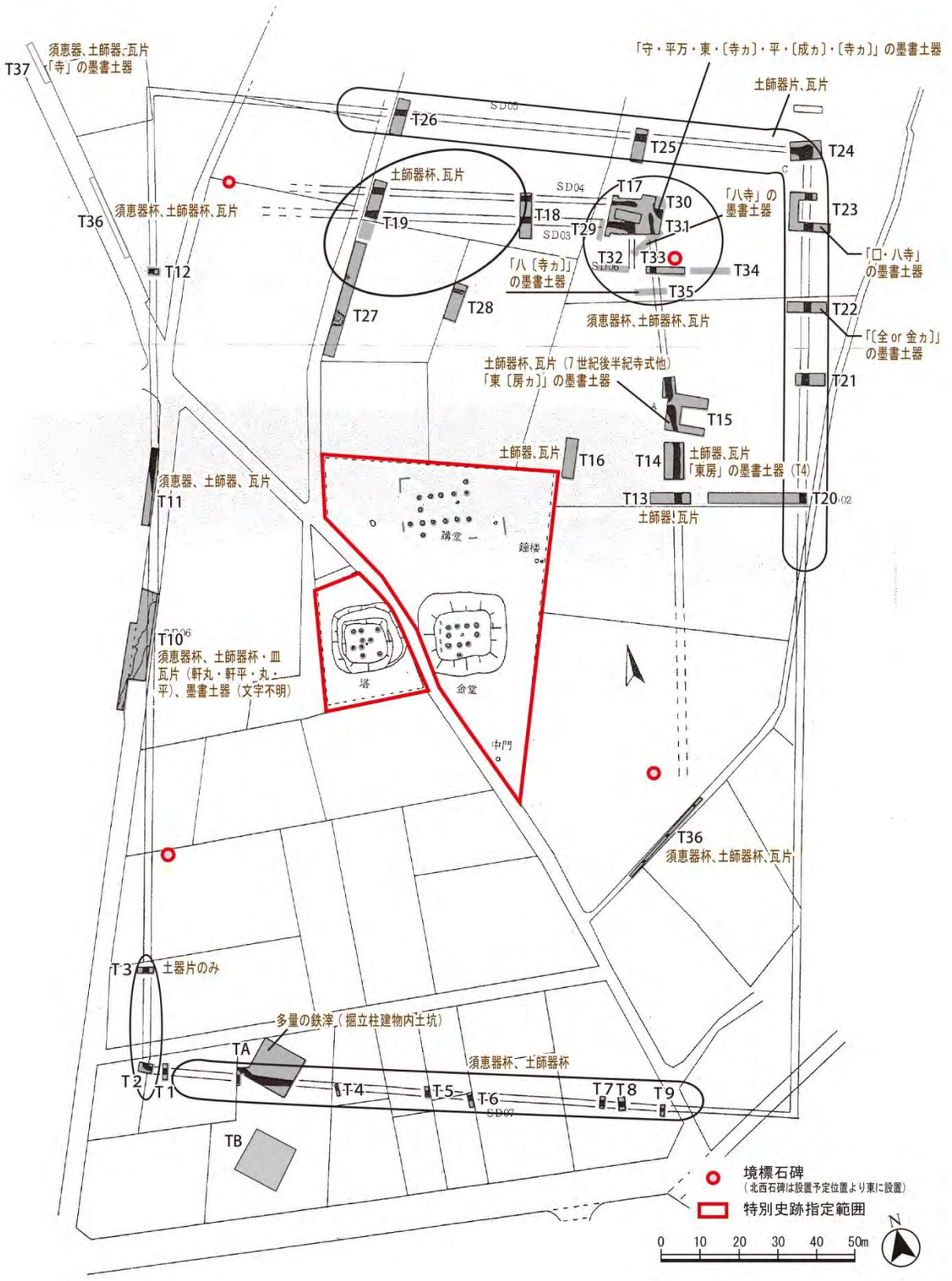


図 4-5　斎尾廃寺跡の発掘区の位置と出土遺物

③　遺物

出土遺物には、瓦類や土師器・須恵器等があるが、平瓦・丸瓦の小片と土師器が主体である。瓦類のうち軒瓦は軒丸瓦Ⅰが内郭溝Ａ（T14）から、軒丸瓦-ⅡとⅢが史跡指定地の北東隅近く（T-16）から出土している。土師器は伯耆国庁第２段階（９世紀代）に位置づけられるものが中心である。土師器には杯底部あるいは体部外面などに墨書がみられるものもある。東内郭溝Ａ（T14とT15）からは「東房」、東内郭溝Ａと北内郭溝Ａとの間の土橋状部分（T17）からは「寺」の墨書土器が出土している。また、東辺区画溝（SD04）の北端近く（T23）と、東内郭溝Ａ（SD05）北端近く（T35）からは「八寺」の墨書土器（図4-8下段参照）が出土している。この「八寺」は「八橋寺」の略と考えられるもので、斎尾廃寺が郡名を冠する寺院であり、郡衙と密接なつながりがあったことを示す遺物として注目される。

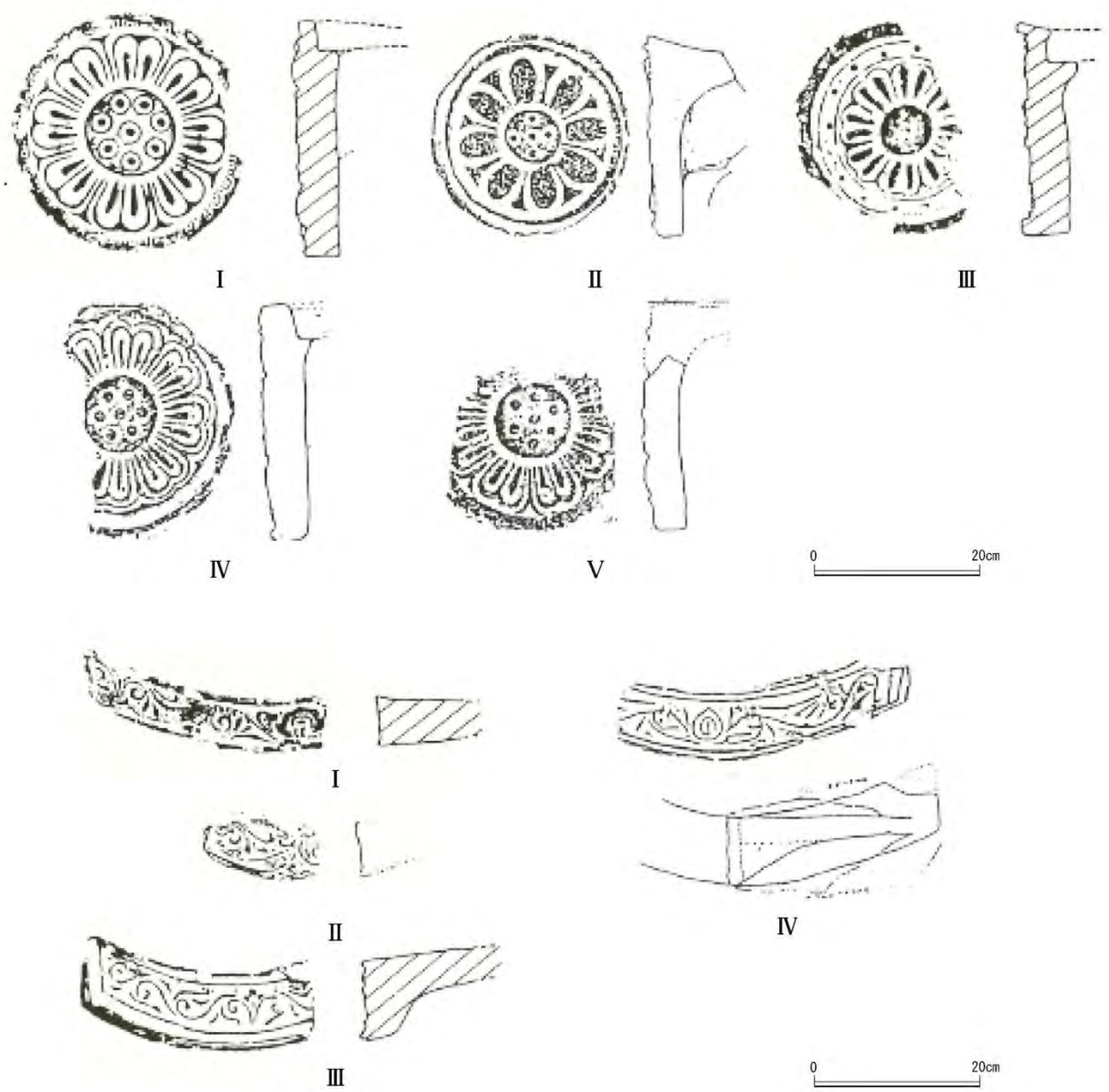


図 4-6　斎尾廃寺跡出土軒瓦

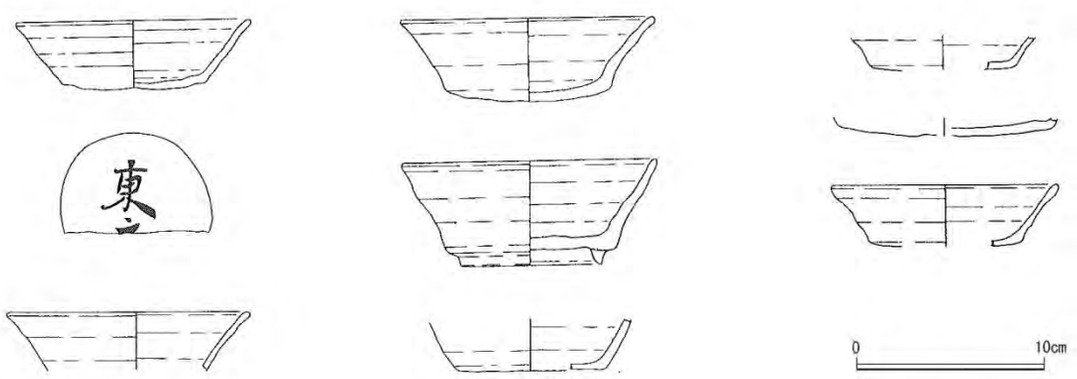
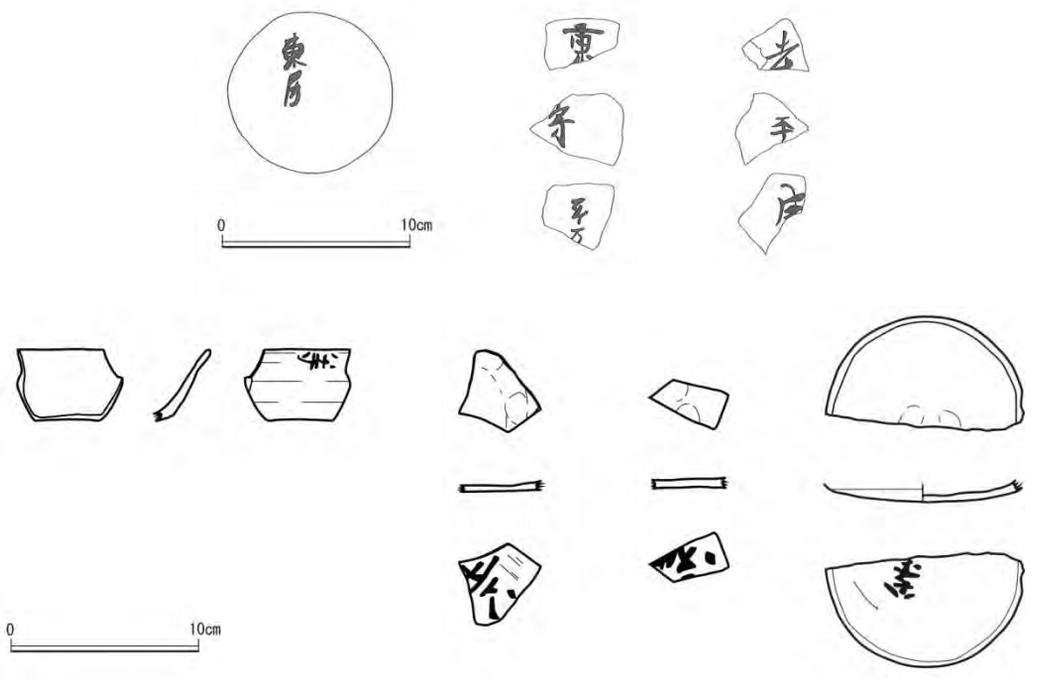


図 4-7　斎尾廃寺跡出土土師器



（下段：「八寺」墨書土器）

図 4-8　斎尾廃寺跡出土墨書土器

4-1-3　指定地周辺のその他の時代の遺構

斎尾廃寺の寺院地外周区画溝を確認するに至った鳥取県営畑地帯総合土地改良事業や、中国電力送電用鉄塔建設に係る調査では、斎尾廃寺が営まれた時期以外の遺構として、T35で弥生時代終末期の竪穴建物１棟のほか、T36から弥生時代の溝５条が確認される。そのほか、TA で区画溝よりも古い時期の溝１条、T22・T34・T37のそれぞれで竪穴建物１棟、T36から土坑３基、T26で柱穴２基が確認されたが、いずれも時期は不詳である。

また、区画溝近辺には斎尾１・２・６・７号墳がある。１・２号墳は周溝のみの遺存とされるほか、６・７号墳は一部墳丘が残る状況であるが、未調査であるため詳細は不明である。

４－２　大高野遺跡の発掘調査概要

4-2-1　調査経過

これまで大高野遺跡では、９次にわたる調査を行っている。遺構検出の契機は昭和56年度(1981年度)の果樹園造成に伴う調査であったが、その後は土地改良事業に伴う範囲確認調査や史跡指定を目指した内容確認調査などを実施している。９次調査では地中レーダー探査も行っている。

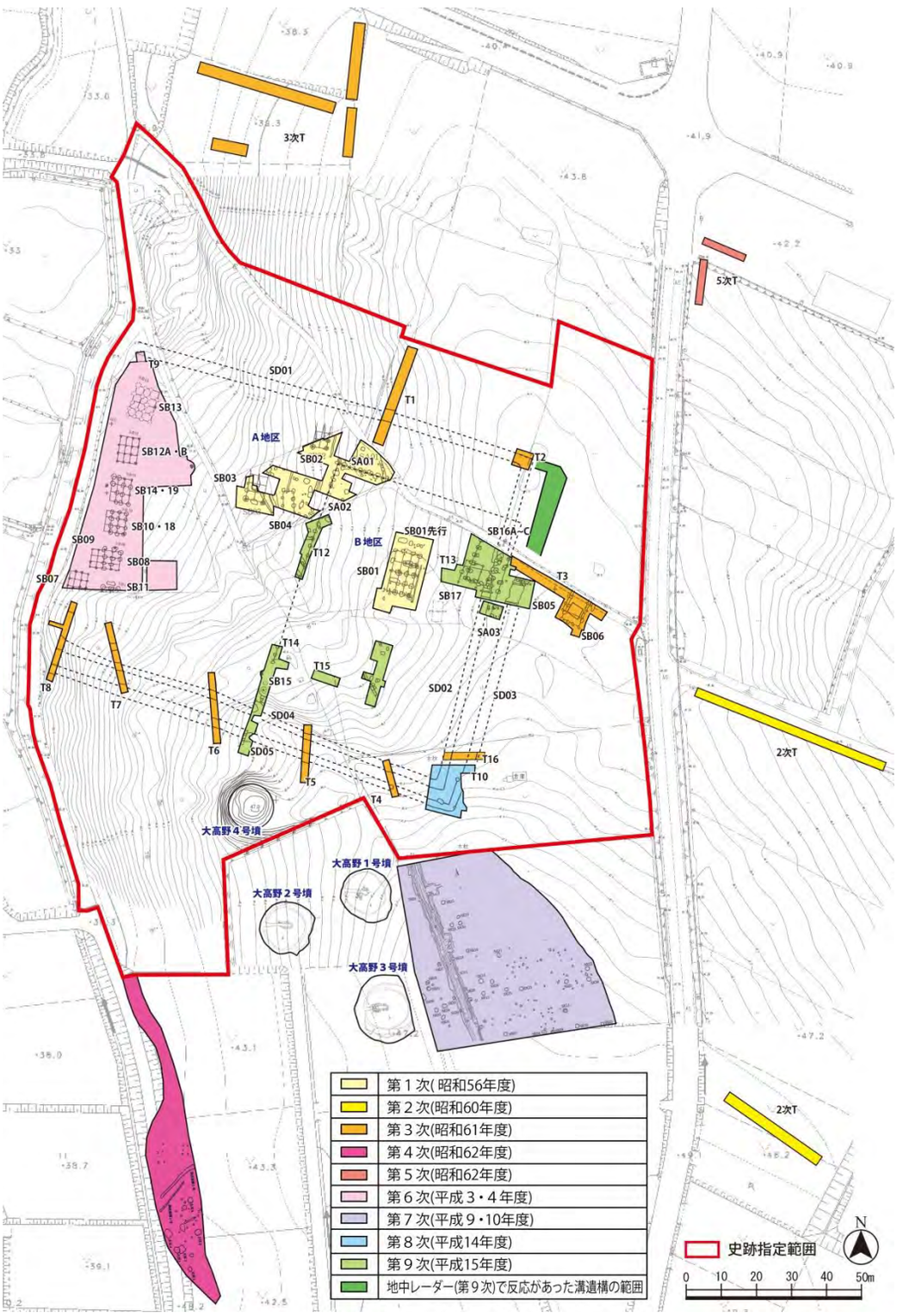


図 4-9　大高野遺跡の発掘区の位置

表 4-1　大高野遺跡調査一覧

年次	西暦	和暦	調査目的	検出遺構	出土遺物	調査成果	調査期間	調査面積	報告書	刊行年
第1次	1981	昭和56年度	果樹園造成に伴う本調査	○総柱礎石建物3棟 ○掘立柱建物1棟 ○塀2条 ○溝	○須恵器 ○炭化穀類	○南北棟の総柱建物、柵又は塀が検出されたことや、建物周辺から炭化穀類等が出土することから、伯耆国八橋郡の郡衙の正倉跡と評価	S56.07.28～08.18	A・B地区、736㎡	大高野遺跡発掘調査概報	1982.3
第2次	1985	昭和60年度	土地改良事業に伴う試掘調査	○時期不明の土坑1基、溝4条	○出土遺物無し	○農免道路より東側にまで官衙遺構は広がらないことを確認	S60.10.11～10.18	トレンチ2本、約190㎡	東伯町内遺跡群発掘調査報告書	1986.3
第3次	1986	昭和61年度	土地改良事業に伴う試掘調査	○掘立柱建物2棟 ○区画溝（北辺1条、東辺2条、南辺2条）	○須恵器 ○土師器	○東辺区画溝の東外側で掘立柱建物を確認 ○谷となる西側を除く北・東・西辺で区画溝を確認し、これにより南北約105m、東西約130mの方形区画を確認	S61.11.27～S62.02.21	トレンチ15本、489㎡	東伯町内遺跡群ほか発掘調査報告書	1987.3
第4次	1987	昭和62年度	土地改良事業に伴う本調査	○土坑6基 ○溝2条 ○ピット多数	○土坑底四隅から完形の土師器4点。うち2点は「福」の字が書かれた墨書土器	○区画域南西側には同時期の遺構が広がる ○土坑は祭祀的な施設の性格をもっていた可能性	S62.10.04～10.31	750㎡	下斉尾1号遺跡・大高野遺跡発掘調査報告書	1989.3
第5次	1987	昭和62年度	土地改良事業に伴う試掘調査	○明確な遺構無し	○方形区画外の東側では関連遺物無し	○農免道路より東側にまで官衙遺構は広がらないことを改めて確認	S63.02.25～02.29	遺跡北東の農免道路東側にトレンチ2本、約120㎡	東伯町内遺跡群ほか発掘調査報告書	1988.3
第6次	1991・1992	平成3.4年度	畑地造成に伴う本調査	○総柱礎石建物7棟 ○総柱掘立柱建物1棟	○須恵器 ○土師器 ○墨書土器（方形区画内）	○区画内西側寄りに8棟の総柱建物を確認	H4.02.12～03.19 H4.07.06～H5.02.29	1200㎡	東伯町内遺跡発掘調査報告書（大高野遺跡）	1993.3
第7次	1997・1998	平成9.10年度	畑地造成に伴う試掘・本調査	○時期不明土坑31基 ○江戸時代以降の道路遺構（八橋往来か）		○南辺区画溝の南側には同時期の遺構は広がらない	試掘：H9.06.03～06.24 本調査：H10.07.31～10.09	試掘：210㎡ 本調査：2000㎡	町内遺跡発掘調査報告書（大高野遺跡、福永第1遺跡、上法万第3遺跡、水溜り・駕籠据場遺跡）	1999.3
第8次	2002	平成14年度	範囲確認調査	○区画溝を確認		○区画溝の南東隅部を確認	H14.08.21～08.30 H15.02.14～03.06	156㎡	町内遺跡発掘調査報告書	2003.3
第9次	2003	平成15年度	範囲確認調査	○掘立柱建物1棟 ○礎石建物2棟 ○昭和56年度に検出していた柵又は塀につながる柱穴列を検出した。東辺入口部を確認 ○方形区画北東コーナーの区画溝確認	○須恵器 ○土師器	○方形区画東寄りで建物を確認 ○遺構の重複関係や方位等から3期の変遷を辿ることが判明 ○北東コーナーの内外区画溝をレーダー探査により確認	H16.02.03～03.19	144㎡	町内遺跡発掘調査報告書	2005.3

4-2-2　古代の遺構と遺物

①　主な遺構

これまでの調査では、

○総柱礎石建物11棟（SB01先行、01・02・03・07・09・10・12B・13・14・15）

○総柱掘立柱建物５棟（SB12A・08・11・18・19）

○側柱掘立柱建物７棟（SB04・05・06・16A・16B・16C・17）

○掘立柱塀３条（SA01・02・03）

○区画溝５条（SD01・02・03・04・05）

が確認されている。

建物は、主軸方向により、

○A群（N-0°-E前後）、SB04

○B群（N-10°-E前後）、SB01・03・07・10・12B・14・12A・08・11・18・19

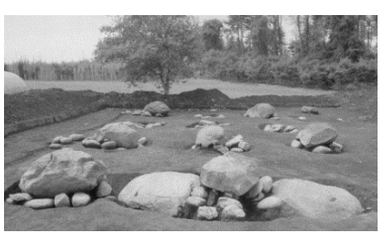
○C群（N-20°-E前後）、SB02・16A・16B・16C・17

○D群（N-40°-E前後）、SB05・06

の４群に大別することができる（Nは真北を指す）。

これらの遺構は倉と呼ばれた高床倉庫や、屋と呼ばれた平地床か揚床（あげゆか）の倉庫と考えられる。SB03・08・09では炭化穀類が出土しており、稲穀（稲籾）あるいは穎稲（えいとう）（稲穂）などを納めた倉とみられる。総柱礎石建物群の多くではその下層で総柱掘立建物が確認されており、概ね掘立柱の高床倉庫から礎石建ちの高床倉庫へと建て替えられたことがうかがえる。

倉庫群が建ち並ぶ敷地の外周は溝で区画されている。西辺を区画する溝は検出していないが、谷が区画施設に準じた機能を果たしていたものとみられる。溝は内側の区画溝（SD01・02・04）



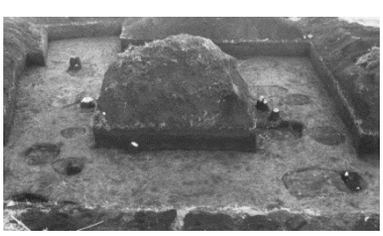
SB01



SB02



SB04



SB05・06



SB07



SB16・17



SB07～14・18・19

から外側の区画溝（SD01・03・05）に掘り直された可能性があり、倉庫群の敷地が東側と南側に少し拡張されたとみられる。この方形区画は当初は東西約130m、南北約105mの規模を有する。

このほか、倉庫群の南方（第４次調査区）では方形の土坑５基と溝状遺構２条を検出している。土坑のうちの１基（４号土坑）からは、底面四隅から８世紀後葉の完形の土師器杯が１点ずつ出土し、うち２点には底部外面に「福」と墨書されていた。このことから、この土坑は祭祀に用いられたと考えられる。

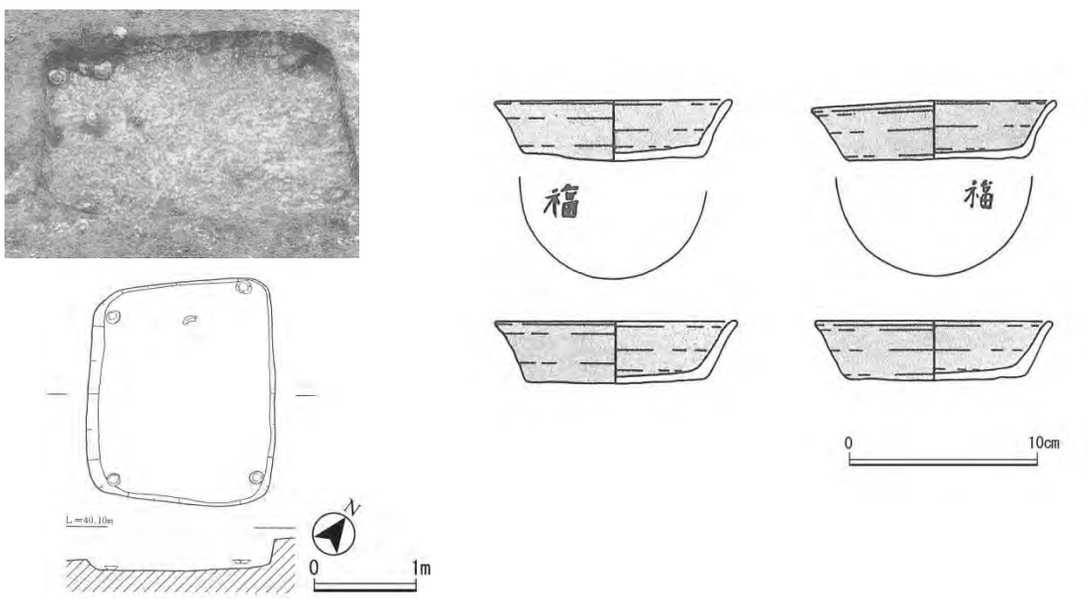


図 4-10　官衙関連の祭祀土坑とみられる４号土坑の遺構と出土遺物（史跡指定地外）

表 4－2　建物遺構一覧

遺　構	構　造	規　模		方　位	備　考	時期※
		桁行	梁行			
SB01先行	総柱礎石建物	不明	3間	不明		
SB01	総柱礎石建物	4間(12.0m)	3間(6.75m)	N-12° -E		Ⅱ
SB02	総柱礎石建物	2間(4.20m)以上	2間(4.10m)	N-14° -E		Ⅱ
SB03	総柱礎石建物	3間(7.20m)以上	2間(4.80m)	N-12° -E	炭化穀類	Ⅱ
SB04	側柱掘立柱建物	3間(6.30m)以上	2間(3.00m)	N-0° -E		不明
SB05	側柱掘立柱建物	4間(5.50m)以上	3間(5.50m)	N-40° -E		Ⅲより後か
SB06	側柱掘立柱建物	4間(7.60m)以上	3間(5.20m)	N-41° -E		Ⅲより後か
SB07	総柱礎石建物	2間(4.50m)以上	3間(5.60m)	N-7° -E	礎石被熱	Ⅲ
SB08	総柱掘立柱建物	3間(5.40m)以上	2間(4.10m)	N-10° -E	SB09下層遺構、炭化穀類	Ⅰ
SB09	総柱礎石建物	4間(8.05m)	3間(5.76m)	N-107° -E	礎石被熱、炭化穀類	Ⅱ
SB10	総柱礎石建物	3間(5.70m)	3間(5.60m)	N-10° -E		Ⅱ
SB11	総柱掘立柱建物	2間以上	2間	N-12° -E		Ⅰ
SB12A	総柱掘立柱建物	3間	3間	N-10° -E		Ⅰ
SB12B	総柱礎石建物	3間(7.20m)	3間(5.20m)	N-10° -E	墨書土器	Ⅱ
SB13	総柱礎石建物	4間(8.10m)	3間(6.25m)	N-14° -E	礎石被熱	Ⅲ
SB14	総柱礎石建物	3間(6.66m)	3間(4.17m)	N-10° -E		Ⅱ
SB15	総柱礎石建物	不明	不明	不明		不明
SB16A	側柱掘立柱建物	5間(12.00m)	3間(6.00m)	N-22° -E		Ⅲ
SB16B	側柱掘立柱建物	5間(12.00m)	3間(6.00m)	N-19° -E		Ⅲ
SB16C	側柱掘立柱建物	5間(12.00m)	3間(6.00m)	N-20° -E		Ⅲ
SB17	側柱掘立柱建物	3間(7.60m)	3間(5.00m)	N-19° -E		不明
SB18	総柱掘立柱建物			N-10° -E		Ⅰ
SB19	総柱掘立柱建物	3間	2間	N-10° -E		Ⅰ

※Ⅰ期:7世紀末～8世紀中葉　Ⅱ期:8世紀～9世紀前半　Ⅲ期:9世紀後半

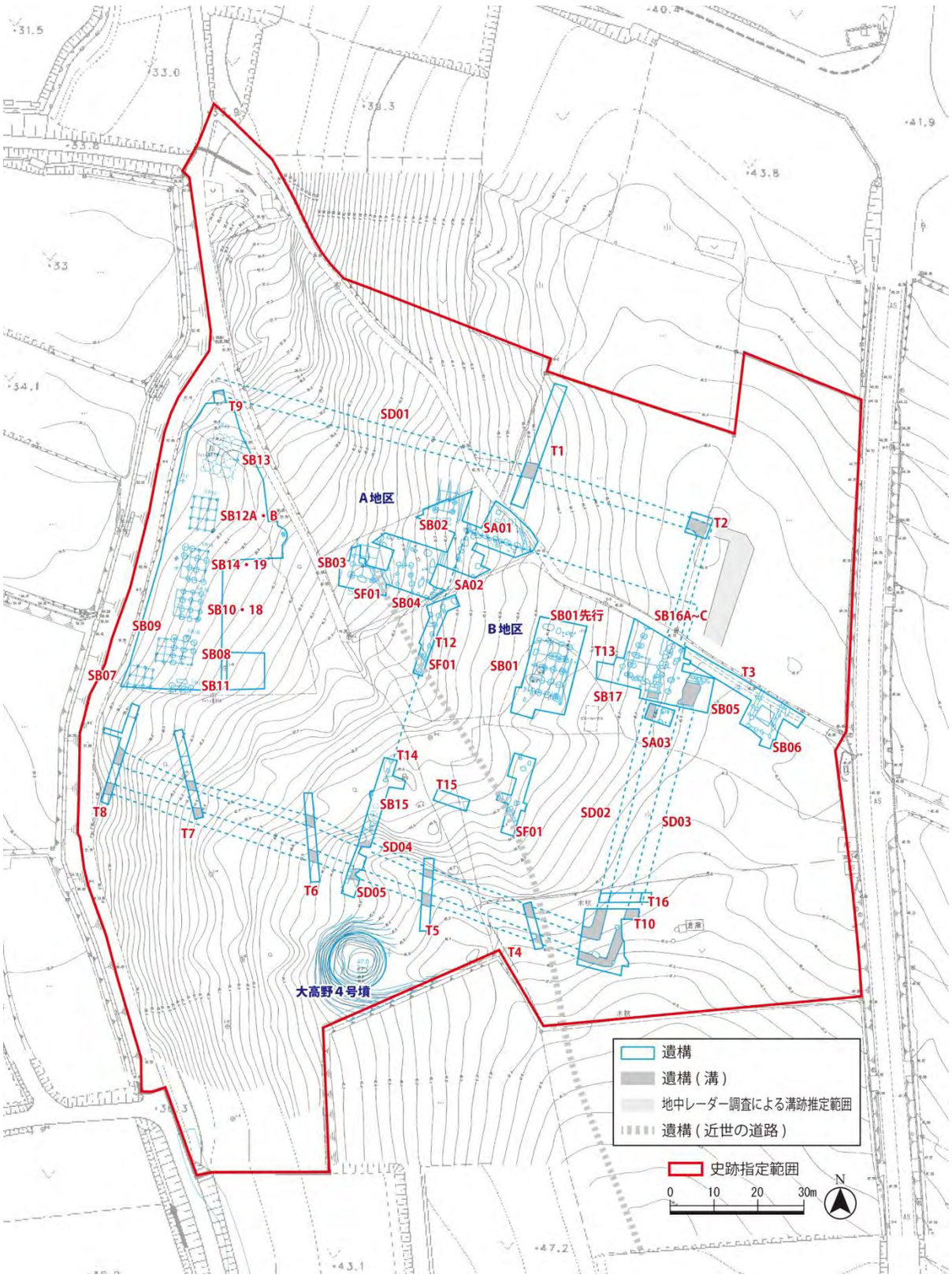


図 4-11　大高野官衙遺跡遺構配置



※古墳は未調査含む

図 4-21　両史跡及び隣接地の発掘調査箇所と遺構分布状況

②　主な遺物

土師器や須恵器の小片が多いが、当地域における７世紀末から９世紀代にかけてのものが認められる。須恵器は概ね遺跡中央部から東寄りに集中して出土しており、土師器が最もまとまって出土しているのは第６次調査地である。土師器は杯類が主体であるが、甕も出土している。

当地域の供膳具については、８世紀中葉と後葉を境に、土師器杯成形に回転台が使用されるようになることや須恵器主体から土師器主体へと変化するという画期が認められている（中森2010）。それに従うと、本遺跡の須恵器の大半は８世紀中葉以前、土師器の大半は８世紀後葉以降のものとみられ、さらに土師器は、底径の縮小化などの法量変化から、９世紀前半と後半とに分けることができる。

その他の特筆すべき出土遺物としては、炭化穀類（SB03・08・09から出土）、墨書土器がある。墨書土器は、方形区画内では総柱礎石建物SB12B付近で１点だけ出土しているが、文字は判読できていない。方形区画外の第４次調査区では、前述したように、４号土坑底面４隅から完形の土師器杯が１点ずつ出土し、うち２点に「福」の墨書がみられる。



炭化穀類



墨書土器

③　遺跡の変遷と時期

遺跡は、大きくは

Ⅰ期＝溝SD01・02・04で区画し総柱掘立柱建物主体で構成

Ⅱ期＝Ⅰ期の区画を踏襲し、総柱礎石建物主体で構成

Ⅲ期＝溝SD01・03・05で区画し、敷地を拡張

の変遷を辿ったとみることができる。遺物の量が少なく、遺構の時期特定には課題も残るが、Ⅰ期（７世紀末から８世紀中葉）→Ⅱ期（８世紀後葉から９世紀前半）→Ⅲ期（９世紀後半）に比定される。

SB05・06は東偏する方位をとっていることから、Ⅲ期よりも後出する可能性があるが、方形区画の東側にあり、別の方位を基準として設けられた官舎であったことも考えられるため時期を特定しがたい。掘立柱塀SA01～03は、それらを検出した遺跡中央部の発掘区から出土する遺物にⅠ期またはそれ以前のものが見られることから、Ⅰ期に先行する初期官衙の区画施設であった可能性があるものの、検出された建物は時期が下るほど東に傾く方位へと移り変わっていく傾向がみられることを考慮すると、Ⅲ期より新しい時期の塀であった可能性もあり、現時点ではどの時期に属するか不明である。

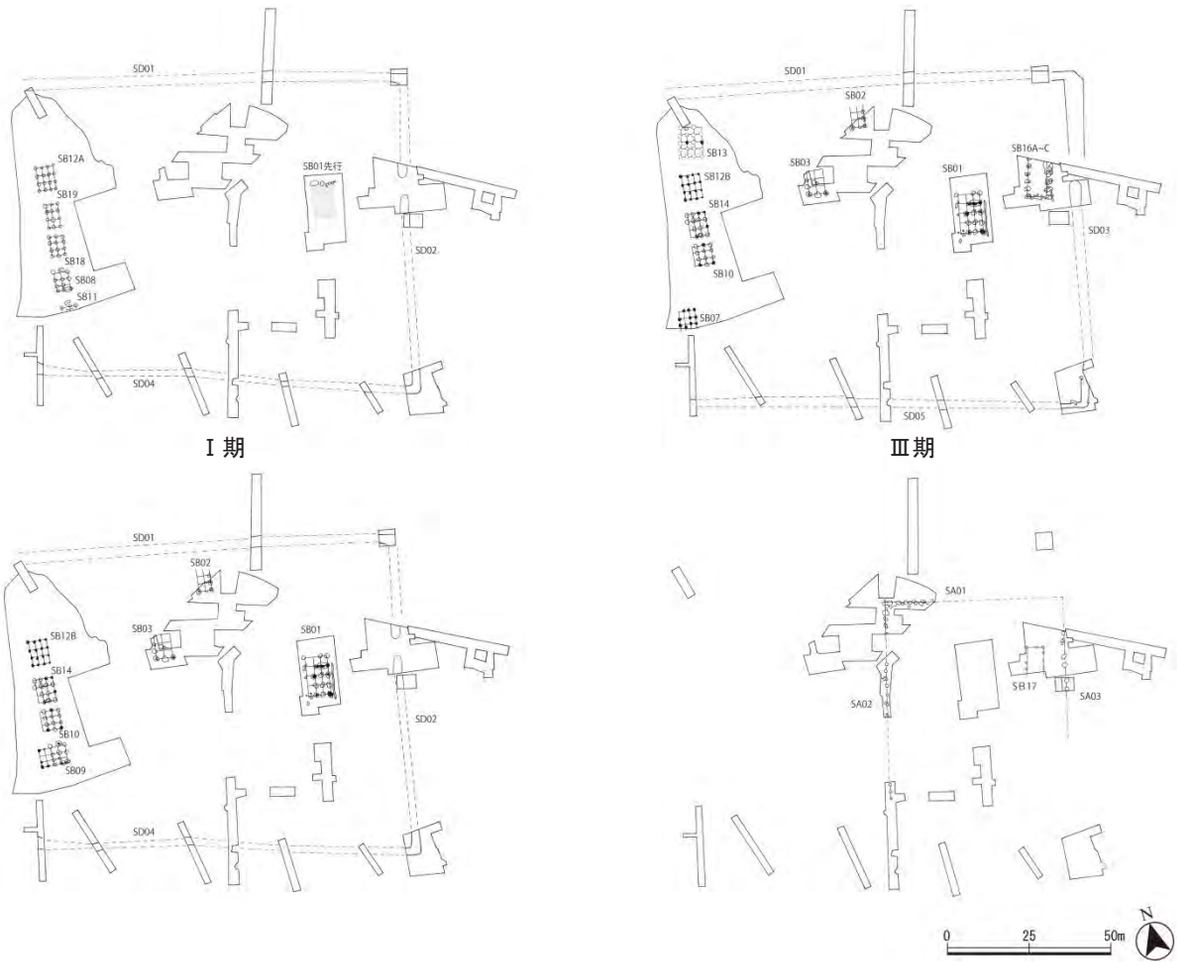


図 4-12　大高野官衙遺跡の遺構変遷

	外周区画溝	方形区画東部	方形区画中央部	方形区画西部
Ⅰ期 (7C末～8C中葉)	SD02	(SD01先行建物)		SB08　SB11　SB18　SB12A　SB19
Ⅱ期 (8C後葉～9C前半)		SB01 (上限8C後葉)	SB02　SB03	SB09　SB10　SB12B　SB14
Ⅲ期 (9C後半)	SD03	SB16		SB07　SB13

図 4-13　主な遺構の変遷

④　まとめ

大高野遺跡では、北辺・南辺・東辺を溝、西辺を谷の自然地形で区画した、南北105m、東西130mほどの長方形の敷地内に、総柱高床倉庫を主体とした建物群が７世紀末から９世紀かけて整然と配置されている状況が確認されている。外周区画溝は位置を変えて掘り直されており、敷地の拡張といった変遷が認められる。総柱の高床倉庫には平面規模の大きなものや、同じ場所で掘立柱から礎石建ちへと建て替えられているものが多く、出土した炭化穀類から火災に遭った穀物倉庫が存在していたことも確認できる。

このような特徴から、大高野遺跡の方形区画は、田租や出挙等によって徴収した稲を主とする穀類の収納、稲穀の永年貯積を目的とする倉庫群が設けられた場所であり、八橋郡の正倉院にあたると考えることができる。そして、西側丘陵上に斎尾廃寺が並立しており、郡衙の近くには白鳳期創建の寺院が存在することが多いことを考慮すると、この正倉院は八橋郡衙の一角を構成していた蓋然性が高い。この正倉院を主とした範囲が国史跡大高野官衙遺跡にあたる。

正倉群が丘陵上に立地することや外周に溝を巡らした敷地内に設けられていることは、倉庫令の「凡倉　皆於高燥処置之　側開池渠」という規定に従って造営された姿を具体的に示している。また、当遺跡では礎石建ちの正倉建物が多く検出されているが、礎石建ち正倉の発掘例は西日本では少なく、貴重な発見例であるとともに、東日本の礎石建ちの正倉の多くが掘込地業を伴うのに対して、大高野官衙遺跡の例には掘込地業が施されていないという点でも注目される。

正倉院中央部に位置し、他の総柱建物に比して大型の総柱礎石建物SB01は、飢饉や疫病などの際に天皇の恩徳として民衆に分け与える稲穀を収納していた、「法倉」と呼ばれる象徴的な穀倉であった可能性がある。また、SB16のような側柱構造の大型掘立柱建物は、平地床か揚床構造で、「屋」と呼ばれていた倉庫にあたる可能性が高く、出挙穎稲などを多量に収納・支出する役割を果たしていたとみられる。

さらにSB03・08・09で炭化穀類が出土し、SB07・09・13の礎石には火災によると思われる被熱痕が見られる。この正倉火災は、８世紀後半以降の史料に多く見られる「神火」との関連性がうかがえる。この神火には、収納した穎穀横領の証拠隠滅あるいは現郡司の失脚を狙う放火であったものが多かったと考えられており、八橋郡内でもそうした郡司層など在地勢力の動きがあった可能性が高く、当地域における政治的・社会的状況をさぐる手がかりの一つとして重要である。

4-2-3　その他の時代の遺構と遺物

第１・７・９次調査で、古代の建物SB03や塀SA02等の遺構に重複する形で道路遺構SF01が検出されている。江戸時代に利用された八橋往来（やばせおうらい）にあたるとみられる。近年まで使われてきた道路の位置からは若干ずれているが、ほぼ並行して走っており、時期により若干の移動があったものとみられる。

この他、未調査であるが、史跡指定地南端に大高野４号墳（円墳）がある。古墳時代中・後期（５～７世紀）の大高野古墳群を構成するものである。この古墳群は小規模な群集墳で、竪穴系横口式石室と呼ばれる特異な構造の石室を持ち、金銅製耳環、青銅製鈴などが出土している。大高野４号墳以外の古墳は土地改良事業に伴い記録保存後、削平されている。

４－３　下斉尾官衙遺跡の発掘調査概要

下斉尾官衙遺跡は、下斉尾１号遺跡内の北部に所在し、斎尾廃寺跡の北側に位置する。平成８年度(1996年度)から平成10年度にかけて土地開発公社の宅地造成に伴って実施した下斉尾１号遺跡北区※北部の面的調査（下斉尾１号遺跡Ａ地区）において、その南端部から官衙遺構が検出され、官衙施設の存在が明らかになったことから、土地区画状況等も考慮して、この官衙ブロックの広がりが想定される範囲を下斉尾官衙遺跡としたものである。

※下斉尾１号遺跡北区：下斉尾１号遺跡の北半部を北区、南半部を南区とする。

①　遺構

検出した官衙遺構には、掘立柱建物１棟と溝４条がある。掘立柱建物SB01は桁行５間（約10.50ｍ、35尺）・梁行３間（約5.40ｍ、18尺）の南北棟の大型掘立柱建物である。柱掘方は一辺１ｍを超える方形を呈し、柱間寸法は概ね桁行７尺(210cm)等間、梁行６尺(180cm）等間である。同位置に同規模で建て替えられており、長期にわたってその機能が踏襲されたとみられる。主軸は真北方位を指向している。これらの点は、古代の官衙遺跡に見られる掘立柱建物の一般的な特徴を示している。SB01からは遺物は出土していない。

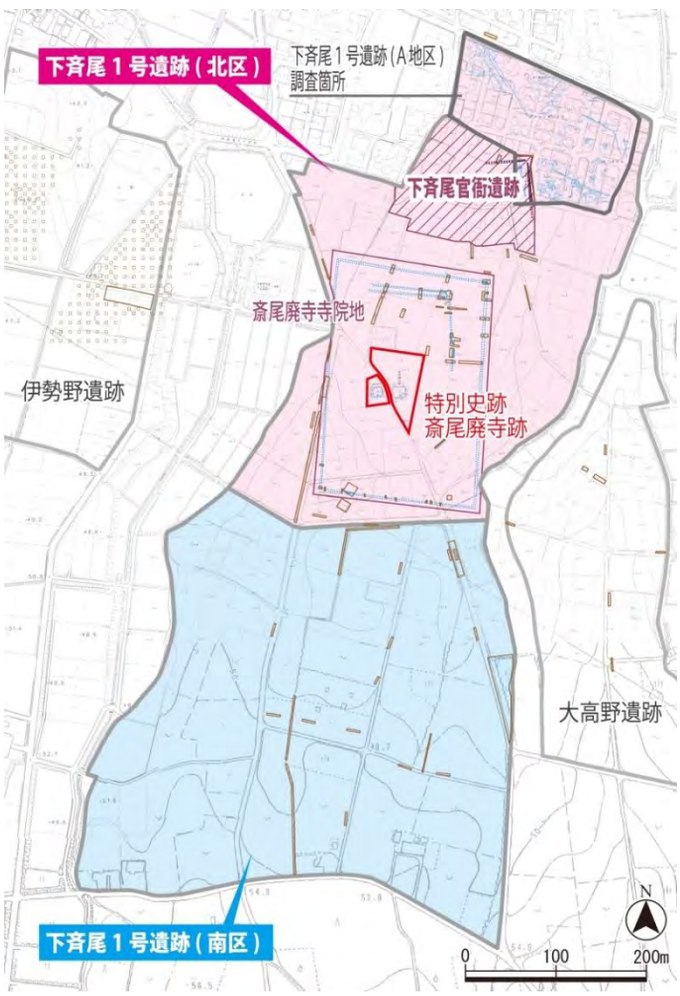


図 4-14　下斉尾官衙遺跡位置

SB01は北側をSD12、東側をSD15、南側をSD13で区画されている。SD13は南に折れ曲がりSD14となる。SD12～15は、SB01と同方位の大規模な素掘り溝で、連続土坑状を呈する特徴的な掘削方法によって掘り込まれている。北辺を区画するSD12は西側の調査区外へと延びており、平成11年度に行った確認調査では西方25ｍの位置に入れたトレンチ（T3）でもこの溝が西に延びていることを確認している。東西溝SD13は、SD12・15で囲んだ敷地を細分する区画施設として機能していたと思われる。SD14と東辺溝SD15との間の幅４ｍの空間は通路として利用されていたと考えられ、南側にも別の官衙施設があったと推定される。なお、SD1に認められる長さ４ｍほどの土橋状の掘り残しは、東方からSB01の南側へと至る通路であった可能性がある。

上記の点から、SB01は官舎など重要な施設の一部であり、SD12・15は、その官衙地区（下斉尾官衙遺跡）の北東部の外周を区画した溝であったと推定される。

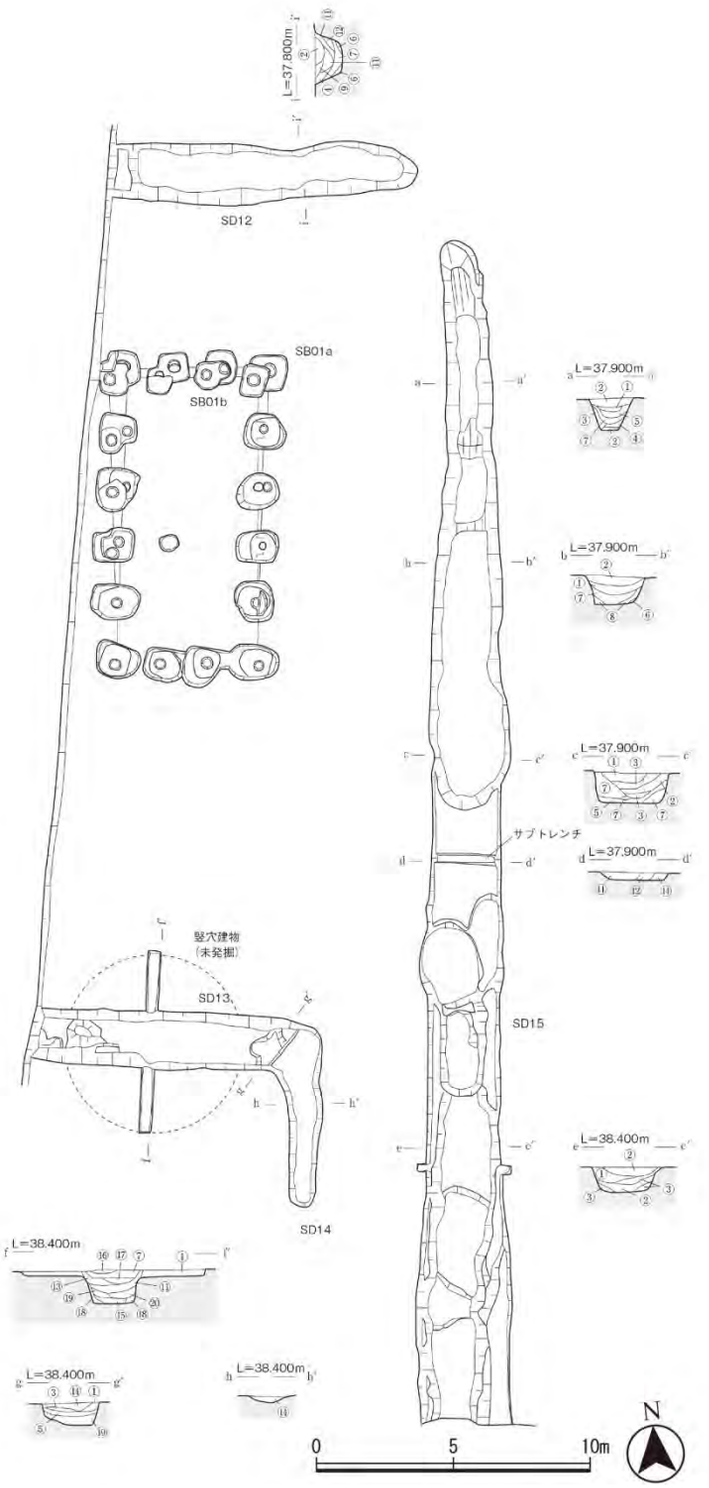


図 4-15　下斉尾官衙遺跡の官衙遺構

① 暗黒褐色土に少量の黄褐色土混入
② 暗褐色土に少量の黄褐色土混入
③ 淡褐色土に黄褐色土のブロック混入
④ やや暗い暗褐色土に黄褐色土のブロック混入
⑤ やや濃い暗褐色土に黄褐色土のブロック混入
⑥ 黄褐色土
⑦ 暗褐色土
⑧ 茶褐色土に褐色土混入
⑨ 褐色土に黄褐色土のブロック混入
⑩ 暗褐色土に多量の細かい黄褐色土混入
⑪ 暗黒褐色土
⑫ 黒褐色土
⑬ やや暗い黒褐色土に黄褐色土のブロック混入
⑭ 褐色土
⑮ 堅い黒褐色土
⑯ 茶褐色土
⑰ 淡褐色土
⑱ 黒褐色土に大きな黄褐色土のブロック混入
⑲ 黒褐色土に黄褐色土のブロック混入
⑳ やや淡い黒褐色土



下斉尾官衙遺跡北東部（北より）



SB01（北より）

② 遺物

溝SD12～15溝からは、主に供膳形態の須恵器と土師器が出土している。土師器には赤色塗彩されたものが多く、「田井西」「西平」と書かれた墨書土器も見られる。出土遺物の年代は、８世紀後葉から９世紀に限定され、上記の溝が機能していた時期を示しているとみられる。

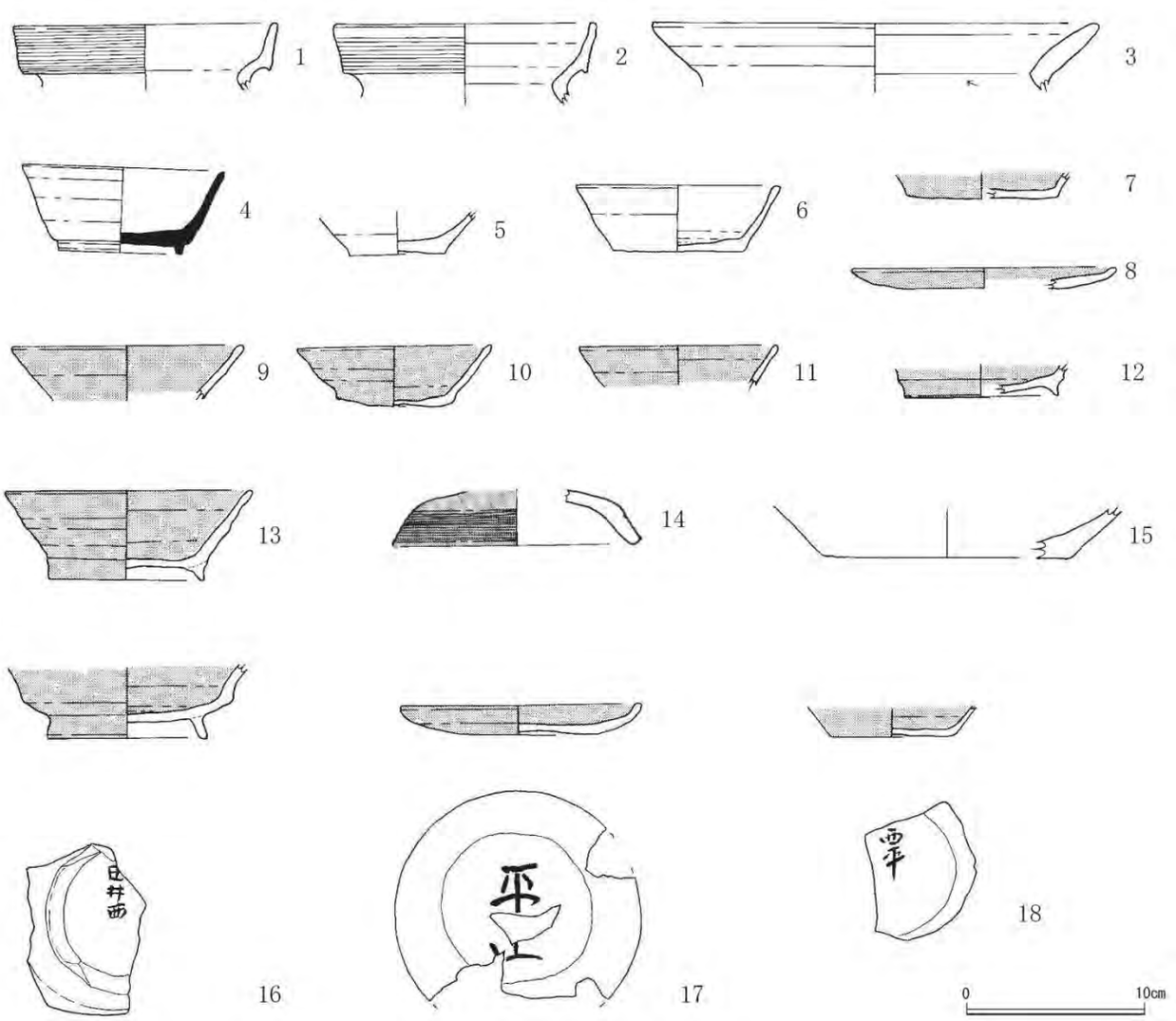


図 4-16　下斉尾官衙遺跡 SD13 出土遺物

４－４　史跡隣接地区におけるその他の関連遺跡の発掘調査概要

4-4-1　下斉尾１号遺跡北区

ここでは、下斉尾1号遺跡北区のうち、前述した斎尾廃寺跡や下斉尾官衙遺跡以外の発掘調査成果等について取り上げる。

①　古代の遺構と遺物

平成８年度(1996年度)から平成10年度にかけて、下斉尾１号遺跡北区で実施した土地開発公社の宅地造成に伴う面的調査（下斉尾１号遺跡Ａ地区）で、調査区の北端部において、平行する２条の溝SD01・SD03が検出されている。この２条の溝は規模・埋土に共通点があり、出土遺物から推定される時期は、上記の下斉尾官衙遺跡の区画溝出土遺物の時期と重なる９世紀前半で、この２条の溝は下斉尾官衙遺跡の官衙施設と併存していたと考えられる。両溝の心々間距離は約９ｍを測り、鳥取県米子市橋本徳道西遺跡、島根県出雲市杉沢遺跡などの類例から道路両側の側溝として機能していたものと考えられる。

この溝の方向はN-25°-Wで、100ｍほど続いて、調査区中央付近で削平により失われているが、溝の走向は上記の官衙地区の北東隅方向へ向かっており、官衙と密接に関わる官道であった可能性がある。ただし、硬化面等の路面構造に関する所見は得られていない。

このSD03の南西側３ｍ（心々間距離）には、規模はやや細くて浅いSD02が平行して走っている。SD02とSD01との心々間距離は６ｍを測る。遺物がないため時期の特定はできないが、道路幅が縮小された段階の側溝であった可能性もある。

斎尾廃寺の寺院地の北東側で実施した県営畑地帯総合土地改良事業の配管に伴う確認調査では、下斉尾官衙遺跡の官衙遺構検出箇所から南に約100ｍ、斎尾廃寺跡の寺院地の東辺溝から約50ｍ東方の地点にあたるトレンチで、「厨」と書かれた墨書土器を検出している。ただし、遺構は未確認である。

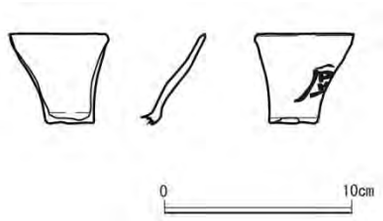


図 4-17　「厨」墨書土器

②　その他の時代の遺構と遺物

下斉尾１号遺跡Ａ地区南寄り、下斉尾官衙遺跡の東側で、集中する10棟の竪穴建物を検出している。これらは、出土土器や建物の形態等から、概ね弥生時代後期後葉に営まれたものと考えられる。建物が重複するような新旧関係は認められないが、極めて近接している建物遺構もあり、周堤の存在を考えれば複数時期の建物が存在していたとみられる。この中で、規模が大きく建替えが認められる建物は、集落の中心的な存在と推定される。この地区には掘立柱建物も集中しており、２間×１間の小規模な建物が５棟みられる。一部が竪穴建物と重複するが、弥生時代後期後葉から一部終末期にかけての時間幅の中で、竪穴建物群と併存していたと推定され、これら竪穴建物と掘立柱建物により、後期後葉の集落が構成されていたと考えられる。大山山麓では後期後葉の時期に集落の拡張がみられるが、後期後葉になって新たに集落が形成され短期間に衰退する例も見られ、本例もそうした一例であると考えられる。

遺跡地図によると、調査区内には斉尾８・９号墳が所在しているが、調査に着手した段階では明瞭な墳丘等は認められなかった。調査の結果、後世の地形改変により著しく破壊されていたが、

SX08が斉尾９号墳であると判断した。この古墳は横穴式石室を主体部とする径18ｍの円墳で、６世紀末から７世紀初頭に築造され、遺物からみて７世紀後半から８世紀後半の長期間にわたって追葬か祭祀が行われていたようで、郡衙造営時にも墓として機能していたとみられる。SX08の北東30ｍで検出したSD09は、削平された斉尾８号墳の周溝の一部が遺存していたものと推定される。

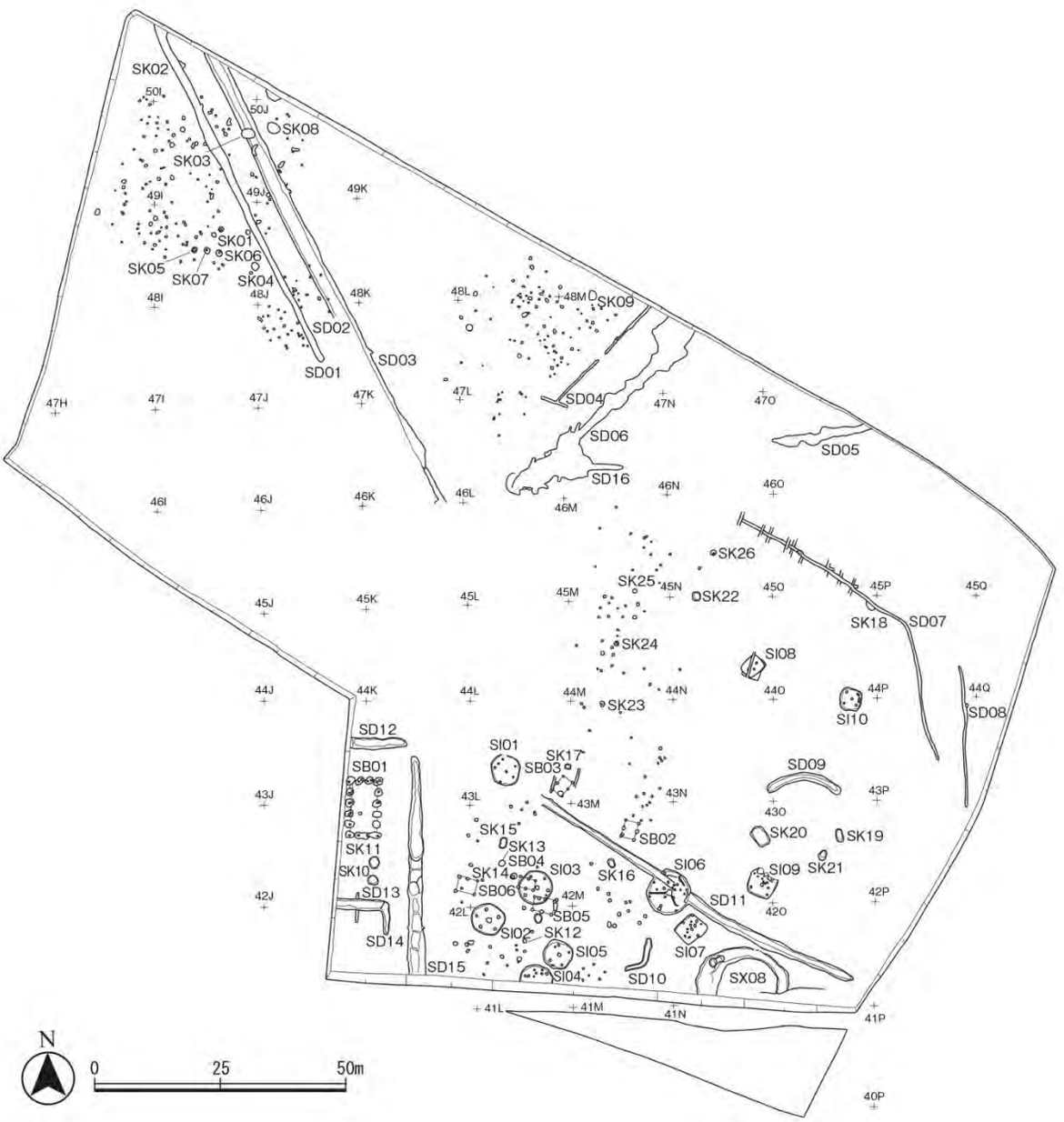


図 4-18　下斉尾１号遺跡Ａ地区の遺構

4-4-2　水溜り・駕籠据場遺跡

①　古代の遺構と遺物

大高野遺跡の東側に位置し、同一丘陵に立地する。３×２間の小規模な掘立柱建物が検出されている。奈良時代から平安時代前期にかけて集落が営まれていたと考えられ、「福」などの墨書土器も出土している。この時期で最も大型の掘立柱建物SB15は、桁行４間（6.54m）・梁行２間（3.44m）で、柱穴の平面形は円形を呈している。

調査区北寄りでは、下斉尾１号遺跡Ａ地区北部で検出した溝と同様の２条（溝４・５）が確認されている。調査段階ではそれぞれ単独の溝状遺構として報告されていたが、両溝の心々間距離は９m前後を測り、出土遺物も８世紀後半から９世紀のもので下斉尾１号遺跡Ａ地区北部の例と一致することから、道路側溝である可能性が高い。約150m続く溝の方向はN-49°～51°-Wで、北西方に延長すると、大高野官衙遺跡の北辺をかすめ、下斉尾１号遺跡Ａ地区に向かう位置関係にある。この２遺跡の道路遺構が連続しているとすると、途中で屈折することになるが、それぞれは基本的に直線的に延びる。両遺跡の道路遺構は、古代官道に相応しい幅員を有し、出土遺物とその時期からみて、古代山陰道の駅路あるいは国府と郡衙や郡衙間をつなぐ官道であった可能性が高い。ちなみに琴浦町域では八橋が山陰道清水駅家の推定地とされており、水溜り・駕籠据場遺跡は伯耆国府からこの清水駅推定地に向かうルート上に位置する。

②　その他の時代の遺構と遺物

主に調査区北半部で23棟の竪穴建物が確認されている。弥生代中期中葉の１棟を除くと、大半は後期後葉から終末期にかけてのもので、掘立柱建物の一部とともに集落を構成していたものと考えられる。竪穴建物の重複はほとんど見られず、建て替えも認められない。焼失建物が５棟あり、短期間で廃絶した集落と推定される。

このほか、縄文時代晩期の遺物や江戸時代の道路遺構を検出している。

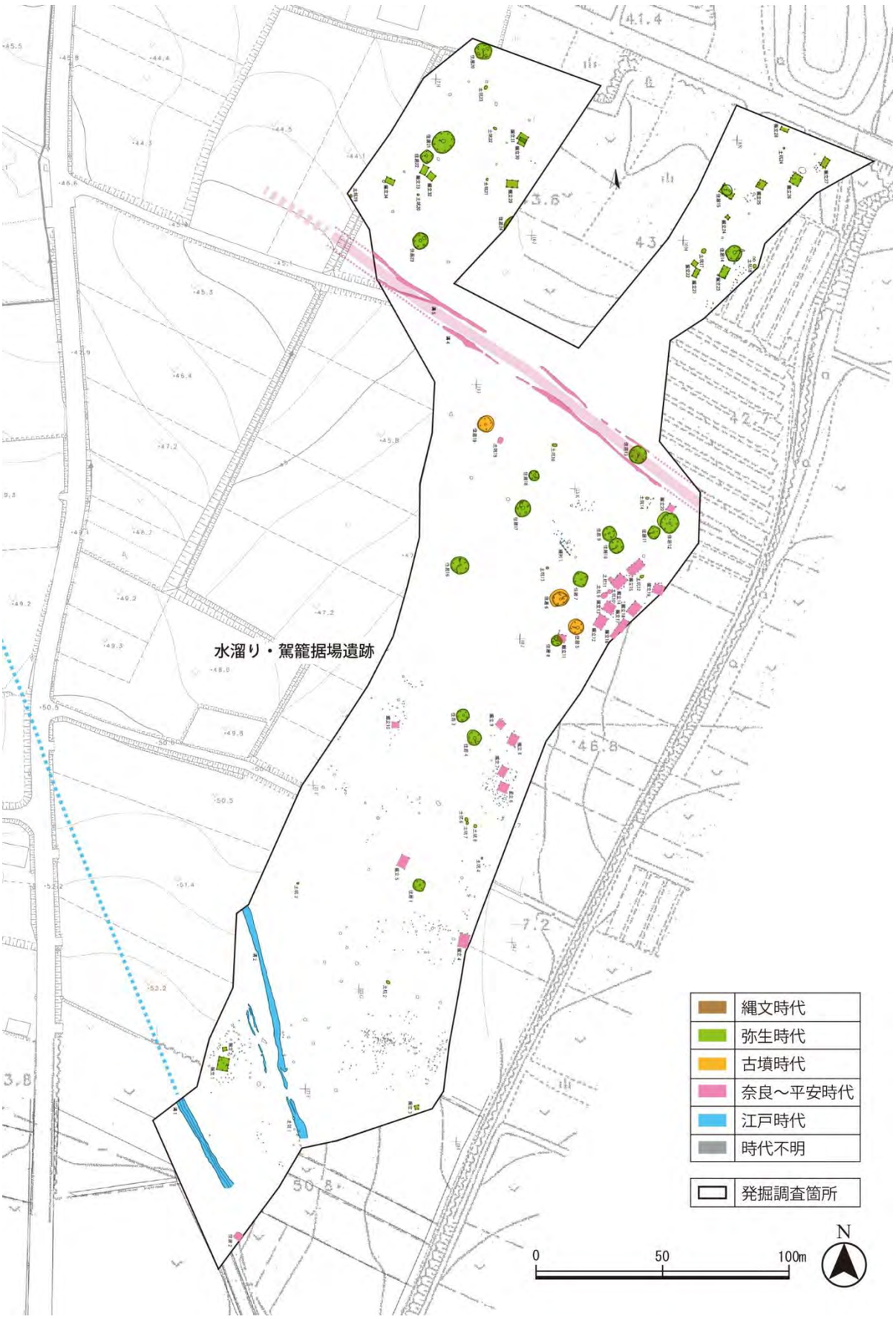


図 4-19　水溜り・駕籠据場遺跡の遺構

4-4-3　伊勢野遺跡

下斉尾１号遺跡や特別史跡斎尾廃寺跡が立地する台地と谷を挟んだ西側の台地に位置する。ほ場整備事業等に伴う試掘調査と小規模な発掘調査が行われている。弥生時代中期から後期にかけての多数の竪穴建物が検出されており、当該期の集落の存在が確認されている。

一方、古代の遺構としては西寄りＢ区で桁行５間（約9.0m、柱間寸法約1.8m）・梁行３間（約4.5m、柱間寸法約1.4m）の大型柱掘方を伴う南北棟の掘立柱建物を検出しており、奈良時代と考えられる土師器や須恵器の小片が出土している。

この掘立柱建物の性格は不詳であるが、その平面規模や柱掘方の大きさからみて、豪族の居宅あるいは官衙関連施設などを構成する建物であった可能性もある。

このほかに、奈良時代前半の方形竪穴建物も１棟確認されている。

これらの遺構の多くは工事計画の変更により保存されている。

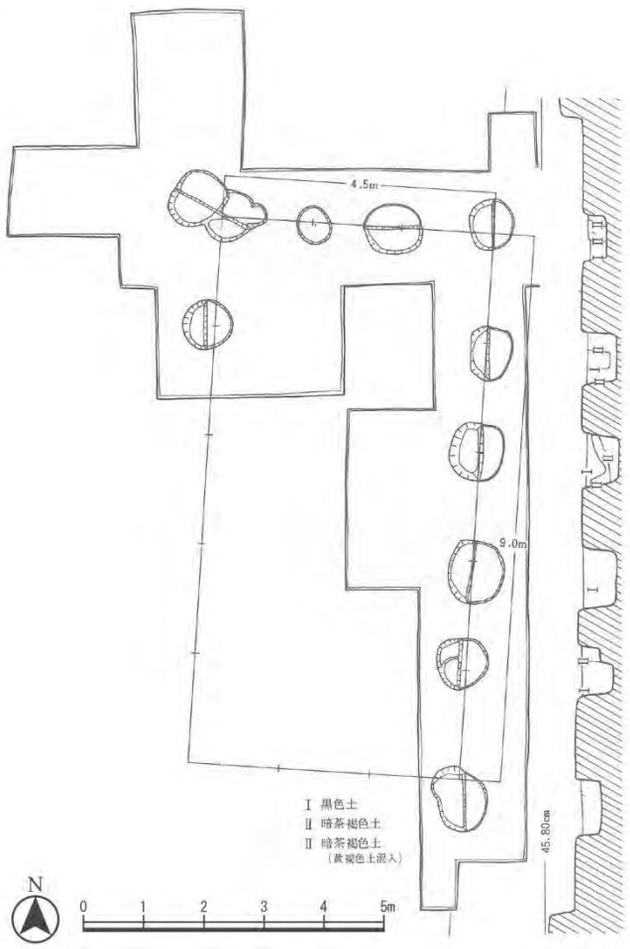
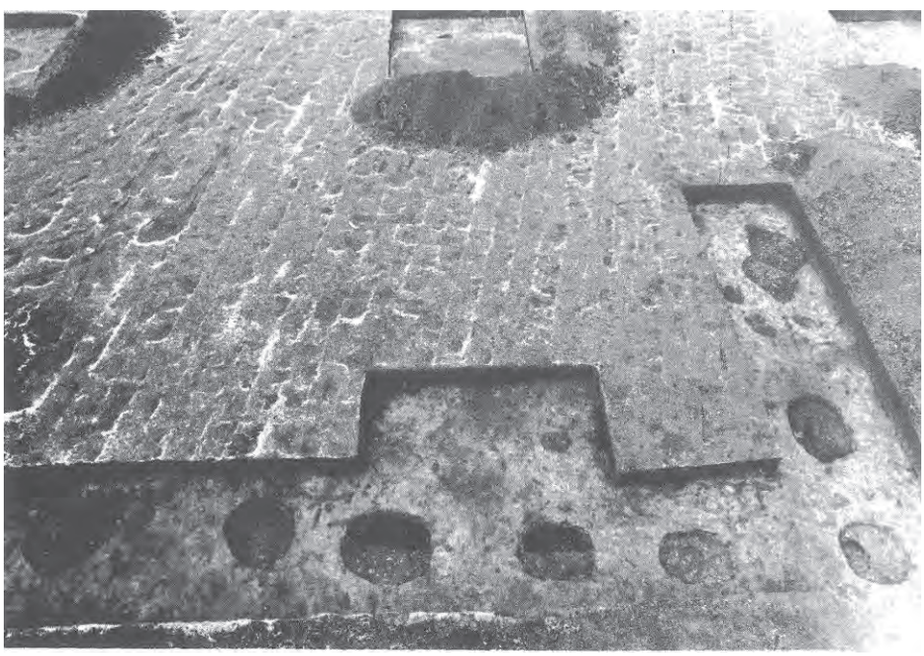


図 4-20　伊勢野遺跡の奈良時代掘立柱建物



伊勢野遺跡の奈良時代掘立柱建物（東より）

4-4-4　その他の遺跡

①　周辺古墳群

両史跡周辺には、斉尾古墳群（９基)、塚本古墳群（８基)、大高野古墳群（５基)、槻下古墳群（８基）といった古墳群の所在が知られている。これらは所在地や立地状況により別々の古墳群として登録されているが、両史跡を含む南北1,100m、東西700mほどの範囲に展開しており、一体の古墳群を構成する支群として捉えることが可能である。これらの中で調査の行われた斉尾９号墳、塚本７・８号墳、大高野１～３・５号墳、槻下５・６号墳（代代２・１号墳）は、いずれも横穴式石室を主体部とする後期古墳であり、築造時期は６世紀後半から７世紀前半で、斎尾廃寺や八橋郡衙に先行して営まれたものである。

表 4-3　史跡隣接地区等の古墳の概要（記録保存調査）

名称	調査年度	調　査　概　要	報告書
斉尾８号墳	1998～1998	墳形：周溝と思われる溝を検出、円墳と考えられる 大きさ：径約17m（推定） 埋葬施設：削平等により確認できない 出土遺物：なし 報告書の遺構名はＳＤ09	下斉尾１号遺跡（Ａ地区） 斉尾８．９号墳 発掘調査報告書 （改訂版） 2016．7
斉尾９号墳	1998～1998	墳形：円墳 大きさ：径約18m（墳丘はすでに削平され石室の一部が露出） 埋葬施設：横穴式石室 出土遺物：須恵器蓋杯、甕、横瓶、高杯 石室内から碧玉製勾玉２、管玉、滑石製小玉、鉄製刀子２ 周溝上面より須恵器円面硯等出土 時期：６世紀後半～７世紀前半	
大高野１号墳	1990	墳形：円墳 大きさ：径14～16m（墳丘はすでに削平され石室の一部が露出） 埋葬施設：横穴式石室 出土遺物：石室内は盗掘等で遺物なし。 周溝内から蓋杯、横瓶、高杯など	大高野古墳群 発掘調査報告書 1991．3
大高野２号墳	1990	墳形：円墳 大きさ：径14～16m（墳丘はすでに削平され石室の一部が露出） 埋葬施設：横穴式石室 出土遺物：石室内は盗掘等で遺物なし。 周溝内から蓋杯、横瓶、高杯など 時期：６世紀後半	大高野古墳群 発掘調査報告書 1991．3
大高野３号墳	1991	墳形：円墳 大きさ：径20．4m（墳丘はすでに削平され石室の一部が露出） 埋葬施設：横穴式石室 出土遺物：石室内から金銅製耳環２、鉄刀１、刀子など 周溝西側より須恵器蓋杯、壷、高杯、 土師器杯など土器類、青銅製鈴 時期：６世紀後半～７世紀前期	大高野３号墳 発掘調査報告書 （第23集） 1992．3
大高野５号墳	1988	墳形：円墳 大きさ：径15～18m（墳丘はすでに削平され石室の一部が露出） 埋葬施設：横穴式石室 出土遺物：石室内からメノウ製勾玉１、ガラス製小玉２個 時期：６世紀後半～７世紀前期	大高野５号墳、 塚本７号墳 発掘調査報告書 1990．3

名称	調査年度	調　査　概　要	報告書
塚本７号墳	1988	墳形：円墳 大きさ：径約12m（墳丘はすでに削平され石室の一部が露出） 埋葬施設：横穴式石室 出土遺物：墳丘内から須恵器蓋杯身、有蓋高杯など 時期：６世紀後半～７世紀前期	大高野５号墳、 塚本７号墳 発掘調査報告書 1990.3
塚本８号墳	1986	墳形：円墳 大きさ：径約18m（墳丘はすでに削平され天井石が露出） 埋葬施設：横穴式石室 出土遺物：墳丘内から須恵器蓋杯、高台付杯、高杯、土師器杯など 時期：６世紀後半～７世紀前期	下斉尾１号遺跡 ・塚本８号墳 発掘調査報告書 1987.1
槻下５号墳 （代代２号墳）	1976	墳形：円墳 大きさ：径約８ｍ（墳丘はすでに削平され石材が露出） 埋葬施設：横穴式石室（切石造り）大半は破壊されていた。 石材は凝灰岩。石室の南、西に土坑墓２基 出土遺物：墳丘内から須恵器片 時期：６世紀後半	代代古墳 発掘調査概報 1977.3
槻下６号墳 （代代１号墳）	1976	墳形：円墳 大きさ：径約12m（墳丘はすでに削平され石材が露出） 埋葬施設：横穴式石室（切石造り）大半は破壊されていた。 石材は凝灰岩、南側付近に土坑墓７基 出土遺物：石室内北壁根元より直刀１振、須恵器片 時期：６世紀後半	

②　下斉尾１号遺跡南区

下斉尾１号遺跡南区は、斎尾廃寺跡南側の広範囲を占めている。県営畑地帯総合土地改良事業に伴い、試掘調査を実施している。調査では、弥生時代後期や奈良・平安時代の竪穴建物を確認している。また、一部実施した記録保存のための発掘調査では、弥生時代後期の竪穴建物、奈良時代の溝状遺構や竪穴建物状の遺構を確認している。出土遺物には、弥生土器、須恵器杯、土師器杯・甕などがある。

弥生時代後期や奈良時代後期などの集落跡が展開している可能性があるが、まだ部分的な調査にとどまっており詳細は不明である。

③　小高野遺跡

小高野遺跡は、塚本古墳群と重複している遺跡である。この遺跡では、県営畑地帯総合土地改良事業の農道を敷設する工事に伴う試掘調査が行われている。その結果、土坑、溝、柱穴状のピットなどが確認されている。出土遺物には、弥生時代前期の甕・壷や７世紀後半の須恵器片がある。遺構面は残されている。

第５章　両史跡指定地及び史跡隣接地区・史跡周辺地域の現況と課題

５－１　両史跡指定地の現況と課題

5-1-1　特別史跡斎尾廃寺跡指定地の現況

①　公有化の経過と現在の指定地番

特別史跡指定地の民有地であった部分は、昭和44年(1969)に当時の東伯町が公有化しており、現在は史跡指定地全域が公有地である。指定当初は、地番の一部指定であったが、分筆などにより地番が統合整理されている。現在は、指定地は地番でいうと４筆からなり、公簿面積3,455㎡のうち２筆2,293㎡が国有地、その他は町有地となっている。

表5-1　指定地の地番・面積・所有状況

字	昭和10年指定時地番	官報記載面積	買上時地番（S44）	現在地番	所有	面積（公簿）
大字槻下字斎尾（現在は字上斉尾）	996番ノ23	実測1畝10歩	996番52	996番50	町有地	511
	996番ノ24	実測3畝23歩	996番52			
	996番ノ25	実測6畝4歩	996番50			
	996番ノ26	実測4畝3歩		996番44	国有地(文化庁)	278
	996番ノ27	実測1段9畝19歩		996番45	国有地(文化庁)	2,015
	997番ノ36	実測6畝18歩	997番91	997番72	町有地	651
			997番90			
			337番36			
（面積）		（台帳では3,904㎡）				3,455



図 5-1　指定地の地番状況

②　管理団体の指定

昭和15年(1940)３月15日に、「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、下記の３組合が史跡の管理者に指定されている。同年12月12日の浦安村合併後は浦安村に移管された。その後、昭和17年の浦安町への町制施行、昭和29年の東伯町合併、平成16年(2004)の琴浦町合併により、現在は琴浦町が管理団体となっている。

> 文部省　發宗一七號
>
> 鳥取県東伯郡　逢束村　市勢村　伊勢崎村　組合
>
> 史蹟名勝天然紀念物保存法第五條第一項ニ依リ左記ノ管理者ニ指定ス
>
> 昭和十五年三月十四日
>
> 文部大臣　松浦　鎭次郎
>
> 記
>
> 史蹟　斎尾廃寺阯

③　管理団体による国有地の管理

特別史跡斎尾廃寺跡の管理は、文化財保護法第113条により管理団体である琴浦町が実施している。また、指定地は①で示したように、町有地と国有地（文部科学省所管文化庁所属）からなる。文部科学省所管文化庁所属の国有財産については、「指定文化財管理費国庫補助要項」により管理団体が行う管理費（見廻り看視及び清掃費）として、国庫補助（㎡当たり30円の範囲内、補助対象経費の５分の４）を得て管理している。

④　遺構・出土遺物等の現状

基壇外装・雨落溝・階段など堂塔の建物や基壇に関わる遺構、瓦類などの遺物が埋蔵されていると思われるが、本格的な発掘調査が実施されていないため詳細は不明である。

地上には、金堂と塔の基壇が土壇として遺存している。講堂の基壇の高まりは現存していない。中門は、現状では名称石碑が立つ付近がわずかに高まっているものの痕跡は明瞭でなく、その石碑所在位置も昭和６年(1931)頃に中門跡とされていた高まりと若干ずれており（図5-2参照)、遺構の正確な位置は不明である。

金堂･塔の土壇上面や講堂跡には礎石が残存している。原位置から移動しているとみられるものも含めて、金堂跡で10個、塔跡で９個、講堂跡で14個が遺存している。また、金堂跡と講堂跡の間の指定地東端部にある「鐘楼阯」の石碑の横に礎石状の石が２個現存している。指定地内にはこのほかにも原位置が不明の礎石状の石がいくつかみられる。金堂跡と講堂跡にみられる礎石は昭和８年(1933)とその後の調査で発掘されたもので、調査後にそのまま露出した状態で今日に至るものである（図5-2参照）

礎石は比較的硬質の安山岩であり、顕著な風化等は見られない。土壇の側面・上面には土留めのための張芝がなされている。なお、昭和15年に主な伽藍遺構の直上に名称石



金堂基壇の痕跡を留める土壇

碑（コンクリート台座に自然石を立てる）が設置されているが、遺構への影響の程は不明である。

特別史跡指定地外及びその周辺地のこれまでの調査で出土した遺物や表面採取された遺物は、琴浦町や鳥取県、京都国立博物館、奈良国立博物館に分散した形で保管されている。



金堂の礎石と名称石碑を北東方向からみる

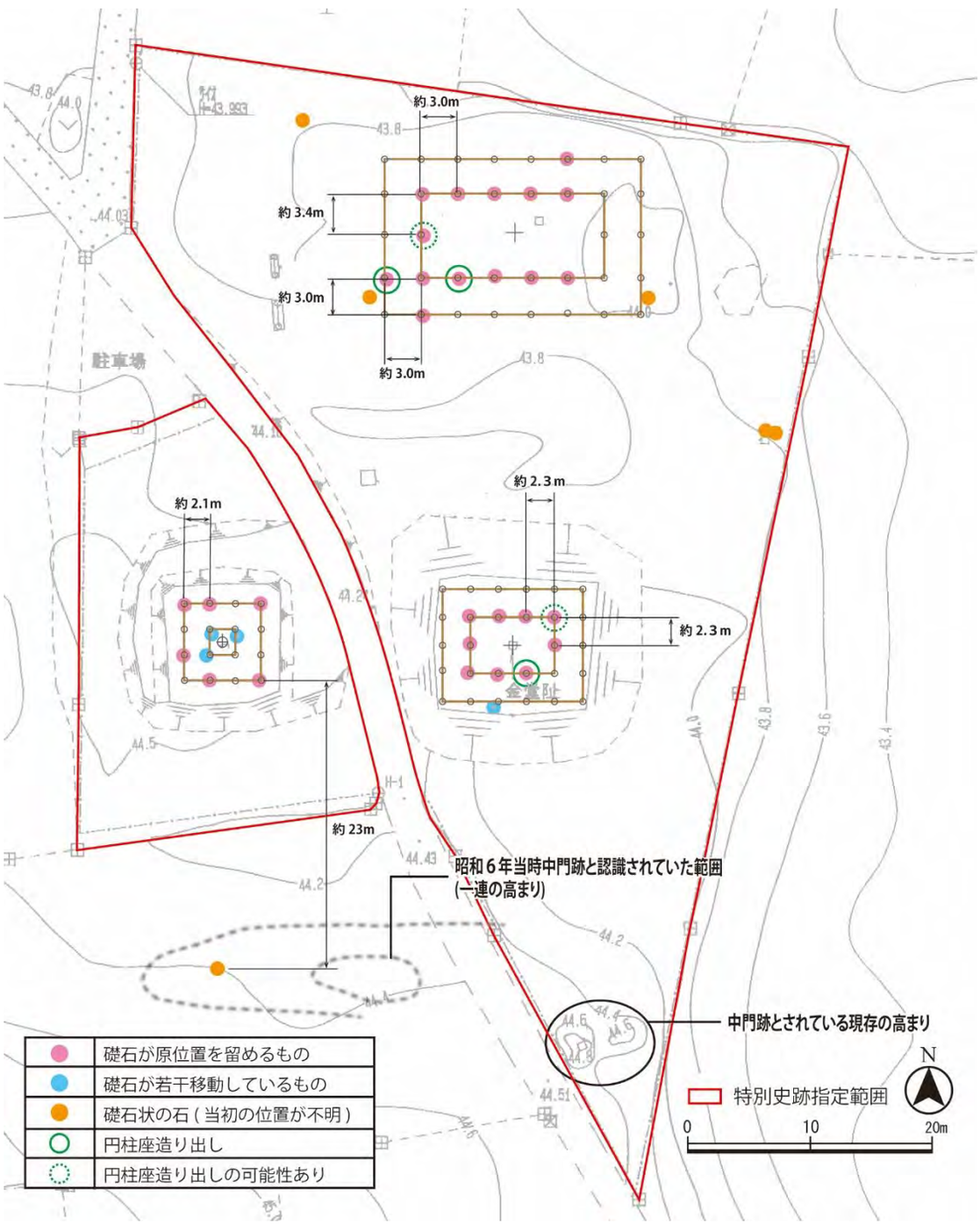


図5-2　特別史跡斎尾廃寺跡の遺構の現状

⑤　地形・景観

特別史跡斎尾廃寺跡周辺の地形は、南から北に向かって勾配１％程度でわずかに下る傾斜地形で、指定地は標高がほぼ44mの平坦な地形となっている。この平坦地上に、金堂跡は東西・南北とも長さ約20m、高さ約1.3m、塔跡は東西・南北長さ約14m、高さ約1.1mの土壇の高まりとして残っている。中門跡とされる付近にも0.2～0.4mのわずかな高まりが確認できる。

周辺は芝畑地帯となっており、また指定地も全域が張芝で整備されている。このため、指定地と周辺が一体的に捉えられ、広がりのある開放的な景観を形成している。

指定地には、基壇の高まりや礎石、史跡標識・名称石碑、説明板等のサイン類、管理囲柵があるが、それ以外には工作物等がなく、その景観は周囲の農地景観と溶け込んで良好な風致を形成している。一方、遺構はほとんど未整備の状況であり、往時の伽藍地の姿を想起できるような景観とはなっていない。

指定地の南100m地点には高圧線の鉄塔・送電線があり、東方から東南方には風力発電の風車の列が望見され、これらは農地や樹林地の中に垂直方向にのびる人工的な構造物として目につく景物となっている。また、指定地北側に隣接している墓地も指定地や周辺の農地景観とはなじまない。しかし、指定地から周辺を眺めると、近くに視界を遮る施設等がないため、南に大山山系の山並を遠望でき、中・近景には農地の広がりや点在する集落の甍、樹林などを見渡すことができ、眺望は良好である。指定地の東方には史跡大高野官衙遺跡の樹林が見える。



史跡標識と金堂跡の土壇



金堂跡の礎石と名称石碑



塔跡



中門跡推定地に残るわずかな地形の高まり



講堂跡越しに見える大高野官衙遺跡の樹林



指定地から望見される高圧線の鉄塔や風車

⑥　土地利用・整備状況

特別史跡指定地は全域の公有化が完了した昭和45年度(1970年度)に、国庫補助事業として管理用の囲柵や史跡説明板を設置し、張芝等の整備をし、史跡広場として利用されている。指定地に隣接した西側に町有地と国有地があり、現在はこれらの公有地を史跡への入口部分とする小広場として整備し、駐車場等に利用している。

遺構については、金堂・塔・講堂の礎石が露出した状態で並んでおり、金堂と塔の基壇は土壇として遺存している。その土壇には土留めのための芝張りが施されている程度で、本格的な整備はなされていない。遺構上には、昭和15年(1940)に「金堂趾」「塔趾」「講堂趾」「鐘楼趾」「中門趾」の遺構名を彫り込んだ名称石碑が設置されている。

なお、説明板は老朽化等に伴う修理の際、説明内容を更新している。



特別史跡説明板（昭和45年度設置・表示部は後年に更新）



イラストで示した想定復元図



金堂跡の土壇上に置かれた名称石碑（昭和15年度設置）

⑦　活用状況



白鳳ロマンウォーキング(2012年)

特別史跡斎尾廃寺跡は琴浦町を代表する文化遺産であり、学校教育や社会教育の教材、地域活動資源、文化観光資源等として利用されている。

学校教育では、琴浦町が、町内小学校６年生の歴史学習を中心とした共通教材として活用するために、平成25年(2013)に歴史学習図書「わたしたちのふるさと琴浦町」を作成し、郷土を愛する心を養う琴浦町の歴史を体系的にまとめて教えている。地元の浦安小学校などは、郷土史を体験的に学ぶ場として史跡を訪れたりしている。また、町内の小学校３年生が、郷土学習の一環として、毎年、琴浦町歴史民俗資料館（まなびタウンとうはく内）を訪れ、斎尾廃寺跡の遺物や伽藍復元模型の展示を見学したり、斎尾廃寺復元CG映像を視聴したりしている。

社会教育では、琴浦町教育委員会が主催する60歳以上の町民を対象にした「寿大学」の教養コースの中に、斎尾廃寺跡の見学などを組み込んでいる。また近年、琴浦町では合併10周年記念事業を契機に、平成24年からグルメ・歴史・健康・観光をコラボしたウォーキングイベントを実施しており、コースの一つの「殿様コース」には斎尾廃寺跡も観光ポイントに入れている。イベントには町内外から毎年800人ほどの参加がある。

斎尾廃寺跡が所在する町東部の伊勢崎地区（琴浦町槻下・中尾・金屋）では、地域内の人的交流や地域活性化等を目指して、平成21年に住民等約130人で構成される「白鳳の郷地域活性化協議会」を設立した。協議会では様々なイベントや地域景観保全等に取り組んでおり、斎尾廃寺跡等の史跡や文化財をまちづくりの重要な資産と位置づけ、それらを巡るコースを紹介したガイドマップの作成、観光案内看板の設置、史跡ガイド等を行っている。なお、協議会では新しい試みとして、平成28年度から、斎尾廃寺跡の魅力をはじめ、当該地が鳥取芝発祥の地であり、グラウンドゴルフも鳥取県で始まったことをアピールするため、斎尾廃寺跡近くの芝畑を会場にして「グラウンドゴルフ大会in白鳳の郷」の催しを始めている。



図 5-3　郷土の歴史学習資料『わたしたちのふるさと琴浦町』



図 5-4　琴浦グルメ de めぐるウォーク（平成 27 年）



グラウンドゴルフ大会 in 白鳳の郷（平成28年）
（白鳳の郷地域活性化協議会提供）



図 5-5　「白鳳の郷地域活性化協議会」製作のガイドマップ

⑧　管理状況

保存管理施設として、昭和15年度（1940年度）に史跡標識、境界標、名称石碑が設置されている。その後、公有化が完了した昭和45年度に、国庫補助事業として管理用の囲柵を設置している。

特別史跡指定地の維持管理については、国有地・町有地を併せて、琴浦町が直営で、草刈り・清掃等を年間７～８回実施している。



史跡標識（昭和15年度設置）
特別史跡指定以前のもの



境界標（昭和15年度設置）
境界の内側に囲柵を設置している

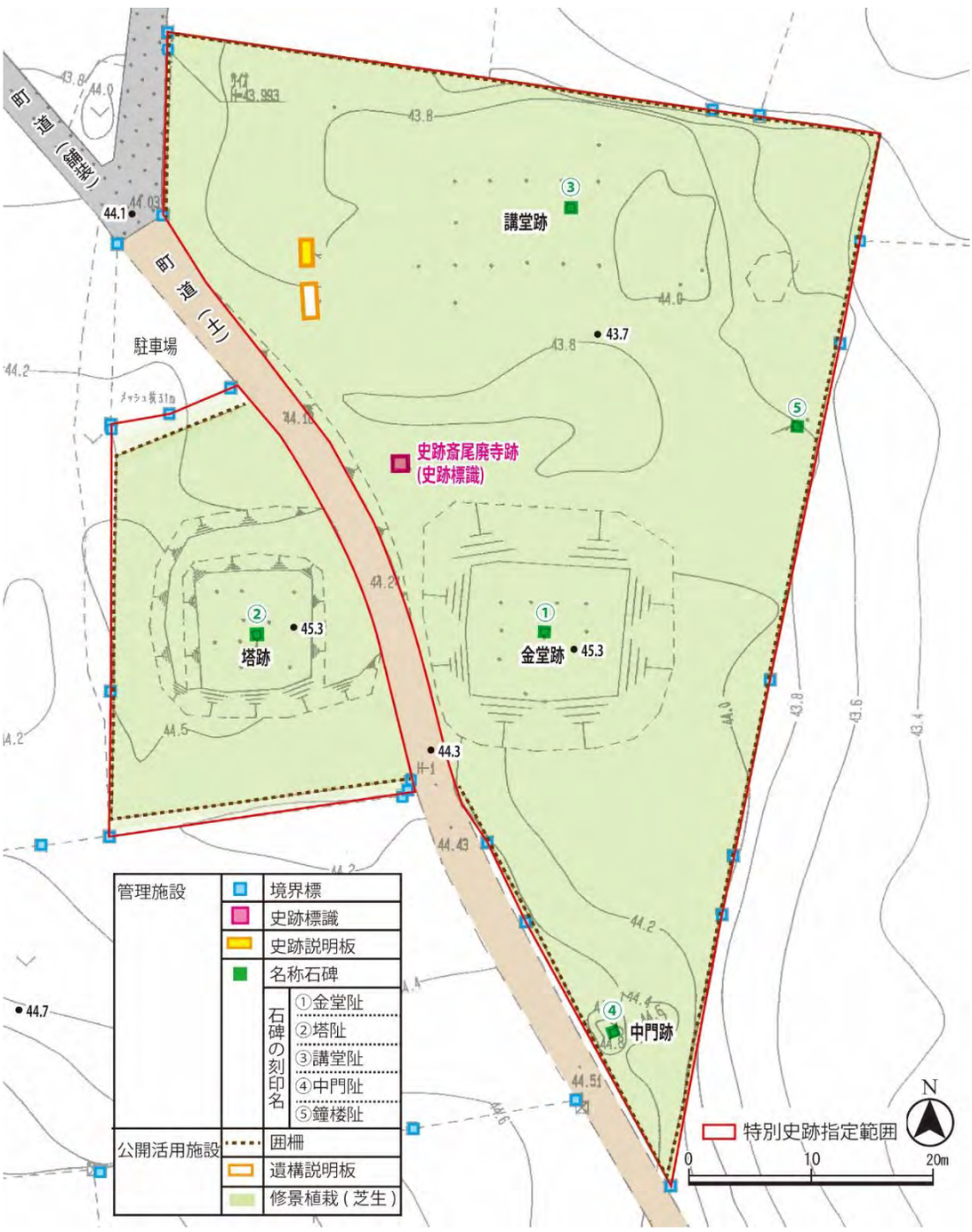


図 5-6　特別史跡斎尾廃寺跡の現況

5-1-2　史跡大高野官衙遺跡指定地の現況

①　公有化の経過と現在の指定地地番

大高野遺跡のうち、礎石建物が南北に並ぶという遺構発見の契機となった第６次調査地点（下表地番853番1）は、その重要性から、平成６年度(1994年度)に町が買収し、積極的な保存を図った。平成26年度に大高野官衙遺跡として史跡指定された時点では、この地点と道路部分以外は民有地であり、農地（芝畑、牧草地等）として利用されていた。その後、平成27・28年度に民有地部分は琴浦町が公有化し、現在では指定地全てが公有化されている。

なお、指定地番830番9のうち実測630.71㎡は分筆され、830番30となっている。

表 5-2　指定地の地番・面積・所有状況

字	地番	面積	備考	所有
大字槻下字鐘鋳場	830番2	2,308		琴浦町
	830番4	1,862		琴浦町
	830番30	630.71	指定告示は地番830番-9のうち実測630.71㎡ 分筆登記により830番-30となり、登記面積は630㎡	琴浦町
同　字駕籠据場	849番1	2,430		琴浦町
	849番4	2,626		琴浦町
	849番5	2,939		琴浦町
	850番2	920		琴浦町
	851番3	2,262		琴浦町
	851番4	330	公衆用道路	槻下村(浦安財産区)
同　字大高野	853番1	2,136		琴浦町
	853番2	6,473		琴浦町
同　字塚本	2639番	1,580	公衆用道路	琴浦町
同字駕籠据場851番地4と同字塚本2640番地に挟まれ同字駕籠据場849番-1と同字大高野853番4に挟まれるまでの道路敷きを含む		756.36	公衆用道路(登記記録無し)	琴浦町
同字駕籠据場851番地3と同字駕籠据場850番地2に挟まれ同字鐘鋳場830番地2と同字駕籠据場849番地5に挟まれるまでの道路敷きを含む		418.08	公衆用道路(登記記録無し)	琴浦町
合　　計		27,671.15		

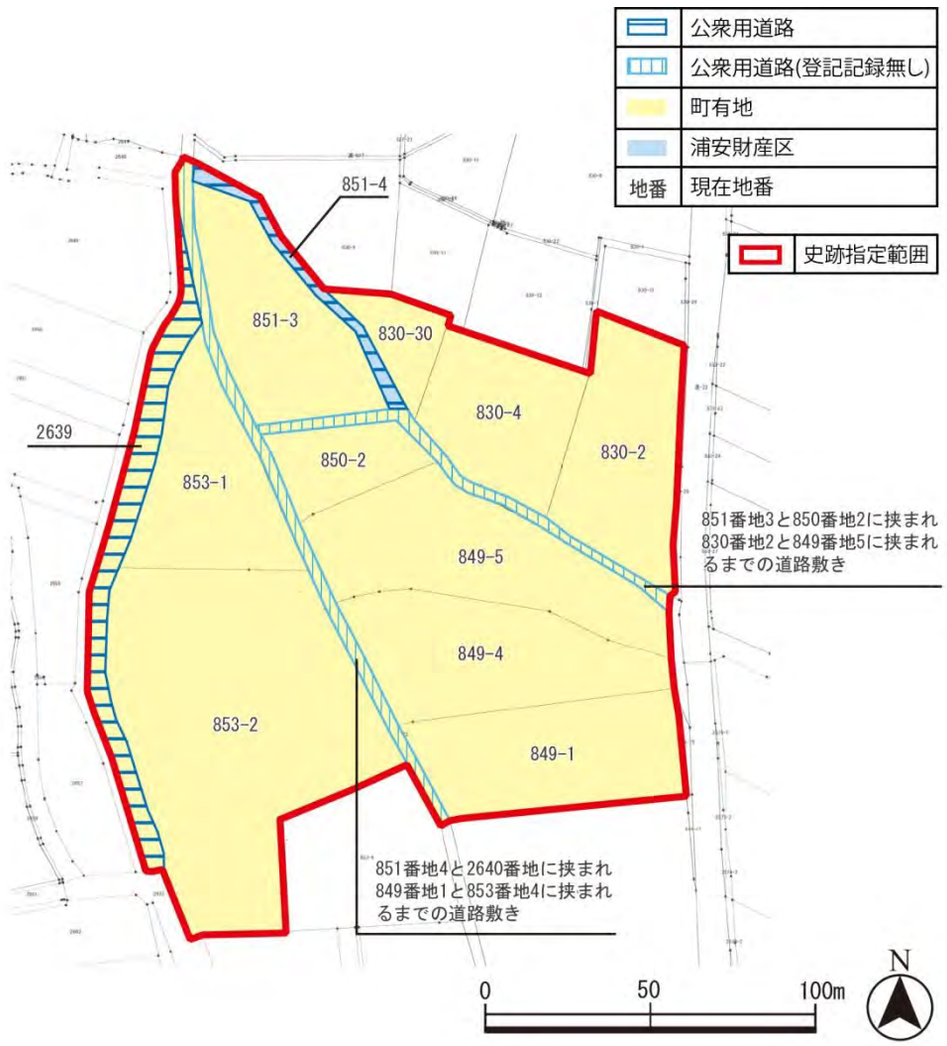


図 5-7　指定地の地番状況

②　指定地の管理

史跡大高野官衙遺跡の指定地は全て公有地であり、町有地と財産区（槻下地区所有地）からなる。財産区の管理者は琴浦町長であることから、史跡指定地は全て琴浦町が管理する土地となっている。

また、本史跡については、文化財保護法による管理団体の指定はなされていないが、同法第119条「管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。」という条文に基づき、所有者である琴浦町が史跡の管理にあたっている。

③　遺構・出土遺物等の現状

総柱礎石建物が南北に並ぶ正倉院の西部は、遺構面を保護盛り土したうえで張芝を行い広場的空間としている。そして、一部の礎石を露出して展示している（図5-8参照）。その他の調査区で検出した遺構や礎石は、そのまま埋め戻して保存してある。

露出展示している礎石には被熱痕がみられるものがある。現在のところ露出による顕著な風化等は見受けられないが、今後の経年的な変化には十分留意する必要がある。また、西部の広場空

間の周縁部には竹林があり、広場部分までタケの侵入がみられ、遺構面に悪影響を及ぼすことが懸念される。

古代以外の遺構としては、古墳（大高野４号墳）や、江戸時代に利用された八橋往来を引き継ぐ道がある。古墳は未調査で、現在は樹林地の中に高さ約２ｍほどの円形の高まりで残存しており、比較的残りは良いものと推定される。八橋往来は発掘調査で確認されている地下遺構と地上に現存する道とがあり、時期により若干の移動があったものとみられる。後者も、現在は使われていないため、草本や拡大する樹林に埋もれつつある。このほか、西側谷部にかつて架けられていた八橋往来の石橋（古墳石材の転用か）が、昭和50年代の水路改修に伴って指定地内に移設保存されている。

これまでの発掘調査で出土した遺物は、町で保管しており、その一部を町歴史民俗資料館で常設展示している。



露出展示されている礎石群



建物跡周辺まで侵入するタケ



八橋往来



昭和50年代に移設された八橋往来の石橋と説明板

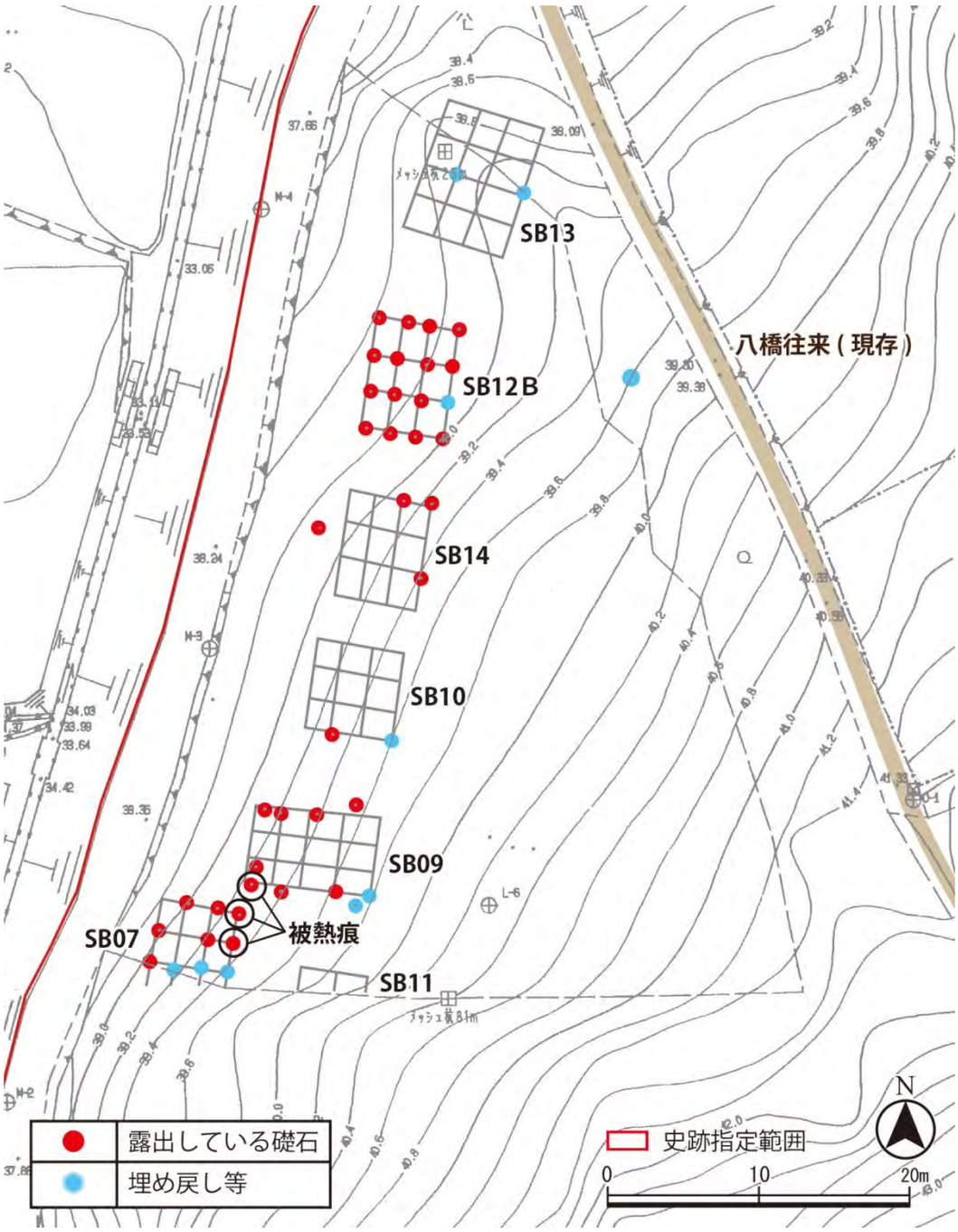


図 5-8　大高野官衙遺跡西部の遺構配置

④　地形・景観

指定地は南から北と西に向かって緩やかに下がる丘陵地形で、南端と北端で比高約12m、東端と西端で比高約５～８ｍある。西側は谷となっており比高2.5m程の法面を形成している。大雨の際は西北部に雨水が集中し、隣接する農地に流れ込む状況がみられる。

指定地の南西部は樹林地で、史跡中央から西方への眺望は樹木で遮られている。史跡の西端部にはサクラが列植されており、開花期には遺跡の位置を西方から視認できる目印となっている。東半部分は旧農地の名残を留める南北140m・東西100mほどの広大な平坦地となっており、一部はかつての芝畑の状態で維持されており、周囲の農地景観と一体化している。現在は特に整備はなされていないため、周辺農地との境界は定かでなく、史跡や正倉院の範囲を視認することはで

きない。なお、指定地の西北部は芝生広場となっており、倉庫群の礎石の一部が地表に露出した状態で並んでいる。指定地の西端からは指呼の間に斎尾廃寺跡を望むことができる。



一部の礎石を露出展示した史跡西部の芝生広場

⑤　土地利用・植生

史跡指定地は全域が公有化されており、現状に変更を及ぼすような土地利用はなされていない。現在は南西部が樹林地で、そのほかは草地となっている。公有化以前は、芝畑、牧草地、果樹園、樹林地、公衆用道路として利用されていた。このうち旧芝畑については、現在も芝生の状態で維持管理している。また、指定地内には八橋往来を含む４本の公衆用道路が通るが、現在は使われていない。このうち SB06･SB05･SB16･SA01 の遺構上を通る道路部分には灌漑用の配水管が埋設されている。この配水管は指定地内では利用されていないが、指定地北側の農地への配水のために利用されている。

礎石建物跡がある指定地西部の広場の周囲一帯には樹林地が見られる。広場の東側北端部にはモウソウチクが旺盛に生育し、一部広場内への侵入がみられる。樹林帯の内部には主に常緑広葉樹、林縁部には落葉広葉樹が生育している。林縁部にはアカメガシワやカラスザンショウ、ハゼノキなどがみられ、特に裸地にいち早く侵入し定着する植物であるカラスザンショウがひときわ枝を広げ目立っており、樹林地のさらなる拡大が予想される。林内はスダジイ・タブノキ・クロキ・ヤブニッケイなどの高木からなり、下部にはアオキが多く、林内は暗い。礎石建物跡が並ぶ芝生広場の西端部にはソメイヨシノが列状に植栽されている。



大高野官衙遺跡の現況



史跡北端より拡大しているモウソウチク林



史跡の南西部を占める樹林地



広場西側のソメイヨシノの列植

⑥　活用・整備状況

総柱礎石建物群が検出され、史跡指定前の平成６年(1994)に町によっていち早く公有化された第６次調査地点（史跡指定地の西部に位置する）は、調査で検出した礎石群の一部を露出展示するとともに、一帯を張芝とした簡易な整備を行い、広場として利用している。そして史跡指定後に広場の一角に史跡説明板を設置している。その他の箇所は未整備であり、まだ積極的な活用はなされていない状況である。

このほか、史跡内には、地元住民で構成される「白鳳の郷地域活性化協議会」によって設置された「旧八橋往来」等の説明板がある。



「白鳳の郷地域活性化協議会」が設置した「旧八橋往来」の説明板

⑦　管理状況

公有化以前から芝畑であった地は、「白鳳の郷地域活性化協議会」に維持管理を委託し、旧状のまま芝畑として維持している。その他の指定地は、琴浦町が直営で、草刈り・清掃等を年間７～８回実施している。平成27年(2015)には、史跡保存活用のため、史跡説明板を設置している。



史跡説明板

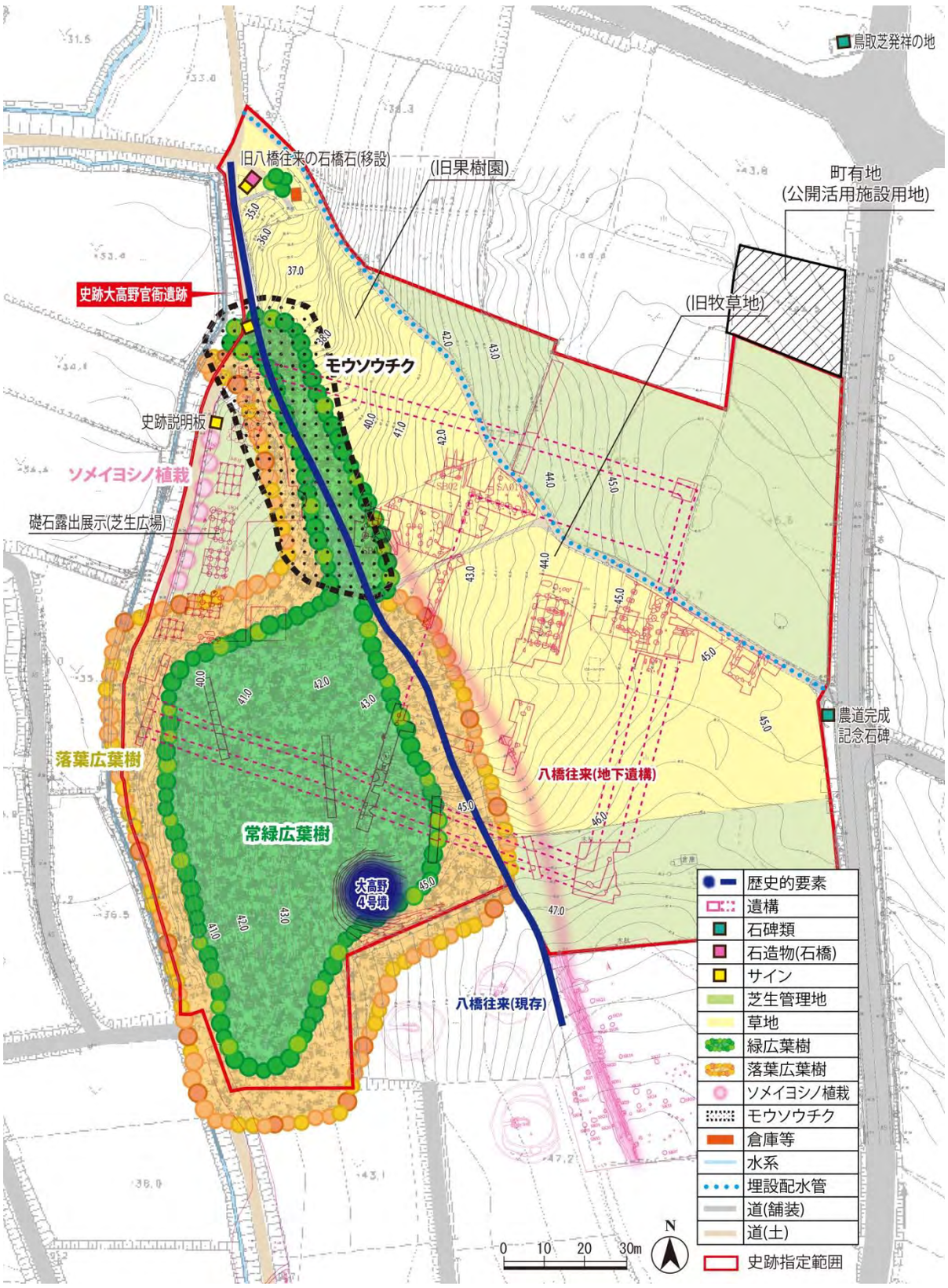


図 5-9　史跡大高野官衙遺跡の現況

5-1-3　両史跡指定地の課題

①　両史跡共通の保存活用上の課題

○山陰地方を代表する史跡であり、琴浦町や地域の歴史・文化を表徴する遺跡としての価値を子どもから大人まで理解できるように、学校教育・社会教育面での一層の取り組みを行う必要がある。特に学校教育での活用は、特別史跡斎尾廃寺跡に限られており、両史跡ともに琴浦町や地域の歴史・文化を学ぶ場として、積極的に活用する方策を検討する必要がある。その一環として、地域の歴史・文化を教える立場にある教師を対象とした郷土学習の講習会等の実施も検討する必要がある。また、史跡等を有効に活用し後世に継承する当事者としての地域住民・町民の史跡への理解を深める方策も必要である。

○史跡の整備や保存活用のため、遺跡の全容解明に向けた発掘調査を計画的に行う必要がある。

○両史跡の保存管理・活用について、行政や地域住民等の協働による取り組みは少ないため、今後、行政、地域住民・団体、町民が一体となって積極的に展開していく管理体制や活用のあり方等を検討する必要がある。

○両史跡の活用を通じて地域の人々の交流機会を創出し、地域活性化を図れるような活用策も検討する必要がある。

○両史跡は同時代の遺跡で、近接しており、密接な関連を持っていたと考えられる。その両史跡を結びつけた一体的な保存管理や活用のための方策として、両史跡を一体的に案内するソフト・ハードシステム、両史跡の密接な関係を理解できるようなガイダンス機能等の整備を検討する必要がある。

　また、現状では相互に遺跡を望見することができるものの、未整備のため遺跡の内容や位置を一目で理解することはできない状態である。そこで、視覚的ネットワークという観点からも両史跡を相互に視認できる整備のあり方を検討する必要がある。

○両遺跡ともに礎石が露出しているところがあり、総じて遺構面は浅いと想定されるため、現状における遺構面の保護策や表土流出防止のための対策等も検討する必要がある。

○遺構のハード面の整備とともに、位置情報や携帯情報端末を利用したVR技術の導入など、整備の段階や遺跡の性格・内容、予算等に応じて、最適な活用法の導入を検討する必要がある。また、史跡説明パンフレットの町ホームページでのデジタル配信など、短期的に取り組み可能なものなどは、整備計画と連動しながら早期に進めていく必要がある。

○両史跡のみならず、関連遺跡やそれを取り巻く良好な農地景観なども含めた総体的な魅力の発信、さらには、史跡周辺地域や県内に点在する古代関連遺跡群との連携による広域的視点に立った地域の再評価を通じて、地域の活性化、歴史学習や観光振興の推進に貢献できる活用策も検討する必要がある。

②　特別史跡斎尾廃寺跡の保存活用上の課題

1)保存管理

○昭和６年(1931)頃に中門跡と推定されていた土塁状の隆起の位置（塔跡南に残る礎石状の石の位置を東に延長した付近）と、中門跡名称石碑の現在の設置位置とが若干ずれており（図5-2参照)、現状では門跡の痕跡も明瞭でないなど、遺構の正確な位置や残存状況・構造等が不明である（昭和６年の状況については梅原末治氏作成の図4-1参照)。

○金堂・塔・講堂の遺構についても、その建物や基壇の規模・構造など不明な点が多い。

○これまでの調査成果がまとめられていないため、調査成果や各種の情報を総括した報告書を作成し、その成果を公開するといった情報提供が必要であるほか、その情報を史跡の活用整備や今後の調査に活かしていくことが必要である。
○現地表から遺構面までの深さなどの正確な情報が得られておらず、遺構の確実な保護や活用整備を進めるうえで支障となっている。
○これまで本格的な発掘調査が行われておらず、遺構の適切な保護や活用整備を進めるうえで必要な基本的情報が得られている状況ではない。そこで、そうした情報を得るための発掘調査を計画的に行う必要があり、その発掘調査に必要な体制を整備することが求められる。
○適切な発掘調査等により遺構・遺構面等の基本的情報を得て、それに基づいて保存活用整備を進めることが必要である。
○指定地の境界について、町道との境界標が埋もれるなどして明瞭でない箇所があるため、その境界を明示する必要がある。
○指定地は公有化され、町が直営で維持管理しているが、隣接する史跡である大高野官衙遺跡との一体的な管理や、追加指定後の新たな指定地の管理も視野に入れて、地域住民と行政との協働による管理体制を構築する必要がある。
○現在指定地は張芝により整備されているが、経年による張芝の劣化や、雑草が繁茂する状況がみられる。本格的な整備に至るまでの間、史跡の保存、周辺農地との一体的管理のために、張芝更新等の対策が必要である。
○これまでの調査で塑像や瓦類など重要遺物が多数出土したり、採集されたりしている。これらの遺物は京都国立博物館など琴浦町以外にも分散して保管されており、遺物全体を十分把握できていない。そのため、リスト作成等により遺物の全容や管理状況を把握し、適切に管理する必要がある。

2)活用・整備

○金堂・塔・講堂の土壇や礎石が現存するため、現地で各堂塔の規模や配置をある程度は認識できるが、伽藍地の全容や規模、堂塔の基壇の構造などの情報は知ることができない現状である。このため、今後の調査成果などを踏まえた効果的な解説システムの導入が必要である。
○現状では、金堂跡・塔跡・講堂跡の土壇上面に、コンクリート基礎を伴う名称石碑が設置されており、遺構面に影響を及ぼしている可能性もある。遺構の整備に際しては、この名称石碑について、移設・撤去または現状維持とするかなど取り扱いが課題となる。

③　史跡大高野官衙遺跡の保存活用上の課題

1)保存管理

○これまでの調査は部分的な範囲にとどまっており、正倉院全体の建物の配置状況、出入口部の詳細、中央部にある掘立柱塀の南辺の位置や時期・性格等が不明であり、正倉院の全容の解明のための調査が必要である。また、遺構の確実な保存や活用整備を進めるためにも、発掘調査等により遺構・遺構面の基本的情報を得ることが欠かせない。
○簡易整備された西部の広場地区について、露出している礎石の保存状況、遺構面の保護状況などを再確認する必要がある。
○露出展示している礎石には、被熱痕のあるものがあり、それらの風化の進行の有無を経年的に

観察するとともに、必要に応じて劣化防止策をとるなどの措置が必要である。また、調査前から露出していた礎石の中には動かされて原位置に無いものがあり、それらの取り扱いについても検討する必要がある。

○史跡の南西部は樹林地となっている。樹林地外縁部のモウソウチク林は拡大を続けており、遺構や遺構面の保存に悪影響を及ぼす可能性が高く、適切な伐採・抜根等を検討する必要がある。

○境界標や境界柵を適宜設置し、指定地の範囲を明示し、確実に保護する措置をとることが必要である。

○指定地の管理について、現状では、一部は「白鳳の郷地域活性化協議会」へ委託、他は町教育委員会が行う形になっているが、史跡全体の一体的な管理を進めるためには、住民団体と行政との協働による管理体制を構築する必要がある。

2)活用・整備

○指定地は公有化が完了している。今後の整備にあたっては、正倉院の範囲や建物配置などの様相を現地で確認することができるよう、遺構の内容や遺跡の立地環境等も考慮しながら、史跡の性格や価値を理解しやすい整備手法の導入を検討する必要がある。また、本格的な整備に着手するまでの間も、広がりのある敷地を学習や交流・憩いなどの場として利用できるようにするなど、現状でも実施できる様々な活用の方策も検討する必要がある。

○指定地は広大であるため、遺構の状況や性格をも勘案しながら、各要素に応じた保存管理や活用整備の方法を検討することが必要である。

○南辺区画溝の遺構が延びる南西部の樹林地は、放置された状態で内部は鬱蒼としており、現状では活用の面からも遺構の保存の面からも好ましくない。この樹林をどのような形で整備するのか、伐採等を行うのかなど、取り扱い方を検討する必要がある。

○大高野４号墳が地上遺構として現存している。正倉院に先行する時代の遺構であるが、八橋郡衙造営の背景を探りうる歴史的要素の一つとして保存活用していく必要がある。

○近世以来の八橋往来の現存道路や地下遺構については、史跡の主要な価値である古代の官衙遺構の活用・整備を優先したうえで、それに支障のない形での適切な整備手法等を検討する必要がある。また指定地内に移設されている石橋の取り扱いも課題となる。

○指定地内に現存する八橋往来以外の道路については、移設や廃道などを含めた取り扱いを検討する必要がある。

○これまでの発掘調査で出土した遺物は琴浦町が所有・保管しているが、公開展示等は十分なされていない状況であり、遺構の保存活用とあわせた遺物の活用も必要である。

５－２　史跡隣接地区の現況と課題

5-2-1　史跡隣接地区の立地環境の現況と課題

①　現況

1)位置・地形・景観

琴浦町の東端にあり、東伯地方の歴史・経済・文化の中心地である倉吉市にほど近く、西方には山陰自動車道が通る。

一帯は加勢蛇(かせち)川東岸の中位段丘面に位置し、段丘面には埋没谷の痕跡を示す低地が南北方向に帯状に見られる。これら丘陵や低地の地形の中には、昭和50年代以降に始まった大規模な農地整備事業（詳細については5-3-1参照）によって、平坦地化された箇所も多く見られる。

地区の大半は農地として利用されており、芝畑等の農地景観の中に低い果樹林帯や緑の多い住宅地が点在する広がりのある景観となっている。史跡隣接地区から両史跡指定地を望む最良の視点場（ビューポイント）の一つが白鳳館であり、広大な斎尾廃寺の寺院地一体を見渡すことができる。なお、白鳳館の東側隣接地は農地整備に伴い大きく削平されている。

2)土地利用

台地部は芝畑・果樹園・普通畑等の農地や宅地、低地は水田などとして利用されている。このように、史跡隣接地区は鳥取県でも有数の農業地帯であるが、耕作放棄地も点在する。

宅地は地区内の道路沿いに点在してみられ、古くから続く良好な集落地景観を形成している。地区北端を通る県道倉吉東伯線沿いでは、近年住宅団地や業務施設等が設けられてきている。

なお、当地区の台地部を中心にして遺跡が多く確認されており、周知の埋蔵文化財包蔵地となっているところが多い。

②　課題

○芝畑については、収獲のたびに地表面が削平されており、薄い表土下の遺構の保存に悪影響を及ぼすようになるおそれもある。そのため、埋蔵文化財包蔵地については、遺構面の高さを確認するなどして、遺構の保存に支障の無い範囲での栽培にとどめるような保護措置を講ずる必要がある。

○耕作放棄地や自家農地については、良好な農地景観の保全・形成を図る適切な手立てが必要である。

○史跡へのアクセス道路の整備や見学者のための駐車スペースの確保などが課題となる。

○今後は、八橋郡衙の全体像を把握するとともに、郡衙と斎尾廃寺との密接な関係、官道との関係などを明らかにしていく必要があり、両史跡と史跡隣接地区との一体的な活用を進めていくことが望まれる。

○現在の良好な景観を保全するためのルール策定等にむけて、地域住民等の協力を得る必要がある。

○大半が農地であり、農地転用には厳しい規制があるが、届出制のみで農地転用ができる小規模な農業用倉庫等の建築物・工作物の設置等に際しても、景観への配慮などの協力を求める方策を検討する必要がある。

5-2-2　指定地外の斎尾廃寺跡の現況と課題

①　現況

斎尾廃寺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地である下斉尾１号遺跡の中央北寄りを占めている。斎尾廃寺の伽藍地主要部は特別史跡に指定されているが、伽藍地の一部や付属院地は指定地外に広がっている。これまでの開発等に伴う範囲確認調査で、指定地の外側で南北約 250m、東西約 160mの敷地外周を方形に囲む溝が確認されており、この方形区画が寺院地の範囲とみられる。寺院地内部からは、伽藍地を囲繞するとみられる北辺や東辺の内郭溝、内郭北東隅部の門または塀とも想定される柱穴列、付属院地に関わるとみられる墨書土器なども検出されている。これら寺院地で検出された遺構は埋め戻され保存されている。

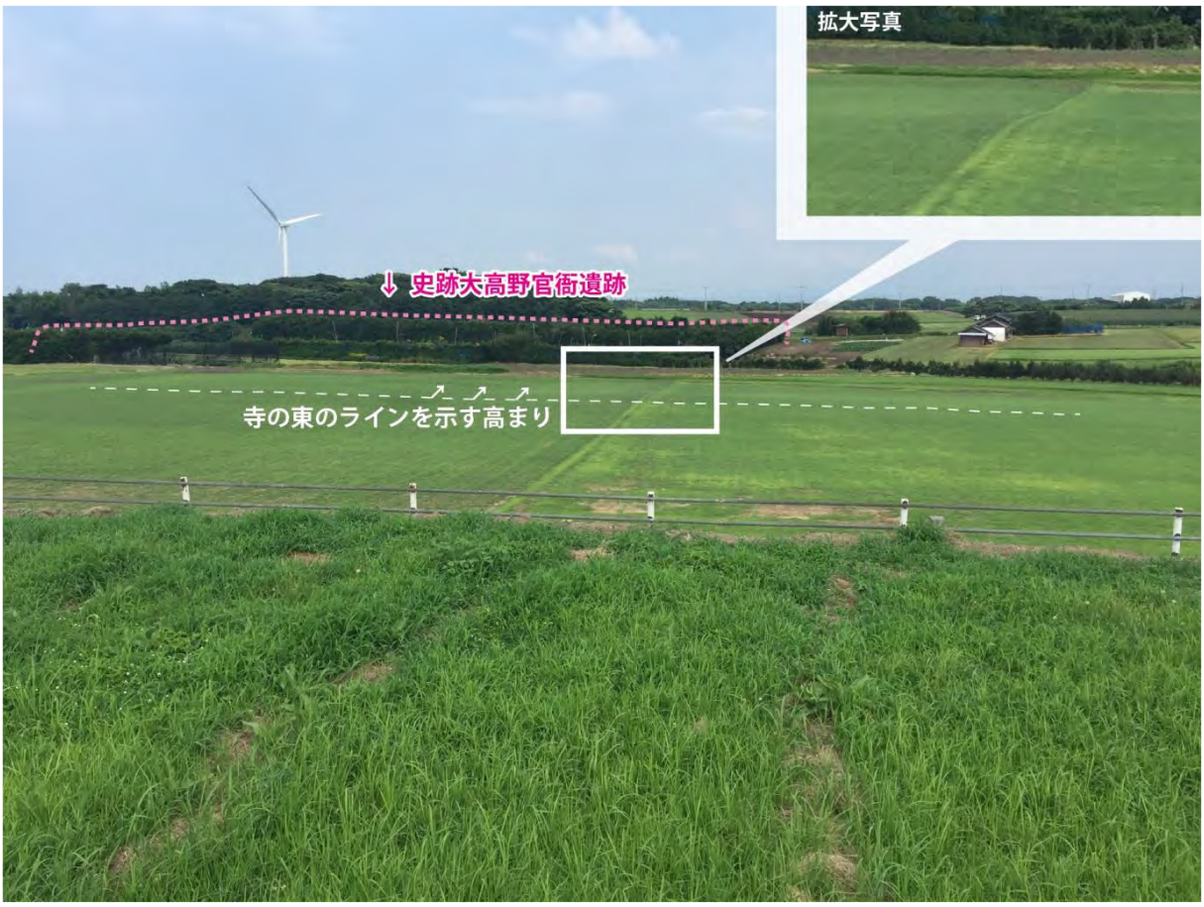
地上で確認できるものとしては、上記東辺の南北内郭溝に沿って直線的に延びる土塁状のわずかな高まりがある。昭和 10 年(1935)頃には、この土塁状の遺構は伽藍地四周を囲むように残存していたが、現在は東辺で確認できるだけである。南辺については、昭和 35 年頃には中門跡推定地から西方に瓦の埋没が点々と続いており、塔の南側柱礎石列から約 23m南に位置する礎石状の石の付近まで瓦が埋まっていたとされているが、現在は礎石状の石が芝畑に１個残るのみで、瓦の埋没や土塁状の高まりは地表では確認できない。

伽藍地の外周を囲んでいた施設かとみられる遺構（かつて残存していた方形に廻る土塁状の高まり）の四隅に相当する地点には、昭和 38 年(1963)に４基の境標石碑が設置されている。この境標石碑は、地域住民の請願をきっかけとして、旧東伯町が一部寄付金も充てて設置したものである。その後の発掘調査により、北東隅及び南東隅の境標石碑については伽藍地の隅またはそれに近い場所に位置していることが判明した。なお、北西隅の境標石碑は当初の位置から後年に現在の場所に動かされている。

斎尾廃寺の寺院地は、南から北にわずかに下る丘陵上に位置しており、東方の大高野官衙遺跡との間にある谷に向かって東方向にもなだらかに傾斜している。これらの傾斜によって視界が広がり、芝畑が続く開放的な農地景観を一目で捉えることができる。指定地を除く寺院地内は、南の一部に普通畑がみられるが、ほとんどが芝畑として利用されている。芝畑は指定地の広場と連続する良好な景観を形成しているが、芝の収穫を繰り返すことで地表面がはぎ取られて地表高が下がってきており、一部では指定地より 30㎝以上低くなっているなど遺構・遺構面への影響が懸念される。

指定地に隣接した西側入口部分は町有地・国有地となっており、小広場として整備され、駐車場等に利用されている。また、指定地の北側に接する場所には共同墓地がある。このほか、道路（町道）が指定地及び寺院地を斜めに分断する形で貫いているのをはじめ、この町道から寺院地の北西側で分岐した農道が寺院地の西辺区画溝にほぼ沿う形で南北に走り、寺院地内で町道から分岐している農道は寺院地を南北方向や東西方向に横断している。

なお、寺院地南辺外側近くには高圧線の鉄塔が建つ。鉄塔建設予定地の事前の調査で南辺区画溝が検出されたため、この鉄塔はそれより南に位置を変えて建設されている。



寺院地東寄りの内郭区画（伽藍地）を示す南北方向の地形の高まり



寺院地西端の町道からみた特別史跡への入口部



指定地北側に接する墓地（手前は指定地）



昭和38年設置の境標石碑（西南境標）（琴浦町が寄付金等も充てて設置）



塔跡南側の芝畑にある礎石状の石と、その背後にみえる高圧線鉄塔



町沿いの史跡への記名兼誘導看板

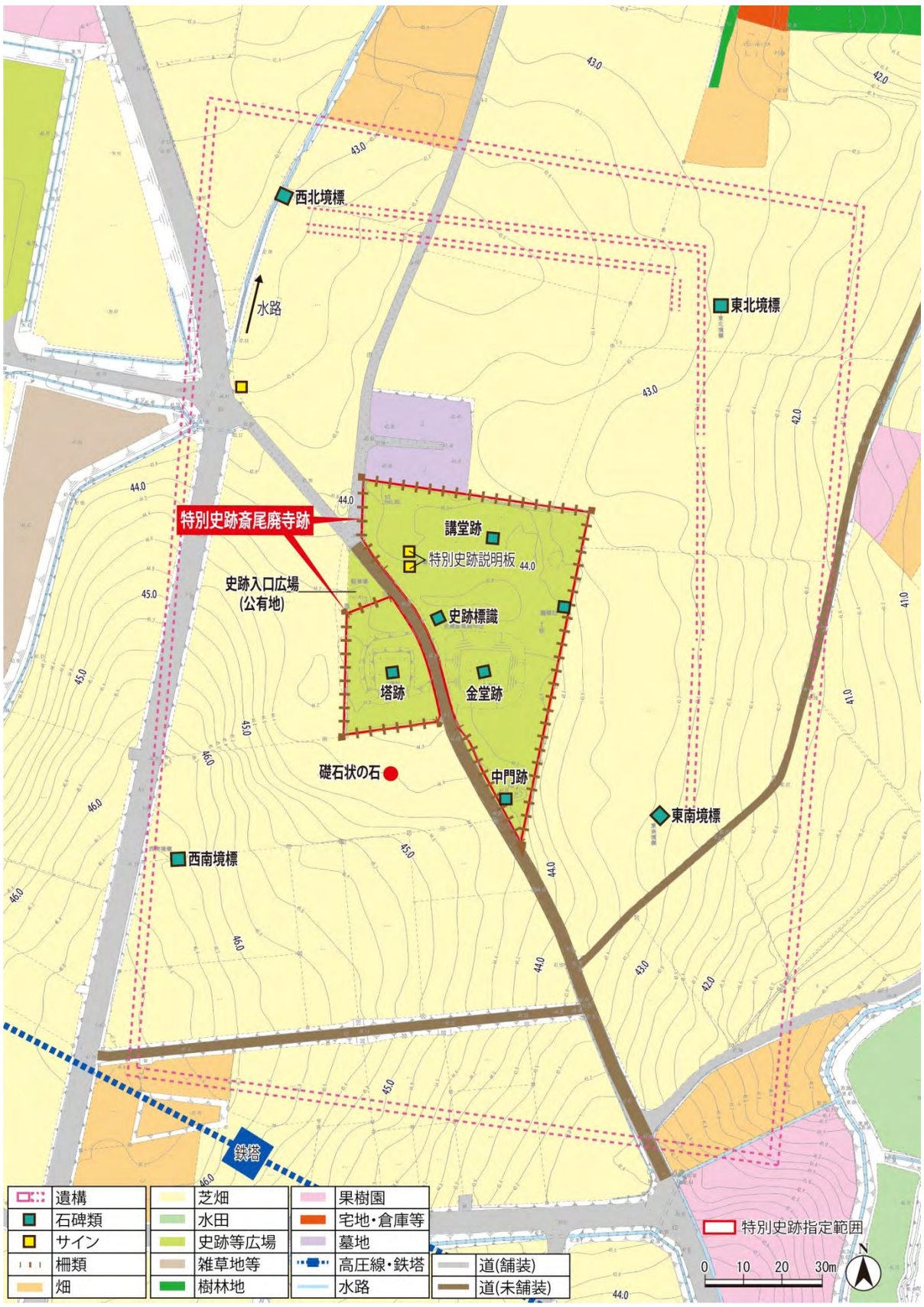


図 5-10　斎尾廃寺跡の現況

② 課題

○寺院地の範囲の大半は芝畑として利用されており、芝の収穫に際しては地表面もはぎ取られるため、遺構面が削平されるようになるおそれがある。特に寺院地東寄りには伽藍地の東辺を区画する施設かとみられる土塁状遺構の痕跡も遺存しており、それへの悪影響も懸念される。

○伽藍地や付属院地などの様相については不明な点が多い。これまでの調査の大半は開発に伴う範囲確認調査であり、学術調査はほとんど行われていないため、諸施設の実態解明や遺構の保存・活用を目的とした発掘調査を計画的に実施する必要がある。

○これまでの調査成果を総括した報告書の作成等が必要である。

○伽藍地・寺院地の範囲を確定し、早期の追加指定等により、遺構を確実に保存することが必要である。

○指定地の北側に接して墓地があり、地域の共同墓地として現在も利用されている。この墓地については、寺院地の保存・活用整備を図っていくに際して、今後どのように取り扱うべきか、地域住民とも十分協議・検討していく必要がある。

○現在、寺院地を斜めに横断し寺院中枢部の伽藍を分断している町道のほか、この町道から分岐し西辺外周区画溝上や墓地西側を通る農道などがある。特に寺院地を横断する町道は、指定地あるいは寺院地全体を一体的に活用・整備していくうえで支障となる。そのため、町道の移設、廃道、あるいは史跡公園内園路への付け替えなどについて住民と協議・検討する必要がある。少なくとも当面は道路の補修等は最小限に留め、遺構の保存に万全を尽くす必要がある。また、農道についても寺院地の活用・整備と周辺農地での農作業等との調整を図り、適切な措置を講じていく必要がある。

○昭和 38 年(1963)に寺院地（寺域）の四至境標として設置された境標石碑は、その後の調査で伽藍地の四隅近くに位置することが判明した。したがって、寺院地の範囲を明示する境標とはなっていないものの、50 年以上前の文化財保護・管理のあり方を伝えるモニュメントでもあり、将来の整備等に際してはその保存方法も含め取り扱いを検討する必要がある。

5-2-3　下斉尾官衙遺跡の現況と課題

① 現況

下斉尾官衙遺跡は、下斉尾１号遺跡の北部、斎尾廃寺跡の北側に位置する。周知の埋蔵文化財包蔵地であり、宅地造成に伴う面的調査地では、官衙域の北東部にあたる遺構とみられるSB01及びSD12～15が検出された。この部分は、当時の関係者の努力により、町土地開発公社の理解も得て、公有化の措置がとられ、建物や溝の遺構は埋め戻し、遺構面はシートで養生して盛り土保存されており、現在は住宅内広場として利用されている。ただし、説明板等は設置されていない。



下斉尾官衙遺跡東北部の公有地

この官衙域は上記公有地の南側や西側に展開しているとみられるが、北辺溝の西方への延長部をトレンチ調査により一部を確認しただけで、官衙域の規模を含め、官衙の実態はほとんど未確認の状態である。

この地区は、古くからの下斉尾の集落域内にあり、公有地の南・西側や南西部に農地が一部みられるほかは住宅地として利用されている。

②　課題

○この官衙遺跡は郡衙の主要施設にあたる可能性が考えられているが、その性格や範囲は未確認であるため、遺跡の全容解明のための調査を計画的に進める必要がある。

○その調査成果を踏まえ、新たに確認された重要遺構の保存を含め、史跡指定や公有地化による保護措置や、両史跡との一体的な活用整備を進めていくことが必要である。

○公有地化されている地区については、町史跡指定などにより遺跡の価値の周知を図るとともに、遺構の状況などを知ることができる暫定的整備や説明板の設置などが望まれる。

○集落の宅地として利用されているところが多いので、住民に遺跡の価値を周知し、調査の実施や重要遺構が検出された場合の適切な保存措置に理解と協力を求めていく必要がある。

5-2-4　指定地外の大高野遺跡の現況と課題

①　現況

周知の埋蔵文化財包蔵地である大高野遺跡は、史跡大高野官衙遺跡を含み、その北側、南側に広がっている。指定地外の大高野遺跡一帯は芝畑を主とする農地として利用されている。

史跡指定地の南側では、２度の開発に伴う発掘調査（記録保存）を実施しており、奈良時代後半の遺構としては、祭祀土坑を含む土坑群と、２条の溝状遺構が確認されている。その他の時代の遺構としては、古墳４基（大高野古墳群１～３号墳・５号墳）、江戸時代の道路遺構（八橋往来）などが確認されている。これらの遺構は調査後に削平され、現在は農地となっている。

史跡北側の町道沿いの一部は、史跡活用の施設を整備する用地として、公有化されている。



大高野遺跡北部（指定地北側）



大高野遺跡南部（指定地南側）

② 課題

○指定地南方で検出された祭祀土坑（消滅）や溝状遺構は郡衙との関わりも考えられ、未調査地には、溝状遺構の延伸部分や関連遺構が存在する可能性もある。開発等に伴う事前調査ではそうした点にも留意し、重要遺構が検出された場合には、適切な保存を図る必要がある。

○史跡の活用を図るための施設を設置する候補地として遺跡北部の一部を公有地化しているが、その利用方法を含め、両史跡の活用整備と一体的な計画の中に位置づけた整備事業の推進が求められる。

5-2-5 その他の史跡隣接地区の現況と課題

	現況	課題
水溜り・駕籠据場遺跡【埋蔵文化財包蔵地】	○周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。本遺跡の東部は丘陵、西部は谷地形であったが、県営畑地帯総合整備事業によって、東の丘陵部を削平し、その土で西の谷部を埋め立てて平坦地を造成するなど、地形が大きく改変されている。谷を埋めた西半部の盛り土量は、厚いところで１ｍ以上はあると思われる。記録保存調査の対象となった東半部では、弥生時代から奈良時代の遺構が検出された。現在、一帯は芝畑を中心とする農地となっているが、県道沿いの一部には業務施設等が設けられている。なお、現地等に説明板等は設置されていない。	○古代官道とみられる道路や両史跡と同時代の竪穴建物等も検出されていることから、両史跡と関わりの深い遺跡であることを解説板等により周知することが必要である。 ○遺跡の東半部は切り土され、未調査の西半部は大量の盛り土で埋め立てられており、景観が変化しているが、大高野遺跡（史跡大高野官衙遺跡を含む）と隣接する地であり、現状の良好な農地景観の保全等が望まれる。 ○未調査地については、開発等に際して事前調査を行い、官衙関連施設の有無などを確認する必要がある。
伊勢野遺跡【埋蔵文化財包蔵地】	○奈良時代の大型の掘立柱建物を含め、検出された遺構の大部分は埋め戻し保存されている。ただし、中央部にある牛舎部分の遺構は記録保存とされ残っていない。	○史跡と関わる遺構としては、官衙関連施設あるいは有力者の居宅かとみられる大型掘立柱建物が１棟検出されただけで、遺跡の実態は不明な点が多い。 ○郡衙や斎尾廃寺との関係を明かにするために、関連遺構の有無などを確認する計画的調査が必要である。
周辺古墳群【埋蔵文化財包蔵地】	○塚本１～３号墳は、大きく壊されているが、石室の一部や周溝は残っている。４～６号墳は、墳丘は確認で	○残存する古墳については、適切な保護策を検討する必要がある。

	きないが、石室等は一部残存するとみられる。 ○斉尾古墳３号墳は、破壊により消滅している。６・７号墳は、墳丘が一部残る。８・９号墳は発掘調査後に消滅している。１・２・５号墳は、墳丘は削平されているが周溝が残っている。 ○大高野古墳群は、大高野官衙遺跡内に残存する４号墳以外は、記録保存調査後に消滅している。	
下斉尾１号遺跡北区（斎尾廃寺跡・下斉尾官衙遺跡を除く）【埋蔵文化財包蔵地】	○斎尾廃寺の寺院地周辺に想定される寺辺地※については､鉄塔敷地など一部が調査されているだけであり、その実態はよく分かっていない。寺院地北東からは「厨」墨書土器が出土しているなど、斎尾廃寺跡か下斎尾官衙遺跡に関わる遺構の広がりが推測される。	○計画的調査によって、寺辺地の様相など、実態を解明していくことが課題となる。
下斉尾１号遺跡南区【埋蔵文化財包蔵地】	○県営畑地帯総合土地改良事業に伴う記録保存調査が一部で行われているだけであり、遺跡の詳細は不明である。 ○ほとんどが農地であるが、一部に堆肥舎が建てられている。記録保存調査区では遺構面が失われている箇所があるが、その他は現状保存されている。	○開発等に際しては事前調査によって、遺跡の実態解明が求められる。 ○農地の転用等に際しての地下遺構の確認調査が必要となり、重要遺構が検出された場合は適切な保護措置が必要となる。 ○史跡周辺の良好な農地景観を構成しており、史跡の保存活用に有益な景観として景観保全・景観形成への協力を求めていくことが望まれる。
小高野遺跡【埋蔵文化財包蔵地】	○ほとんど調査が実施されておらず、遺跡の詳細は不明である。 ○ほとんどが農地である。試掘調査により土坑等を検出している。出土遺物には弥生前期の甕等がある。道路整備がなされているが、遺構に影響がないよう配慮されている。	○開発等に際しては事前調査によって、遺跡の実態解明が求められる。 ○農地の転用等に際しての地下遺構の確認調査が必要であり、重要遺構が検出された場合は適切な保護措置が必要となる。 ○史跡周辺の良好な農地景観を構成しており、史跡の保存活用に有益な景観として景観保全・景観形成への協力を求めていくことが望まれる。

その他の歴史的要素 **○八橋往来※と沿道の文化財**	○八橋往来は史跡大高野官衙遺跡内を貫き、斉尾集落を抜けて西方で県道倉吉東伯線に合流する。大高野官衙遺跡から南東方へ向かう八橋往来の道筋は断続的にその痕跡を残す。残存する八橋往来の沿道には、江戸時代に船の航海安全を願って建立された海上安全祈願供養塔など街道関連の歴史的石造物も残り、良好な景観が形成されている。 ○大高野官衙遺跡周辺には駕籠据場という小字名が残り、大高野官衙遺跡の史跡内には休憩所跡と伝えられる地付近に「駕籠据場」の説明板が設置されている。なお、史跡指定地を含む大高野遺跡の発掘調査で、現存する八橋往来の近くから近世の道路跡が検出されており、道筋を若干変えながら今日まで使われてきたことを示している。	○八橋往来は、史跡隣接地区のみならず周辺地域を結ぶ歴史的ネットワーク道としての利活用を検討する必要がある。特に街道が通る大高野官衙遺跡は、ネットワーク拠点ともなりうるため、古代の官衙遺構の整備の方法と調整しながら相乗効果が図れる街道跡の活用整備方法を検討する必要がある。
○伊勢神宮関係の地名	○史跡隣接地区には小字名「伊勢野」があり、特別史跡斎尾廃寺跡が所在地する「上斉尾」、史跡周辺地域の「伊勢」地名とともに伊勢神宮の御厨の地に由来するとみる説がある。	○斎尾廃寺跡及び周辺にみられる伊勢神宮関連地名については、学術的見地のみならず、地域に継承されてきた歴史という点からも重要であり、史跡とからめて地域の魅力の再発見につながる有効な要素として位置づける必要がある。
コミュニティ施設・水辺公園	○斎尾廃寺跡の100ｍ程西方には伊勢崎地区のコミュニティ施設がある。斎尾廃寺をイメージした朱塗り柱の瓦葺建物で、「白鳳館」という愛称で呼ばれている。斎尾廃寺跡をはじめとする町内の遺跡から出土した遺物を展示するコーナーがエントランスに設置されているほか、和室・調理室・研修室がある。 ２階テラスは、視界が遮られることなく、広大な斎尾廃寺の寺院地一体を眼下に見渡せるとともに、大高	○白鳳館は斎尾廃寺跡から間近に見える施設で、廃寺跡との調和に配慮したデザインとなっており、史跡との一体的な活用が望まれる。史跡の眺望点、史跡見学のエントランス基地として、また、水辺公園も含めて休憩施設としても利用可能であり、史跡の活用整備に際して有効利用を図る必要がある。 ○現在、白鳳館の利用には事前の申請が必要であるが、史跡との一体的な活用を図るためには、常時、簡便に

	野官衙遺跡を含む周辺一帯を一望できるビューポイントとなっている。 　また、屋外には、駐車場・トイレや、遊歩道・多目的運動広場などを備えた水辺公園があり、スポーツや散歩など、地域の憩いの場、交流の場として、近隣住民はもとより広く町民等の利用に供されている。 ○白鳳館建設などに伴い、隣接地の段丘地形の一部が削平されているが、台地上にある斎尾廃寺の立地状況をよくうかがえる状況にある。	利用できる方法を検討する必要がある。 ○台地上にある斎尾廃寺の立地がよくわかるよう、現地形の保全について、住民への協力を要請する必要がある。
道路施設	○史跡隣接地区の北側を県道（倉吉東伯畝線）が通るのをはじめ、県道に連絡する複数の町道が地区内を通る。	○歴史的景観に配慮したサイン施設等の整備や、両史跡等へのアクセス道路としての有効利用を図る必要がある。
景観	○史跡隣接地区の大半は農地※で、芝畑等の農地が広がる。その中に、樹高の低い果樹等の樹林帯や草木植栽の多い住宅地が点在しており、両史跡と一体となった良好な景観を形成している。	○現在の良好な景観を保全するためのルール策定等にむけて、地域住民等の協力を得る必要がある。 ○大半が農地であり、農地転用には厳しい規制があるが、小規模な農業用倉庫等の建築物・工作物等は届出のみで設置可能であるため、そうした施設の設置等に際しては景観への配慮などに協力を得る有効な方策を検討する必要がある。

※寺辺地：寺院地の周縁空間をいい、一般に瓦窯や工房等の遺構の存在も想定される地である。
※八橋往来：八橋往来の概要については、5-3-2④を参照。
※農地：史跡隣接地区の農地関連の整備事業については、5-3-1を参照。



大高野遺跡と町道を挟んで東側に広がる水溜り・駕籠据場遺跡の現況



伊勢崎地区コミュニティセンター「白鳳館」



白鳳館内エントランスにある斎尾廃寺跡等の遺物展示・解説コーナー



白鳳館２階テラスから望める斎尾廃寺跡・大高野官衙遺跡

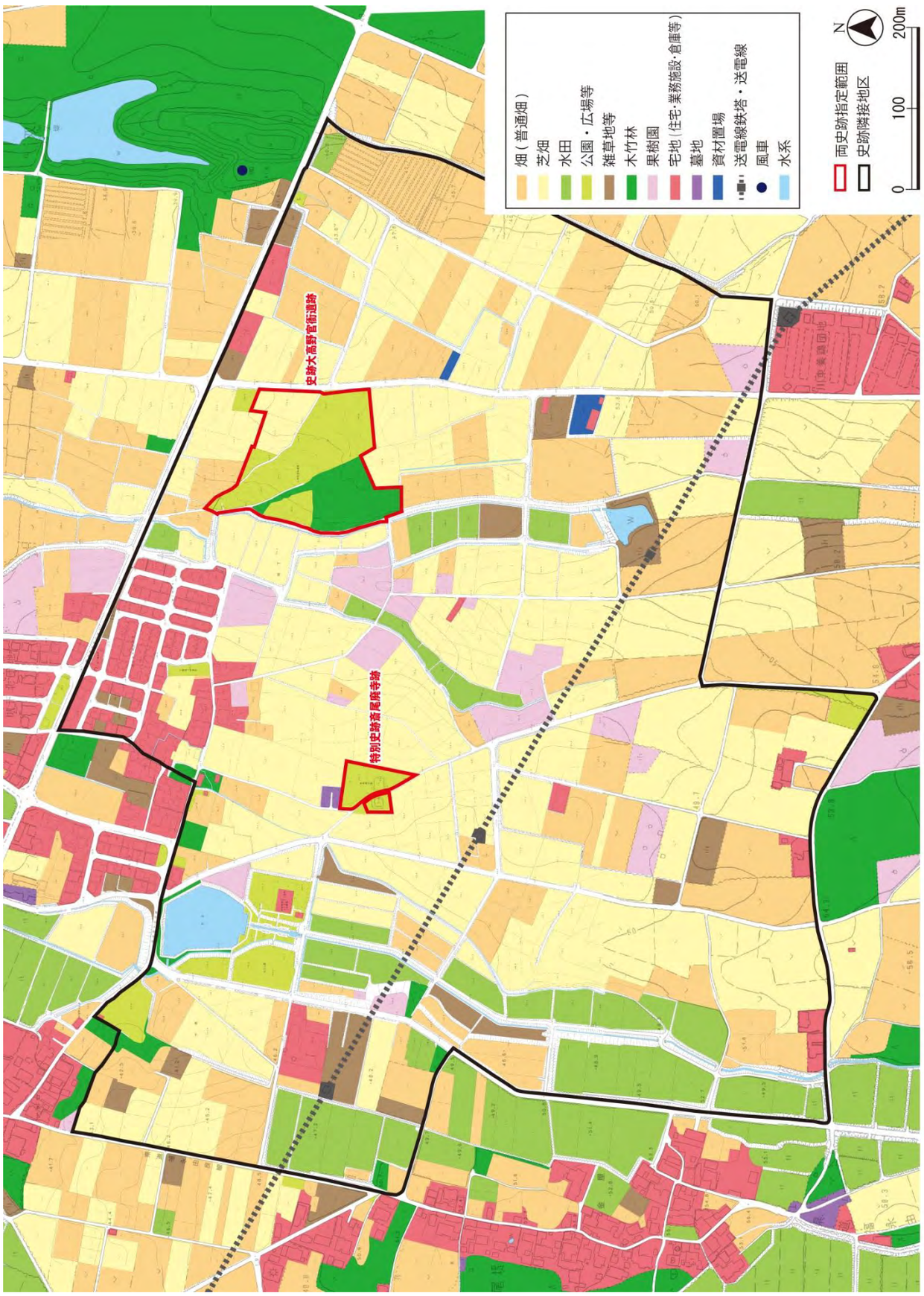


図 5-11　両史跡及び周辺の土地利用の現況

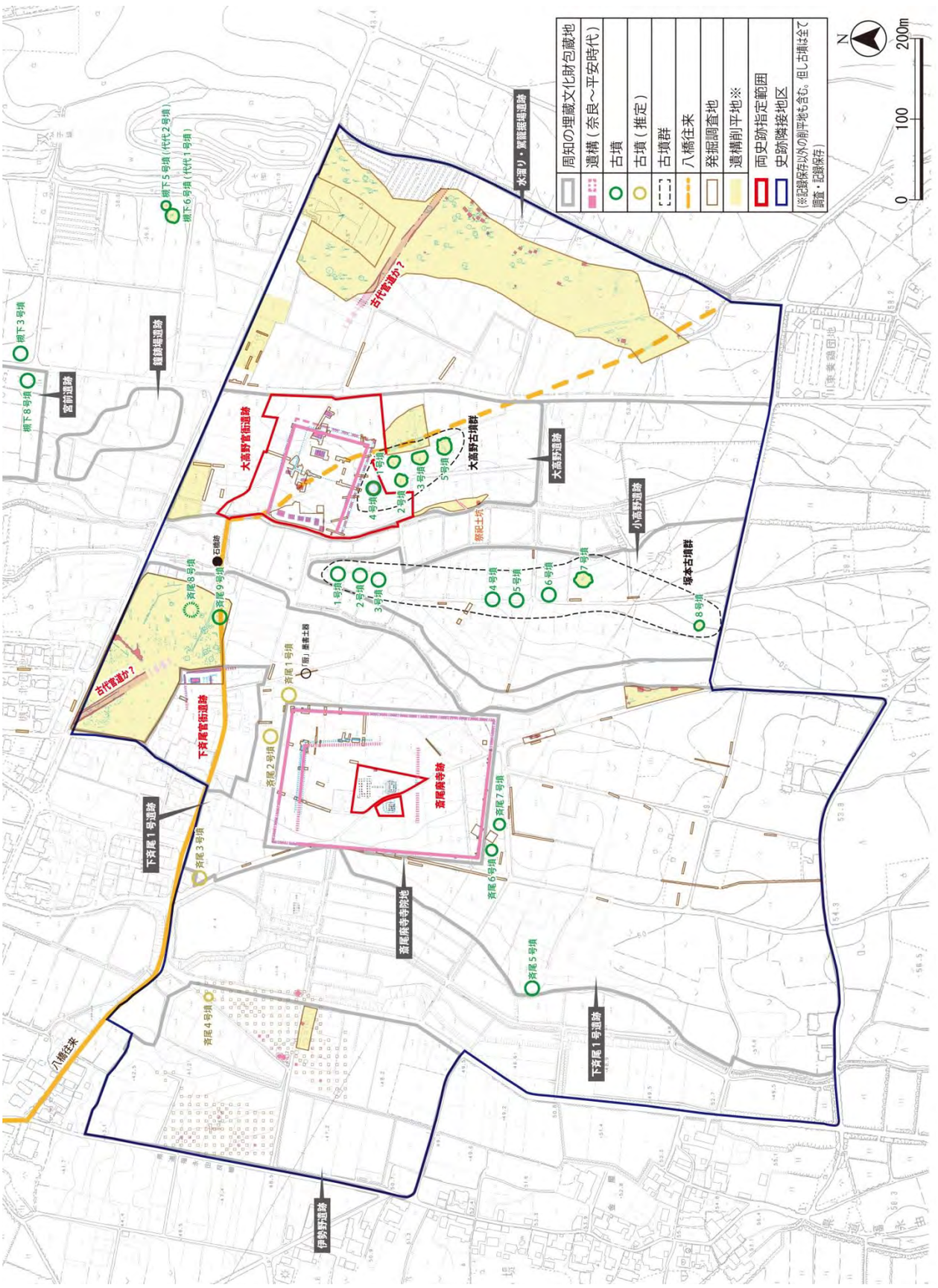


図 5-12　史跡隣接地区の遺跡の調査と両史跡関連遺構の分布状況

５－３　史跡周辺地域の現況と課題

5-3-1　土地利用の現況

琴浦町東部の槻下地区や上伊勢地区などの史跡周辺地域は、大山の裾部の加勢蛇（かせち）川沿いに広がる段丘面と、段丘台地の間の旧谷部の低位部からなり、広大な農地が広がる農業地域である。段丘台地部は芝畑が中心で、梨の果樹園等があり、低地部には水田耕作地が広がっている。特に史跡隣接地区を含む槻下地区は、鳥取芝発祥の地であり、県内で最大の芝栽培面積を占める琴浦町でも中心となる地区で、芝畑独特の広がりのある景観を形成している。

これら農地の間には古くからの集落が点在している。両史跡の北側を東西方向に通る県道倉吉東伯線沿線は、山陰自動車道「東伯・中山道路」の開通によって、最寄りの琴浦東ICとの連絡道路となったことから、沿道には新たに業務施設や住宅等の建設が見られる。

琴浦町から北栄町にかけての農地一帯では、農業生産性の向上並びに農業経営の安定化を図ることを目的として、昭和54年度(1979年度)から平成21年度にわたって、国営かんがい排水事業と県営畑地帯総合整備事業・県営ほ場整備事業による大規模な農地整備が実施された。これらの事業によって新たな農業用水が確保され、畑地かんがい用水や水田用水の安定供給が実現するとともに、区画整理や農道等の整備が進み、現在みられるような整然とした土地利用がなされるようになった。本事業に伴い多くの発掘調査が行われ、水溜り・駕籠据場遺跡における集落跡、斎尾廃寺跡の範囲確認調査による区画溝跡など多くの遺構が確認される一方で、記録保存後に消滅した遺跡も多い。



（『国営土地改良事業等事後評価 国営かんがい排水事業「東伯地区」』2016 中国四国農政局より　一部加筆）

図 5-13　国営かんがい排水事業東伯地区の事業概要

5-3-2　歴史文化遺産等の現況

両史跡周辺には、地域の特徴ある歴史と文化を示す歴史文化遺産が残存している。主なものには次のような文化財等がある。

①　方見神社と文化財　（県指定保護文化財：木造随身立像）

斎尾廃寺跡の西北約1.2km地点、八橋往来（現県道倉吉東伯線）沿いにある。旧郷社で、祭神は天照大御神など10神。かつては天照皇大神宮・上伊勢大神宮などと呼ばれていた。創建時代は明らかでないが、奈良時代に土佐より当地に移った池田王が神主になったという伝承が伝わる。社伝によれば四至四町の除地を有し、伊勢神宮に模して野の宮・斎王殿・着到殿などを構えたと伝える。神社は小字「東屋敷」に所在し、周辺には「西屋敷」「土居下」「上宮屋敷」「上ノ木戸」「西ノ木戸」「神子田」などの小字名が残る（図5-14参照）。江戸時代には方見郷の惣産土神で、摂社16・末社17があったという。明治初年(1868)に方見社と改称、同５年に郷社に列せられ、同６年方見神社となった。(「伊勢」に関わる地名については、下記の「⑤伊勢神宮・八橋野牧関連地名参照」)

随身門に安置されている２体の武装した神像・随身像（県保護文化財）は、寄せ木造りで鎌倉時代の作で本格的な随身像として貴重な文化財である。日中は公開されており参拝することができる。このほかにも方見神社縁起などの社宝がある。

境内は管理が行き届いており、正月は地元の参拝者で賑わいをみせる。

②　槻下神社と文化財　（町指定天然記念物：槻下神社の社叢）

両史跡の北方約400m地点にある。かつては和伊智三社大明神と呼ばれ、領主岩野弾正坊が城内守護の産土神として崇拝したと伝え、社領５石を与えられていた。本明神を外宮、上伊勢の天照皇大神宮（方見神社）を内宮として、例祭日には互いに神幸し、神楽谷で落合いの神事を行っていたという。明治６年(1873)に槻下神社に改称した。

槻下神社境内林は、木造の社殿群とともに荘厳な雰囲気を醸し出している。自然性の樹種が多くを占め、スダジイ・タブ・ヒメユズリハなど典型的な照葉樹林として天然記念物に指定されている。山地性の植物と海岸性樹種が混交した樹種豊かな社叢林を構成し、地域のランドマークともなっている。

③　槻下豪族館跡　（町指定史跡）

大高野官衙遺跡の北約600m地点、槻下集落の東側、低丘陵の西斜面に位置する。鎌倉時代の豪族の館跡で、幅約10mの堀を方形に巡らした二つの区画（屋敷跡）が東西に並ぶ。東側は南北約40m・東西約30m、西側は約40m四方で周囲に高さ約３mの土塁が築かれている。土塁の北辺の一部が途切れており、ここが入口と推定される。周囲には「陣場野」「垣の内」「門田」などの地名が残っている。槻下神社由来記（池本家文書）や「伯耆民談記」には岩野弾正坊が鎌倉時代に居住したとの記載があるが、遺構の詳細な年代等は不明である。

館跡は未整備であり、現地に設置された説明板でその所在がわかる程度である。

④　江戸時代に利用された八橋往来と沿道の歴史的文化遺産

海岸沿いを東西に走る伯耆街道とともに、倉吉と八橋を結ぶ江戸時代の主要な交通路の一つで、八橋－金市－上伊勢－伊勢野－斉尾－岩坪－下種－今在家－国分寺－倉吉を通っていた。両史跡周辺では伊勢野－斉尾間に道筋が残っている。八橋往来は殿様街道とも呼ばれ、一里塚の松や街

道松が植えられていた。伊勢野には一里松跡地があり、一里松の約100ｍ西の茶屋跡宅地内に嘉永６年(1853)建立の「大乗妙典日本廻国千人宿供養塔」がある。

⑤　伊勢神宮・八橋野牧関連地名（図5-14参照）

方見神社は、上記「①方見神社と文化財」で記載したように、天照大神を主神とし、明治期に現在の社名に改称する前は上伊勢大神宮などと呼ばれていた。神社が所在する大字「上伊勢」は、宮の社領であったことにちなむという。上伊勢の北側が「下伊勢」である。方見神社から約１㎞東南にある斎尾廃寺跡には小字「上斉尾」、その北には「下斉尾」がある。斎尾廃寺の名はこの「サイノオ」の地名から付けられている。上斉尾・下斉尾と上伊勢との間には小字「伊勢野」があり、方見神社（上伊勢大神宮）の祭礼神事の御旅所であったとされる。これらの地域は昭和15年(1940)の浦安村合併以前は、伊勢崎村であった。この斉尾の地名は斎王に通じ、伊勢の地名とともに伊勢神宮の御厨の地に由来するとみる説がある。なお、神社の東の中尾地区に「クエ」の地名が残ることから、一帯を久永御厨の比定地とする説もある。

八橋野牧は、古代の牧で、槻下地区（大字槻下）の南に接する金屋・杉下地区の小字「八橋野」を比定地とする。『延喜式』兵部省「諸国馬牛牧」に「伯耆国　古布馬牧」とあり、八橋郡古布郷に官営の馬牧があったと推定されている。また、『小右記』長元４年(1031)９月３日条に「伯耆八橋野牧」とあり、藤原実資の私牧であったとみられる。

⑥　八橋郡地域・伯耆国地域に所在する両史跡関連の歴史文化遺産

八橋郡地域には両史跡と同時代の大法廃寺跡や森藤第１遺跡が知られる。古代伯耆国の中心地であった倉吉市には、両史跡と同時代の遺跡として、史跡伯耆国府跡（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡)、史跡伯耆国分寺跡、白鳳期創建の史跡大御堂廃寺跡や、平安時代の貞観９年(867)に造営された四王寺などが存在する。

また、西方の米子市には、白鳳期創建の彩色仏教壁画片が確認された史跡上淀廃寺跡があり、伯耆町には、大寺廃寺のものと考えられている石製鴟尾（重文）が今に伝わる。

5-3-3　史跡周辺地域の課題

説明板等の設置が十分でない文化財等もあり、歴史文化遺産の歴史的・文化的価値についての情報発信を積極的に進めていく必要がある。また、両史跡と各歴史遺産とを有機的に結ぶため、古代の官道を継承するように走る近世の八橋往来、現代の県道倉吉東伯線なども利用したネットワーク動線の設定やルート案内板の設置なども求められる。そうすることによって、史跡を地域の歴史の中に位置づけ、その価値を高めることができるとともに、史跡等を観光資源としても有効利用していくことが可能となる。また、歴史文化遺産に関わるサインについては、道路サインや自治体によるサイン、地域住民等によるサイン等があるため、現状把握にもとづく整理統合やデザインの統一等を図る必要があり、史跡への動線ともなるサインの整備も望まれる。

方見神社の旧社名や伝承、あるいは周辺地域に残る伊勢の地名などは、史跡指定地及び史跡隣接地の斉尾の地名とも関連し、当地と伊勢神宮との強い結びつきを示唆するものであり、その両者の関係を追究する調査研究も必要である。それによって当地域の歴史的特性の一端が明確になる可能性があり、斎尾廃寺や八橋郡衙がこの地域に設けられた歴史的背景などを探る手がかりとなることも期待される。

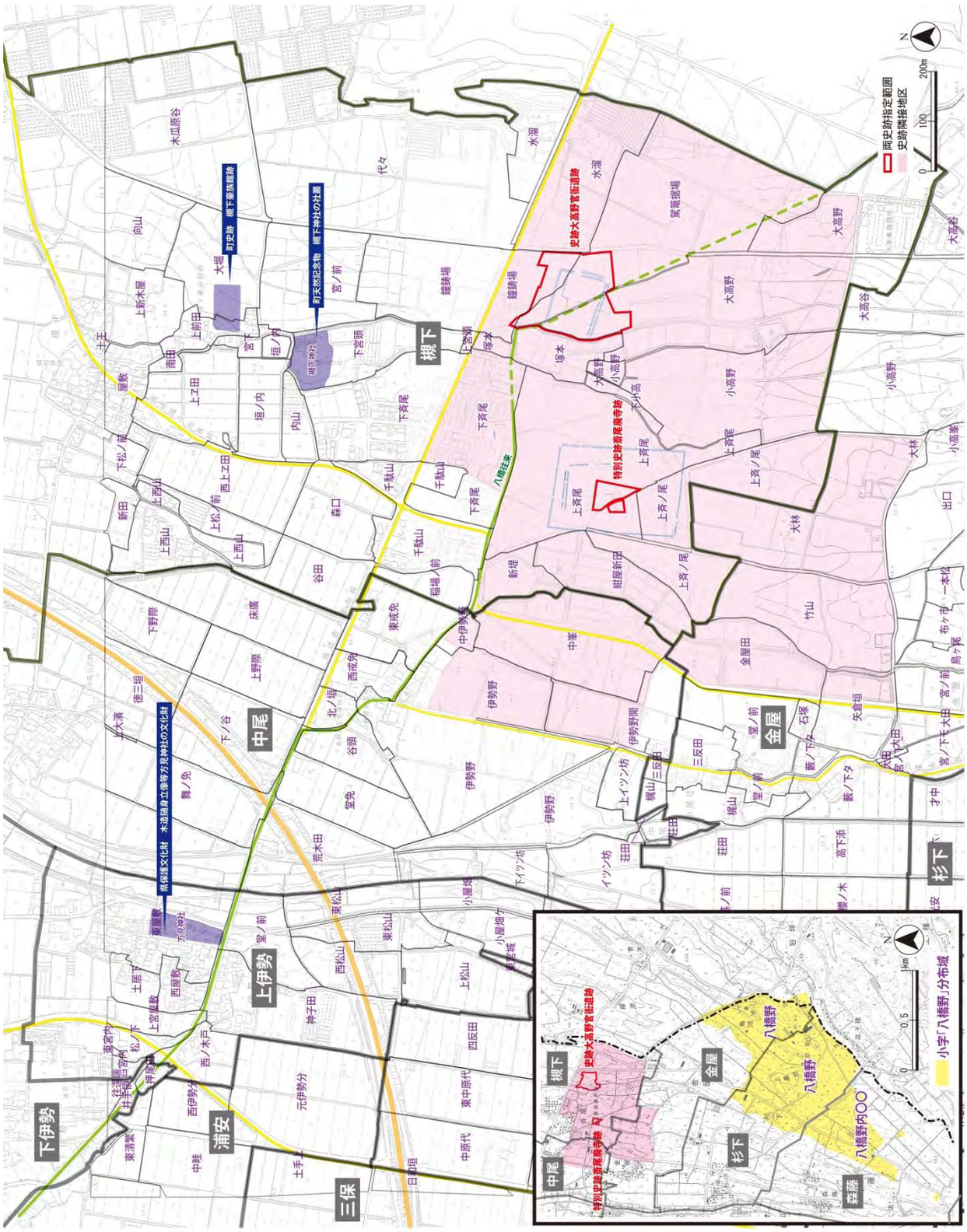


図 5-14　史跡周辺の大字・小字名

図 5-15　両史跡周辺地域における歴史文化遺産等の分布状況

５－４　関連法令

5-4-1　文化財保護法※

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）
第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）
第九十三条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
（国の機関等が行う発掘に関する特例）
第九十四条　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）
第九十六条　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）
第九十七条　国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
（現状変更等の制限及び原状回復の命令）
第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

※以下法令は関連条項部分のみ抜粋。

○国指定史跡の現状変更等

両史跡の指定地内において、その現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を必要とする（文化財保護法第125条）。管理団体等が行う発掘調査、保存活用に関わる行為もこの対象となる。

○埋蔵文化財包蔵地における土木工事等

両史跡周縁部を含む史跡隣接地区には周知の埋蔵文化財包蔵地があるが、当該地で土木工事等の目的（埋蔵文化財の調査の目的を除く）で発掘しようとする者は、発掘に着手する日の60日前までに文化庁長官に届出をしなければならない（国の機関等の場合は、当該発掘に関わる事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない）。

現在、斎尾廃寺の主要伽藍以外の遺構や郡衙遺跡の主要部分などが埋蔵文化財包蔵地内にあることから、上記法と埋蔵文化財包蔵地範囲の周知を徹底し、開発行為との調整を行うことにより、

両史跡に関連する遺跡の保護に努めなければならない。

また、埋蔵文化財包蔵地以外においても遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文化庁長官に届出をする必要がある（同法第96条・97条）ことについても周知に努めなければならない。

5-4-2　都市計画法

（開発行為の許可）
第二十九条　都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法　（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項　の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項　の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
一　市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
二　市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
三　駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
四　都市計画事業の施行として行う開発行為
五　土地区画整理事業の施行として行う開発行為
六　市街地再開発事業の施行として行う開発行為
七　住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
八　防災街区整備事業の施行として行う開発行為
九　公有水面埋立法　（大正十年法律第五十七号）第二条第一項　の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項　の告示がないものにおいて行う開発行為
十　非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
十一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
２　都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
一　農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
二　前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

琴浦町は沿岸部を中心にして「琴浦都市計画区域」に指定されている。琴浦都市計画区域は市街化区域・調整区域等の線引きがなされていない、非線引き都市計画区域である。両史跡全域や史跡隣接地の多くはこの都市計画区域に含まれているが、史跡隣接地区のうち斎尾廃寺寺院地の南側から南方の地区は都市計画区域に含まれていない。

都市計画区域指定地においては、都市計画施行令第 19 条第 1 項表により 3,000 ㎡以上の開発行為に対しては知事の許可が必要となる。都市計画法における「開発行為」とは、主として、(1)建築物の建築、(2)第 1 種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第 2 種特定工作物（ゴルフコース、1ha 以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。

都市計画区域に含まれる史跡隣接地区においては、3,000 ㎡未満の開発行為、農業用倉庫・畜舎・温室等農業施設や自己用住宅、道路・公園施設の建築物等公益上必要な施設（学校、社会福祉施設等都市機能の集約を図る必要があるものは除く）、都市計画事業、民間等による住宅街区事業等は規制対象から除外されており、これらの開発行為については、土地所有者等の協力を得るなどして、遺跡保護のための対応策を別途検討する必要がある。

5-4-3　景観法・鳥取県景観形成条例

＜景観法＞

（届出及び勧告等）

第十六条　景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三　都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為

四　前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

２　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

３　景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

４　前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。

５　前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

６　景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。

７　次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

六　第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

十一　その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

（変更命令等）

第十七条　景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

５　景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

＜鳥取県景観形成条例＞

(届出対象行為の追加)

第13条　追加行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(法第16条第1項第3号に該当するものを除く。)

(2)　木竹の伐採

(3)　屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

(4)　夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)その他の工作物(以下「建築物等」という。)又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)

(追加行為に係る変更の届出を要する事項)

第14条　追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法(その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなる場合を除く。)とする。

(適用除外行為の追加)

第15条　法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの

カ　文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項本文、第127条第1項本文又は第139条第1項本文の届出に係る行為

(2)　法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為であって、次のいずれにも該当しないもの

ア　別表第1の1の(1)の項に掲げる規模を超える建築物の増築若しくは改築(当該規模を超えない建築物が増築又は改築により当該規模を超えることとなる場合における、当該増築又は改築を含む。)、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「対象建築物の増築等」という。)

イ　別表第2に規定する工作物に係る行為

ウ　別表第1の2の(1)の項に掲げる規模を超える工作物の増築若しくは改築(当該規模を超えない工作物が増築又は改築により当該規模を超えることとなる場合における、当該増築又は改築を含む。)、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「対象工作物の増築等」という。)

(3)　次に掲げる行為であって、別表第1に規定する規模以下のもの

ア　法第16条第1項第1号に掲げる行為(建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあっては、対象建築物の増築等に限る。)

イ　法第16条第1項第2号に掲げる行為(別表第2に規定する工作物に係るものに限り、その増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあっては、対象工作物の増築等に限る。)

ウ　法第16条第1項第3号に掲げる行為

エ　追加行為

(4)　景観計画において景観計画区域若しくは景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為(当該区域が既に景観計画区域として定められていた場合にあっては、別表第1に規定する景観計画区域に係る規模以下のものに限る。)

(5)　設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(6)　建築物等の改築で、その外観又は色彩の変更を伴わないもの

(7)　農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採

別表第1（第15条関係）　**（景観計画区域（景観形成重点区域を除く）のみを抜粋編集）**

行為の区分		規模
1　法第16条第1項第1号に掲げる行為	(1)　建築物の新築又は移転	当該建築物の高さが13メートル、かつ、建築面積が1,000平方メートル(都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に設置される建築物にあっては、当該建築物の高さが20メートル、かつ、建築面積が1,500平方メート

			ル)
	(2)　対象建築物の増築等		当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル(当該合計が10平方メートル以下の増築又は改築であって、当該増築又は改築により当該建築物の規模が(1)の項に掲げる規模を超えることとなるものにあっては、当該合計から1平方メートルを控除した面積)
2　法第16条第1項第2号に掲げる行為	(1)　工作物の新築又は移転	別表第2の1から10までに掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが13メートル(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5メートル、かつ、その上端の地盤面からの高さが13メートル)、かつ、築造面積が1,000平方メートル
		別表第2の11に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが20メートル
		別表第2の12に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが3メートル
		別表第2の13に掲げる工作物に係るもの	当該工作物の高さが13メートル、かつ、築造面積が1,000平方メートル
	(2)　対象工作物の増築等		当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル(当該合計が10平方メートル以下の増築又は改築であって、当該増築又は改築により当該工作物の規模が(1)の項に掲げる規模を超えることとなるものにあっては、当該合計から1平方メートルを控除した面積)
3　法第16条第1項第3号に掲げる行為及び第13条第1号に掲げる追加行為			当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、かつ、当該行為に伴い生じるのり面又は擁(よう)壁の高さが5メートル及び長さが10メートル
4　第13条第2号に掲げる追加行為			伐採面積が10ヘクタール
5　第13条第3号に掲げる追加行為			堆(たい)積物件の高さが5メートル、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル
6　第13条第4号に掲げる追加行為			当該照明の対象となる建築物等の高さが13メートル

別表第2(第15条関係)

1　煙突、排気塔その他これらに類するもの
2　広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの**(「太陽光発電施設」はこれに該当)**
3　電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの**(「風車」はこれに該当)**
4　高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
5　彫像、記念碑その他これらに類するもの
6　鉄柱、木柱その他これらに類するもの(11に掲げるものの支持物を除く。)
7　観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの
8　コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
9　石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
10　汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの
11　電線、索道用架線その他これらに類するもの(それらの支持物を含む。)
12　塀、さく、垣、擁(よう)壁その他これらに類するもの(生け垣を除く。)
13　自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの

琴浦町は景観行政団体以外の市町村の区域に相当することから、鳥取県景観形成条例の適用範囲となり、町全域が鳥取県景観計画区域となる。当該区域では、高さ13mまたは建築（築造）面

積1,000㎡を超える建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する修繕や模様替え、色彩の変更（景観法第16条第１項第１号）及び、上記別表第２に示した工作物の別表１に示した規模を超える行為（同法第16条第１項第２号)、別表第１に示した規模を超える開発行為（同法第16条第１項第３号)、土地の開墾等土地の形質の変更・木竹の伐採・屋外における土石等その他の物件の堆積、特定照明（同法第16条第１項第４号）については知事への届出が必要となる。

史跡隣接地区の景観を保全していくため、同法の周知とともに地域の協力を求めていく必要がある。同法適用の対象となる行為については、「鳥取県景観計画」の景観形成基準に準じる必要がある。また、別表第２の２に該当する太陽光発電施設等、施設そのものが当該地に馴染まない場合には、「設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる」という（景観法16条４項３号）勧告の内容についても具体的な検討が必要である。

なお、文化財保護法第125条に基づく史跡の現状変更行為に関わる行為(景観法第16条第7項第11号の政令又は景観行政団体の条例で定める行為)、文化財保護法127条に基づく史跡の復旧の届出に関わる行為（鳥取県景観形成条例第15条(1)カ）などについては、景観法の適用除外となる。

5-4-4　農業振興地域の整備に関する法律・農地法

＜農業振興地域の整備に関する法律＞

（定義）

第三条　この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一　耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）

二　木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。）

三　農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地

四　耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地

（農業振興地域整備計画の変更）

第十三条　都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

２　前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

一　当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二　農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一　国又は地方公共団体が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

三　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に

係る目的に供するために行う行為
四　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
五　非常災害のために必要な応急措置として行う行為
２　前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。
３　市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
（農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等）
第十五条の四　都道府県知事等は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行つている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
２　都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

＜農地法＞

（定義）
第二条　この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。
（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）
第三条　農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。
五　これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合
十一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合
（農地の転用の制限）
第四条　農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一　次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合
二　国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合
六　土地収用法 その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合
２　前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。
６　第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項 の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項 の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
一　次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地
二　前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（１）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。
三　申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
四　申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
五　仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。
７　第一項の許可は、条件を付けてすることができる。
８　国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
９　都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
10　第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
11　第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

両史跡周縁部を含む史跡隣接地区及び周辺一帯は「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という）に基づく、農業振興地域に指定されている。当該地では農業振興地域のうち、住宅等を除いた農地部分のほとんどは、農用地区域（今後おおむね10年以上にわたり農業生産の基盤として確保されるべき土地の区域）に指定されており、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置が定められている（農地法第４条）。なお、農振法による「農用地」とは、耕作や採草・放牧に供される用地および農業用施設用地等も含む土地をいう（農振法第１条）。農地法では「農地」と「採草放牧地」を対象としており、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法第２条）。農地の転用とは、住宅等の建物、牛舎等の農業用施設、駐車場、太陽光発電施設等の用地への転換や、農地を採草放牧地に用途変更する場合、資材置場・砂利採取場等の物品の堆積も対象となる。

農用地区域内での農地の転用は原則出来ないが、必要性、緊急性等一定の要件（農振法第13条第２項）を全て満たした上で、知事から農用地区域からの除外の許可を得た後に、さらに知事からの農地転用許可が必要である（農地法第４条）。ただし、200㎡以下の自家の農地に倉庫等農業用施設を設ける場合は、農業委員会への届出となる（農地法第４条（農地の転用の制限）第１項第８号の農林水産省令で定める事項に基づく、農業法施行規則第29条第1号（農地の転用の制限の例外））。

このため両史跡周辺の農地で小規模施設が設置される可能性があり、農業委員会との情報共有及び連携のもとに、史跡隣接地区の遺跡保護、景観保全のため、開発行為の制限や変更、景観への配慮等への協力を促すための施策を検討する必要がある。

なお、土地収用法等の法律を適用して農地を公有化する場合は、農地転用の制限の例外（農地法第４条第１項第６号）となる。史跡大高野官衙遺跡の公有化にあたっては、この土地収用法を適用して行ったため、農地転用の制限の例外となった。

5-4-5　森林法

（開発行為の許可）
第十条の二　地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条 の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
一　国又は地方公共団体が行なう場合
二　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
（伐採及び伐採後の造林の届出）
第十条の八　森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
二　第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
十　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
十一　除伐する場合
２　前項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

森林法の適用の対象となる箇所は、史跡大高野官衙遺跡内の南部の地域森林計画対象民有林に指定されている樹林地部分である。史跡の保存管理や活用整備に際して、樹林地部分の１haを超える開発行為（鳥取県林地開発条例第２条の１）を行う場合は知事の許可（森林法第10条の２）が必要であり、立木の伐採を行う場合は、町長に対して、森林の伐採及び伐採後の造林の届出（同法第10条の８第１項）が必要となる。なお、国または地方公共団体が行う開発行為については知事の許可は不要（同法第10条の２の第１項）となっているが、許可を要する開発行為の場合に準じて、知事と協議し適正に実施することが必要とされている。

このため、大高野官衙遺跡の整備にあたっては、上記の規定に留意し、地域対象計画民有林において１haを超える林地開発行為を行う場合には、県との事前協議を行うとともに、１ha未満の立木の伐採においても適切な手続をとる必要がある。

5-4-6　道路法

＜道路法＞

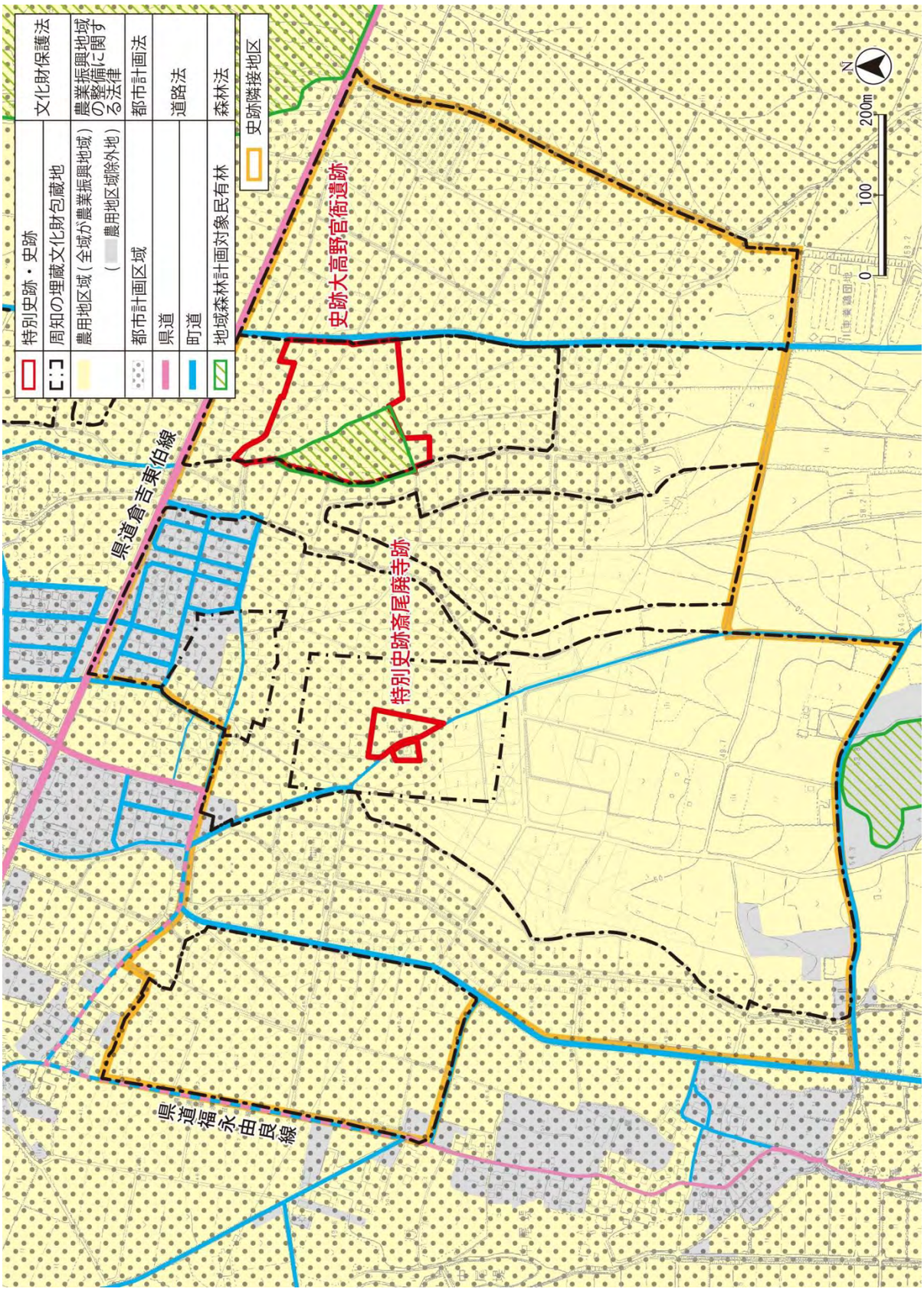
（道路の種類）
第三条　道路の種類は、左に掲げるものとする。
一　高速自動車国道
二　一般国道
三　都道府県道
四　市町村道
（路線の廃止又は変更）
第十条　都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合におい

ても、同様とする。
2　都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
3　第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。
（道路の維持又は修繕）
第四十二条　道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
2　道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
3　前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

＜町道路線の認定に関する要綱＞

(路線の認定基準)
第2条　新たに町道に認定する道路は、次の各号のいずれかに適合しなければならない。
(1)　起点及び終点が国道、県道及び町道に接続する道路
(2)　集落と集落を相互に接続する主要な道路
(3)　隣接市町に接続する主要な道路
(4)　公共施設や各種産業の基幹的な施設のほか、極めて公益性が高い施設に接続する道路
(5)　産業の振興上必要であり、経済的効果が発揮される地区に接続する道路
(6)　町長が諸般の交通事情及び公共的見地から町道に認定することが適当と認めた道路
(路線の構造基準)
第3条　前条の基準により認定しようとする道路は、道路の構造及び形状が次の各号に適合するものでなければならない。ただし、町長が認める場合にあっては、この限りではない。
(1)　道路の有効幅員は、4メートル以上であること。
(2)　開発行為による宅地造成等において整備される道路は、アスファルトによる舗装及び道路側溝を備えていること。
(3)　道路の交差箇所は、有効幅員の半分以上の隅切りがあること。
(4)　道路の縦断勾配は、原則として8パーセント以内であること。ただし、地形状やむを得ない場合は、12パーセント以内とすることができる。
(5)　道路と隣接地の境界が明確であること。
(6)　袋状道路の場合は、車両が容易に回転できる場所があること。

両史跡周辺には、道路法に基づき、知事が認定した県道、町長が認定した町道がある。これら道路は道路管理者が適切に維持・管理し、必要に応じて修繕し、その機能を維持する必要がある（道路法第42条）。道路については、特別史跡斎尾廃寺跡が町道148号によって分断され、史跡の一体的な保存活用のうえで支障があるという課題がある。この町道については、将来の史跡整備に際して、移設、廃道や付替えの検討が必要である。道路の廃止または変更については、道路法第10条の規定に基づき、一般交通の用に供する必要がなくなった場合は、路線の全部または一部を廃止できることとなっている。また、これに代わる路線を認定する場合は、琴浦町の「町道路線の認定に関する要綱」に、認定基準（第２条）、道路の構造基準（第３条）などが定められている。



農地法の適用対象となる農地は、現在農地（果樹園や牧草栽培地等含む）として利用されている土地が対象となる。本図には表記していないが、図5-11の土地利用図に示した農地関連の土地が適用対象の農地である。

図 5-16　両史跡周辺の法規制状況

第６章　両史跡等の本質的価値

６－１　両史跡の価値

ここでは両史跡の本質的価値を整理して掲げる。史跡の本質的価値とは、史跡自体が有している多様な価値の中で、史跡指定に値すると評価される価値であり、指定理由に掲げられている事項に代表される。特別史跡斎尾廃寺跡については古代寺院の伽藍地の立地や堂塔の遺構・遺物の特徴等から、史跡大高野官衙遺跡については八橋郡衙を構成する正倉院等の立地や遺構・遺物の特徴等から、それぞれ抽出される価値である。

両史跡は、そうした主要な価値以外にも、同時期の二つの史跡が近接して存在し、かつ、互いに間近に望める地にあるという立地特性や歴史的関連性などから導き出される価値もある。また、斎尾廃寺や八橋郡衙が成立する前及び廃絶後の時代の遺構・遺物、史跡を取り巻く諸環境等から導き出される価値も有している。それらは史跡の主要な価値を高めたり、それを歴史の流れの中に位置づけたりするうえで、また、史跡の活用の幅を広げるうえで意味を持つ。ここでは、こうした史跡の付加価値とも言える事項についても、「副次的価値」として整理し掲げることにする。なお、「上斉尾」等の地名から推測される副次的価値についてはここでは省略し、８－３各地区の構成要素の中にその地名を掲げることとする。

6-1-1　特別史跡斎尾廃寺跡の価値

①　主要な価値

（ア）遺存状態が良好な古代の寺院遺跡

一般に古代寺院の堂塔の基壇は削平されていることが多く、地下に残存する建物等の痕跡が発掘調査によって確認されるのが通常である。それに対して、斎尾廃寺跡は、塔と金堂の基壇が高さ1.1～1.3mほどの土壇状の高まりとして地上に遺存する稀有な遺跡であり、土壇上に残る礎石から建物の平面形式や規模もある程度判明する。講堂についても、土壇状の高まりは見られないものの、礎石の多くがほぼ原位置で地表に残存しており、建物の平面形式や規模を復元することができる。このように、古代地方寺院の主要堂塔の遺構を地上から視認できる点で、極めて貴重な遺跡である。また、地下には基壇あるいは建物の基礎部分を構成する遺構そのものが遺存していることは確実であり、寺院関連遺物の埋蔵も想定されるなど、地上及び地下に古代寺院の遺構・遺物が良好に残存している遺跡であることも特筆される。

（イ）山陰道（山陰地方）では唯一の法隆寺式の伽藍配置をとる寺院

良好な状態で保存されている金堂・塔・講堂の遺構から、７世紀後半代に造営された地方寺院の伽藍地の様相を知ることができる。古代の地方寺院は、塔の西に金堂を配する法起寺式伽藍配置をとるものが多い。しかし、斎尾廃寺は、西に塔、東に金堂、金堂の北に講堂を置いていることが判明している。こうした法隆寺式伽藍配置をとる寺院は、伯耆国には他に例が無いのみならず、山陰道（山陰地方）でも唯一の例として注目される。その特徴的な伽藍配置は、斎尾廃寺の性格や当地域の歴史的特性、畿内勢力との関係などを探るうえで貴重な手がかりとなる。

（ウ）特徴的な軒瓦の組み合わせ

斎尾廃寺跡からは多数の瓦類が出土している。そのなかで、創建時の軒瓦は紀寺式の軒丸瓦と法隆寺式の軒平瓦との組み合わせとなっており、他の地方寺院にはみられない特徴を有する。また、他にも５種の軒丸瓦と４種の軒平瓦が出土している。その多くが８世紀代のものである。中には伯耆国分寺所用瓦と同じ型式が含まれ、そこに、伯耆国府との関連をうかがうことができる。こうした知見は、斎尾廃寺の造営における意匠・技術の導入や資材調達のあり方の究明など、古代寺院跡研究に大きく資するものと言える。

（エ）堂内荘厳の様子を明らかにする塑像・塼仏などが出土

斎尾廃寺跡からは、仏頭等の塑像断片や塼仏が出土している点も注目される。こうした遺物は堂内に安置された仏像の構成や堂内荘厳の様子を明らかにする手がかりとして重要である。また仏教美術研究においても貴重な資料であり、八橋郡地域に花開いた仏教文化の様相をうかがわせる資料としても高い価値を持つ。

（オ）立地場所を把握しやすい地形

斎尾廃寺は、段丘台地上に位置しており、ここからは古代の八橋郡の大半を望見することが可能である。そうした周辺地域から目に付く場所を選んで造営されているという、立地環境の特徴を把握しやすい寺院跡であるという点でも注目される。

（カ）郡衙と関わりの深い寺院

斎尾廃寺跡ではこれまでの調査で「八寺」と書かれた墨書土器が出土している。古代の地方寺院には、文献史料や墨書土器等から郡名を付した寺院があったことが明らかになっている。こうした古代寺院は郡衙の周辺に所在するものが多い。斎尾廃寺跡から出土した「八寺」の墨書土器も「八橋寺」が略されたものと考えられ、郡名を付した寺院であったとみられる。また、八橋郡衙の正倉院と考えられる大高野官衙遺跡と隣接しており、斎尾廃寺が八橋郡衙と密接な関連を持っていた寺院であったこともうかがえる。

②　副次的な価値

（ア）寺院造営主体と八橋郡司との関係を示唆（両史跡共通・一体としての価値）

斎尾廃寺は同時併存した八橋郡衙正倉院と指呼の間にあり、この寺院の造営主体と八橋郡衙正倉を造営した郡司層との密接な関係を示唆する遺跡として歴史的価値がある。

（イ）良好な景観に囲まれた史跡

他の史跡では現代の構造物が視界を遮ることが多いが、斎尾廃寺跡ではそれが少ない。斎尾廃寺跡に立つと、広大な段丘空間・農地景観が広がり、中国地方最高峰の大山の秀麗な山容を望むことができる。そうした良好な景観に囲まれており、古代景観などを想定しやすい立地条件を備えている点で貴重である。

（ウ）文化財保護の歴史を示す史跡の管理方法

斎尾廃寺跡の史跡指定は昭和10年(1935)、特別史跡指定は昭和27年に遡る。その史跡指定に伴い、史跡標識や遺構の名称石碑が指定地内に設置され、現存している。名称石碑は基壇遺構直上に据え置かれたり、遺構が不明確な場所にも置かれたりするといった問題があるものの、半世紀以上前の段階において、遺跡の所在地やその範囲、遺構の性格がどのように明示されたかなど、かつての史跡管理のあり方の一端を伝える資料として注目される。

6-1-2　史跡大高野官衙遺跡の価値

①　主要な価値

（ア）遺存状態が良好な正倉院等の遺構

倉庫群や外周区画溝などの遺構が良好に遺存している。特に、西部の礎石建ち正倉列などでは、礎石の多くが露出した形で残存している点で希有な例である。

（イ）正倉院の構造・変遷や郡衙による穎穀収取（えいこくしゅうしゅ）の実態を知ることができる遺跡

大高野官衙遺跡は、律令国家の地方支配において田租や公出挙の穎穀等を収納した伯耆国八橋郡の正倉院跡である。穎穀の保管に適した台地上に立地し、溝をめぐらした方形区画内に総柱の高床倉庫群が、整然と並んでいる。その高床倉庫にはほぼ同一位置で建て替えられているものが少なくないことも判明している。礎石建ち高床倉庫の中には、飢饉などの際に天皇の恩徳として支給される稲穀を納めた「法倉」の可能性がある大型の建物もみられる。掘立柱建物としては、総柱高床倉庫のほかに、穎稲を収納した「屋」とみられる大型の側柱建物も確認されている。

このように、当史跡は、正倉院の構造や変遷、郡衙における穎穀収取や収納・保管の実態を知ることできる貴重な遺跡である。また、一部の正倉跡から出土している炭化穀類は、正倉収納物を具体的に知ることのできる資料として重要である。

（ウ）在地社会の政治情勢を探る手がかりとなる正倉火災

SB03・08・09の周辺からは炭化穀類が出土しており、SB08・09では被熱痕のある礎石も見られ、正倉の一部が火災で焼失したことが判明している。この火災は史料に見える「神火」にあたる可能性が高い。この神火は、当初は神の祟りなどによるものとみられていたが、やがて、税横領の隠蔽や対立勢力による現任郡司の排斥などを目的とした放火であったと政府に見抜かれることになった。この神火は史料的には関東諸国の例が多いが、当史跡における正倉火災痕跡は西日本の当地域でも神火が起きていたことを示唆する考古資料であり、郡司層の政治的動向を反映する資料として重要である。

（エ）正倉造営の土木工法や正倉の平面構造などを解明できる資料

総柱礎石建物は、関東以北では掘込地業などの基礎地業を伴う例が多いが、当史跡の場合には、明確な掘込地業が施されていないという特徴がある。西部の総柱礎石建物群では、掘立柱から礎石建ちへと建て替えている。これら礎石建ち倉庫のほとんどは、正倉の倉に典型的な３×３間と４×３間の平面形式をとっている。

こうした礎石建ちの正倉群は、西日本における正倉の発見例としては数の少ない貴重な資料である。また、法倉の可能性がある大型の礎石建ち正倉（SB01先行）は、７世紀末ないし８世紀前

葉には造営されていた可能性があり、いち早く礎石建ちとされた正倉としては全国的にも例が少ない貴重な資料である。

（オ）段丘上に立地する正倉

大高野官衙遺跡は段丘上に立地しており、倉庫令の「凡倉　皆於高燥処理之」という規定通り、防湿に適した高燥の地を選んで造営された様子をうかがうことができる。

②　副次的な価値

（ア）正倉造営時の歴史的背景を探る手がかり

正倉院外周南辺区画溝の南外側に近接した位置では大高野４号墳が検出されている。この古墳は、正倉院造営の際に破壊されず残存していることから、郡司層と関わりのある豪族の墓として意図的に残された可能性もあり、正倉造営の歴史的背景を探るうえで留意すべき資料である。

（イ）郡衙と寺院とが両輪となった郡内支配を示唆（両史跡共通・一体としての価値）

大高野官衙遺跡は斎尾廃寺跡と谷を挟んで350m余りの短距離で対峙する位置にあり、郡衙正倉院と寺院が密接な関係を持って併存していたことを示しており、寺院の中心的な檀越（施主・支援者）と郡司との密接な関係を示唆するとともに、寺院と郡衙とがセット関係をなし、政治的支配の拠点である郡衙と、郡内の精神的統合の象徴としての側面を持つ寺院との連携により郡内支配が遂行されたことをうかがわせるものとして貴重である。

（ウ）眺望に優れた景観（両史跡共通・一体としての価値）

大高野官衙遺跡は、西方にある官衙施設とみられる下斉尾官衙遺跡や斎尾廃寺跡がある台地と谷を挟んで対峙しており、途中に遮るものがなく相互に視認性に優れている。このことは造営当時も、寺院の堂塔や官衙の建物群、そして正倉院の中央部に一際大きな法倉を要する倉庫群が林立する様は、互いに視対象となり、相互の関係性を如実に物語る景観であったと思われる。

こうした互いに指呼の間に望むことができる景観は現在にも継承されており、遺跡立地の背景を知らしめるものとなっているとともに、360度視界が開ける眺望優れた地となっている。

（エ）正倉造営前の様相を示す遺構の存在

大高野官衙遺跡では、前述した大高野４号墳のほか、正倉院外周区画溝と重複する形で弥生時代終末期の竪穴建物が見つかっている。こうした遺構から、正倉院造営前のこの地の土地利用の変遷などを知ることができる。

（オ）八橋往来（街道）の存在と路線の移動を示す

江戸時代に利用された八橋往来は、八橋、金市、伊勢野、斉尾、下種、国分寺、倉吉を結ぶ道である。指定地内では正倉院跡の北西角から南東部にかけて縦断する形で現存している。発掘調査では、この現存する道の東に並行する形で、それ以前の道路遺構を検出した。現存する道は江戸時代以来利用されてきたもので、検出された道路遺構も江戸時代の遺構と考えられ、路線の変遷を示している。

なお、指定地西側谷部の水路に架かっていた八橋往来の石橋が指定地内に移設され仮置きされている。移設物ではあるが、街道に関わる江戸時代の歴史的工作物として貴重である。

６－２　史跡隣接地区の価値

ここでは、史跡の本質的価値に準じて、史跡隣接地区について、史跡と直接的に関わる主要な価値と、その付加価値的な意味を持つ副次的価値について整理する。なお、「斉尾」「伊勢野」「駕籠据場」等の地名から導き出し得る各地区の副次的価値についてはここでは省略し、５－２史跡隣接地区の現況と課題、８－３各地区の構成要素にその地名を掲げることとする。

6-2-1　指定地外の斎尾廃寺跡の価値

①　主要な価値

（ア）広大な寺院地の全域が遺存

これまでの発掘調査により、南北約250m、東西約160mの広大な寺院地が明確になっている。寺院地の判明している例が少ないことに加え、斎尾廃寺跡の場合、その大部分が畑地として保存されている点で貴重である。寺院地内はほとんど調査されていないが、築地塀かと推定される土塁状遺構の痕跡を地表面に一部留めているなど、遺構の保存状態は良好とみられる。今後の発掘調査で僧房や寺院を維持経営する諸施設などの遺構が検出される可能性が高く、地方寺院の全貌解明が期待でき、学術的価値が極めて高い遺跡である。

（イ）伽藍地の一部が遺存

中門の一部や回廊などが指定地外に存在している可能性が高く、伽藍地の全貌を明らかにするうえで不可欠な遺跡である。

（ウ）寺院の存続時期及び寺院地の範囲や施設の性格等を解明しうる遺物を包含

土器類や瓦類などにより、寺院の存続時期などを探ることができるとともに、「東房」の墨書土器などにより、検出された施設の性格や付属院地での活動のあり方などを解明しうる。

また、指定地外からは「八寺」とかかれた墨書土器が出土するなど、寺院地が指定地外に広がることを示している。

（エ）寺院の立地場所を示す地形

6-1-1 で述べたことと同様、段丘台地部の畑地に位置しており、斎尾廃寺の立地場所の特徴を把握しやすく、また、伽藍地と寺院地との位置関係も視認しやすい。

②　副次的な価値

（ア）文化財保護行政の歴史を示す境標石碑の存在

昭和27年(1952)の特別史跡指定の後の昭和38年に、地域住民の請願をきっかけとして旧東伯町が設置した４基の境標石碑が存在している。南北約130m、東西約112mの範囲の四隅を表示する形になっている。この四隅の地点を結ぶラインにはかつて高さ30㎝、幅２m程の土塁状の高まりが連なっており、これが寺院地ないしは伽藍地を囲む施設であると推測されていた。その遺構の位置を明示し後世に伝えるために、この境標石碑が設置されたとみられる。

この境標石碑は指定地外に位置するが、指定地外の土地においても、当時推測した寺院地の範囲を明示して注意を喚起する措置がとられたことを示すものであり、半世紀前の遺跡保存行政の

あり方の一端を伝える資料として注目される。

（イ）寺院造営主体と八橋郡司との関係を示唆

6-1-1で述べたことと同様、斎尾廃寺の寺院地は八橋郡衙正倉院と指呼の間にあり、この寺院の造営主体と八橋郡衙正倉を造営した郡司層との密接な関係をうかがえるという立地上の特性がある。

（ウ）良好な景観に囲まれた遺跡

6-1-1で述べたことと同様、良好な景観に囲まれた遺跡であり、斎尾廃寺の存在した当時の周辺の様相を想定しやすい。

（エ）斎尾廃寺成立前の様相を示す遺構

斎尾廃寺の寺院地南辺外周区画溝の外側には、斉尾古墳群の６号墳と７号墳が隣接して遺存している。これらは寺院造営時の周辺状況の様相を知る手がかりとなる遺構である。

6-2-2　下斉尾官衙遺跡の価値

主要な価値

（ア）郡衙と密接に関わる官衙施設の存在

下斉尾１号遺跡Ａ地区南部の下斉尾官衙遺跡では、掘立柱建物やその敷地を区画する溝の一部が検出されている。その建物規模や同一位置での建て替え、区画溝の掘削方法の特徴などから、これらは主要な官衙ブロックの東北部を構成する施設とみられる。この官衙の性格は未定であるが、八橋郡衙正倉院である大高野官衙遺跡の縁辺では、主要な官衙施設が確認されていないことも考慮すると、郡庁、館、厨家、その他の部署のいずれかに相当する可能性がある。また、正倉院とは谷を挟んで少し離れた場所に立地していることは、倉から50丈以内には他の館舎を設けてはならないとする、倉庫令の規定が遵守されたことを示している可能性もある。いずれにしても、八橋郡衙と密接に関わる官衙施設であり、今後の調査によって、その性格が判明し、八橋郡衙諸施設の配置の特徴を解明することも期待できる貴重な遺跡である。

（イ）斎尾廃寺との密接な関係を示唆する施設

官衙ブロックは、その敷地の規模は不明であるものの、斎尾廃寺の寺院地の北側に隣接するように設けられていたとみられ、寺院とも密接な関係をもって造営された施設であったことがうかがえる。今後の調査で両者の関係を解き明かしていくことも期待でき、斎尾廃寺の性格や造営主体のあり方を考えるうえでも重要なカギを握る遺跡と言える。

（ウ）官衙ブロックの立地場所を示す地形

官衙ブロックが段丘台地部を選んで立地していることを示す地形が遺存しており、斎尾廃寺と同じ段丘上に位置し、正倉院とは東側の谷を挟んで対峙しているという立地状況を把握することができる。

6-2-3　指定地外の大高野遺跡の価値

①　主要な価値

（ア）祭祀場の存在

大高野遺跡の南部地区で検出した４号土坑では、底面の四隅から土師器の完形坏が１点ずつ出土し、そのうち２点には底部外面に「福」と墨書されていた。そうした遺物の出土状況から、この土坑は祭祀に用いられた土坑とみられ、郡衙との関わりも想定しうる祭祀場として注目される。

（イ）郡衙関連遺構の所在が推定される

現在のところ、指定地外の大高野遺跡の確認調査では、確かな郡衙関連遺構は未確認であるが、西方の下斉尾１号遺跡Ａ地区北部と東方の水溜り・駕籠据場遺跡で検出されている古代官道とみられる道路遺構を繋ぐと、その推定路線は史跡大高野官衙遺跡指定地の北側を通ることになり、その道路遺構が検出される可能性が高い。

②　副次的な価値

（ア）郡衙正倉の成立前の様子を示す遺構の存在

大高野官衙遺跡指定地の南側には、６世紀後半から７世紀前半にかけての大高野古墳群が存在する。また、指定地の北側では６世紀末の竪穴建物、土坑墓、落とし穴とみられる土坑などが確認されている。これらの遺構により、正倉院造営前の周辺地区の様相を知ることができる。

（イ）八橋往来の道路遺構の存在

大高野遺跡の南東部では、指定地内から続く八橋往来の道路遺構が検出されており、江戸時代の交通路の様相を示す資料として、また、当地域における交通路の路線設定のあり方を検討する資料としての価値を有している。

6-2-4　下斉尾１号遺跡北区（斎尾廃寺跡・下斉尾官衙遺跡を除く）の価値

①　主要な価値

（ア）主要交通路と郡衙との関係を解明する手がかり

下斉尾１号遺跡Ａ地区の北部では古代道路の側溝と推定される溝が検出されている。この道路幅員は約９ｍを測り、下斉尾官衙遺跡の北東部近くに向かう走向を示している。この道路は屈曲して正倉院方面に向かい、水溜り・駕籠据場遺跡で見つかっている道路遺構に繋がる可能性が高い。このことから、この道路は郡衙を経由する官道であった蓋然性が高い。こうした郡衙と結節する官道とみられる遺構の発見は山陰地方では希有である。このように、郡衙と交通路との密接な関係を具体的にうかがうことができる遺構として重要な価値を有している。

（イ）斎尾廃寺や郡衙との関わりを示唆する遺物

斎尾廃寺寺院地北東方に位置するトレンチでは「厨」と書かれた墨書土器が出土している。郡衙か斎尾廃寺のいずれかに所属する食器であることを示したものと考えられ、食事供給のあり方をはじめ、寺辺地や下斉尾官衙遺跡の官衙ブロックとの関係を探るうえで、重要な遺物である。

② 副次的な価値

下斉尾官衙遺跡の官衙施設成立前の周辺の様子を示す遺構

下斉尾１号遺跡Ａ地区の面的調査地では、弥生時代後期後葉の集落跡や古墳時代後期の古墳などが検出されている。また、斎尾廃寺寺院地北側には隣接して斉尾１・２号墳などが存在する。こうした遺構等から、下斉尾官衙遺跡の官衙ブロックが成立する以前の歴史をたどることが可能で、官衙成立前の周囲の様相や喪葬のあり方を探る手がかりも得ることができる。

6-2-5　下斉尾１号遺跡南区の価値

奈良時代の集落跡の存在

斎尾廃寺寺院地の南側に位置する下斉尾１号遺跡南区では、試掘調査で奈良時代後半の竪穴建物、掘立柱建物、溝、土坑等の遺構が確認されており、当地に斎尾廃寺跡や大高野官衙遺跡と同時期の集落が展開していた可能性を示している。

また、当地区では、弥生土器などが出土しており、斎尾廃寺造営以前の周辺の土地利用の状況を探る資料も得られている。

6-2-6　水溜り・駕籠据場遺跡の価値

① 主要な価値

（ア）郡衙と関わる集落跡の存在

大高野官衙遺跡の東側に位置する水溜り・駕籠据場遺跡では、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物で構成される集落跡が検出されており、墨書土器も出土している。これらは、郡衙正倉院に隣接する集落の様相・性格等を究明するうえで重要な資料となる。

（イ）古代官道とみられる道路遺構の発見

当遺跡では、官道の側溝とみられる２条の溝も見つかっている。郡衙を経由する官道の遺構としては山陰地方では数少ない貴重な例であり、郡衙と交通との関わり、古代交通路の路線やその設定計画のあり方などを明らかにするうえで貴重な調査成果といえる。

② 副次的な価値

奈良時代の集落が営まれる前の様相を知る手がかり

水溜り・駕籠据場遺跡では、前述した奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物群のほか、弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけての竪穴建物や掘立柱建物が見つかっている。一方、周辺遺跡に存在する古墳時代後期古墳は当遺跡では確認されていない。こうした各時代の遺構の有無から、正倉院造営前のこの地の土地利用の状況などを知ることができる。

6-2-7　伊勢野遺跡の価値

①　主要な価値

（ア）郡衙・寺院と関わりのある豪族居宅の可能性を示す遺構の存在

斎尾廃寺跡西方に位置する伊勢野遺跡では試掘調査が行われ、古代の遺構として大型の柱掘方を伴う５×３間の大型の掘立柱建物が検出されている。遺跡の所在位置からみて、ここに郡衙や斎尾廃寺の中心的施設があったとは考えにくいことから、この遺構は、寺院を支えた檀越（だんおつ）・郡領等の居宅施設の一部にあたる可能性がある。今後の調査によって、建物配置等の全容を明らかにすることによって、寺院・郡衙と在地豪族との関わりを解き明かすことが期待できる遺跡として重要な価値を有する。

（イ）郡衙と関わる集落跡の存在

伊勢野遺跡では、奈良時代の竪穴建物も検出されており、奈良時代の集落が展開していた可能性がある。これは、寺院や郡衙の特徴をより明確にするための対比資料として貴重である。

②　副次的な価値

郡衙・寺院の成立前の歴史をたどる手がかり

伊勢野遺跡では、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての竪穴建物が見つかっており、古墳時代以前からのこの地域の歴史、土地利用のあり方をたどる手がかりとなる。

6-2-8　その他の遺跡の価値

（ア）郡衙・寺院の成立前の歴史をたどる手がかり

斎尾廃寺跡、下斉尾官衙遺跡、大高野官衙遺跡、伊勢野遺跡の周辺には、斉尾古墳群、塚本古墳群が存在している。調査が行われた塚本７・８号墳は、横穴式石室を主体部とする古墳時代後期の円墳であり、６世紀後半から７世紀前半に築造されたものである。斉尾古墳群もほぼ同じ頃に築造された10～20m前後の円墳を中心とした古墳群である。

これらの古墳群は、やや時期的に先行すると考えられる八橋狐塚古墳（前方後円墳：62m）や、別所古墳群に代表される八橋・赤碕エリアの古墳群より規模等において劣ることは明らかであり、後に斎尾廃寺の檀越（だんおつ）、八橋郡司となるような在地氏族の奥津城との関連性を考えるうえで、また、この地域に斎尾廃寺や八橋郡衙が設置された歴史的背景を探るうえで重要な資料と言える。

（イ）遺跡存立の背景を想起させる良好な景観

史跡隣接地区は、この北側に向かって緩やかに傾斜する台地と、その間の埋没谷に由来する南北方向の帯状の低地部からなっている。各時代の遺跡はこの台地部分に位置している。現在では、遺跡のある台地上は芝畑等を中心とする畑地や集落となり、低地は主に水田耕作地となっており、地形に即した土地利用がなされている。八橋郡衙や斎尾廃寺が廃絶した後は、土地開発等による大規模な地形改変が行われることなく、扇状地や開析谷によって形成された地形が保たれ、かつての斎尾廃寺や八橋郡衙の立地状況を推定しうる景観が残されている。また、視界を遮る構造物等が少ない広がりのある景観は、遺跡間の距離を視覚的に把握し易いという点でも特筆に値する。

６－３　史跡周辺地域・八橋郡地域・伯耆国地域に所在する歴史文化遺産等の価値

（ア）古代の歴史文化遺産等の存在

『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条にみえる山陰道「清水」駅は、琴浦町八橋の清水付近に比定されており、清水駅関連の遺構は未検出であるが、八橋郡内における山陰道の路線を復元する重要な手がかりとなっている。

『延喜式』兵部省「諸国牧」には「伯耆国　古布馬牧」がみえ、八橋郡古布郷に官営の馬牧があったと推定されている。また、「小右記」長元４年(1031)の条にみえる「伯耆国八橋郡八橋野牧」は、史跡隣接地区の南西約１～２㎞地点に位置する「八橋野」の字名が残る台地辺りに比定されている。

このほか、町内には、古代の遺跡として、森藤第1遺跡（集落跡）、大法廃寺跡などがあるが、その多くは両史跡や史跡隣接地区の周辺部に集中しており、当時の八橋郡の中心部が当地にあったことをうかがわせる。

こうした古代の歴史文化遺産等は、斎尾廃寺や八橋郡衙の八橋郡域内における位置づけ、その存立基盤、交通路との関係などを検討する資料として重要である。

（イ）斎尾廃寺・八橋郡衙の成立前や廃絶後の歴史の流れを示す歴史文化遺産等の存在

町内には、旧石器時代以来の遺跡が点在しており、八橋郡地域の歴史的変遷をたどることができる。特に、斎尾廃寺や八橋郡衙が成立する前段階の古墳時代については、斎尾・大高野エリアに所在する古墳群に先行して、八橋・別所エリアに比較的大型の前方後円墳・前方後方墳がみられ、このエリアに大きな勢力があったことがうかがえる。一方、斎尾・大高野エリアには、史跡隣接地区にある古墳群やその北方に位置する槻下古墳群など、６世紀後半から７世紀前半にかけての小円墳を中心とした古墳群が存在する。多くの古墳が未調査であり詳細は不明であるが、こうした古墳分布のあり方は、斎尾廃寺・八橋郡衙の成立の歴史的背景や成立基盤などを考えるうえで重要な手がかりとなる。

斎尾廃寺や八橋郡衙の廃絶後の歴史文化遺産等としては、鎌倉時代との伝承をもつ槻下豪族居館や、居館の主と伝えられる岩野弾正坊が崇敬したという槻下神社が存在し、近くの加勢蛇（かせち）川西岸には天照大御神を祭神とする方見神社が鎮座する。上伊勢・下伊勢など伊勢神宮関係の地名等も遺存しており、「東伯町誌」によれば、方見神社は江戸時代まで天照皇大神宮とよばれており、伊勢神宮と当地域との密接な関係を示唆する資料として注目される。

江戸時代において倉吉と米子を結ぶ倉吉往来（八橋往来）は、伯耆国府跡が所在する今の倉吉市国府から丘陵地帯（久米ケ原丘陵）を縦断し、斎尾廃寺跡付近を通り、海岸部で伯耆街道と合流していた。大高野官衙遺跡ではこの八橋往来とみられる道路遺構が検出されており、下斉尾１号遺跡Ａ地区や水溜り・駕籠据場遺跡では古代の官道と見られる道路遺構がこの八橋往来と近い位置で見つかっている。このように、古代以来の路線がほぼ踏襲され、江戸時代からは八橋往来として受け継がれてきたと推定できる。

こうした歴史文化遺産等によって八橋郡地域の歴史的展開を辿ることができ、両史跡はこれらと結びつけて理解することにより、その歴史的意義をより深く知ることができ、その価値が一層高まる。

（ウ）律令国家の地方行政組織・仏教文化のあり方を示す遺跡

琴浦町の南東側に隣接する倉吉市には、斎尾廃寺や八橋郡衙正倉院と同時代の寺院や官衙の遺跡として、史跡伯耆国府跡（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡）、史跡伯耆国分寺跡、白鳳期創建の史跡大御堂廃寺跡、平安時代の貞観９年(867)に造営された四王寺などが存在する。また、西方の米子市には白鳳期創建の史跡上淀廃寺跡が存在する。両史跡は、こうした伯耆国地域に所在する歴史文化遺産等と結び付けたり、比較したりすることによって、史跡としての価値が高まると言える。たとえば、大高野官衙遺跡は、伯耆国府跡等の官衙遺跡と関連づけたり対比したりすることによって、律令国家の国と郡との地方行政組織の相互関係や役割の違いなどを知ることができる歴史資料となる。また、斎尾廃寺跡は、伯耆国分寺跡や上淀廃寺跡などの寺院跡と比較することによって、伯耆国における古代仏教文化の姿、古代寺院としての共通性や寺格の違い、地域的特徴などを浮かび上がらせる文化遺産ともなり、それぞれが有する歴史的価値を一段と高めることが可能となる。

第７章　保存活用の大綱・基本方針

７－１　保存活用の大綱

特別史跡斎尾廃寺跡と史跡大高野官衙遺跡は、琴浦町東端部の大字槻下地区に所在する。斎尾廃寺跡は白鳳期創建の古代寺院跡であり、大高野官衙遺跡は古代伯耆国八橋郡衙の正倉跡で、両史跡は同時代の遺跡である。両史跡は谷を隔てた指呼の間にあり、政治的支配の拠点であった郡衙と、郡内の精神的統合の象徴であった寺院という両者の密接な関係がうかがえる。

両史跡周辺には正倉以外の八橋郡衙関連施設や、これら遺跡存立以前から現代へと続く連綿とした地域の豊かな歴史や文化を物語る資産が多く分布している。また、両史跡をとりまく周辺域には良好な農地景観が展開しており、大山や日本海などへの眺望にも優れ、伽藍や官衙建物群が林立していた往時の姿は、一際目をひくものであったことが容易に想像される。

両史跡が所在する伊勢崎地区は、地域住民活動が活発な地であり、山陰で唯一の特別史跡斎尾廃寺跡や史跡大高野官衙遺跡が所在する地として、“白鳳の郷”をまちづくりのテーマとして歴史遺産の活用や掘り起こし等を行っている。このように地域の活性化の点においても両史跡は重要な資源であり、両史跡を有効に活かしたまちづくり・ひとづくりが望まれている。

一方、両史跡は国を代表する重要な遺跡であるものの、斎尾廃寺跡はその詳細が十分に明らかにされておらず、大高野官衙遺跡についても正倉院の全体像や変遷等に未解明な点が少なくない。加えて、両史跡指定地は、それぞれ斎尾廃寺や八橋郡衙の諸施設が設けられた範囲のごく一部にとどまっており、史跡隣接地区に展開する斎尾廃寺の寺院地の様相、八橋郡衙の郡庁・館・厨家等の主要施設についての実態解明が待たれており、それらの遺構・遺物等を適切に保存していくことも課題となっている。

また、両史跡指定地はその重要性から史跡指定と前後して公有化が完了しており、保存の手立ては整っているが、礎石や土壇が残存する現状のままの様子を見るだけでは、往時の八橋郡の中心地の姿を具体的に思い描くことが難しいという課題もある。

よって、本保存活用計画では、両史跡を、未来に向けて確実に保存・継承していくための保存管理の方法を示すとともに、史跡の価値を顕在化させるための活用・整備に向けての方針を提示し、それらを着実に有効に進めていくための管理・運営等の体制構築の方針も示すものとする。

そして、両史跡と一体をなしその価値を高める斎尾廃寺の寺院地跡や下斉尾官衙遺跡など、史跡隣接地の調査計画や保存管理・活用、さらに、周辺地域に分布する歴史文化遺産や良好な景観と結びつけた史跡の活用等についてもその方向性を提示するものとする。

これら両史跡の保存や活用・整備、運営等の体制構築を進めるにあたっての将来像・整備目標を以下のように設定し、その実現に向けて両史跡の適切な保存活用を図る。

古代伯耆国八橋郡の中心地“琴浦・白鳳の郷”の保存と再生

古代八橋郡の政治・文化の拠点であった郡衙と寺院の姿を今に伝える両史跡を、地域の活性化と新たな歴史・文化の創造への架け橋として再生し、未来へと守り伝える。

７－２　保存活用の基本方針

両史跡等の保存活用の基本方針を以下のように定める。

〇国民共有の財産であり地域の誇りでもある両史跡を、確実に保護し未来へと伝えていく。

〇両史跡及び史跡隣接地区の調査研究を計画的に進め、斎尾廃寺や八橋郡衙の全体像を把握し、史跡の価値を高めるとともに、指定地外の重要遺構の所在地については史跡指定を含めた適切な保存措置を講じる。

〇両史跡の立地環境や良好な周辺景観を保全し、有効活用を図る。

〇両史跡の保存を前提とし、調査研究成果に基づいた整備を実施する。

〇白鳳期創建寺院である斎尾廃寺跡と八橋郡衙正倉院である大高野官衙遺跡を地域の歴史の中に位置づけ、両史跡の一体的な活用・整備を図る。

〇学校教育や社会教育などで有効に活用する。

〇両史跡の歴史的価値を発信し、理解しやすく親しみの持てるような整備・活用を目指す。

〇地域を活性化する歴史資源や観光資源となるような活用を図る。

〇史跡隣接地区・周辺地域の歴史文化遺産等と結びつけた両史跡の活用を進める。

〇地域住民、関連団体・町内関連部局等との協働・連携による管理運営体制を構築し、両史跡の一体的な保存・活用・整備を図る。

第８章　保存管理

８－１　保存管理の方向性

１．両史跡を後世に確実に継承するために、両史跡を構成する本質的要素を明らかにし、日常的維持管理の徹底等によってこれらを適切に保存管理する。

２．両史跡と一連の遺構や関連する遺構が所在し、また、その広がりが推定される史跡隣接地区については、調査研究を計画的に実施し、その成果をもとに保存範囲を明確にし、史跡指定や公有化を図るなど、適切な保護措置を講じていく。

３．史跡の本質的価値を明らかにするための発掘調査や各種調査研究を計画的に実施する。

特別史跡斎尾廃寺跡については、これまで本格的な発掘調査が実施されていない。そのため、活用整備の必要性に応じて、主要堂塔の規模・構造や遺構面の深さ等の基本的情報を得るための調査を計画的に実施する。

史跡大高野官衙遺跡については、遺構の配置や変遷、遺構面のレベル等が十分明らかにはなっていない。そこで、遺構表示や遺構面の保護等、史跡の活用整備に必要な情報を得るための調査を必要に応じて実施する。

４．両史跡は遺跡の性格や役割の面で密接な関係をもち、立地上でも一連のあり方を示しているので、両者を一体的に捉えた保存管理の方法を示す。

５．史跡の保存活用に大きく影響する史跡隣接地区や史跡周辺地域について、望ましい景観保全等の方向性を示す。

８－２　保存管理の対象範囲と地区区分

本保存活用計画においては、１－３において述べたように、両史跡及び史跡隣接地区を対象範囲としている。また、両史跡の価値を高め、より有効に活用するためには、それらの対象範囲以外の史跡周辺地域、八橋郡地域、伯耆国地域に所在する各種の歴史文化遺産や文化施設等との連携や、史跡周辺の良好な農地景観の保全等も望まれることから、それらも視野に入れて保存活用計画を策定する。

ここでは、本計画の対象範囲としている史跡及び史跡隣接地区の適切な保存管理を進めるため、土地利用状況やこれまでの調査成果、開発行為に関わる規制のあり方などの現状を踏まえ、また、活用・整備や史跡指定等の可能性等の観点を加味して、各地区を細分し、それぞれの保存・管理や活用・整備、景観保全等についての方向性を示すものとする。

8-2-1　史跡指定地の地区区分

特別史跡斎尾廃寺跡と史跡大高野官衙遺跡の両史跡指定地全体をⅠ地区とし、地区の性格、遺構の分布状況、土地利用の状況等により、以下のように２つの地区に区分する（図8-1参照)。

①　ⅠＡ地区

特別史跡斎尾廃寺跡指定地である。斎尾廃寺跡の指定地は伽藍地の一部のみであり範囲も限られているため、一つの地区として扱う。

金堂・塔・講堂の遺構が確認されている。金堂・塔の基壇は地上に土壇として遺存しており、その上面に礎石が残存している。講堂は礎石や基壇周りの縁石状の石列が遺存している。このほか、中門基壇と推定されている土壇のわずかな高まりが残る。

当地区は斜めに走る町道によって２つに分断された形となっている。指定地は全て公有地（国有地・町有地）であり、史跡標識や史跡説明板等の管理施設を設置し、張芝等により広場として整備し公開している。

②　ⅠＢ地区

史跡大高野官衙遺跡指定地である。八橋郡衙の正倉院を主体とする官衙遺構が分布する。これまでの発掘調査により、溝で方形に区画された敷地内から、「倉」にあたる多数の総柱建物や「屋」とみられる側柱建物が検出されており、方形区画の東辺入口の東方でも官舎とみられる側柱建物が確認されている。

遺構の大半は埋め戻して保存してあるが、指定地西部では倉庫群の礎石の一部を露出して展示している。

正倉院成立より前や後の時代の遺構として、方形区画の南側に古墳１基、方形区画中央部を貫く形で江戸時代の八橋往来の道路遺構がある。また、かつて当地区西側谷部に架かっていたという八橋往来の石橋が指定地の北端部に移設されている。

指定地は全て公有化されている。西寄りの一部は礎石の露出展示を伴う芝生広場として整備し、史跡説明板を設置している。

その他は、芝生地や草地、樹林地、八橋往来を踏襲する道路、旧農道になっている。これらは現在のところ特に利用されていない。

8-2-2　史跡隣接地区の地区区分

史跡隣接地区については、これまでの発掘調査で斎尾廃寺や八橋郡衙関連の遺構分布が確認された地区、その広がりが想定される範囲、すでに遺構が消滅している場所、その他の関連遺跡の所在地、地形・土地利用・土地区画などの状況を踏まえて、次の５つの地区に区分する（図8-1参照)。

①　Ⅱ地区

このⅡ地区は、指定地を除く斎尾廃寺跡（ⅡＡ地区)、下斉尾官衙遺跡（ⅡＢ地区）からなる。史跡と同等の価値を有することが判明している地区、及びその可能性が高い地区である。いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地の下斉尾１号遺跡北区に含まれている。

ⅡＡ地区は、斎尾廃寺の伽藍地の一部及び付属院地の範囲であり、8-7-2に示すように、寺院地外周区画溝の外側約５ｍまでの範囲も含める。これまでの調査で、伽藍地を囲むとみられる二重の溝（内郭溝）や寺院地外周区画溝などの遺構が確認され、瓦類や墨書土器等の遺物が多数出土している。ほとんどが農地（芝畑）で、中央には北西から南東方向に町道が通るほか、一部に町有地・国有地がある。範囲確認調査等で検出された遺構は埋め戻し保存されている。

ⅡＢ地区は、下斉尾官衙遺跡の想定範囲である。その北東部の面的調査で官衙とみられる掘立柱建物やそれを囲繞・区画する溝などの遺構が確認され、その西方のトレンチでも北辺溝の延長部分が検出されている。この面的調査地は町有地となっており、公園（広場）として利用されている。この地区は、公有地を除くと、芝畑等の農地や古くからの集落の住宅地となっており、東西方向に町道が通る。検出された遺構は埋め戻し保存されている。

②　Ⅲ地区

この地区は、下斉尾１号遺跡北区のうち、指定地（ＩＡ地区）や前掲のⅡ地区及び北端部の遺構消滅地（Ｖ地区）を除いた範囲（ⅢＡ地区）と、伊勢野遺跡（ⅢＢ地区）からなる。官衙関連遺構または寺院関連遺構、豪族居宅などの遺構の存在が推定される地区である。いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地である。

ⅢＡ地区は、これまでほとんど調査がなされていないが、官衙関連遺構や斎尾廃寺の寺辺地に関わる遺構の存在が推定される地区である。寺院地（ⅡＡ地区）北東側のトレンチ調査では「厨」墨書土器が出土している。斎尾廃寺寺院地の周縁部には小規模古墳も分布する。大半が芝畑等の農地で、中央に町道が北西から南東方向に延びる。

③　Ⅳ地区

Ⅱ・Ⅲ地区以外の周知の埋蔵文化財包蔵地である。弥生時代から古墳時代にかけての集落や、古墳群が所在したり、八橋往来の道路遺構が見つかったりしている地区を含んでいる。台地上に位置し、ほとんどが農地で、一部に町道や宅地がみられる。大高野官衙遺跡の北東側には、大高野官衙遺跡の活用のために町が取得した町有地がある。

④　Ⅴ地区

これまでの記録保存調査により遺構の多くが消滅している範囲である。大高野遺跡南部（大高野官衙遺跡の南側）の一部、水溜り・駕籠据場遺跡の東部、下斉尾１号遺跡Ａ地区の大半など、圃場整備や宅地開発等で遺構面が削平されている範囲である。宅地や業務施設用地、農地などとして利用されている。

⑤　Ⅵ地区

史跡隣接地区のうちＩ～Ｖ地区を除く地区である。遺跡の分布は確認されていないが、今後隣接する遺跡の発掘調査等により周知の埋蔵文化財包蔵地となる可能性もある。地形的には台地を帯状に分断する谷部にあたる地である。大半が水田等に利用されている。斎尾廃寺跡の西側には伊勢崎地区のコミュニティ施設「白鳳館」・水辺公園が整備されている。「白鳳館」には斎尾廃寺跡出土の遺物展示コーナーもある。

図 8-1　両史跡及び史跡隣接地区の地区区分

８－３　各地区の構成要素

8-3-1　両史跡の構成要素

ここではこれまでに判明している両史跡を構成する要素を掲げる。第６章で両史跡の主要な価値と副次的な価値についてとりまとめた。両史跡を構成する要素とは、先にあげた両史跡の主要な価値を構成する諸要素、副次的な価値を構成する諸要素と、その他の諸要素からなる。

表 8-1　両史跡を構成する諸要素

地区	主要な価値を構成する諸要素	副次的な価値を構成する諸要素	その他の諸要素
ＩＡ地区：特別史跡斎尾廃寺跡	○寺院に関わる遺構(金堂、塔、講堂等) ○寺院に関わる遺物(瓦類、塑像・塼仏等) ○段丘台地の地形	○良好な景観（周囲への眺望、両史跡の相互の視点場･視対象) ○文化財保護に関わる歴史的工作物(昭和15年設置の史跡標識・名称石碑等) ○上斉尾の地名(以下各地区の地名は図5-14参照)	○保存活用関連施設(史跡説明板・境界標・囲柵) ○広場（張芝）
ＩＢ地区：史跡大高野官衙遺跡	○郡衙に関わる遺構（礎石建物群、掘立柱建物群、溝等）や空間地 ○郡衙に関わる遺物（炭化穀類、須恵器・土師器、墨書土器等) ○段丘台地の地形	○良好な景観（周囲への眺望、両史跡の相互の視点場･視対象) ○正倉院成立前・廃絶後の遺構・遺物（大高野４号墳、竪穴建物、八橋往来の道路遺構、八橋往来石橋の石材（移設物）等) ○駕籠据場の地名	○保存活用関連施設(史跡説明板､八橋往来等の説明板) ○広場（張芝) ○道路（土道) ○埋設物（配水管) ○建築物（小屋) ○木竹（タケ類、クリ等落葉広葉樹､タブノキ等常緑広葉樹、サクラ等)

8-3-2　史跡隣接地区の構成要素

史跡隣接地区を構成する要素は、史跡指定地の区分と同様に、両史跡に関連する主要な価値を構成する諸要素、副次的な価値を構成する諸要素、その他の諸要素からなる。

表 8-2　史跡隣接地区を構成する諸要素

地区	主要な価値を構成する諸要素	副次的な価値を構成する諸要素	その他の諸要素
ⅡＡ地区：指定地を除く斎尾廃寺寺院地	○寺院に関わる遺構(建物、溝・土塁等の区画施設、通路等) ○寺院に関わる遺物（「八寺」等墨書土器、その他須恵器･土師器、瓦類等) ○段丘台地の地形	○良好な景観（周囲への眺望、両史跡の相互の視点場・視対象) ○寺院成立前の遺構･遺物（竪穴建物等) ○境標石碑 ○上斉尾の地名	○保存活用関連施設（特別史跡記名兼誘導看板、史跡入口広場（駐車スペース、木竹)) ○墓地（墓石等) ○農地（芝畑・普通畑) ○水路 ○道路
ⅡＢ地区：下斉尾官衙遺跡	○官衙に関わる遺構（掘立柱建物、区画溝等) ○官衙に関わる遺物（須恵	○官衙成立前・廃絶後の遺構・遺物（竪穴建物、江戸時代八橋往来等)	○広場（張芝・木竹等) ○建築物（住宅・農業用倉庫等)

	器・土師器、墨書土器等） ○段丘台地の地形	○上斉尾、下斉尾の地名	○工作物（塀・柵・擁壁・電柱電線等） ○農地（芝畑・普通畑・果樹園） ○道路 ○水路 ○木竹 ○埋設物（宅地内配管類）
Ⅲ A 地区：官衙関連及び斎尾廃寺寺辺地関連地	○官衙・寺院に関わる遺構・遺物（掘立柱穴、「厨」墨書土器、須恵器・土師器等） ○段丘台地の地形	○官衙・寺院成立前・廃絶後の遺構・遺物（弥生時代の建物、斉尾６号墳等古墳、江戸時代八橋往来等） ○下斉尾の地名	○建築物（農業用倉庫等） ○工作物（塀等） ○農地（芝畑・普通畑・果樹園） ○木竹 ○道路及び関連施設（ガードレール等） ○水路 ○送電線鉄塔・送電線 ○埋設物（農業用配水管）
Ⅲ B 地区：伊勢野遺跡	○古代の遺構・遺物（大型掘立柱建物、竪穴建物、須恵器・土師器等） ○段丘台地の地形	○古代より前の時代の遺構・遺物（弥生時代・古墳時代の竪穴建物、斉尾４号墳） ○伊勢野、上伊勢野開の地名	○建築物（牛舎等農業用倉庫等） ○工作物（電柱電線等） ○送電線鉄塔・送電線 ○農地（芝畑・普通畑・水田） ○木竹 ○道路及び関連施設（ガードレール等） ○水路 ○埋設物（農業用配水管・倉庫関係配管類）
Ⅳ 地区：Ⅱ・Ⅲ地区以外の埋蔵文化財包蔵地	○古代の遺構・遺物（竪穴建物、道路等） ○段丘台地の地形	○古代より前または後の時代の遺構・遺物（弥生時代・古墳時代の竪穴建物、小高野１号墳等の古墳、江戸時代の八橋往来等） ○下斉尾、駕籠据場の地名	○公開活用施設用地（史跡隣接公有地） ○建築物（住宅・農業用倉庫等） ○工作物（電柱電線・ビニールハウス等） ○農地（芝畑・普通畑・果樹園） ○道路及び関連施設（標識等） ○水路 ○送電線鉄塔・送電線 ○埋設物（農業用配水管・宅地内配管類）
Ⅴ地区：遺構消滅地	○段丘台地の地形	○駕籠据場の地名	○建築物（住宅・業務用・牛舎等農業用倉庫等） ○工作物（電柱電線・ビニールハウス等） ○農地（芝畑・普通畑） ○木竹

			○資材置場等 ○道路及び関連施設（擁壁等） ○埋設物（農業用配水管・宅地内配管類）
Ⅵ地区：その他	○谷部の地形	○古代より後の時代の遺構（江戸時代の八橋往来及び沿道の文化財）	○建築物（白鳳館・農業用倉庫・住宅等） ○公園及び両史跡関連施設用地（駐車場(白鳳館)、広場等） ○工作物（柵・擁壁・電柱電線等） ○農地（水田・芝畑・普通畑・果樹園） ○木竹 ○道路及び関連施設（ガードレール等） ○水路・ため池 ○埋設物（農業用配水管・宅地内配管類）

8-3-3　史跡周辺地域・八橋郡地域・伯耆国地域の構成要素

周辺地域は、史跡周辺地域、八橋郡地域（史跡周辺地域を除く）、伯耆国地域に区分される。史跡周辺地域の構成要素については、両史跡と深く関わる主要な価値を構成する諸要素、斎尾廃寺や八橋郡衙の存続時期に先後する時代の歴史文化遺産等に代表される副次的な価値を構成する諸要素、その他の要素からなり、その他の要素には、史跡の保存活用にとって連携することが有益な各種の行催事等（史跡及び史跡隣接地区で行われる行催事も含む）も掲げた。これらの行催事については、両史跡の活用面（第９章）でとりあげる。八橋郡地域や伯耆国地域については、両史跡と関連する主要な同時代の遺跡等を主要な価値を構成する要素として掲げた。

表 8-3　周辺地域を構成する諸要素

地域	主要な価値を構成する諸要素	副次的な価値を構成する諸要素	その他の諸要素
史跡周辺地域	○「伊勢」関連地名（上伊勢、下伊勢、伊勢野、上斉尾、下斉尾等）	○斎尾廃寺・八橋郡衙の存続時期より後の時代の歴史文化遺産（方見神社と文化財、槻下神社と文化財、槻下豪族館跡、八橋往来及び沿道の茶屋跡・千人宿供養塔・旧一里塚跡等） ○時代不詳の遺構（加勢蛇川西側等の条里地割）	○白鳳の郷地域活性化協議会活動関連の行催事（「夏の集い交流会」、「収穫祭」、「グラウンドゴルフ大会」、休耕田等を利用したもち米・ソバ栽培等） ○生活・生産関連諸施設 ○自然的要素（河川・丘陵等）
八橋郡地域（史跡周辺地域を除く）	○両史跡と同時代の遺跡（大法古瓦出土地、八幡遺跡等） ○八橋野牧比定地と「八橋	○斎尾廃寺・八橋郡衙の存続時期より前・後の時代の歴史文化遺産（八橋狐塚古墳等の古墳、転法輪寺、八橋	○生活・生産関連諸施設 ○自然的要素（河川・丘陵等）

	野」の小字名 ○山陰道清水駅比定地（旧八橋町清水）	城、八橋往来及び八橋宿・赤碕等の町並み等）	
伯耆国地域	○古代寺院・官衙遺跡（史跡伯耆国府跡、史跡伯耆国分寺跡、史跡大御堂廃寺跡、四王寺跡、上淀廃寺跡等）	○斎尾廃寺・八橋郡衙の存続時期より前・後の歴史文化遺産（八橋往来及び沿道の町並み（倉吉市）等）	○生活・生産関連諸施設 ○自然的要素（河川・丘陵等）

８－４　両史跡の保存管理の方法

8-4-1　ＩＡ地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

特別史跡指定地であり、金堂・塔・講堂といった主要伽藍の遺構が残り、基壇や礎石等が地上や地中に遺存している。これらの遺構及び遺構面を確実に保存し、史跡の調査研究・保存活用以外の現状変更等は認めないものとする。

現状では保存すべき遺構等の詳細が明かでないため、必要性に応じて、基壇の規模・構造等の情報を得るための発掘調査を計画的に実施し、調査成果を反映した、遺構や遺構面の保存方法、遺構の表示や地上遺構の取り扱い等の整備方法について検討する。

また、斎尾廃寺跡の調査報告書が作成されていないため、今後実施する発掘調査の成果をはじめ、これまでの調査や各所に分散管理されている出土遺物の所在・内容等の調査成果をも含めた総括報告書を作成・公開し、遺跡情報の周知を図る。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
寺院に関わる遺構・遺物	遺構・遺構面の確実な保存策を取り、徹底した日常的管理により、良好な保存状況を維持し、後世に伝える。 礎石が露出しており、遺構や遺構面が浅い位置にあるとみられることから、確認調査により遺構面までの表土層の厚さを確認し、必要に応じて遺構・遺構面の確実な保護に必要な盛り土整地を行う。また、雨水等による浸食等が生じないような方策についても留意する。 出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	原則として現状を維持する。雨水等による浸食等が生じないような方策についても留意する。
副次的価値を構成する諸要素	
文化財保護に関わる史跡標識等歴史的工作物	70年以上にわたって遺跡の所在や遺構の内容を明示した施設として、適切な保存活用を図る。ただし、史跡標識は特別史跡指定以前の「史跡」と表記されたものであり、名称石碑の基礎は遺構面に及んでいる可能性もあることから、整備に際しては標柱の明示内容の検討や、名称石碑の再設置等も含めて取り扱いを検討する。
景観	眺望に優れた良好な景観の維持に努め、整備等に際しては本遺跡と対

	峙する大高野官衙遺跡への視認性を確保するなど、両史跡の一体としての価値を維持する。
その他の諸要素	
保存活用関連施設	道路際等で一部の境界標が埋もれているとみられるため、それらを検出するなどして史跡境界を明瞭にする。 芝生広場は遺構等の整備までの間は、定期的な芝刈り等を行い現状を維持する。 史跡説明板は当面は現状のままとし、整備に際してはその内容や設置場所等について検討する。

8-4-2　ⅠＢ地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

八橋郡の正倉院を主体とする官衙遺構が残存し、正倉院の構造や変遷等を知るうえで貴重な遺構であることから、これら遺構群を確実に保存するとともに、その構造や変遷等の特徴を理解しやすい整備･活用を進める地区とする。正倉院で詳細が不明な箇所等については、計画的に発掘調査等を実施し、その調査成果に基づいた保存管理、整備活用を行う。遺構面の状況によっては盛り土による基盤整備も検討する。

大高野官衙遺跡は広大な面積を有しており、指定地の範囲や史跡の所在を明確にし、土地管理を徹底するために、境界標や標識等の保存施設を設置する。指定地内は、当面は草刈り等によって現状を維持する。史跡の東側は車道に面しているため、車の進入を防ぐなどの管理を徹底する。廃棄物等の投棄や野焼き等の行為を未然に防止するために、注意喚起や見廻り等を日常的に行うとともに、史跡保護意識の醸成等により良好な遺跡の景観を維持する。

なお、当史跡においては、原則として史跡の調査研究・保存活用以外の現状変更等は認めないものとするが、周辺の営農活動に利用されている既設の配水管については、関連する営農地業者と協議のうえ、遺構に影響の無い範囲で改修または迂回等の措置を認める場合もある。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
郡衙に関わる遺構・遺物	これまでの調査等で確認された遺構及び遺構面をはじめ、地中に遺存している遺構・遺構面の確実な保存を徹底する。日常的管理により、良好な保存状況を維持する。 礎石が露出している箇所もあることから、確認調査により遺構面までの表土層の厚さを確認し、遺構・遺構面を確実に保護するため、必要に応じて盛り土などの基盤整備を行う。また、雨水等による遺構面の浸食等が生じないような方策についても留意する。 露出展示している礎石については、風化や被熱痕の状況の定期的観察を継続し、必要に応じて盛り土して養生することも含めた風化進行防止対策等を検討する。

	出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	遺構及び遺構面に悪影響を及ぼすおそれのある場所を除き、整備に着手するまでは、定期的な草刈り等を行い、原則として現状を維持する。雨水等による地表面の浸食等が生じないような方策についても留意する。
副次的価値を構成する諸要素	
その他の時代の遺構・遺物	旧状を留める古墳については、八橋郡衙成立との関連を明かにするためにも、遺構に影響を与えるおそれのある墳丘上の樹木の適切な処理等を行い、適切な保存と顕在化を図る。 八橋往来は、古代官道を現代に引き継ぐ歴史的ネットワーク道としての活用が期待されている道であり、史跡内に残る八橋往来は、そのネットワークの一拠点として位置づけられる。そのため、正倉等の遺構表示を優先するなど、官衙遺跡としての整備を阻害しないよう調整しながら、官衙と交通路との関係の把握や歴史的重層性を感じさせる相乗効果も図れるような路線明示などの方法を検討する。また、指定地内に移設されている石橋の取り扱いもあわせて検討する。 出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
景観	眺望に優れた良好な景観の維持に努め、整備等に際しては本遺跡と対峙する斎尾廃寺跡への視認性を確保するなど、両史跡の一体としての価値を維持する。
その他の諸要素	
保存活用関連施設	境界標や標識等の保存施設を設置する。 史跡説明板は適切に保存管理し、破損等に際しては補修や更新を図る。また、最新の調査研究成果が得られた場合は、適宜掲載内容の更新を図る。 八橋往来等の説明板は、当面は適切に保存管理し、史跡整備を行う際には、デザイン・内容等・設置場所等を含め、取り扱いを検討する。 芝生広場は、遺構等の整備までの間は、定期的な芝刈り等によって現状を維持する。
道路等構造物・工作物等	老朽化した倉庫など、景観を阻害する要素については、遺構や遺構面に影響を及ぼさない形で撤去する。 八橋往来を除く既存道路は、当面は現状維持とするが、活用・整備にあわせて移設・廃道等も検討する。
埋設物	道路下に埋設されている農業用配水管は、周辺の営農活用に利用されているため、当面は現状を維持する。補修等が必要となる場合は、遺構や遺構面に影響を及ぼさない範囲で行う。活用・整備に際しては移設や撤去を検討する。
木竹	史跡指定地の南西部を占める樹林地は、間引き伐採等によって、見通しに優れ四季を彩る落葉広葉樹等の疎林等を形成する整備を行う。遺構の確認や保存、遺構表示等の必要性に応じて、面的伐採や遺構に影響を及ぼさない形での伐根も適宜行う。

８－５　両史跡の現状変更等の取扱方針及び取扱基準

8-5-1　現状変更等の取扱方針

①　現状変更等の取り扱い

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、これらを「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。「現状を変更」する行為とは、史跡の現状に物理的変更を加える行為をいい、「保存に影響を及ぼす行為」とは、現状に物理的な変更を及ぼすものでないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第５条の規定に基づき、鳥取県教育委員会がその事務を行う。

②　現状変更等の取り扱いの基本方針

両史跡に関わる現状変更等については、史跡の保存活用に関連する行為以外の現状変更等は、原則として認めないものとする。ただし、公益上必要な行為については、史跡の保存に悪影響のないものに限り、現状変更等の許可申請の対象とする。

現状変更等にあたっては、史跡の本質的価値及び副次的価値の保存に影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとする。

③　現状変更等の許可申請の範囲

両史跡における現状変更等の許可申請の対象となる具体的な行為は、以下のものとする。

ア．整備や各種学術調査のために必要な発掘調査等の行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構・遺構面の保存を前提として必要最小限の範囲に留めるものとする。

＜具体的行為例＞

○遺構の内容や保存状況、遺構面のレベル等の把握のための発掘調査等

イ．史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為で、整備については本計画書で示した整備の方向性・方法に沿ったものとし、施設の設置に際しては、必要最小限の規模で、史跡景観に調和したものとする。

＜具体的行為例＞

○史跡を構成する主要な諸要素、副次的な価値を構成する諸要素の復旧（保存環境の改善や修復等）

○史跡の活用のための遺構表示・復元等展示

○史跡の保存管理及び整備活用上必要な施設（保存施設・便益施設・解説施設・広場・園路・管理施設・防災施設等）の整備・改修・撤去

○史跡の保存管理及び整備活用上必要な木竹等の伐採・植栽・移植等

○史跡景観を阻害する諸要素の移転、撤去等

ウ．道路の改修・付け替え等に係わる行為

＜具体的行為例＞

○既存の史跡内道路の改修・移設・撤去等

エ．地下埋設物の設置・改修・撤去等

＜具体的行為例＞

○既存の埋設配水管の改修・移設・撤去等

オ．土地の形状の変更

＜具体的行為例＞

○土地の掘削・切り土、盛り土等による地形の改変等

カ．木竹の伐採・植栽・移植

＜具体的行為例＞

○史跡の保存管理及び整備活用上必要な木竹等の伐採・植栽・移植等

キ．保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為（上記①参照）については、事前に琴浦町教育委員会とその内容について協議した上で、許可対象物件か否かを判断する。

＜具体的行為例＞

○地下遺構の直上や地上遺構の隣接地における重量物の積載･通行や振動を与える行為等

ク．行事等に伴う簡易な仮設工作物の設置

＜具体的行為例＞

○イベント等に際してのテント・のぼり・舞台等の設置

8-5-2　現状変更等の基本的な取扱基準

①　現状変更等を認めない行為

1)　史跡の滅失、き損または衰亡させるおそれがある行為等、史跡の保存に影響を及ぼし、史跡の本質的価値を損なう行為は、原則として、変更を認めない。

2)　史跡の地形及び景観を改変する行為は、軽微なもの、史跡の保存活用に資するもの、及び災害の復旧等の目的以外のものは、原則として認めない。

②　現状変更等の許可不要行為

法第125条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可不要とされている。以下、両史跡における許可不要行為をあげる。

1)　維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第４条（以下、「規則第４条」という）に維持の措置の範囲として以下の１～３号が定められている。両史跡における、本質的価値を構成する諸要素に対する維持の措置とは、それぞれ以下のようなものがある。なお、これらは管理者が日常的・定期的な管理行為の中で行うものも含む。

表 8-4　許可不要行為の例

規則第４条　１～３号	両史跡での例
１史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の現状に復するとき。	○降雨や降雪・凍結等で小規模な土砂の流出や凹凸が発生した地表面の埋め戻し・地ならし等による原状復旧 ○雨水の集中等によって路面の流失やこれに伴う水みち等が発生し、史跡外の低地へ大量の雨水や土砂等が流出するのを防ぐための土のう等の設置 ○樹木の病害虫による罹災箇所の病巣部等を含めた周辺部の切除
２史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。	
３史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	

2)　非常災害のために必要な応急措置

○地震・風水害・火災等の災害時に史跡の管理者が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。火災発生時の消火活動に関連する行為

表 8-5　応急措置の例

主たる諸要素	遺構のき損等の防止のための措置	○土のう等による土砂流出・流入防止策
	遺構と一体となった土地の崩壊、流出等防止のための措置	○土のう、土留め柵、人止め柵等の設置
その他の諸要素	災害後の、罹災した工作物等の措置	○崩壊工作物・土砂・倒壊樹木等の除去

3)　保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

＜史跡の管理者等が行う維持管理行為＞

○史跡の本質的価値を構成する諸要素や文化財管理・公開用施設の清掃、除草、史跡の見回り等の土地に係わる維持管理行為

○史跡整備地の樹木の枯枝・枯死木・危険木の除去、樹木の剪定等（ただし伐根を伴わないもの）

③　現状変更等許可の申請を要する行為のうち鳥取県教育委員会が行う事務

法125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下の軽微なものについては、法施行令第５条第４項に基づき、文化庁長官の権限に属する事務は鳥取県教育委員会が行う。

ア．小規模建築物の新築、増築又は改築

○階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積120㎡以下のもので、２年以内の期間を限って設置されるもの。増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が120㎡以下

○新築等に伴う土地の掘削、切り土、盛り土等、土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模に限る。

＜両史跡での具体例＞

整備工事等に際しての、プレハブ倉庫・事務所等簡易な建築物の設置

イ．工作物の設置又は改修

○改修は、設置の日から50年を経過していない工作物に限る。

○工作物には既設の道路に設置される電柱・道路標識・ガードレールを含む。

＜両史跡での具体例＞

イベント等に伴う仮設のテントなどの簡易な工作物の設置。ただし、地下遺構が想定される箇所では掘削を伴わない置き式等とする。

ウ．道路の舗装もしくは修繕

○それぞれ土地の掘削、盛り土、切り土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

＜両史跡での具体例＞

既存道路の舗装・修繕は従前と同様の仕様の土舗装を原則とする。ただし、整備計画に基づき幅員や法線の変更、付け替え、舗装材の変更を行うものは、対象外とする。

エ．史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

○法第115条第１項に規定する標識・説明板・境界標・囲い等の設置又は改修

＜両史跡での具体例＞

禁止行為注意標、管理上立入制限等の囲柵の設置、既存の説明板の改修。ただし、地下遺構が想定される箇所では掘削を伴わない置き式か十分な保護層を設けるとともに、景観に影響を与えない仕様・設置場所とする。斎尾廃寺跡の遺構上にある名称石碑の移設等は本事務の対象外とする。

オ．建築物等の除却

○建築または設置の日から50年を経過していない建築物等の除却。除却に伴う土地の掘削、切り土、盛り土等土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模に限る。

＜両史跡での具体例＞

史跡指定以前から置かれている倉庫の撤去

カ．電柱・電線・ガス管・水管・下水道管その他これらに類する工作物の改修等

○「その他これらに類する工作物」には、側溝や集水枡等を含む。

○改修に伴う土地の掘削・切り土・盛り土等土地の形状の変更は、従前の掘削範囲内に収まるものとする。

＜両史跡での具体例＞

大高野官衙遺跡の道路下に埋設されている既存の配水管の改修等

キ．木竹の伐採

○上記【②現状変更等の許可不要行為】に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

＜両史跡での具体例＞

遺構の保護や史跡の管理活用等のための行為の一環として行う自生木の伐採。上記ア～カの行為に際して木竹の伐採を伴うもの

④　地区別の現状変更等取扱基準

地区別の現状変更等の取扱基準を以下のように定めるものとする（次頁表参照）。

表 8-6　両史跡の現状変更等取扱基準

<table>
<tr><td colspan="2">現状変更等取り扱いの基本方針</td><td colspan="3">両史跡に関わる現状変更等については、史跡の保存活用に関連する行為以外の現状変更等は、原則として認めないものとする。ただし、公益上必要な行為については、史跡の保存に影響のないものに限り、現状変更等の許可申請の対象とする。
現状変更等にあたっては、史跡の本質的価値及び副次的価値の保存に悪影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">許可申請先</td><td rowspan="2">現状変更等の内容</td><td rowspan="2">具体例</td><td colspan="2">地区名</td></tr>
<tr><td>ＩＡ地区：特別史跡斎尾廃寺跡</td><td>ＩＢ地区：史跡大高野官衙遺跡</td></tr>
<tr><td rowspan="6">文化庁</td><td>ア．整備や各種学術調査のために必要な発掘調査等</td><td>遺構面のレベルや遺構の保存状況等の把握のための発掘調査</td><td colspan="2">史跡の整備活用のために必要な行為で、以下の条件を満たすものは認める。
○調査の目的を明確にした上で、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるもの。整備検討委員会等の指導または了承を得たもの</td></tr>
<tr><td>イ．史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為</td><td>○史跡を構成する主要な諸要素、副次的な価値を構成する諸要素の復旧（保存環境の改善や修復等）
○史跡の活用のための遺構表示・復元等展示
○史跡の保存管理及び整備活用上必要な施設（保存施設・便益施設・解説施設・広場・園路・管理施設・防災施設等）の整備・改修・撤去
○史跡景観を阻害する諸要素の移転・撤去等</td><td>規模・行為が必要最低限のもので、必要不可欠のものに限り認める。</td><td>規模・行為が必要最低限のもので、必要不可欠のものに限り認める。</td></tr>
<tr><td>ウ．道路の改修・付け替え等に係わる行為</td><td>既存の史跡内道路の改修・移設・撤去等</td><td>―</td><td>イに伴う移設以外は認めない。
修繕はケの範囲で認める。</td></tr>
<tr><td>エ．土地の形状の変更</td><td>土地の掘削・切り土・盛り土等による地形の改変等</td><td>ア・イに伴うもの以外は認めない。</td><td>ア～ウに伴うもの以外は認めない。</td></tr>
<tr><td>オ．木竹の伐採・植栽・移植</td><td>植栽、植栽木・自生木の移植等。伐採は除根を伴うもの</td><td>イに伴うもの以外は認めない。</td><td>イに伴うもの以外は認めない。
抜根や既存木の史跡内への移植は必要不可欠のものに限り認め、遺構への影響がない方法をとるものとする。</td></tr>
<tr><td>カ．史跡に影響を及ぼす行為</td><td>地下遺構の直上や地上遺構の隣接地における重量物の積載･通行や振動を与える行為等</td><td colspan="2">案件ごとに事前に琴浦町と協議する。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">鳥取県教育委員会</td><td>キ．２年以内の期間を限って設置する小規模建築物の新築・改築・増築</td><td>工事等に際しての、プレハブ倉庫・事務所等簡易な建築物の設置</td><td colspan="2">公益上必要なもの以外は認めない。</td></tr>
<tr><td>ク．50年を経過していない工作物の設置・改修</td><td>イベント等に際してのテント・のぼり・舞台等の設置</td><td colspan="2">公益上、保存活用上必要なものは認める。
ただし、地下遺構が想定される箇所では掘削を伴わない置き式とする。</td></tr>
<tr><td>ケ．道路の舗装もしくは修繕</td><td>既存道路（土道）の舗装(未舗装の道路の舗装)・ 修繕(道路の破損・劣化箇所の部分的修復）で掘削等土地の形状の変更を伴わないもの</td><td>―</td><td>公益上必要なもの以外は認めない。</td></tr>
<tr><td>コ．史跡の管理に必要な施設の設置又は改修</td><td>標識・説明板・標柱・注意札・境界標・囲柵等で法115条に規定する基準に合致するもの</td><td>地下遺構に影響がないもののみ認める。</td><td>地下遺構に影響がないもののみ認める。</td></tr>
<tr><td>サ．50年を経過していない建築物等の除却</td><td>倉庫等小規模建築物、工作物の除却</td><td>―</td><td>史跡の保存活用上必要なものは認める。</td></tr>
<tr><td>シ．既設の電線・ガス管・水道・下水道管等の地下埋設物の改修等</td><td>道路下に埋設されている既存の配水管の補修等</td><td>―</td><td>移設、撤去または従前と同規模・同仕様の改修以外は認めない。</td></tr>
<tr><td>ス．木竹の伐採など</td><td>遺構の保護等のために、計画的に管理行為の一環として行う自生木の伐採。上記ア～カの行為に際して木竹の伐採を伴うもの</td><td>公益上必要なもの以外は認めない。</td><td>公益上必要なもの以外は認めない。</td></tr>
</table>

８－６　史跡隣接地区の保存管理の方法

史跡と深い関連のある遺跡が分布する史跡隣接地区は、史跡の価値を維持し高めるとともに、史跡をとりまく良好な景観形成の土台となる地区である。また、史跡や関連資源等を活用するための整備や公開活用の舞台ともなるなど、多様な役割をもつ地区である。こうした史跡隣接地区について、その特質を活かした形で、各地区を構成する諸要素の適切な保存管理を行う必要がある。以下、史跡隣接地区について、各地区の保存管理の方針と要素ごとの保存管理の考え方を示す。

8-6-1　ⅡＡ地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

特別史跡斎尾廃寺跡の指定地を取り囲む伽藍地の一部及び付属院地を含み込む範囲である。特別史跡指定地と同等の価値を有する地であり、指定地に準じた地区として取り扱う。発掘調査等各種調査を計画的に実施し、史跡として保護すべき範囲の確定に努め、早期に追加指定に取り組む。追加指定に至るまでの間においては、この地区が斎尾廃寺の寺院地にあたる重要な地区であること、早期の追加指定候補地であることを所有者に周知し、同意に向けての条件整備を行う。追加指定後は全域の公有化を目指すが、状況により、盛り土等による遺構の保護を前提に営農を継続する方策についても検討する。

当面は遺構の現状保存に努める。遺構や遺構面の保存に影響を及ぼすおそれのある開発行為等が計画された場合には、現状保存に向けた協議を行うなど、史跡に準じた周知の埋蔵文化財包蔵地として適切に対応する。特に当地区は芝畑が大半であり、芝の収獲のたびに少しづつ地表面が剥ぎ取られ、遺構・遺構面への影響が懸念されることから、緊急な保護措置が必要である。そのため、まず遺構面の高さの確認調査を実施するとともに、追加指定の候補地であり、将来的な公有地化も目指している地区であることを周知し、遺構の保存に支障の無い範囲での栽培にとどめるよう、耕作者の理解と協力を求めていく。

この地区内にみられる道路等の工作物については、所有者・関係機関等の理解と協力を得て地区外への移設等を図る。

追加指定後は、指定地と一体的な保存活用を図る。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
寺院に関わる遺構・遺物	地上や地中に遺存している遺構・遺構面の保存に努める。 追加指定・公有化までの間は、所有者の理解と協力を得て、たとえば地上据え置き式の標柱等によって寺院地四隅を明示するなど、寺院地の保存のための暫定的な措置をとる。 出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	追加指定を目指す地区として位置づけ、土地の形質の変更等を行わないよう協力を求める。 地権者の協力を得て、雨水による浸食等を防止する措置を講じる。

	地権者の協力を得て追加指定した後は、原則公有化を目指す。
副次的価値を構成する諸要素	
文化財保護に関わる四至境標	昭和38年(1963)に設置された四至境標は、史跡外に広がる寺院地の範囲を明示しようとしたもので、かつての文化財保護のあり方を示す歴史的記念物としての価値を有することから、今後の保存活用・整備と調整のとれた適切な保存方法を検討する。また、その設置に向けて働きかけた地元住民の動きや寄付行為等の経緯の掘り起こしも行い、そうした文化財保護意識の継承も図る。
景観	当面は現在の広がりのある、眺望に優れた良好な景観の維持に努める。追加指定後は公有化とあわせた芝畑景観の維持の方法も検討する。その一環として、景観法等関連法令による規制を実効性のあるものにするとともに、有効な条例等の制定も図る。
寺院成立前の時代の遺構・遺物	原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
その他の諸要素	
保存活用関連施設	近年設置された記名兼誘導看板は、特別史跡の場所を明示する施設として、必要に応じて補修等を行い維持する。 史跡入口広場は利用者の駐車スペース等として当面は遺構に影響を及ぼさない範囲で現状を維持する。ただし、史跡及び当該地区の活用・整備に際しては、遺構の整備対象地とし、駐車機能は地区外に移す。
農地及び農業関連施設	追加指定及び公有化に着手するまでの間は、遺構や良好な農地景観に影響が無い範囲で、現状を維持する。遺構に影響を与えるおそれがある転作は行わないよう協力を求める。 近年改修済みの水路等関連施設は当面現状を維持し、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収めるものとする。将来的には、関係者と協議し、史跡の保存活用に影響を及ぼさない地点への移設・撤去などを検討する。
墓地	新たな墓石を新設するなどの現状の改変は避けるよう関係者に協力を求め、当面は現状を維持する。また、追加指定の同意にむけて関係者の理解と協力を求めていくものとする。 ⅡＡ地区の追加指定が実現した際には、一体的な史跡整備活用のために、関係者と協議し、移転も視野に入れて取り扱いを検討する。
道路等構造物	追加指定までは、道路の補修等は、現道路敷きに収まる範囲で行い、かつ、遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮することとする。路面の舗装は現状の土舗装を維持するよう関係機関との意思の疎通を図る。また、道路敷きが指定地側へ越境しないよう指定地との境界を明示する。 追加指定後は、史跡整備に際して付け替え等を検討する。特に、伽藍地を分断する町道は、史跡の一体的保存と活用に支障となるものであり、早期の移設が望まれる。そのため、町道利用者を含めた関係者・関連部署との協議を行い、移設等にむけての条件整備を整えていく。

8-6-2　ⅡＢ地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

下斉尾官衙遺跡の範囲であり、これまでの発掘調査により郡衙関連とみられる官衙の遺構が確認され、これに連続する遺構の存在も想定される地であるため、指定地に準じた地区として取り扱う。農地については、発掘調査等の各種調査を実施し、遺跡の性格や史跡として保護すべき範囲の確定に努めるとともに、史跡指定に取り組み、公有化を目指す。住宅地については、古くからの生活拠点となっているため、住民生活との調整が欠かせない。当面は遺構及び遺構面の保存を図りながら、史跡と調和した良好な景観の保全に努める。遺構や遺構面の保存に影響を及ぼすおそれのある開発行為等については、現状保存に向けた協議を行うなど、周知の埋蔵文化財包蔵地として適切に対応する。町有地については、当面は現状を維持するとともに、説明板の設置等により遺跡の周知に努める。史跡指定後は、両史跡指定地と一体的な保存活用を図る。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
官衙に関わる遺構・遺物	これまでの調査等で確認された遺構及び遺構面をはじめ、地中に遺存している遺構・遺構面の保存に努める。 出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。 公有地については、当面は日常的管理により、現状を維持する。民有地については、遺構及び遺構面の確認に努め、その保存に向けての理解と協力を得る。
遺構と一体となった土地（地形等）	史跡指定を目指す地区として位置づけ、当面は原則として現状を維持し、土地の形質の変更等を行わないよう協力を求める。 地権者の協力を得て史跡指定した後は、住民生活や農業生産との調整しながら可能な地の公有化を段階的に進め保存活用を図る。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立以前の遺構･遺物	原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
その他の諸要素	
広場	調査後公有化された広場は、調査や史跡指定・公有化等により保存活用の条件が整うまでは現状を維持するとともに、遺構説明板の設置等により遺跡の周知に努める。
農地及び農業関連施設	遺構・遺構面に影響が無い範囲で、現状の良好な農地景観を維持する。遺構に影響を与えるおそれがある転作は行わないよう協力を求める。既存の倉庫の改築等は遺構等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。 近年改修済みの水路等関連施設は当面現状を維持し、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収める。やむを得ず拡大する場合は遺構等に影響が無い範囲で行うものとする。
宅地関連施設	既存住宅の建築物・工作物の改築等や、地下埋設物の改修等に際しては、遺構・遺構面や景観保全に影響が無い範囲で行うよう協力を

	求める。
その他道路等	生活等に必要な道路は、当面は現状を維持する。道路の補修等に際しては、現道路敷き内に収まる範囲内で行い、かつ、遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮することとする。将来的に官衙ブロックの整備活用上支障を来たすようになった場合は、移設等も含めた取り扱いを検討する。 木竹は当面は適切に維持管理し、良好な緑地を形成するよう協力を求める。 電柱・電線類は公益的施設として当面は現状を維持する。

8-6-3　ⅢＡ地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

ⅢＡ地区は、官衙関連遺構や斎尾廃寺の寺辺地に関わる遺構の存在が想定される地区である。これまでほとんど発掘調査がなされておらず明瞭な遺構は未検出であることから、計画的な発掘調査によって遺構の有無や内容の確認に努める。寺院や官衙に関連する重要な遺構が検出された場合は、遺構・遺構面等の保存に取り組むものとする。そして、可能な地から史跡指定等を目指し、確実な保護策を講じるものとする。史跡指定後は、指定地と一体的な保存活用を図る。

この地区の多くを占める芝畑部分については、収穫のたびに少しづつ地表面が剥ぎ取られていることから、まず遺構面の高さの確認調査を実施し、遺構の保存に支障の無い範囲での栽培にとどめるよう、耕作者の理解と協力を求めていく。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
官衙・寺院に関わる遺構・遺物	遺構及び遺構面の確認に努め、関係者の理解と協力を得て、その保存に取り組む。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	原則として現状を維持するよう協力を求める。官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された土地については、地権者の協力を得て、可能な限り史跡指定・公有化を目指す。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立以前の遺構･遺物	遺跡の評価に重要なその他の遺構が確認された場合は、原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
その他の諸要素	
農地及び農業関連施設	重要遺構が確認された場合を除き、遺構・遺構面に影響が無い範囲で、現状の良好な芝畑を中心とした農地景観の維持を図る。 その一環として、景観法等関連法令による規制を実効性あるものにするとともに、有効な条例等の制定も検討する。遺構に影響を与えるおそれがある転作は行わないよう協力を求める。 既存の倉庫の改築等は遺構等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。

	近年改修済みの水路及び農業用配水管は当面は現状を維持し、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収めるものとし、やむを得ず拡大する場合は重要遺構に影響が無い範囲で行うものとする。
その他道路等	生活等に必要な道路は現状を維持する。道路の補修等は現道路敷き内に収まる範囲で行い、かつ、遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮することとする。やむを得ず拡大する場合は事前の協議等を行い、重要遺構に影響が無い範囲に留める。官衙ブロックの整備活用上支障を来たすようになった場合は、移設等も含めた取り扱いを検討する。 木竹は当面は適切に維持管理し、良好な緑地を形成するよう協力を求める。 既存の送電線鉄塔は史跡周辺の景観には馴染まないものであるが、当面は現状維持とする。将来的に改修等の時期には地区外への移設等を関係機関に求める。

8-6-4　Ⅲ B 地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

当地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地の伊勢野遺跡の範囲であり、両史跡と同時代の建物跡等が確認されているが、面的調査はなされておらず詳細は不明である。当地区については、両史跡との関係を解明するための調査を計画的に実施し、遺構の分布状況を把握し、遺跡の性格を解明したうえで、遺構の保存と現在の農地としての土地利用との調整を図る。基本的には地下遺構の保存に配慮しながら、農地としての土地利用を今後も継続する地として位置づける。ただし、官衙や寺院に関連する重要遺構が確認された場合には、地権者の協力を得て史跡指定等の保存措置を講じる。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
古代の遺構・遺物	遺構及び遺構面の確認に努め、関係者の理解と協力を得て、その保存に取り組む。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	原則として現状を維持するよう協力を求める。官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された場合は、地権者の協力を得て史跡指定等を目指す。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立以前の遺構･遺物	遺跡の評価に重要なその他の遺構が確認された場合は、原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存活用を図る。
その他の諸要素	
農地及び農業関連施設	重要遺構が確認された場合を除き、遺構・遺構面に影響が無い範囲で、現状の良好な農地景観の維持を図る。遺構に影響を与えるおそれがある転作は行わないよう協力を求める。

	既存の倉庫の改築等は遺構等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。 水路等関連施設、農業用配水管、倉庫等施設内配管類は、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収めるものとし、やむを得ず拡大する場合は重要遺構等に影響が無い範囲で行うものとする。
その他道路等	生産等に必要な道路は現状を維持する。道路の補修等に際しては現道路敷き内に収まる範囲で行い、かつ、遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮することとする。やむを得ず拡大する場合は事前の協議等を行い、重要遺構に影響が無い範囲に留める。 木竹は当面は適切に維持管理し、良好な緑地を形成するよう協力を求める。 既存の送電線鉄塔は規模等において周辺景観に馴染まないものであるが、当面は現状維持とする。将来的に改修等の時期には地区外への移設等を関係機関に求める。 電柱・電線類は公益的施設として当面は現状を維持する。

8-6-5　Ⅳ地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

当地区は、埋蔵文化財包蔵地である。両史跡と直接的に結びつく遺構は未確認であるが、関連遺構が分布している可能性もあるので、確認調査による遺跡内容の把握に努め、官衙や寺院に関連する重要遺構が確認された場合には、史跡指定等も含めた適切な保存措置を講じる。また、当地区は、両史跡と連続ないし近接した段丘上に位置し、両史跡と一体となった広がりのある農地景観を形成しており、そうした良好な景観の維持に努める。

なお、農業用倉庫等建築物の改修や新築については、事前に協議し、確認調査を行うとともに、両史跡からの見通しを阻害するような位置への新築、現在の良好な景観にそぐわない規模・構造等を伴う建築物の造営は避けるなどの配慮を求める。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
古代の遺構・遺物	遺構及び遺構面の確認に努め、関係者の理解と協力を得て、その保存に取り組む。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	原則として現状を維持するよう協力を求める。官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された場合は、地権者の協力を得て、可能な限り史跡指定等を目指す。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立以前の遺構・遺物	遺跡の評価に重要なその他の遺構が確認された場合は、原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
その他の諸要素	
保存活用施設用地	大高野官衙遺跡の北東側に隣接する公有地（未整備）は、当面は現

	状を維持するが、史跡整備に先立って遺構確認等のための事前調査を行う。その確認調査の結果を踏まえながら、史跡の有効活用を図れる整備を行う。
農地及び農業関連施設	重要遺構が確認された場合を除き、遺構に影響が無い範囲で、現状の芝畑を中心とする広がりのある農地景観の維持を図る。 農業用倉庫の新築・改築等は、重要遺構に影響が無い範囲で行うこととし、また、両史跡からの見とおし景を阻害しないよう、周辺の景観と調和した位置・デザイン・規模となるよう協力を求める。 水路等関連施設及び農業用配水管は、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収めるものとし、やむを得ず拡大する場合は遺構等に影響が無い範囲で行うものとする。
宅地関連施設	住宅の新築・改築等や埋設物の新設・改修等は、重要遺構に影響が無い範囲で行うこととする。また、住宅等の新築・改築等にあたっては、両史跡からの見とおし景を阻害しないよう、周辺の景観と調和した位置・デザイン・規模となるよう協力を求める。
その他道路等	生活・生産等に必要な道路は、重要遺構に影響が無い範囲で、現状を維持する。 電柱・電線類は公益的施設として現状を維持する。その他ビニールハウス等工作物は景観を損なわないよう配慮を求める。

8-6-6　Ｖ地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

当地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれ、水溜り・駕籠据場遺跡など両史跡と同時代の遺構が確認された箇所もあるが、開発によって遺構が消滅している地区である。しかし、両史跡のバッファゾーンとなる地であることから、史跡と調和した良好な景観の維持・形成に努める地区とする。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
遺構と一体となった土地（地形等）	原則として現状を維持するよう協力を求める。
副次的価値を構成する諸要素	
地名（駕籠据場）	地名の重要性を周知し、活用面で活かす。
その他の諸要素	
農地及び農業関連施設	現状の農地景観を維持するよう協力を求める。水路や農業用配水管の新設や付け替え・拡幅等、農業用倉庫の新築等は周囲の景観との調和に配慮するよう協力を求める。
宅地関連施設	良好な宅地景観の維持・形成に協力を求める。 建築物等の新築・改築等にあたっては、両史跡からの見とおし景を

	阻害しないように周辺の景観と調和した位置・デザイン・規模となるよう協力を求める。
その他道路等	道路の新設や付け替え・拡幅等に際しては周囲の景観と調和するよう配慮する。 電柱・電線類は公益的施設として現状を維持する。その他ビニールハウス等工作物は景観を損なわないよう配慮を求める。

8-6-7　Ⅵ地区の保存管理の方法

①　保存管理の方針

当地区は、谷部の地形で遺跡の分布は未確認である。しかし、両側の段丘部は全て埋蔵文化財包蔵地となっており、それに挟まれた谷部でも遺構・遺物が埋蔵されている可能性がある。今後、特に両史跡の間の谷部等では、史跡に関連する遺構や木簡等の遺物が発見されることも考えられるので、開発等に際しては試掘調査を実施し、遺構・遺物の有無等の把握に努め、その成果によっては、周知の埋蔵文化財包蔵地として適切な保護措置をとるよう県と協議する。また、官衙や寺院に関連する遺構が確認された場合には、史跡指定等の保存措置を講じる。

当地区は、公園及び関連施設用地以外は水田等からなる農地であり、丘陵部の芝畑に対して谷部の水田といった、地形に応じた農地の伝統的な利用形態を示すことから、その土地利用の維持を図り、良好な農地景観を保全するよう努める。また、史跡間など見下ろし景の視対象となる地であり、景観を阻害するおそれのある工作物設置等の規制について協力を求める。水辺公園は史跡見学者の便益施設として維持する。白鳳館（駐車場含む）は、両史跡の便益・案内機能をもつ施設として維持し、必要に応じて機能の拡充等を図る。

②　要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
谷部の地形	原則として現状を維持するよう協力を求める。官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された場合は、地権者の協力を得て、可能な限り史跡指定等も含めた適切な保護措置を講じる。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立前･廃絶後の時代の遺構・遺物	開発行為等で遺構が確認された場合は、遺構に影響が無いよう協力を求める。出土遺物は適切に保存管理・活用する。
その他の諸要素	
公園及び両史跡関連施設用地	水辺公園は、現在の公園としての機能を維持するほか、両史跡の活用等に関わるイベント会場などの用地としても機能するよう図る。 白鳳館（駐車場含む）は、両史跡のガイダンスや管理活用拠点、便益施設として積極的な利用が図られるよう維持・整備する。改築等に際しては、両史跡からの見とおし景に配慮し、周辺の良好な景観に調和したデザイン・規模等とする。
農地及び農業関連施設	遺構が確認された際は、重要遺構の場合を除き、遺構に影響が無い範囲で、現状の水田を中心とする地形に応じた農地景観を維持する

	よう協力を求める。 営農行為に必要な水路・ため池や農業用倉庫等農業関連施設の改修等にあたっては、可能な限り現状の規模・位置等を踏襲し、現在の良好な景観を阻害しないよう協力を求める。 農業用配水管は現状の規模・位置等を維持するよう協力を求める。
宅地関連施設	良好な宅地景観の維持・形成に協力を求める。建築物等の改築や新築等にあたっては、周辺の景観と調和した位置・デザイン・規模となるよう協力を求める。
その他道路等	生活・生産等に必要な道路は現状を維持する。

8-6-8　史跡隣接地区の開発行為の取り扱い

①　史跡隣接地区の位置づけ

史跡隣接地区は、両史跡に関連する重要遺構・遺物がすでに確認されている地区や、重要遺構の分布が濃厚な地区を含んでおり、史跡指定等の措置をも含め遺跡の適切な保存を図るべき対象範囲が多くを占めている。また、埋蔵文化財包蔵地ではない地区や遺構の消滅した地区も一部に含み込んでいるが、これらも両史跡のバッファゾーンとし、史跡隣接地区全体を両史跡と一体をなす面的地域として捉えることで、一帯に広がる良好な農地景観と遺跡とが融合した文化的景観を保全継承していくこともねらいとしている。

そのためには、文化財保護法をはじめとする関連法令等を有効に適用し、また実効性を持たせる必要がある。

②　現況の宅地や農地（農用地区域）等における開発行為に関わる法令

史跡隣接地区は全域が「農業振興地域の整備に関する法律」による農業振興地域、「景観法」「鳥取県景観形成条例」「鳥取県公共事業景観形成指針」による鳥取県景観計画区域に指定されている。また一部は「文化財保護法」による周知の埋蔵文化財包蔵地、「都市計画法」による都市計画区域、「農地法」による農地となっている。史跡隣接地区における開発行為に関しては、以下の法令に基づきその行為の内容によって、関係機関に「報告」や「届出」「許可」などが必要である（5-4 関係法令参照）。

以下ここでは、土地所有者等が史跡隣接地区で生活や生業を行ううえで想定される、遺跡の保存等に直接関わる開発行為とその規制について記載する。

◇文化財保護法

「文化財保護法」では、土木工事等調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、届出を要する行為としている。ただし、運用上は発掘（＝掘削）に限らず、盛り土等もその対象としており、周知の埋蔵文化財包蔵地であるⅡ～Ⅳ区では、以下の１～４の場合、開発行為に着手をしようとする 60 日前までに文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、文化庁長官に届け出なければならない。

1. 掘削・造成工事により埋蔵文化財が破壊される場合
2. 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合

3. 一時的な工作物の設置や盛り土、埋め立ての場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合、また現地で状況を確認する必要がある場合

4. 恒久的な工作物の設置や盛り土、埋め立てにより相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合

（開発行為の詳細は巻末参考資料「鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」参照）

◇農地法・農業振興地域の整備に関する法律

農地において、その転用には許可（届出）が必要であるが、200㎡以下の農業用倉庫等の農業用施設の設置は農業委員会への届出（法第４条の例外）のみが必要となる。田から畑等への農地の転作は届出不要である。500㎡以内の個人用住宅や1000㎡以下の農業用住宅の建設は、農地転用及び農用地区域からの除外決定等の手続きを行う必要がある。

◇景観法・鳥取県景観形成条例

土地の開墾等土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石等その他の物件の堆積、13ｍまたは建築（築造）面積1,000㎡を超える建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する建築物の修繕や模様替え・色彩の変更は、知事への届出が必要であり、工作物ついてもその内容と規模に応じて知事への届出が必要となる。

③　地区ごとの開発行為等に関する埋蔵文化財の対応方針

史跡隣接地区には、周知の埋蔵文化財包蔵地であるⅡ～Ⅳ区と、遺構の消滅が明らかなⅤ地区、周知の埋蔵文化財包蔵地でないⅥ地区が含まれている。

Ⅱ～Ⅳ区で行われる開発行為については、事前に確認調査を実施する必要がある。このため、直接の担当窓口となる町教育委員会に先ず照会し協議する必要がある。

Ⅴ地区は遺構が消滅しているため、埋蔵文化財の取り扱いはない。

なお、Ⅵ地区については、周知の埋蔵文化財包蔵地でないものの古代の寺院や官衙関連の遺構・遺物が埋蔵されている可能性もあり、周知の埋蔵文化財包蔵地に準じた取り扱いとし、上記の開発行為に際しては、事前に試掘調査を実施する。また、遺跡の有無を確認しないで工事を実施し、工事中に未知の遺跡が発見された場合は、文化財保護法第96・97条により、遺跡の届出・通知や開発行為の停止措置等がとられることもあること等を開発行為者に十分周知し、事前の試掘調査の実施に理解と協力を得るものとする。

153～156頁表8-7に、地区ごとの開発行為に関する取り扱い方等を示す。

④　開発行為等に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れ

周知の埋蔵文化財包蔵地であるⅡ～Ⅳ地区での開発行為については、町教育委員会は鳥取県との連携のもと、企画・立案等の段階から早期に事業計画を把握する。町・県・国等の行政機関・公共機関による開発行為については、町教育委員会への情報の集積を図る。民間の開発行為については、農地については農業委員会等関連機関との連携を密にして事業計画の早期把握に努める。

開発計画を把握したら保存に向けて開発行為者と協議を行うものとする。開発計画に際してはまず確認調査を実施し、必要であれば記録保存調査または保存目的調査を実施し、官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された場合は保存措置を講じることを基本とする。なお、両史跡に準じた重要地区であるⅡＡ地区とⅡＢ地区については、地権者等と協議し、現状保存について理解と

協力を得るようにする。

開発行為等に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れの概略を示すと以下のようになる（次頁参照）。

1. 開発事業関係者による事業計画（企画・立案）の内容の照会→町教育委員会
2. 開発事業者と町教育委員会で当該地区での開発事業の必要性の協議と確認
3. 開発行為地の確認：分布調査
4. 確認調査

5-1. 両史跡に関わる重要遺構や遺物が確認された場合→現状保存のための計画変更協議、及び必要に応じて仮指定等の検討

5-2. 5-1以外の遺構が確認された場合→事業計画変更等の協議→変更不可の場合は発掘届・通知に基づき発掘調査→工事着手または工事立会・慎重工事

5-3. 確認調査で遺跡として確認できなかった場合→工事着手→工事中に遺跡が発見された場合は、遺跡の内容により5-1または5-2へ

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていないⅥ地区についても、地権者・地業者等の理解と協力を得て、上記の流れに準じた措置をとるものとする。

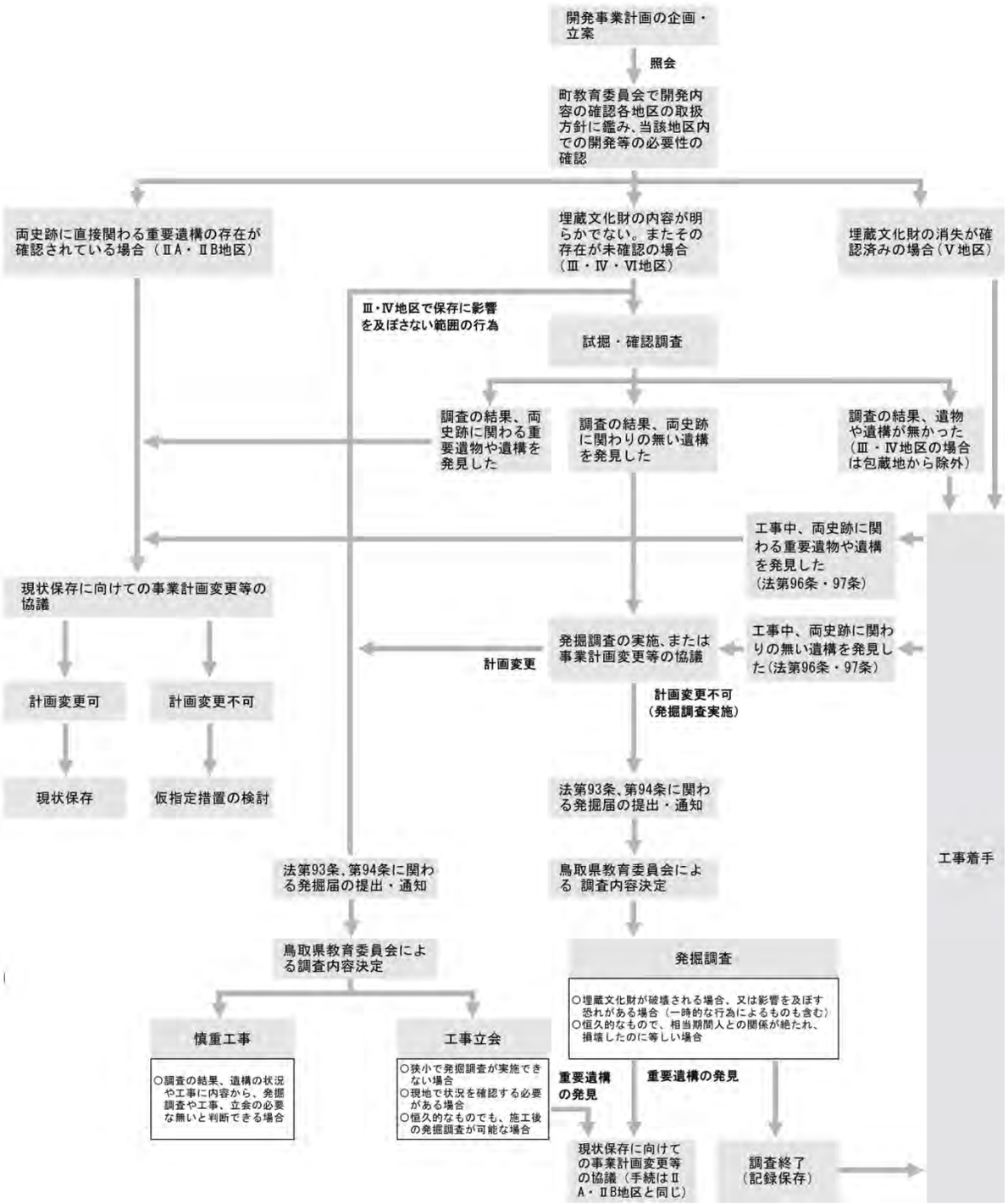


図 8-2　史跡隣接地区内における開発行為に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れ

表 8-7　史跡隣接地区の概要と開発行為への対応

地区名		ⅡA地区	ⅡB地区※	ⅢA地区※	ⅢB地区※	Ⅳ地区※	Ⅴ地区※	Ⅵ地区※	備考
地区の性格等		斎尾廃寺寺院地	下斉尾官衙遺跡	斎尾廃寺跡・下斉尾官衙遺跡隣接地	伊勢野遺跡	Ⅰ～Ⅲ区以外の周知の遺跡	遺跡消滅地	周知の遺跡ではない地区	※各地区の位置は図8-1参照
土地利用等		史跡入口広場、道路、水路、農地、墓地	広場、農地、宅地、木竹、埋設物（配管等）、道路	道路、水路、農地、宅地、送電線鉄塔、木竹、埋設物（配管等）	道路、水路、農地、農業用倉庫等、送電線鉄塔、木竹、埋設物（配管等）	史跡入口広場用地、道路、水路、農地、宅地、送電線鉄塔、埋設物（配管等）	道路、水路、農地、宅地(業務施設含む)、木竹、埋設物（配管等）	道路、水路、公園・コミュニティー施設(白鳳館)・駐車場、農地、宅地、埋設物（配管等）	
規制関連法令		周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法） 都市計画区域（都市計画法） 農用地区域・農地（農振法・農地法）	周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法） 都市計画区域（都市計画法） 農用地区域・農地（農振法・農地法）	周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法） 都市計画区域（都市計画法） 農用地区域・農地（農振法・農地法）	周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法） 都市計画区域（都市計画法） 農用地区域・農地（農振法・農地法）	周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法） 都市計画区域（都市計画法） 農用地区域・農地（農振法・農地法）	都市計画区域（都市計画法） 農用地区域・農地（農振法・農地法）	都市計画区域（都市計画法） 農用地区域・農地（農振法・農地法）	全域：農業振興地域、鳥取県景観計画区域、鳥取県公共事業景観形成指針、埋蔵文化財については、「鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」が定められている。
遺跡の保存方針		全域の追加指定、原則として公有化を目指す。	○公有地は当面は現状で維持管理するとともに、遺構説明板の設置等により、遺構の周知に努める。 ○計画的調査によって官衙関連遺構の分布を確認し、その範囲の史跡指定を目指す。 ○史跡指定後は、農地の公有化を進める。公有化が難しい宅地については現在の土地利用を維持しながら遺構の保存を図る。	○史跡関連の重要遺構が確認された場合は、その分布範囲の追加指定等を目指す。 ○その他は基本的には、遺構に影響を及ぼさない範囲で、現状の土地利用を維持するよう協力を求める。	○重要遺構が検出された場合は、その分布範囲の史跡指定を含め、その保存を図る。 ○その他は基本的には、遺構に影響を及ぼさない範囲で、現状の土地利用を維持するよう協力を求める。	○重要遺構が検出された場合は、史跡指定を含め、その保存を図る。 ○その他は基本的には現状の土地利用を維持するよう協力を求める。	（現状維持）	○遺跡が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。 ○重要遺構が検出された場合は、史跡指定を含め、その保存を図る。その他は基本的には現状の土地利用を維持するよう協力を求める。	
文化財の保存活用以外の開発行為への対応		○史跡指定地に準じる。 ○追加指定と公有化を目指す地区として、現状保存に向けた協議を行う。	○史跡指定地に準じる。 ○地面を掘削する行為等の開発行為に際しては、事前の協議・届出・確認調査等が必要となる。 ○史跡に準じる地区として、現状保存に向けた協議を行う。	○地面を掘削する行為等の開発行為に際しては、事前の協議・届出・確認調査等が必要となる。 ○確認調査等で史跡に関連する重要遺構が確認された場合は、現状保存に向けた協議を行う。 ○遺跡の評価に重要なその他の遺構が確認された場合も原則現状保存に向けた協議を行い、現状保存できない場合は記録保存調査を実施する。		○地面を掘削する行為等の開発行為に際しては、事前に協議を行い、確認調査等により、重要遺構が検出された場合は計画変更等による遺構の保存に協力を求める。	○農地や住宅等の現状の土地利用の維持を基本とし、景観に配慮したものとするよう協議を行う。	○周知の埋蔵文化財包蔵地に準じた事前の協議・試掘調査等が必要な地区として取り扱う。 ○遺跡が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。 ○農地に関わる開発行為に際しては、遺構が確認された場合には、遺構に影響が無いよう協力を求める。 ○重要遺構が検出された場合は計画変更等による遺構の保存に協力を求める。	
各要素毎の開発行為の取り扱い	建築物・工作物：住宅や農業用倉庫等建築物の新築※1・改築※2・増築・除却、塀等工作物等の新設・改修・撤去 ※1：新築とは更地に新たに建物を建築すること ※2：改築とは従前の建物の用途や規模・構造等が大きく異ならず、新しく建て替えること	○農業用倉庫等の新設は行わないよう協力を求める。 ○墓地は当面は現状維持とし、掘削を伴う墓地の改修等は行わないよう協力を求める。	○既存住宅等の建築物や塀等の工作物の改築・増築・除却・新築は、遺構や景観等に影響が無い範囲で行うよう協力を求める。 ○既存の倉庫の改築等は遺構等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。 ○やむを得ず倉庫の改築等をする場合、地面を掘削する行為については、事前の協議・届出・確認調査等が必要となる。	○建築物の新築は行わないよう協力を求める。やむを得ない場合は事前の協議・届出・確認調査等を行い、遺構や景観等に影響が無い範囲で行うよう協力を求める。 ○既存の倉庫の改築等は遺構や景観等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。 ○やむを得ず倉庫の改築等をする場合、地面を掘削する行為については、事前の協議・届出・発掘調査等が必要となる。	○基本的に農地転用による宅地化を行わないよう協力を求める。 ○既存住宅や倉庫等の建築物及び塀等の工作物の改築・増築・除却・新築は、重要遺構に影響が無い範囲に留め、かつ両史跡からの見とおし景を阻害しないよう協力を求める。	○建築物や工作物等の新築・改築は、両史跡からの見とおし景を阻害しないよう、かつ、良好な景観に悪影響を及ぼさないよう協力を求める。	○建築物や工作物等の新築・改築は、両史跡からの見とおし景を阻害しない範囲に留め、かつ、良好な景観に悪影響を及ぼさないよう協力を求める。	現況農地（農用地区域）における開発行為等の可能性として以下のようなものがある。 ○農業用倉庫等農業用施設※1 ○農地の転作（田から畑、畑から果樹園等）※2 ○住宅建築※3・※4 ○駐車場※3 ○資材置場※3 ○ＩＡ・ⅡA地区・ＩＢ地区の道路の付け替え等 ※1：200㎡未満は農業委員会へ届出のみ ※2：許可不要 ※3：農用地区域内農地では、農用地区域からの除外(農用地利用計画の変更）及び農地転用手続きが必要 農用地区域外農地では、農地転用手続きが必要 ※4：転用に際しての一般個人住宅は500㎡以内、農業用住宅は1000㎡以内
	農地：農地の切り土・盛り土等の農地改良、作物の変更（転作）	○遺跡の保存・活用以外の土地の形状変更は行わないよう協力を求める。 ○遺構や遺構面に影響を与えるおそれがある果樹・山芋・ゴボウ等への転作は行わないよう協力を求める。				○遺跡の保存・活用以外の土地の形状変更は行わないよう協力を求める。 ○基本的に農地転用による宅地化を行わないよう協力を求める。		○原則として現状を維持するよう協力を求める。	

<table>
<tr><th colspan="2">地区名</th><th>ⅡA地区</th><th>ⅡB地区</th><th>ⅢA地区</th><th>ⅢB地区</th><th>Ⅳ地区</th><th>Ⅴ地区</th><th>Ⅵ地区</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">各要素毎の開発行為の取り扱い</td><td>道路：補修、拡幅等の改修、付け替え等による新設</td><td colspan="2">○遺跡の保存・活用以外の新設、付け替え、拡幅は認めない。
○既存道路の補修等は現道範囲内に収まる範囲に留め、かつ遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮する。</td><td colspan="2">○原則として遺跡の保存・活用以外の道路の新設・拡幅は認めない。
○既存道路の補修等は現道範囲内に収まる範囲に留め、かつ遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮する。
○やむを得ず補修範囲が拡大する場合は事前の協議・届出・確認調査等を行い、重要遺構等に影響が無い範囲で認める。</td><td rowspan="4">○新設、付け替え、拡幅、修繕は事前の協議・届出・確認調査等を行い、重要遺構に影響が無い範囲で認める。</td><td rowspan="4">○新設、付け替え、拡幅、修繕は景観への配慮を前提に認める。</td><td>○新設、付け替え、拡幅、修繕は、事前の協議・試掘調査等を行い、重要遺構に影響が無い範囲で認める。</td><td></td></tr>
<tr><td>水路：補修等</td><td>○遺跡の保存・活用以外の新設、付け替え、拡幅は認めない。
○既存水路の維持管理上必要な補修等は既存の掘削範囲内に収まるもののみ認める。</td><td colspan="2">○既存水路の維持管理上必要な補修等は、既存の掘削範囲内に収まるもののみ認める。やむを得ず補修範囲が拡大する場合は、事前の協議・届出・確認調査等を行い、遺構等に影響が無い範囲で認める。</td><td rowspan="2">○新設、付け替え、拡幅、補修は、事前の協議・試掘調査等を行い、重要遺構に影響が無い範囲で認める。</td><td></td></tr>
<tr><td>埋設物：配水管等配管類の改修、設置等</td><td>○遺跡の保存・活用以外の新設は認めない。</td><td>○原則として遺跡の整備・活用以外の新設は認めない。
○既存の農業用配水管等の改修は、既存の掘削範囲内に収まる改修のみ認める。やむを得ず補修範囲が拡大する場合は、事前の協議・届出・確認調査等を行い、遺構等に影響が無い範囲で認める。
○住宅地内の埋設物の改修等に際しては、遺構・遺構面に影響が無いよう協力を求める。やむを得ず既存の掘削範囲を拡大する場合は、事前の協議・届出・確認調査等が必要となる。</td><td>○原則として遺跡の整備・活用以外の新設は認めない。
○既存の農業用配水管等の改修は、既存の掘削範囲内に収まる改修のみ認める。やむを得ず補修範囲が拡大する場合は、事前の協議・届出・確認調査等を行い、重要遺構等に影響が無い範囲で認める。</td><td></td></tr>
</table>

8-6-9　史跡隣接地区の景観保全と土地利用の誘導

史跡隣接地区は、遺構・遺物等の保存とともに、両史跡をとりまく歴史的・文化的景観の保全・継承が求められる地区である。その重要性について開発行為者をはじめ地元住民・関係者の理解を得ながら、可能な限り現状保存の措置が講じられるように努める。

当地区については、文化財周辺の良好な周辺環境の保全を目的とした法令の網はかかっていない。文化財保護法に掲げる周知の埋蔵文化財包蔵地としての対処だけでは、開発等に対する土地利用の規制・誘導はできないため、その他の関連する法令の実効性を高めることや、新たな法令の導入、条例の制定等を検討する必要がある。

①　既存の法令等の実効性をもった適用

◇鳥取県景観計画による景観形成基準の遵守

景観形成重点区域以外の景観計画区域における景観形成基準（抜粋）

位置：景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、町並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。

規模：周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

外観：周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。

色彩：周辺の景観と調和した色彩とすること。

この景観計画は、歴史的な遺産に対する主要な展望地からの眺望を確保するために、その景観の阻害要因となる開発行為等を規制する根拠法令とすることができ、その遵守を働きかける必要がある。

◇農振法・農地法の遵守

農地については農地以外への転用は厳しい規制がある（「農地法第4条農地転用の制限」）が、200㎡以内の倉庫等自家用の農業用施設の設置は農業委員会への届出で可能である（「農地法施行規則第29条第1号」農地の転用の制限の例外）。そのため、史跡隣接地区内における農地転用の届出者に対して、教育委員会への事前相談や良好な景観保全への配慮について農業委員会に指導してもらうなど、関係部署間の情報の共有や協力体制を構築する必要がある。

◇文化財保護法の適用

文化財保護法第128条には環境保全条項が設けられており「必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることができる」とあり、その主旨に沿った対応が求められる。

②　新たな条例の制定等

◇鳥取県景観計画の改正や町独自の景観計画の策定

県の景観計画の中で、両史跡の史跡隣接地区について、建築物・工作物の設置などの開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積※等の規制を図る景観形成重点区域に指定するよう働きかけることが、景観保全を積極的に進めていくうえで有効である。そして、地域の特徴を踏まえた景観計画を着実に推進していくためには、琴浦町が景観行政団体となって景観条例・景観計画を策定することが求められる。

また、良好な農地景観の保全策として、景観計画区域内の農業振興地域を対象に、「景観農業振興地域整備計画」を定め、景観と調和のとれた農地への誘導を図ることも検討すべき課

題である。この景観農業振興地域整備計画は、計画区域内の良好な景観を維持した農地の管理や景観作物の共同栽培など地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方、農用地・農業用施設等の整備・保全の方向、景観形成に資する棚田石垣や水路の護岸の修繕等の具体的な事業・活用について定めるもので、両史跡周辺の良好な農地景観を保全する効果が期待できるものである。

※物件の堆積：屋外での土石、廃棄物、再生資源その他の物件を堆積すること。



（出典：「景観農業振興地域整備計画の概要」（農林水産省）
（http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_keikanho/）

図 8-3　景観計画と景観農業振興地域整備計画による農地保全のイメージ

◇文化財の周辺環境保全のための条例等の制定

史跡等文化財の周辺環境を保全するためには、条例等による両史跡のバッファゾーンとしての周辺環境の保全策も検討する必要がある。例えば、京都府や京都市の文化財保護条例にみられるように、指定等文化財の周辺に「文化財環境保全地区」を指定し、地区内での行為の届出等を義務化する条文を追加することが考えられる。

また、遺跡の取り扱いで、「重要遺跡」等の区分を設け、開発行為に際してさらにきめ細かい取り扱い要領等を取り決めることなども検討する必要がある。

８－７　発掘調査と史跡指定及び公有化の方針

8-7-1　発掘調査計画

ＩＡ地区（特別史跡斎尾廃寺跡指定地）については、活用・整備のための発掘調査を行う。斎尾廃寺の伽藍地については、金堂・塔・講堂といった主要伽藍の基壇が地上に土壇として痕跡を留めているが、これまでに通常の発掘調査が行われていないこともあって、それぞれの基壇の規模・構造や伽藍地内の遺構面の深さ等が明確になっていない。そのため、遺構の確実な保存や整備・活用を進めるうえで必要な情報を得るため、最小限の発掘調査を計画的に行うこととする。

ＩＢ地区（史跡大高野官衙遺跡指定地）は、八橋郡衙の正倉院であることが判明しているが、正倉院内部の建物配置状況、出入り口部の詳細、東部の掘立柱塀による区画の様相や時期など未確認の点が残されている。史跡の活用・整備にあたっては、それらの情報を得るため、必要最小限の調査を計画的に進めることとする。

ⅡＡ地区は、特別史跡斎尾廃寺跡の指定地に含まれていない伽藍地及び付属院地を合わせた斎尾廃寺寺院地にあたる。この地区では、伽藍地を囲むとみられる溝などの区画施設や寺院地を囲むと推定される外周区画溝などが検出されており、指定地と同等の価値を有する地区であることが判明している。しかし、伽藍地を囲むと考えられている土塁状の高まりの性格、中門の位置・規模・構造、付属院地内に想定される僧房等の諸施設の配置状況、寺院地の門の有無など未確認な点が多い。また、芝生栽培による地表面の低下で、遺構・遺構面への影響も危惧される。そこで、斎尾廃寺跡の遺構・遺構面の確実な保存を図るとともに、史跡の価値をさらに高め、今後の追加指定や活用・整備を進めていくための基本的情報を得ることを目的として、地権者の協力を得ながら、発掘調査を計画的に実施する。

ⅡＢ地区（下斉尾官衙遺跡）は、官衙施設の広がりが想定される地区である。これまでに官衙域の北東部の官舎や外周区画溝等が確認されており、その特徴から八橋郡衙の主要施設にあたる可能性が高いと考えられている。郡衙の主要施設には、正倉・郡庁・館・厨家等があるが、大高野官衙遺跡に所在する正倉院以外については、その位置や内容が不明であり、本遺跡の実態解明や遺構の保存は、史跡大高野官衙遺跡の価値を高めるうえでも大きな意義を持つ。

そこで、下斉尾官衙遺跡の公有地西側の農地部分等について、所有者の同意と協力を得て計画的に発掘調査を実施し、関連施設の広がりや実態の把握に努める。

ⅢＡ地区は、斎尾廃寺の寺院地の周縁部にあたる。この地区には寺院関連施設等が分布する寺辺地が広がっているとみられる。今後の史跡の活用・整備のうえから、この寺辺地における遺構分布状況やその範囲を確認するための確認調査も計画的に進める。また、下斉尾官衙遺跡に隣接する地区については、官衙関連施設が広がっている可能性もあるため、地権者の協力を得ながら、ⅡＢ地区の調査と調整しつつ農地等を対象に範囲確認調査を計画的に実施し、早期に官衙関連施設の分布範囲や官衙の性格を確定するよう努める。

ⅢＢ地区（伊勢野遺跡）については、両史跡と併存する大型の掘立柱建物などが検出されているが、その関連遺構の広がりや性格は明らかになっていないため、その周辺を中心として計画的に確認調査を行う。また、開発行為が計画された場合には、確認調査を行い、状況に応じて面的な調査を実施することとする。

Ⅳ地区については、開発行為が計画された場合には、確認調査を行い、状況に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を実施することとする。

Ⅵ地区については、開発行為が計画された場合には、地権者の協力を得て、試掘調査を実施し、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を行うこととする。

表 8-8　地区別発掘調査計画概要

地　区	優先順位	調査対象等
ＩＡ地区：斎尾廃寺跡指定地	計画的に実施	活用・整備のための最小限の発掘調査 基壇の規模・構造、及び鐘楼・経蔵、中門（指定地外か）等未検出の遺構の確認等
ＩＢ地区：大高野官衙遺跡指定地	計画的に実施	活用・整備のための未確認部分の最小限の発掘調査 正倉院内部の建物配置状況の確認、出入口部の詳細、塀による区画の南辺の位置確認等
ⅡＡ地区：史跡外の斎尾廃寺寺院地	計画的に実施	確認調査 内郭（伽藍地）及び外郭（寺院地）を区画する関連施設の確認、門、僧房等の確認
ⅡＢ地区：下斉尾官衙遺跡	農地等を対象として計画的に実施	確認調査
ⅢＡ地区：Ⅱ・Ⅴ地区を除く下斉尾Ｉ号遺跡北区	ⅡＢ地区の調査と調整しながら確認調査を計画的に実施	遺構の分布状況を確認する確認調査
ⅢＢ地区：伊勢野遺跡	古代の建物遺構検出地点周辺の確認調査を計画的に実施	開発等に際して確認調査を実施 大型建物及び周辺の確認調査
Ⅳ地区:Ⅱ･Ⅲ地区以外の周知の埋蔵文化財包蔵地	開発等に際して随時実施	開発等に際して確認調査を実施
Ⅴ地区：遺構消滅地	―	
Ⅵ地区：Ｉ～Ⅴ地区以外	開発等に際して随時実施	開発等に際して試掘調査を実施 古代官道等の遺構、谷部での遺存が想定される木簡等遺物の有無確認

8-7-2　斎尾廃寺跡の追加指定と公有化

斎尾廃寺跡については、現在、伽藍地の一部が指定されているだけである。これまでの調査で、この指定地の広がる伽藍地及び付属院地の範囲がほぼ明らかにされており、斎尾廃寺跡の遺構の確実な保存や史跡の価値を高めるために、特別史跡と同等の価値を有する寺院地全域の追加指定を目指すものとする。なお、この追加指定を目指す寺院地の範囲（ⅡＡ地区）には、遺跡の保存と活用の点から、寺院地外周画溝の外側約５ｍ程の範囲も含めるものとする。追加指定後には原則公有化を計画的に進めるものとする。

8-7-3　下斉尾官衙遺跡の史跡指定と公有化

下斉尾１号遺跡Ａ地区南西部は、当初は開発に伴う記録調査対象地に含まれていたが、官衙ブロックの東北部にあたるとみられる遺構が検出され、郡衙関連施設の可能性がある重要遺跡であることが判明した。そのため、この官衙遺構の検出された地区は公有化し、盛り土を施して遺構・遺構面を保護し、現在は広場として利用している。この官衙ブロックは、調査地の西方・南方にも広がると推定されることから、その想定範囲を下斉尾官衙遺跡とし、積極的な保護策をとることとする。この下斉尾官衙遺跡は古くからの集落域に含まれているが、農地等の確認調査によって、官衙関連施設の分布範囲や性格を確定したうえで、史跡指定を行い、公有化を段階的に進めるものとする。

8-7-4　Ⅲ地区における史跡指定等

ⅢＡ地区は、斎尾廃寺跡と下斉尾官衙遺跡に隣接し、両遺跡に関連する遺物が出土しており、斎尾廃寺の寺辺地や郡衙に関わる遺構の存在が推定される地である。よって、今後の調査で史跡関連の重要遺構が発見された場合は、地権者等の理解と協力を得て史跡指定等を図る。

ⅢＢ地区（伊勢野遺跡）でも史跡と同時代の遺構が検出されていることから、今後重要遺構が確認された場合は、地権者等の協力を得て史跡指定等を目指すものとする。



図 8-4　史跡指定と公有化を目指す地区

第９章　活用・整備

９－１　活用の方向性

山陰地方で唯一の特別史跡である斎尾廃寺跡と、古代伯耆国八橋郡衙の正倉跡からなる史跡大高野官衙遺跡は、琴浦町のみならず全国的にも貴重な遺跡である。この両史跡の本質的価値を深く理解し、国民共有の財産及び地域の宝として守り伝えるとともに、両史跡やこれをとりまく周辺域にある多様な歴史文化遺産や良好な農地景観等の資源も含めて、有効に活用していくための方向性を以下に示す。

〇教育分野における活用

地域の豊かな歴史・文化を表徴する両史跡の本質的価値を広く地域住民等に理解してもらうことが、活用の基本である。そのため、学校教育・社会教育等において両史跡を活きた歴史素材として位置づけ、両史跡への関心を深め、その特徴や価値を学び理解し、ひいては文化財保護の意識の醸成にもつながるような活用を推進する。

〇まちづくり・ひとづくりへの展開

地域住民・住民団体や事業者などの様々な団体・組織と琴浦町が協働して、「わがまちの文化遺産」として両史跡の活用に主体的に取り組む活動を推進し、住民参加のまちづくりの実践空間、ひとづくりの場としての展開を図る。

〇「集い」「交流」「憩い」の場としての活用

周辺にある公園や公共施設等の社会資本も一体的に利用することで、地域の人々の「集いの場」、「交流の場」、「憩いの場」ともなるよう、多方面の活用を図る。

〇両史跡の一体的活用

両史跡は、同時併存し密接な関係を有していた斎尾廃寺と八橋郡衙正倉院の遺跡である。両者は指呼の間にあることから、相互に視認することで理解を深める解説方法や共通したデザインによる整備手法等を導入し、相互の関係性をより体感できるような一体的活用を図る。また、隣接する「白鳳館」を両史跡の総合的なガイダンス施設として活用する。

〇周辺地区の特徴を活かした観光資源としての活用

両史跡をとりまく広大な段丘空間・農地景観は、関連遺跡をはじめとする歴史文化遺産を包含し、南には大山、北には日本海を望む豊かな文化や自然に恵まれた地にある。両史跡を活用するうえで相乗効果が期待できるこれら周辺の特徴ある要素を含め、ストーリー性のあるエコツーリズムなど歴史文化・自然観光資源として広域的な活用も図る。

〇周辺自治体等との協力・連携した活用

官衙や古代寺院など同種の遺跡が所在する周辺自治体等と協力・連携し広域的な活用も図る。

〇調査研究と多様な情報発信による両史跡の周知

両史跡の価値・特徴を広く周知することによって、両史跡への関心を高め、史跡の価値についての理解促進を図る。計画的に行う発掘調査自体もそうした情報発信の機会とするとともに、その調査成果を含めた両史跡に関わる情報について、現地やガイダンス施設での情報提供はもとより、町のホームページ等様々な広報手段を用いて周知する。また、現代の情報社会に対応したスマートフォン等のアプリケーションソフトの導入なども検討する。

〇両史跡の調査・公有化・整備事業等の諸段階に応じた活用

両史跡の保存活用では、発掘調査をはじめ史跡の追加指定や整備事業などが段階的、継続的かつ長期にわたることが予想される。このため、調査研究の進捗状況に応じた調査成果の逐次公開、整備途上における現地での解説システムの導入、整備事業の公開、整備後の広場や復元展示施設（正倉建物）の防災施設としての活用など、様々な段階・状況に合わせた活用を図る。

９－２　活用の方法

9-2-1　学校教育における活用

〇両史跡の内容やその周辺地域の文化財等から、地域の歴史を学び、調べることができる学習教材を作成する。

〇両史跡が地域の歴史を学ぶことができる身近な教材であることを理解してもらうために、教職員向けの研修会を開催する。これにより学校の授業で両史跡等を積極的に取り上げてもらい、生徒・学生が両史跡及び周辺地域の文化財を探訪して地域の歴史に直接触れる機会を増やす。

〇学校教育での活用を促進するため、両史跡を取り上げた出前授業プログラム、両史跡に関連した古代体験学習プログラムを作成し実施する。

〇小・中学生が理解しやすく、親しみが持てるよう発掘作業・整理等作業の見学会や体験会を実施する。



出前授業［鳥取県埋蔵文化財センター］
（鳥取県埋蔵文化財センター提供）



山陰史跡探訪モニターツアー
（島根県教育委員会提供）

9-2-2　社会教育における活用

〇町教育委員会主催の「寿大学」等、生涯学習講座での両史跡の活用を図る。

〇ウォーキングイベント等の中に両史跡も立ち寄りポイントとして組み込むなど、町実施の社会体育事業と連携し、両史跡に触れ、親しみを持ってもらうこととする。

〇出前講座のプログラム作成・実施により、歴史文化遺産に関心がある人たちの調査研究活動を支援する。

〇両史跡や周辺文化財を巡るツアーを実施し、史跡等に対する理解・親しみを深める機会を提供する。

〇琴浦町歴史民俗資料館や白鳳館で両史跡や周辺文化財に関わる展示や講演会等を企画し、町民や来館者に両史跡や周辺文化財の価値や魅力を伝える。





出前講座（鳥取県琴浦町寿大学歴史コース「古代役所と寺院」）
（鳥取県埋蔵文化財センター提供）

9-2-3　まちづくり・ひとづくり

○地域協議会等と協働して、ガイドマップ・案内板の作成や史跡ガイド等の取り組みが継続、拡充するよう図る。

○地域協議会等と連携し、両史跡及び周辺文化財や地域の魅力を発信する古代まつりなどのイベントを行い、イベント参加者に両史跡などに関心を持ってもらうとともに、地域住民との交流が生まれる場としての活用の展開を目指し、地域活動の活性化につなげる。

○地域協議会等による地域交流会等のイベント会場として両史跡や白鳳館などの既存施設を利用するなど、地域住民の交流の場、憩いの場としての活用を推進する。

○地域協議会や地元地区と連携し、古代米等の栽培や収獲祭、地域の農産物を利用した古代食の調理・試食会といった体験イベントを実施する。また、地域の農産物・特産品の物販、史跡にちなんだ商品グッズの開発と販売などを行う。こうした活動により、地域活動の活性化を促すとともに、両史跡や地域の魅力を発信して史跡来訪者や観光客の集客を図り、両史跡や地域への関心を高める。

○上記のまちづくりの活動や情報発信、史跡ガイドに参加する地域住民ボランティアの育成に努めるなど、地域を活性化させるひとづくりの場としての活用も推進する。



復元大極殿前での伎楽披露
平城京天平祭［平城宮跡］
（奈良県教育委員会提供）



復元中門を舞台にしたイベント
［三河国分寺跡］（豊川市提供）

整備された史跡を会場にして開催される祭・イベント



グラウンドゴルフ大会
［斎尾廃寺跡］
（白鳳の郷地域活性化協議会提供）



むきばんだでヨガ体験
［むきばんだ史跡公園］
（とっとり魅力発掘プロジェクト実行委員会提供）



アート展示･アートセッションつくば2015［平沢官衙遺跡］
（茨城県企画部つくば地域振興課提供）

史跡や隣接地の芝生を利用したスポーツ・健康・アート関連イベント



史跡ガイド［大高野官衙遺跡］
（白鳳の郷地域活性化協議会提供）



蕎麦栽培体験［琴浦町］
（白鳳の郷地域活性化協議会提供）



史跡隣接地での地場産品直売
［明日香村］

9-2-4　整備事業などへの住民参加

○地域や学校参加型の史跡の保存・管理活動や遺構表示・復元などの整備事業を実施する。

○地域住民や小中学生をはじめ、地域の歴史文化遺産に関心を持つ町民等多くの人たちと連携し、幅広い年齢層を対象とした史跡説明板を作成する。



小学生による手書きの遺跡説明板
［南アルプス市六科塚古墳］
（南アルプス市教育委員会提供）



重要文化財建物の屋根葺き替え作等に参加する地元の小学生
［福井県池田町堀口家住宅］
（「福井県の住教育活動～中間とりまとめ～」福井県土木部建築住宅課提供 ）



整備体験イベントで石垣用の石を引く子どもたち［岡山城跡］

9-2-5　周辺市町との連携

○古代の官衙遺跡や寺院跡が所在する周辺市町と連携して、史跡探訪ツアーや博物館展示を企画し、広域の歴史文化観光ルートの開発等を促進させる。

○史跡を利活用する周辺市町の地域住民が相互に史跡の理解を深め、連携した活用がしやすくなるような学習会等を実施し、人的交流を図る。

9-2-6　歴史文化・自然観光資源としての活用

○琴浦町には、後醍醐天皇の建武の新政の舞台ともなった船上山を含む大山隠岐国立公園など、数多くの歴史文化観光資源や自然観光資源がある。特に自然観光資源は、近年のトレイルイベントの人気により訪問者の数を増加している。これらの資源と連携した琴浦町の歴史・文化・自然が体験できるエコツーリズム等のルート開発を行う。

○史跡やその周辺での星空観察会など、自然体験イベント会場としての利活用も促進させる。



鳥取県中部で行われている各地の名所や古道等をコースにしたウォーキングイベント(SUN-IN 未来ウォーク)。民間団体や自治体が連携して実施されている［斎尾廃寺跡］



むきばんだで星空観察
（鳥取県立むきばんだ史跡公園提供）

9-2-7　情報発信・普及啓発

○来訪者が史跡を理解するための案内板等を設置し、パンフレットも現地で取得できるよう図る。
○史跡指定地への誘導サインを整備し、史跡の周知を図る。
○広報やホームページ等を使って、史跡の情報発信を継続的に行う。
○スマートフォンやタブレットアプリ等を有効に活用する。
○史跡に隣接する公共施設「白鳳館」を両史跡の総合的ガイダンス施設として整備し、展示内容を充実させ、現地ならではの資料を用いた公開普及を行い、史跡に対する理解の促進を図る。
○計画的に進める発掘調査を適宜公開し、遺跡への関心を醸成する。





発掘調査現地説明会（史跡長岡宮跡）でのＡＲ体験　**（上は体験風景、下は遺構上に再現された往時の建物）**

9-2-8　研究資料としての活用

○史跡整備に向けた発掘調査を計画的に行い、史跡の内容把握と資料の蓄積を図る。調査成果は古代官衙・寺院研究に供するとともに、発掘調査の現地見学会や調査研究の成果発表会等の情報発信も積極的に行う。
○調査研究の成果や出土資料は、関係機関や専門家らと検討し、史跡の整備や保存活用に活かすほか、琴浦町歴史民俗資料館や今後両史跡のガイダンス施設として利用する「白鳳館」等で公開し、一般の方の調査研究や学習の機会にも供する。



アプリ「AR 長岡宮」による復元画像
（京都府向日市教育委員会提供）

9-2-9　災害時における対策用地・防災施設としての活用

○平成 27 年改訂の琴浦町防災計画では、斎尾廃寺跡隣接地の白鳳館が指定避難所・指定緊急避難場所と設定されているが、白鳳館が損傷するなどして使用不能となったり、非難者を収容しきれなくなったりした場合には、両史跡指定地を仮設避難所や救援物資集積場とするなど、災害対策用地としての利用も検討する。
○復元した正倉の高床倉庫を災害用の備蓄倉庫として利用することも検討する。正倉には、備荒貯蓄や窮民救済のための稲穀や粟を収納するという役割も果たしていた倉もあり、正倉の復元建物を防災施設として利用することは、その役割の一端を復元し周知するという史跡活用の意味も持つ。

９－３　整備の方向性

両史跡の整備は、その本質的な価値を国民共有の財産及び地域の宝として、確実に保存・継承をしていくことを前提とする。そして、活用の方向性で示したように、地域住民や来跡者が理解しやすく、親しみが持てる場とするほか、「憩いの場」、「学びの場」、「集い・交流の場」などとして、多様な活用が図れる整備を目指す。両史跡の整備の方向性を以下に示す。

〇両史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備

地上及び地中に残存する遺構及び遺構面の確実な保存を図るため、必要に応じて盛り土で養生するなど、遺構面の保護策や表土流出防止策等を講じる。

〇両史跡の本質的価値を顕在化させるための整備

両史跡の価値や特徴、かつての姿などが理解できるようなわかりやすい整備をハード・ソフト両面で行う。建物跡の規模等が現地で理解できるような遺構表示や復元展示、遺跡の理解を深める説明板の設置、ガイダンス施設での展示や解説ソフトシステムによるガイダンス機能の充実を図る。

〇両史跡及び周辺関連資源の一体的活用を図るための整備

両史跡はその立地状況からも相互の密接な関係を体感することができるので、それぞれの遺跡から相互の遺跡の位置や範囲等が視認できるような整備（遺構の整備とソフトの整備）を図る。両史跡やガイダンス施設等を円滑に回遊できるよう、連絡路の設定や誘導サインの設置を行う。また、「白鳳館」からの両史跡への眺望も活かしながら解説するソフトの整備など、視覚のネットワーク化も図る。

〇公開・活用のための整備

両史跡の価値を知る「学びの場」としてだけでなく、「憩いの場」や「集い・交流の場」など多様な利用ができるように、広場や園路、休憩所、駐車場、トイレ、両史跡や関連資源を結ぶ連絡路及び誘導サインなど、公開・活用に関わる施設を史跡内外の適所に整備する。

９－４　整備の方法

9-4-1　遺構の保存

〇整備に際しては、地上及び地下遺構の保存を前提とし、必要に応じて遺構を養生する盛り土を施すなど、適切な保存措置をとる。

〇礎石等の遺構を現状のまま露出展示する場合は、破損や劣化が生じないよう、必要に応じて石材の強化撥水措置等の保存策をとる。被熱痕跡等が見られ風化の進行が危惧される礎石については、露出展示を避け、覆土して地中に保存するなどの保存対策を優先して行う。

〇斎尾廃寺跡に遺存する金堂と塔の土壇については、遺構の遺存状況や基壇の規模・形状等が不明である。このため、それらの情報を得ることを目的とした必要最小限の発掘調査を実施し、その成果を踏まえ、現状の土壇の取り扱い方も含めた遺構保存のための整備手法を検討するものとする。土壇上等に設置されている名称石碑については、遺構への影響の有無を調査し、史跡全体の名称板等の整備手法との調和をも考慮し、状況によっては移設・撤去等も検討する。

〇斎尾廃寺跡の指定地周辺部の農地は、芝畑耕作に伴う表土の剥ぎ取り行為によって、地表面が

指定地より１段低くなっており、指定地境界部では土砂の崩落がみられる。このため、農地所有者等の理解と協力を得て、境界を確定するとともに、境界部の土砂崩落防止策を講じるものとする。また、表土流出防止のため、雨水排水対策も行う。

○大高野官衙遺跡では、西方に緩やかに傾斜する地形のため、雨水で浸食された土砂が周辺農地に流れ出る被害が散見される。そのため、周辺農地に配慮した雨水処理対策を行う。

○指定地外であるが、想定寺域を明示した四至境標石碑も、周囲の芝畑耕作による地表面低下により、その基礎が露出している箇所がみられる。そのため、農地所有者の理解と協力を得て、当面、石碑周辺に盛り土等を施し、保護する。

9-4-2　遺構の展示・表示

○遺構の展示・表示については、発掘調査の成果を踏まえて、適切な方法を採用する。

○史跡の価値を理解しやすい遺構表示を行う。

○両史跡における遺構の展示・表示方法については、平面表示、半立体表示、復元展示、礎石の露出展示を併用するとともに、両史跡周辺に広がる良好な農地景観と調和するよう配慮する。

○斎尾廃寺跡の金堂や塔の土壇については、遺構の保護を前提に、基壇の構造等が理解できるような遺構表示の方法を検討する。その他の遺構については、平面表示や半立体表示等の整備にとどめ、現在の景観を大きく変える整備は行わないものとする。

○大高野官衙遺跡においては、主要遺構について、平面表示、半立体表示、復元展示を併用した整備を行う。現在史跡西部エリアで露出展示している礎石については、礎石に破損や劣化が生じないよう必要に応じて保存措置を講じたうえで、露出展示を継続するとともに、その礎石建物の規模・平面構造等を平面表示等で補うこととする。

○大高野官衙遺跡にある八橋往来の道路や古墳など副次的価値を構成する遺構は、正倉等の遺構表示に支障を及ぼさない範囲で史跡園路や史跡内展示物として整備・保存する。



金堂基壇の復元と礎石の露出展示［夏見廃寺跡］



築地の半立体表示［近江国庁跡］



古代倉庫の復元展示［中宿遺跡］
（深谷市教育委員会提供）



金堂基壇の復元（右）と塔遺構模型展示（左）
［上淀廃寺跡］（米子市教育委員会提供）

9-4-3　環境整備

○特別史跡斎尾廃寺跡の指定地を分断している道路は、園路として迂回させたり、他所に付け替えたりするなどの検討を行う。

○斎尾廃寺寺院地内にある墓地については、関係者の理解を得て、当面は低木等の植栽により囲むなどして、史跡景観に違和感が生じないような対応を図る。

○現在、特別史跡斎尾廃寺跡の指定地に隣接している駐車スペースについては、寺院地の範囲に含まれるので、史跡の価値の適切な保護のために廃止し、史跡指定地と一体的な整備を行う。斎尾廃寺跡への来訪者の駐車スペースについては、既存の「白鳳館」駐車場を活用する。

○大高野官衙遺跡指定地内の八橋往来を除く農道等は、整備段階で順次移転や廃道を検討する。

○大高野官衙遺跡の樹林地については、繁茂している木竹を適宜剪定・伐採し、良好な史跡景観となるよう整備する。

○両史跡指定地では、必要に応じて修景・緑陰樹等のための植栽の導入も検討する。

9-4-4　案内・解説・展示施設

○「白鳳館」を両史跡の総合案内・解説・遺物等の展示を行う史跡のガイダンス施設として位置付け、活用拠点や体験学習・イベント等の場として機能を果たせるよう拡充・再整備するほか、常時開館し利用できるような運営体制も構築する。

○史跡もしくは史跡隣接地には、案内・解説板のほか、簡易なガイダンス機能を果せる施設や屋外パンフレットボックス等を整備する。

○両史跡の主要遺構の表示に際しては、名称板、説明板等を適宜設置する。

○両史跡の様子が理解できる縮小模型等の設置など解説機能の充実を図る。

○スマートフォン等を用いた解説ソフトの導入による案内・解説機能の充実を図る。



現地の基壇に復元建物図を重ねて見る［下野国分寺跡］



ガイダンス施設内における金堂内部の復元展示（正面は塼仏）［夏見廃寺跡］



ガイダンス施設内における金堂内部・三尊仏の復元［上淀廃寺跡］
（鳥取県立むきばんだ史跡公園提供）



石造の伽藍地縮小模型［讃岐国分寺跡］

9-4-5　便益施設等公開活用施設

○特別史跡斎尾廃寺跡に隣接する「白鳳館」を斎尾廃寺跡への来訪者の便益・休息施設としても利用できるよう再整備する。

○史跡大高野官衙遺跡では、来訪者の利便性を図るため、史跡近くに駐車場や案内・解説機能も有する便益・休息施設を整備するほか、両史跡のガイダンス施設として利用する「白鳳館」への誘導サインなどを設置する。

○両史跡を一体的に利用できる連絡路を設定・整備する。さらに、史跡隣接地区や周辺地域における歴史文化遺産等とも結びつけ、両史跡の歴史的価値や歴史的位置を学び、体感できる周遊路を設定するとともに、誘導サイン等を適宜設置する。

○駐車場は、斎尾廃寺跡の来訪者は「白鳳館」の駐車場を利用するようにし、大高野官衙遺跡の来訪者については、史跡に隣接する公有地に駐車場を設置する。なお、「白鳳館」の駐車場に至るまでの道路には狭小な箇所があるため、利用状況に応じ拡幅等について関係機関と協議する。



回遊路は舗装を統一して、周囲の道と差別化している［明日香村］



小規模な展示スペースもある史跡案内所とトイレを兼ねた施設
［長岡宮跡］





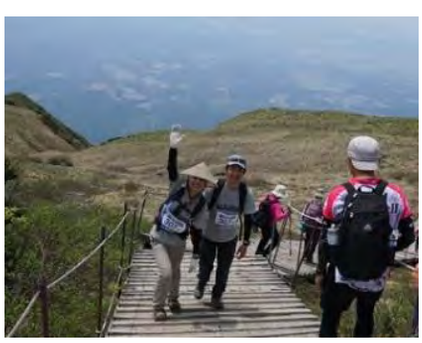
左：案内板を兼ねた誘導サイン［長谷寺］
右：道路に埋め込まれた案内サイン
［石見銀山遺跡］

9-4-6　周辺地域の文化財等と連携した整備方法

○ウォーキングイベントなど他事業と連携し、周辺地域の文化財等とも結びつけたウォーキングコースやエコトラック※コースなどの整備、ウォーキングマップの作成などを目指す。また、スマートフォンアプリ等を開発して、来訪者が楽しんで文化財巡りができる整備を目指す。

※エコトラック：カヌー・自転車・トレッキングなどの人力による移動手段で、日本各地の歴史や文化、人々との交流を楽しむ旅のスタイル





ジャパンエコトラック関連イベント
［境港・皆生・大山ルート］(皆生大山 SEATOSUMMIT)



なら平城京 歴史ぶらり AP
(奈良県教育委員会提供)

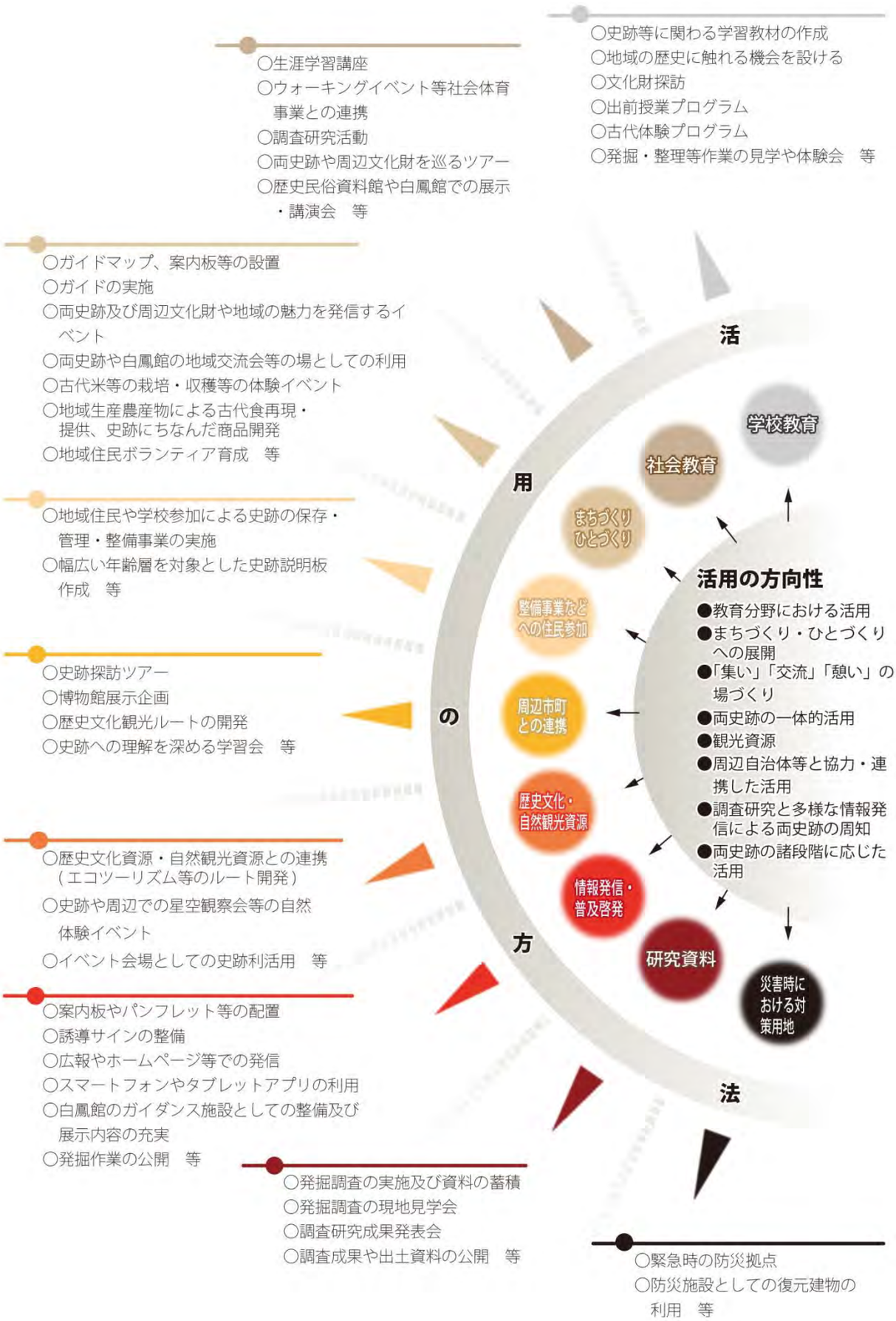

○史跡等に関わる学習教材の作成
○地域の歴史に触れる機会を設ける
○文化財探訪
○出前授業プログラム
○古代体験プログラム
○発掘・整理等作業の見学や体験会　等
○生涯学習講座
○ウォーキングイベント等社会体育事業との連携
○調査研究活動
○両史跡や周辺文化財を巡るツアー
○歴史民俗資料館や白鳳館での展示・講演会　等
○ガイドマップ、案内板等の設置
○ガイドの実施
○両史跡及び周辺文化財や地域の魅力を発信するイベント
○両史跡や白鳳館の地域交流会等の場としての利用
○古代米等の栽培・収穫等の体験イベント
○地域生産農産物による古代食再現・提供、史跡にちなんだ商品開発
○地域住民ボランティア育成　等
○地域住民や学校参加による史跡の保存・管理・整備事業の実施
○幅広い年齢層を対象とした史跡説明板作成　等
○史跡探訪ツアー
○博物館展示企画
○歴史文化観光ルートの開発
○史跡への理解を深める学習会　等
○歴史文化資源・自然観光資源との連携（エコツーリズム等のルート開発）
○史跡や周辺での星空観察会等の自然体験イベント
○イベント会場としての史跡利活用　等
○案内板やパンフレット等の配置
○誘導サインの整備
○広報やホームページ等での発信
○スマートフォンやタブレットアプリの利用
○白鳳館のガイダンス施設としての整備及び展示内容の充実
○発掘作業の公開　等
○発掘調査の実施及び資料の蓄積
○発掘調査の現地見学会
○調査研究成果発表会
○調査成果や出土資料の公開　等
○緊急時の防災拠点
○防災施設としての復元建物の利用　等
活
用
の
方
法
学校教育
社会教育
まちづくり
ひとづくり
整備事業などへの住民参加
周辺市町との連携
歴史文化・自然観光資源
情報発信・普及啓発
研究資料
災害時における対策用地
活用の方向性
●教育分野における活用
●まちづくり・ひとづくりへの展開
●「集い」「交流」「憩い」の場づくり
●両史跡の一体的活用
●観光資源
●周辺自治体等と協力・連携した活用
●調査研究と多様な情報発信による両史跡の周知
●両史跡の諸段階に応じた活用

図 9-1　活用の体系

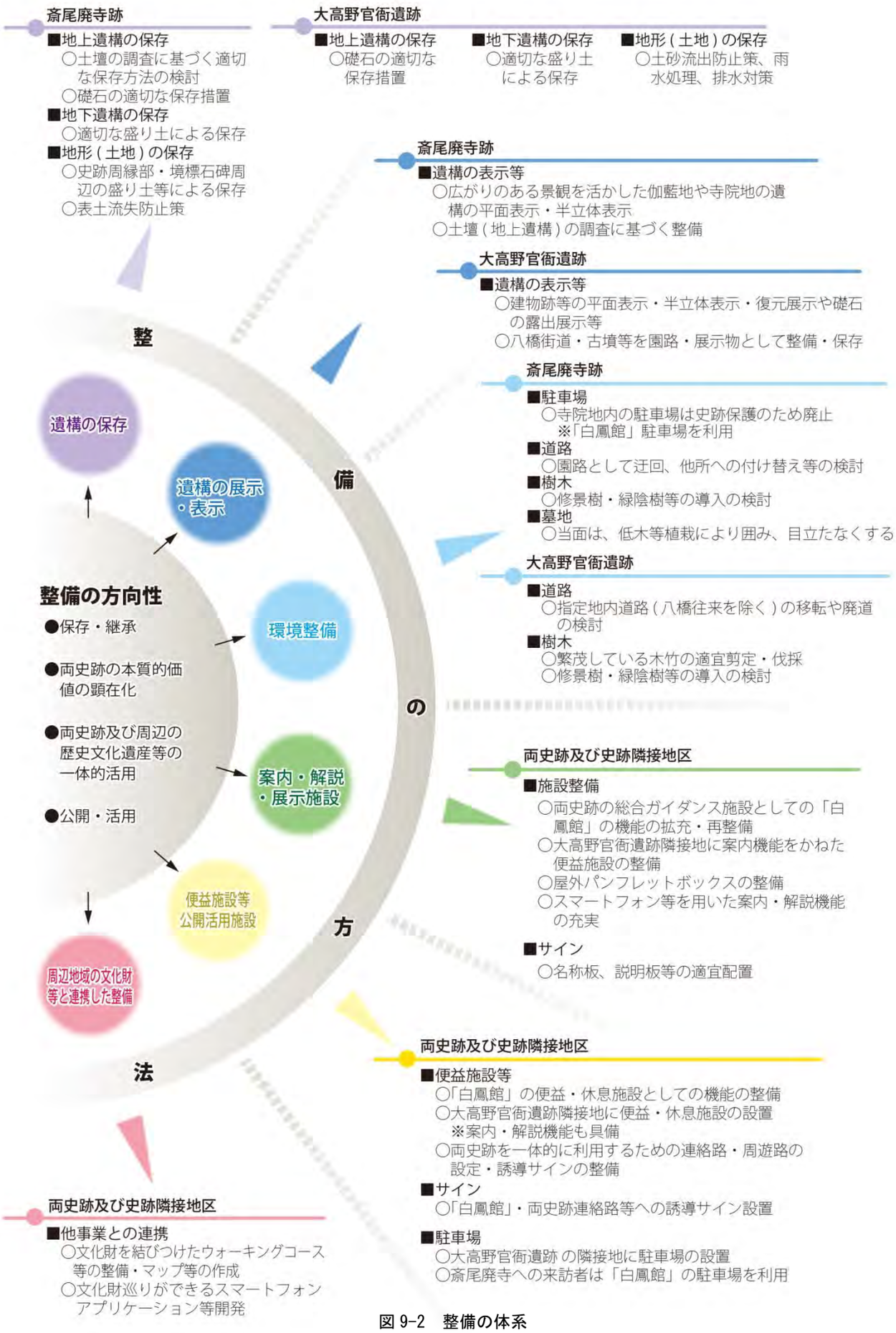

斎尾廃寺跡
■地上遺構の保存
○土壇の調査に基づく適切な保存方法の検討
○礎石の適切な保存措置
■地下遺構の保存
○適切な盛り土による保存
■地形（土地）の保存
○史跡周縁部・境標石碑周辺の盛り土等による保存
○表土流失防止策
大高野官衙遺跡
■地上遺構の保存
○礎石の適切な保存措置
■地下遺構の保存
○適切な盛り土による保存
■地形（土地）の保存
○土砂流出防止策、雨水処理、排水対策
斎尾廃寺跡
■遺構の表示等
○広がりのある景観を活かした伽藍地や寺院地の遺構の平面表示・半立体表示
○土壇（地上遺構）の調査に基づく整備
大高野官衙遺跡
■遺構の表示等
○建物跡等の平面表示・半立体表示・復元展示や礎石の露出展示等
○八橋街道・古墳等を園路・展示物として整備・保存
斎尾廃寺跡
■駐車場
○寺院地内の駐車場は史跡保護のため廃止
※「白鳳館」駐車場を利用
■道路
○園路として迂回、他所への付け替え等の検討
■樹木
○修景樹・緑陰樹等の導入の検討
■墓地
○当面は、低木等植栽により囲み、目立たなくする
大高野官衙遺跡
■道路
○指定地内道路（八橋往来を除く）の移転や廃道の検討
■樹木
○繁茂している木竹の適宜剪定・伐採
○修景樹・緑陰樹等の導入の検討
整
備
の
方
法
遺構の保存
遺構の展示・表示
環境整備
案内・解説・展示施設
便益施設等公開活用施設
周辺地域の文化財等と連携した整備
整備の方向性
●保存・継承
●両史跡の本質的価値の顕在化
●両史跡及び周辺の歴史文化遺産等の一体的活用
●公開・活用
両史跡及び史跡隣接地区
■施設整備
○両史跡の総合ガイダンス施設としての「白鳳館」の機能の拡充・再整備
○大高野官衙遺跡隣接地に案内機能をかねた便益施設の整備
○屋外パンフレットボックスの整備
○スマートフォン等を用いた案内・解説機能の充実
■サイン
○名称板、説明板等の適宜配置
両史跡及び史跡隣接地区
■便益施設等
○「白鳳館」の便益・休息施設としての機能の整備
○大高野官衙遺跡隣接地に便益・休息施設の設置
※案内・解説機能も具備
○両史跡を一体的に利用するための連絡路・周遊路の設定・誘導サインの整備
■サイン
○「白鳳館」・両史跡連絡路等への誘導サイン設置
■駐車場
○大高野官衙遺跡の隣接地に駐車場の設置
○斎尾廃寺への来訪者は「白鳳館」の駐車場を利用
両史跡及び史跡隣接地区
■他事業との連携
○文化財を結びつけたウォーキングコース等の整備・マップ等の作成
○文化財巡りができるスマートフォンアプリケーション等開発

図 9-2　整備の体系

第10章　運営・体制の整備

10－１　運営・体制の方向性

両史跡を適切に保存管理、維持管理、活用していくために、次のような運営・体制で取り組むものとする。

○両史跡の保存管理については、管理団体・所有者である町が責任を持って進める。

○史跡隣接地区や周辺地域の保存管理については、地域や土地所有者の理解と協力のもとに、行政と地域が協働して取り組む。

○両史跡・史跡隣接地区・周辺地域の維持管理や活用については、行政と地域が協働して行い、地域住民が史跡に親しみや愛着を持てるようにする。

10－２　運営・体制の整備の方法

１．調査・管理活用体制の充実化

○町教育委員会では現在３名の文化財担当者を配置しているが、両史跡の保存管理、活用、整備、調査研究の諸業務を適切に遂行するため、職員の適切な配置（担当職員の増員）等、体制の充実化を図る。

○町文化財保護審議会のほか、両史跡の調査や保存活用整備に関わる委員会を設置し、有識者や地元住民代表等の意見・指導も踏まえて、本保存活用計画を遂行する体制をとる。

２．関係行政機関等との連携体制の整備

○県教育委員会や文化庁等の関係機関との連携を強化し、両史跡の保存管理、活用、整備、調査研究の進め方について適宜指導を受ける。

３．町内の関係各課との連携体制の整備

○史跡・史跡隣接地区・周辺地域の保存管理、活用、整備について、町の建設課、農林水産課、商工観光課といった関係各課と情報共有し、関連事業の計画の策定と実施、開発事業の調整、関係法令の遵守等について、連携・協力する体制を構築する。

４．地域との連携・協働による管理運営

○両史跡・史跡隣接地区・周辺地域の保存管理、活用、整備については、行政・地域・町民等により構成される管理運営協議会を組織して実施する。史跡指定地外の保存管理については、土地所有者への本計画内容の周知や関係者との協議を通じて、本計画内容遂行について理解と協力を求め、各種開発行為等は遺構の保存や良好な景観の保全に支障の無い範囲に留めてもらうなど、適切な措置を講じる。

○周辺農地と密接に関わる史跡の日常的な維持管理の事業の一部は、地域協議会や民間の業者等へ委託して実施する。

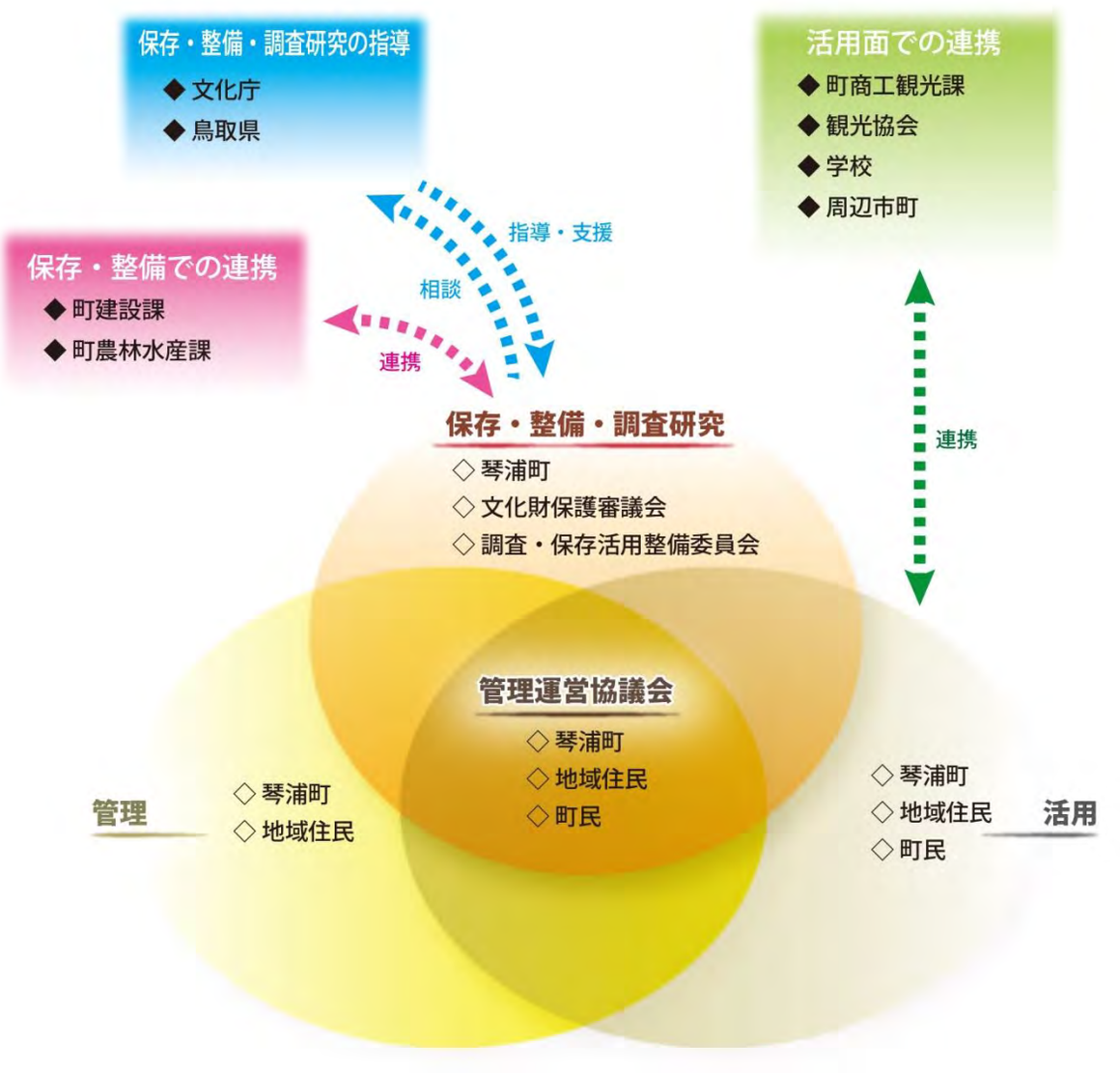


図 10-1　運営体制イメージ

第11章　事業計画と経過観察

11－１　事業計画

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の保存活用計画は、両史跡を未来に向けて保護し活用していく永続的な計画というべき基本的性格を持つものであるが、具体的な事業については、その対象範囲の広さ、発掘調査による遺跡の実態解明の進み具合、新たな史跡指定・追加指定や公有化の進捗状況、琴浦町の財政状況や体制等を勘案し、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の計画を立て、段階的に進めていくこととする。ただし、この長期間にわたる本保存活用計画については、今後の調査や整備事業の進捗状況、文化財行政における財政状況の変化、文化財を取り巻く社会状況の変動等を勘案し、また、今後策定される整備計画との調整も図りながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、本計画全体や各時期の計画が適切に実施されているかを適時確認する作業が求められ、その具体的方法についても検討が必要である。

11-1-1　Ⅰ期計画（策定から５年度以内）

①　保存管理

Ⅰ地区は、指定地の現況を定期的に巡回観察し、ＩＡ地区の地上に残る土壇や礎石、ＩＢ地区西部の露出展示している礎石、両地区の地下遺構や遺構面等が、良好な状態で保存されるよう適切に保存管理するとともに、雨水等による史跡地の毀損が生じないよう留意し、必要に応じて適切な措置をとる。また、指定地の雑草刈り、繁茂した木竹の剪定・伐採、清掃、害虫駆除等を適宜行い、景観整備、環境整備に努める。

ⅡＡ地区は、斎尾廃寺跡の寺院地外周区画溝に囲まれた範囲であり、史跡と同等の価値を有する地区として、指定に向けた同意や埋蔵文化財の現状保存に向けた協力を土地所有者に要請し、追加指定と公有化を図る（追加指定や公有化は、Ⅱ期計画以降にも継続して実施する場合もあり得る）。ただし、土地の譲渡について所有者から申し出があった場合や、地下遺構の保存に影響が懸念される行為が計画された場合などは、関係者・関係機関と協議し、遺構の保存に万全を尽くすとともに、早急な追加指定・公有化を図る。

ⅡＢ地区は、下斎尾官衙遺跡の想定範囲であり、調査によって官衙遺構の分布状況や性格を確認しつつ、地権者に遺跡の重要性を説明する。そして、遺構の現状保存に協力を求め、農地を中心として史跡指定や公有化を目指す地区であることを周知するなど、史跡指定に向けた条件整備を進める。

Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ地区については、定期的に巡回し、開発計画や景観変化の兆候の有無を確認するとともに、関係機関や土地所有者等から情報提供の協力を得て、開発計画等との調整を図る。土地の掘削を伴う開発工事などが避けられない場合は、Ⅲ・Ⅳ地区では、確認調査を行い遺構・遺物の状況を確認し、必要に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を実施し、重要遺構の保存を図る。Ⅵ地区では地権者・事業者の協力を得て、試掘調査を実施し、埋蔵文化財が確認された場合はⅢ・Ⅳ区と同様の対応を図る。

このほか、史跡周辺地域における景観保全については、その具体策を検討する。

② 調査

ＩＡ・ＩＢ地区については、史跡整備事業に必要な情報を得るための発掘調査を最小限の範囲で実施する。

ⅡＡ地区については、中門など伽藍地の一部や付属院地の諸施設の様相、区画施設の構造等についても不明な点が多い。また、昭和 62 年度から平成元年度にかけての確認調査で検出した溝等の遺構は埋め戻してあるが、未調査地も含め、芝栽培による地表面の低下も進み、地下遺構への影響も懸念される。このため、追加指定に先立ち、斎尾廃寺の寺院地の実態解明や、遺構・遺構面の確実な保護措置などに必要な情報の収集を目的とした発掘調査を実施する。

また、ＩＡ地区とⅡＡ地区の斎尾廃寺跡のこれまでの調査成果を取りまとめた概要報告書を作成する。

Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ地区については、開発工事などが避けられない場合は、確認調査（Ⅲ・Ⅳ地区）あるいは試掘調査（Ⅵ地区）を行い、その状況に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を実施する。

③ 活用

説明板の設置やパンフレットを作成することで史跡を周知し、史跡の価値について理解が深まるように努めるほか、現地で遺跡の内容が体感できるような史跡案内・解説等アプリの開発、発掘調査の最新成果等の発信や白鳳館での展示、学校教育や社会教育での利活用を促進させる。また、史跡探訪ツアーや博物館施設での企画展示など、周辺市町との連携事業も実施し、各地域の住民が史跡を介して交流できる機会を提供する。

④ 整備

指定地については、発掘調査の成果を踏まえながら暫定的な整備事業の計画を策定する。

公有化した指定地については、遺構面保護のため、必要に応じて芝張や盛り土等の基盤整備を行うとともに、雨水等による地表面の浸食を防ぐ措置をとり、史跡の保存状況を定期的に観察する。また、仮設の説明板等を設置する。

主要な遺構については植栽（草花等）を用いて遺構の位置等を明示するなど、暫定的な整備方法も検討し導入する。ＩＡ地区の土壇の高まりや露出している礎石、ＩＢ地区西部の露出展示している礎石については、必要に応じて劣化を防ぐ保存措置を講じつつ、当面は現状を維持する。

ＩＢ地区内で繁茂している木竹については、剪定や伐採を計画的に実施し、良好な史跡景観となるよう環境整備する。

⑤ 運営体制

斎尾廃寺跡の追加指定や下斉尾官衙遺跡の史跡指定に向けた発掘調査を計画的に行い、かつ史跡の保存活用・整備を円滑かつ着実に実施するため、適切な職員配置（担当職員の増員）等を行うとともに、町内諸関連部局との連携体制を整えるなど、体制を充実させる。また、行政機関、地域協議会、地元・町民関係組織等の参加により、史跡管理・整備活用事業の運営の内容や実施の方法、関係機関・関係者の役割分担について検討し、官民協働の管理運営体制を構築する。史跡の日常的管理については、町と地元とが協働で進めるシステムを早急に立ち上げる。

11-1-2　Ⅱ期計画（策定から５～10年度の期間）

①　保存管理

Ⅰ地区の指定地及びⅡＡ地区の公有化された追加指定地は、定期的に巡回観察し、史跡の毀損を予防し適切に維持管理するとともに、地上に遺存する土壇や礎石、露出展示をしている礎石の保存状況を観察し、良好な保存状態が保てるよう留意する。また、公有化した指定地については、雑草刈り、繁茂した木竹の伐採、清掃、害虫駆除等を行い、景観整備、環境整備に努める。

ⅡＡ地区は、Ⅰ期計画の進捗状況を踏まえ、追加指定地の公有化と、未指定地の追加指定と公有化を計画的に進める

ⅡＢ地区は、農地を中心として、史跡指定と公有化を図る。宅地等の民有地については、史跡指定への理解と協力を求め、遺構の保存に適切な措置をとる。また、土地の譲渡について所有者から申し出があった場合や、地下遺構の保存に影響が懸念される行為が計画された場合などは、早期の史跡指定について関係者や関係機関と協議をし、優先的に公有化を図る。

Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ地区については、Ⅰ期計画と同様の取り扱いとする。

このほか、史跡周辺地域の景観保全については、Ⅰ期計画で検討した保全策を実施する。

②　調査

Ⅰ・ⅡＡ地区では、史跡整備を進めるうえで必要な情報を得るため、必要に応じて発掘調査を実施する。

ⅡＢ地区では、下斉尾官衙遺跡の北東部や北部の一部で郡衙関連施設と考えられる大型掘立柱建物や区画溝を確認している。しかし、官衙の範囲や性格については不詳であるため、農地を中心に所有者の同意を得て、遺跡の実態を解明する発掘調査を計画的に実施し、両史跡と同等の歴史的価値を有する遺跡であることを明らかにし、遺跡の保存や史跡指定に繋げる。

Ⅲ地区については、両史跡隣接地区の実態解明のため、土地所有者の同意を得て保存目的調査を計画的に実施する。また、土地の掘削を伴う開発計画などが生じ、その実施が避けられない場合は、確認調査を行い、必要に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を実施し、重要遺構の保存を図る。

Ⅳ・Ⅵ地区については、Ⅰ期計画に準じる。

③　活用

調査成果の公開等、情報発信を継続的に進める。また、学校教育や社会教育での活用を促進する。遺構表示・芝張等の整備が完了した指定地やガイダンス施設と位置づける白鳳館では、スマートフォンアプリケーションなどを利用した遺跡解説、ガイドによる遺跡解説、各種イベント、資料展示、体験学習などを行う。

④　整備

指定地については、発掘調査の成果を反映しながら全体整備に向けた整備基本計画・基本設計を策定する。

両史跡の総合ガイダンス施設として利用する白鳳館の再整備を図る。

また、ＩＢ地区の隣接地に駐車場を設けるとともに、両史跡等を連絡する連絡路の設定や、誘導サインの暫定的な整備に着手する。

⑤ 運営体制

管理運営体制の充実強化を図り、官民協働で史跡の管理運営や活用事業を実施する。ただし、史跡や白鳳館の日常的な維持管理については、地域協議会や地元地区と協議し、必要に応じて民間への事業委託等の手段も検討する。

11-1-3 Ⅲ期計画（策定から10年度以降）

① 保存管理

Ⅰ地区及びⅡ地区の公有化された指定地については、史跡の毀損予防や、土壇や露出している礎石の保存状況の確認、遺構表示施設の保守点検のため、定期的な巡回観察を実施する。

指定地（公有地）の雑草刈り、植栽の管理、清掃、害虫駆除等を行い、景観整備、環境整備に努める。

ⅡＡ地区の公有化されていない指定地については、公有化を促進する。

ⅡＢ地区の公有化されていない指定地については、農地を中心に公有化を進める。未指定地については、史跡指定への理解と協力を求めるとともに、遺構の適切な保護措置をとる。また、土地の譲渡について所有者から申し出があった場合や、地下遺構の保存に影響が懸念される計画がある場合などは、史跡指定について関係者、関係機関と協議をし、早期の公有化を図る。

Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ地区については、Ⅰ期計画と同様の取り扱いとする。

このほか、史跡周辺地域の景観保全については、Ⅰ期計画で検討した保全策を実施する。

② 調査

ⅡＢ地区の公有地では、史跡整備を進めるうえで新たな情報を得る必要がある場合には、発掘調査を実施する。ⅡＢ地区の民有地については、遺跡の保存、実態解明、追加指定に向けた調査を必要に応じて実施する。

Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ地区については、Ⅱ期計画と同様の調査を行うものとする。

③ 活用

Ⅱ期計画に引き続き、調査成果の公開等を含め情報発信に努める。また、学校教育、社会教育での活用を充実させる。整備が完了した指定地や白鳳館では、各種イベント、資料展示、体験学習などを継続的に行うとともに、多様な媒体や技術の導入、解説ボランティアの育成などにより、遺跡の価値をよりわかりやすく、楽しく理解でき、親しみを持って遺跡に触れることができるよう図る。

④ 整備

整備計画に基づいてⅠ・ⅡＡ地区の整備を実施する。遺構表示などの整備を進めるとともに、史跡名称碑、説明板、遺構名称板などを設置する。また、Ⅱ期計画で設置した誘導サインなどの更新を行う。

斎尾廃寺跡では、金堂・塔の基壇等の整備や、統一したデザインの遺構名称板の採用などを考慮し、土壇等の直上に設置されている現在の名称石碑については移設等も検討する。指定地北側に隣接する墓地については、周囲に植栽を施し、指定地から目立たないようにする。斎尾廃寺跡

を分断する町道等は移設し、史跡西側に隣接する現駐車場は廃止する。

大高野官衙遺跡では、主要遺構の平面表示・半立体表示・復元展示等を進めるとともに、緑陰植栽も施す。また、指定地の保存管理に必要な囲柵・雨水排水施設等の整備も行う。八橋往来以外の農道等については、指定地外へ移設ないし廃道とする。

ＩＢ地区北側の駐車場のある公有地については、大高野官衙遺跡の案内・解説機能も有する便益・休憩施設を設置する整備や、植栽による環境整備などを実施する。

⑤　運営体制

官民協働で史跡の管理運営や活用事業等を継続して実施する。

表 11-1　年次計画表

地区		内容	Ⅰ期					Ⅱ期					Ⅲ期									
			2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
ⅠA	斎尾廃寺跡指定地	発掘調査・報告書作成	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢
		暫定整備計画				→	→															
		整備基本計画・基本設計						→	→	→												
		実施設計									→	→										
		暫定整備（説明板・保護盛り土・植栽）					→	→	→	→												
		遺構整備（遺構表示・保護整備）											→	→	→							
		外構整備（植栽・園路等）											→	→	→							
		維持管理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
ⅠB	大高野官衙遺跡指定地	発掘調査・報告書作成	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢
		暫定整備計画				→	→															
		整備基本計画・基本設計						→	→	→												
		実施設計									→	→										
		暫定整備（説明板・保護盛り土・植栽）					→	→	→	→												
		遺構整備（遺構表示・保護整備）											→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		外構整備（植栽・園路等）											→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		維持管理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
ⅡA	斎尾廃寺跡（寺院地）	発掘調査・報告書作成	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢
		既存調査概要報告書作成		→	→																	
		追加指定	→	→	→																	
		公有化		⇢	⇢	→																
		暫定整備計画				→	→															
		整備基本計画・基本設計						→	→	→												
		実施設計									→	→										
		暫定整備（説明板・保護盛り土・植栽）					→	→	→	→												
		遺構整備（遺構表示・保護整備）											→	→	→							
		外構整備（植栽・園路等）											→	→	→							
		維持管理		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
ⅡB	下斉尾官衙遺跡	発掘調査・報告書作成						→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢
		史跡指定						⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢					
		公有化						⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢					
		暫定整備（説明板）				→	→	→	→	→	→	→	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢					
		維持管理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
ⅢA	下斉尾遺跡北区	発掘調査・報告書作成	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
ⅢB	伊勢野遺跡	発掘調査・報告書作成	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
Ⅳ	大高野遺跡（駐車場予定地）	発掘調査・報告書作成			→	→																
Ⅳ	Ⅰ～Ⅲ地区以外の包蔵地	発掘調査・報告書作成	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢
Ⅵ		発掘調査・報告書作成	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢
活用	情報発信	パンフレット・ホームページ	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
		アプリ開発・更新				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	地域連携・観光		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	教育		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	白鳳館	展示	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
整備	白鳳館	ガイダンス施設整備					⇢	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	大高野遺跡	便益施設整備									⇢	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	駐車場	大高野駐車場						→	→	→												
		誘導サイン						→	→	→												
	景観保全	方法検討	→	→	→	→	→															
		保全計画作成・実施						→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※破線は適時

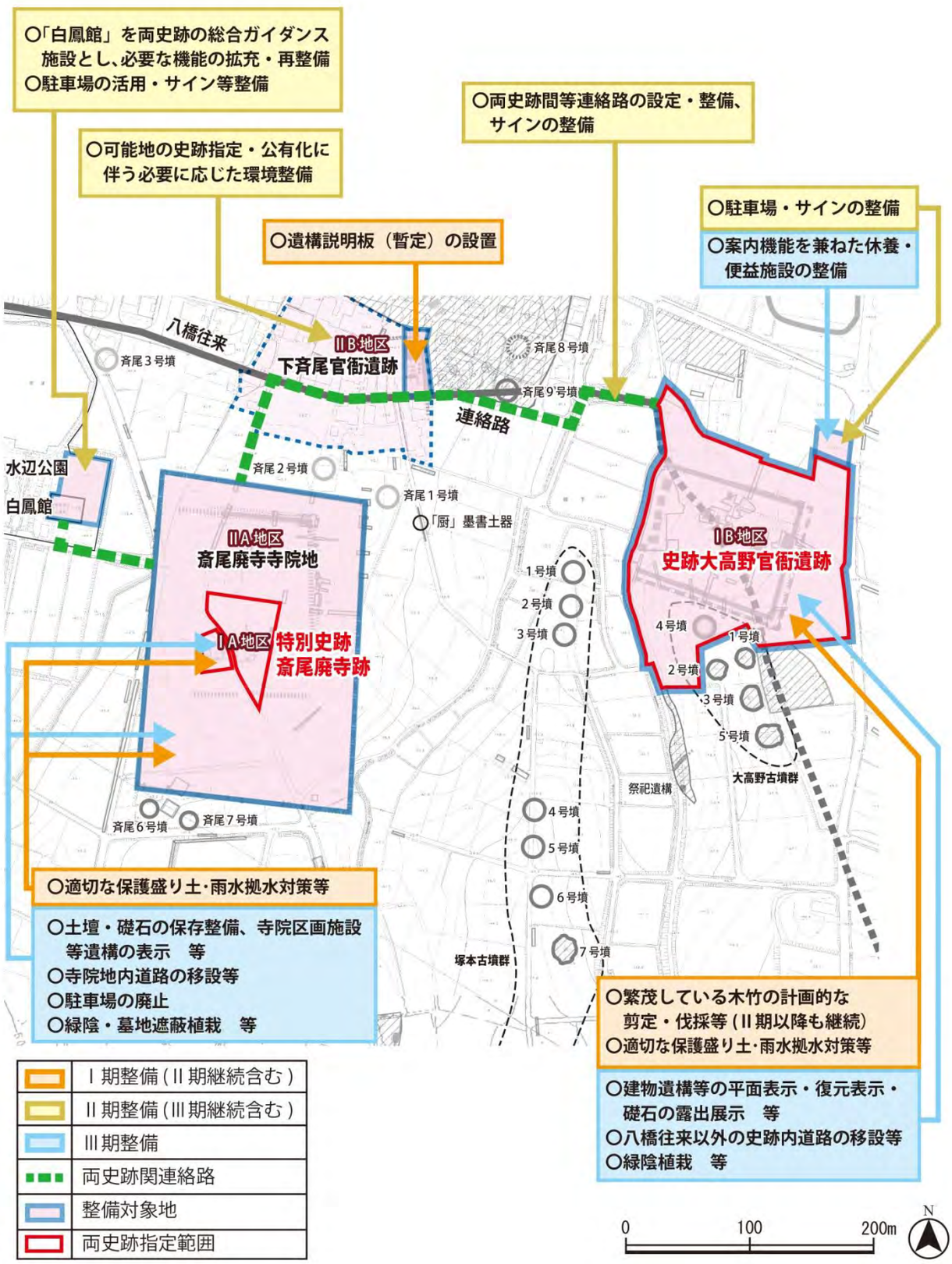

○「白鳳館」を両史跡の総合ガイダンス施設とし、必要な機能の拡充・再整備
○駐車場の活用・サイン等整備
○可能地の史跡指定・公有化に伴う必要に応じた環境整備
○両史跡間等連絡路の設定・整備、サインの整備
○駐車場・サインの整備
○案内機能を兼ねた休養・便益施設の整備
○遺構説明板（暫定）の設置
八橋往来
斉尾３号墳
ⅡB地区
下斉尾官衙遺跡
斉尾８号墳
斉尾９号墳
連絡路
水辺公園
白鳳館
斉尾２号墳
斉尾１号墳
「厨」墨書土器
ⅡA地区
斎尾廃寺寺院地
ⅠA地区 特別史跡
斎尾廃寺跡
ⅠB地区
史跡大高野官衙遺跡
1号墳
2号墳
3号墳
4号墳
1号墳
2号墳
3号墳
5号墳
大高野古墳群
祭祀遺構
斉尾６号墳
斉尾７号墳
4号墳
5号墳
6号墳
7号墳
塚本古墳群
○適切な保護盛り土･雨水拠水対策等
○土壇・礎石の保存整備、寺院区画施設等遺構の表示　等
○寺院地内道路の移設等
○駐車場の廃止
○緑陰・墓地遮蔽植栽　等
○繁茂している木竹の計画的な剪定・伐採等（Ⅱ期以降も継続）
○適切な保護盛り土･雨水拠水対策等
○建物遺構等の平面表示・復元表示・礎石の露出展示　等
○八橋往来以外の史跡内道路の移設等
○緑陰植栽　等
Ⅰ期整備（Ⅱ期継続含む）
Ⅱ期整備（Ⅲ期継続含む）
Ⅲ期整備
両史跡関連絡路
整備対象地
両史跡指定範囲
0
100
200m
N

図 11-1　整備活用計画

11－２　経過観察

11-2-1　方向性

本計画で取り上げた両史跡の保存と周辺地域を含めた活用・整備事業は、11－１で触れたとおり、段階的・継続的に実施されるものである。その長期間に及ぶ本計画遂行過程においては、発掘調査の進捗状況、史跡指定や公有化の進み具合、計画対象地内の土地利用の状況、行政の財政状況等の変化に応じ、本計画内容について、策定時の保存活用の基本方針を踏まえつつも、その修正や追加・修正などの見直しが必要となる可能性がある。そのため、本計画遂行状況の経過観察が必要であり、その経過観察を以下の方法で実施することとする。

11-2-2　方法

①　保存活用方針の再確認

保存、活用、整備等の各事業の実施に際して、計画策定時にまとめられた史跡の価値や新たに判明した本質的価値を確実に保存し、適切に活用しつつ未来へと継承する、という基本的な考え方を大前提とする。そのうえで、担当者の変更があった場合でも、この計画の基本的な考え方と管理・活用・整備の各事業や運営体制との整合性が図られているかを確認しやすいように、点検表を作成し、それに従って確認作業を実施するという方法をとる。点検作業については、琴浦町を中心に、地域や町民からなる管理運営協議会が行うとともに、琴浦町文化財保護審議会などによる実施も検討する。

②　点検結果の活用

実施した点検結果については、史跡の保存管理の基本情報とするとともに、保存活用計画の見直し時に反映させる。

表 11-2　点検表

	点検項目	点検の時期	対象地区		
			Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期
保存管理	史跡指定地内の遺構は、適切な方法で確実に保存されているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅠA・B ⅡA	ⅠA・B ⅡA・B	ⅠA・B ⅡA・B
	史跡指定地内の雑草刈り、木竹の伐採、清掃等の景観・環境整備が適切に行われているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅠA・B ⅡA	ⅠA・B ⅡA・B	ⅠA・B ⅡA・B
	各種調査記録類や出土遺物は適切に保管・管理されているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅠA・B ⅡA	ⅠA・B ⅡA・B	ⅠA・B ⅡA・B
	現状変更等に対して、適切に遺構の保存が図られているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅠA・B ⅡA	ⅠA・B ⅡA・B	ⅠA・B ⅡA・B
	史跡の本質的価値を有しないそのほかの要素（建築物・工作物・道路・水路・埋設物・木竹）について遺構を傷つけることなく除却、維持管理が行われているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅠA・B ⅡA	ⅠA・B ⅡA・B	ⅠA・B ⅡA・B
	今後保存が望まれる範囲について、追加指定に向けた地域住民等への働きかけがなされているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅡA	ⅡB	ⅡB
	史跡周辺の景観・環境保全のために、地域住民や関連機関との合意・連携は図られているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅡA・B Ⅲ～Ⅵ	ⅡB Ⅲ～Ⅵ	ⅡB Ⅲ～Ⅵ
	条例・指針等に則った景観保全等の具体的な措置を定め、史跡周辺環境を良好に保つことが実行されているか	Ⅰ～Ⅲ期	Ⅰ～Ⅵ 方法・内容の検討	Ⅰ～Ⅵ 条例等の制定	Ⅰ～Ⅵ 条例等の制定
	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に際して、地権者や事業者等へ遺跡保存の重要性を働きかけ、適切な取り扱いができているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅡA・B Ⅲ Ⅳ	ⅡA・B Ⅲ Ⅳ	ⅡA・B Ⅲ Ⅳ
	周知の埋蔵文化財包蔵地外の土木工事等に際しても、確認調査等を行い、史跡関連遺構の確認に努めているか	Ⅰ～Ⅲ期	Ⅵ	Ⅵ	Ⅵ
計画	調査成果、追加指定等と調整し、本計画の適切な修正ができているか	Ⅰ～Ⅲ期	ⅠA・B ⅡA・B	Ⅰ～Ⅵ	Ⅰ～Ⅵ
	整備計画と調整し、本計画の適切な修正ができているか	Ⅱ・Ⅲ期		Ⅰ～Ⅵ	Ⅰ～Ⅵ
調査	史跡全容解明のための継続的・計画的な調査・研究は適切に行われているか	Ⅰ～Ⅲ期	Ⅰ、ⅡA、	Ⅰ、ⅡB、Ⅲ	ⅡB、Ⅲ
活用	活用事業に参画する人々は、遺跡の価値を共有できているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	史跡が古代八橋郡衙、斎尾廃寺について学習する場として機能しているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	教育機関との連携は図られているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	社会教育事業との連携は図られているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	発掘調査成果の公開や活用が適切に行われているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	周辺地域の歴史文化遺産や文化施設と連携した有効活用が図られているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	周辺地域の古代官衙・寺院遺跡をもつ自治体等との連携は図られているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	史跡の価値を普及するための情報発信は十分に行われているか	Ⅰ～Ⅲ期			
整備	暫定整備において遺構の保護を図った盛り土等の施工や植栽等が適切に行われているか。	Ⅰ・Ⅱ期	Ⅰ ⅡA	Ⅰ ⅡA	
	暫定整備よる解説板・案内表示等も行われているか	Ⅰ・Ⅱ期	Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ	
	整備計画に沿い、遺構の保護を図った盛り土等の施工や植栽等が適切に行われているか	Ⅲ期			Ⅰ ⅡA・B
	公有地やガイダンス施設の解説・展示施設に不足はないか。情報や表現手法は適切なものか	Ⅱ・Ⅲ期	Ⅰ ⅡA 白鳳館	Ⅰ ⅡA・B 白鳳館	Ⅰ ⅡA・B 白鳳館
	解説板・案内表示等は適切な内容で適地に設置されているか	Ⅱ・Ⅲ期	Ⅰ ⅡA 白鳳館	Ⅰ ⅡA・B 白鳳館	Ⅰ ⅡA・B 白鳳館
運営体制	保存管理・活用に必要な、適切な体制が整えられているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	地元地区や地域協議会と協働で保存・活用を進める方策の検討は行われているか	Ⅰ期			
	地元地区や地域協議会と協働で行う保存・活用の運営は、適切に進められているか	Ⅱ・Ⅲ期			
	国・県・町関連部局・町民団体との連携が図られているか	Ⅰ～Ⅲ期			
	保存・活用・維持管理・運営に必要な予算を十分確保しているか。また、各々の活動に適切に配分できているか	Ⅰ～Ⅲ期			

《参考文献》

東伯町誌編さん委員会編 1968『東伯町誌』東伯町

東伯町教育委員会 1977『代代古墳発掘調査概報』(大栄地区県営畑地総合整備事業に伴う埋蔵文化財の調査)

東伯町教育委員会 1979『伊勢野遺跡群予備調査報告書』

東伯町教育委員会 1981『大高野遺跡発掘調査概報』(東伯町文化財調査報告書第５集)

東伯町教育委員会 1987『東伯町内遺跡群ほか発掘調査報告書』(東伯町文化財調査報告書第 11 集)

東伯町教育委員会 1987『下斉尾 1 号遺跡・塚本 8 号墳発掘調査報告書（中国電力送電用鉄塔建設に伴う発掘調査報告)』(東伯町文化財調査報告書第 12 集)

東伯町教育委員会 1988『水溜り・駕籠据場遺跡・大峰遺跡，森藤第 3 遺跡発掘調査報告書（鳥取県営畑地帯総合土地改良事業に伴う発掘調査３)』(東伯町文化財発掘調査報告書第 13 集)

東伯町教育委員会 1988『東伯町内遺跡群ほか発掘調査報告書』(東伯町文化財調査報告書第 14 集)

東伯町教育委員会 1989『下斉尾１号遺跡・大高野遺跡発掘調査報告書（鳥取県営畑地帯土地改良事業に伴う発掘調査報告書５)』

東伯町教育委員会 1989『東伯町内遺跡ほか発掘調査報告書』(東伯町文化財発掘調査報告書第 17-1 集)

東伯町教育委員会 1990『斎尾廃寺跡範囲確認発掘調査報告書（鳥取県営畑地帯総合土地改良事業に伴う発掘調査報告７)』(東伯町文化財発掘調査報告書第 18 集)

東伯町教育委員会 1990『東伯町内遺跡ほか発掘調査報告書（塚ノ下遺跡・下斎尾 1 号遺跡)』(東伯町文化財発掘調査報告書第 19 集)

東伯町教育委員会 1990『大高野５号墳・塚本７号墳発掘調査報告書（鳥取県営畑地帯総合土地改良事業に伴う発掘調査報告６)』(東伯町文化財発掘調査報告書第 17-2 集)

東伯町教育委員会 1991『大高野古墳群発掘調査報告書（大高野１号墳・大高野２号墳発掘調査報告)』(東伯町文化財発掘調査報告書第 21 集)

東伯町教育委員会 1992『大高野３号墳発掘調査報告書』(東伯町文化財発掘調査報告書第 23 集)

東伯町教育委員会 1993『東伯町内遺跡発掘調査報告書（大高野遺跡)』(東伯町文化財発掘調査報告書第 26 集)

東伯町教育委員会 1999『町内遺跡発掘調査報告書（大高野遺跡、福永第 1 遺跡、上法万第 3 遺跡、水溜り・籠据場遺跡)』(東伯町文化財発掘調査報告書第 33 集)

東伯町教育委員会 2001『町内遺跡発掘調査報告書（大高谷 1 号遺跡、大高谷 2 号遺跡、水溜り・籠据場遺跡、八橋第 1 号遺跡～八橋第 4 遺跡、西公文第 1 遺跡、下斉尾 1 号遺跡、上大門遺跡、井図地中ソネ遺跡、井図地頭遺跡)』(東伯町文化財調査報告書第 36 集)

東伯町教育委員会 2003『町内遺跡発掘調査報告書（上法万第 3 遺跡、笠見第 3 遺跡、山林遺跡、久蔵峰北遺跡、八橋第 1 遺跡、蝮谷遺跡、八橋第７遺跡、八橋第 8・9 遺跡、中尾第 1 遺跡、岩本遺跡、大高野遺跡)』(東伯町文化財調査報告書第 39 集)

琴浦町教育委員会 2005『町内遺跡発掘調査報告書』(琴浦町埋蔵文化財調査報告書第 1 集)

琴浦町教育委員会 2014『大高野官衙遺跡（伯耆国八橋郡衙正倉院跡)』(琴浦町埋蔵文化財調査報告書第 11 集)

琴浦町教育委員会 2016『下斉尾１号遺跡(A 地区)斎尾８・９号墳（町土地開発公社宅地造成事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書・改訂版)』(琴浦町埋蔵文化財調査報告書第 15 集)

倉吉市教育委員会 1979『伯耆国庁跡発掘調査概報（第５・６次)』

赤碕町文化財解説員連絡協議会編 1992『船上山案内記』赤碕町

鳥取県教育委員会編 1960『鳥取県文化財調査報告書』(第 1 集)

鳥取県編　　1972『鳥取県史（第 1 巻原始古代)』鳥取県
鳥取県博物館 2003『鳥取県立博物館古代寺院関係資料』
上田三平　　1931「因伯二州の寺阯及古瓦」『史蹟名勝天然紀念物（第 6 集　第 9 号)』
上田三平　　1935「法隆寺系廃寺阯の研究」『夢殿（第 14 冊)』
上田三平　　1940「斎尾廃寺阯」『史蹟の研究』第一公論社
梅原末治　　1933「伯耆伊勢崎村の廃寺跡と其古瓦」『寶雲（第 5 冊)』
梅原末治　　1944「伯耆斎尾廃寺阯と出土塼佛」『史跡と美術（第 165 号)』
岡村吉彦　　2007『織田 vs 毛利－鳥取をめぐる攻防―』鳥取県
岡村吉彦　　2010『尼子氏と戦国時代の鳥取』鳥取県
佐久間達夫　2000『伊能忠敬の伯耆・因幡国の測量』鳥取県土地家屋調査士会
白石太良　　1978「鳥取県における明治期の町村合併について」『歴史地理学会会報第 98 号』
徳永職男監修 1992『鳥取県の地名』平凡社
中森　祥　　2010「因幡・伯耆における古代土器の編年とその様相」『出雲国の形成と国府成立の研究 - 古代山陰地域の土器様相と領域性 - 』島根県古代文化センター
浜崎洋三　　1972「律令体制の崩壊」『鳥取県史（第 1 巻原始古代)』鳥取県
松尾陽吉　　1972「交通制度」『鳥取県史（第 1 巻原始古代)』鳥取県

《参考資料》

１．パブリックコメント実施結果

「特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画」（案）
に対するパブリックコメント実施結果報告書

１．意見公募のテーマ
特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画（案）

２．意見の募集期間
平成２９年１１月２１日～１２月１１日

３．周知方法
役場本庁舎・分庁舎、まなびタウンとうはく２階カウンターで公開
町ホームページで概要版の公開

４．意見の提出状況

郵便	ファックス	電子メール	役場へ持参	計
			1	1

５．意見の内容と対応方針
対応方針：①反映する（一部のみ反映するものを含む） ②既に盛り込み済み
③今後の検討課題 ④対応困難 ⑤その他（意見等）

項目	応募意見	応募意見に対する町の考え方	
項目なし	特別史跡斎尾廃寺跡について、塔と金堂の基壇や礎石が残っている。山陰道（山陰地方）では唯一の法隆寺式の伽藍配置となる寺院という理解はなかった。	特別史跡斎尾廃寺跡や史跡大高野官衙遺跡、及びその他の遺跡について、その概要と価値について記載させていただきました。今後は本計画に基づき、史跡や遺跡の価値について情報発信等、その周知に取組んで参ります。	②

２．関連法令等（抜粋）

○文化財保護法施行令

昭和五十年政令第二百六十七号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。
一　法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
三　法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
四　法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
五　法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

２　法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあっては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

３　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあっては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあっては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。
一　次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
イ　建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
ロ　金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
二　法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
三　法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

４　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教

育委員会）が行うこととする。
一　次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
ロ　小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
ホ　埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
ヘ　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
ト　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
チ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
リ　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5　文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6　第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7　第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項、第五十七条第一項及び同法第五十七条の二第一項で準用する同条同項の規定に基き、埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則を次のように定める。

（発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第九十二条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　発掘予定地の所在及び地番

二　発掘予定地の面積
三　発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
四　発掘調査の目的
五　発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
六　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
七　発掘着手の予定時期
八　発掘終了の予定時期
九　出土品の処置に関する希望
十　その他参考となるべき事項

２　前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
二　発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
三　発掘予定地の所有者の承諾書
四　発掘予定地につき権原に基く占有者があるときは、その承諾書
五　発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

（土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添附書類）
第二条　法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
二　土木工事等をしようとする土地の面積
三　土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
四　土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
五　当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
六　当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
七　当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
八　当該土木工事等の着手の予定時期
九　当該土木工事等の終了の予定時期
十　その他参考となるべき事項
２　前項の届出の書面には、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

（事前の届出を要しない場合等）
第三条　法第九十二条第一項ただし書（法第九十三条第一項で準用する場合を含む。）の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　当該発掘に関し、法第百二十五条第一項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合
二　非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合
２　前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第百八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第百八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。

（遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類）
第四条　法第九十六条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　遺跡の種類
二　遺跡の所在及び地番
三　遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
四　遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五　遺跡の発見年月日
六　遺跡を発見するに至つた事情
七　遺跡の現状
八　遺跡の現状を変更する必要のあるときは、その時期及び理由
九　出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
十　遺跡の保護のため執つた、又は執ろうとする措置
十一　その他参考となるべき事項

２　前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
十　現状変更等の内容及び実施の方法
十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三　現状変更等に係る地域の地番
十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五　その他参考となるべき事項

２　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二　出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一　現状変更等の設計仕様書及び設計図
二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

２　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）
第三条　法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

２　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）
第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）
第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

２　法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）
第六条　令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理計画を定めた教育委員会
五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八　その他参考となるべき事項

２　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）
第七条　令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
二　令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

２　前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二　文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三　指定又は仮指定の年月日

四　建設年月日

３　第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一　特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二　指定又は仮指定の年月日

三　指定又は仮指定の理由

四　説明事項

五　保存上注意すべき事項

六　その他参考となるべき事項

２　前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条　前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

２　前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

３　第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

４　第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条　第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

○鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

１目的
本基準は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号、平成１６年法律第６１号改正。以下「法」という。）に基づき、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が平成１０年６月に報告した「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」を受けて通知された、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成１０年９月２９日付庁保記第７５号）で、都道府県教育委員会が管内の市町村で埋蔵文化財の取扱いに差異が出ないように客観的、標準的な基準を策定することを求めている。
また、平成１２年３月２９日付けで中国・四国ブロック文化行政主管課長会議が「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」を策定し、本県では、各市町村教育委員会教育長等宛に通知（平成１２年７月１３日付文第２４６号）して周知を図った。
そこで、上記の経緯を踏まえて、鳥取県内での埋蔵文化財の取扱いの標準化を目的として、本基準を定める。
２用語の定義
（１）埋蔵文化財 法第９２条第１項で規定された「土地に埋蔵されている文化財」をいう。
（２）周知の埋蔵文化財包蔵地 法第９３条第１項で規定された、「貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」をいう。
（３）本発掘調査 開発事業等に際して影響を受ける埋蔵文化財を事前に発掘調査し、詳細な記録を作成することによって保存を図る措置をとることをいう。
（４）工事立会 工事の施工に際して、原則として当該市町村教育委員会の埋蔵文化財担当の専門職員が立会い、遺構、遺物が確認された場合には、必要に応じて記録を作成する等適切な措置をとることをいう。
（５）慎重工事 周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業等を行うものであることを十分に認識の上、慎重に施工することをいう。
（６）分布調査 埋蔵文化財の有無を地表面や地形の観察等で把握する調査をいう。
（７）試掘調査 埋蔵文化財の有無が地表面や地形の観察等からでは判断できない場合に、埋蔵文化財の有無を把握するため、部分的に実施する発掘調査をいう。
（８）確認調査 開発事業等に際して影響を受ける周知の埋蔵文化財包蔵地を部分的に発掘調査し、その保護のための開発事業等との調整およびやむを得ず記録保存の措置を講じざるを得なくなった場合の範囲決定、性格・内容等の概要把握および本発掘調査に要する経費の積算等に資する情報を得るために行う調査をいう。
３ 埋蔵文化財として取扱う範囲の把握、決定及び周知について
（１）埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲について
埋蔵文化財包蔵地として取扱う範囲は、本基準別表１のとおりとする。
（２）埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について
①埋蔵文化財包蔵地の把握は、各市町村教育委員会が行うことを基本とする。
このため、市町村教育委員会は、管内で埋蔵文化財包蔵地の有無が確認されていない未踏査地域等がないようにするために、継続的かつ計画的に分布調査や試掘調査を行うよう努めるものとする。また、埋蔵文化財包蔵地が隣接市町村にまたがって確認された場合は、当該教育委員会間で範囲に齟齬が生じないように調整するものとする。
②県教育委員会は、把握された埋蔵文化財包蔵地について当該市町村教育委員会と協議し、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。
③新たに発見された埋蔵文化財包蔵地については、法第９６条第１項および法第９７条第１項に基づく遺跡発見の場合は、その届出等を県教育委員会が受理した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するものとし、法第９９条に伴う発掘調査または教育委員会が行う分布調査で発見した場合は、発見した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するものとする。
（１）決定された埋蔵文化財包蔵地の周知について
①県教育委員会は、決定した周知の埋蔵文化財包蔵地について周知を図るため、遺跡（古墳、古墳群）台帳に登載するとともに、全県にわたる遺跡分布地図（縮尺は原則１万分の１）を作成する等の必要な措置を講じるものとする。
②市町村教育委員会は、県教育委員会と綿密な連携を図ることにより、周知の埋蔵文化財包蔵地を適正に管理し、周知の徹底に努めるものとする。
４ 記録保存のための発掘調査等の措置を講じる場合の取扱い基準
（１）本発掘調査を要する範囲の決定について各市町村教育委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等に関しては、可能な限り早期に事業計画を把握した上で、これまで行われた分布調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査と本発掘調査経費の積算に必要十分な範囲と面積の確認調査を実施し、まず開発事業者に対し、当該埋蔵文化財の文化財としての重要性を十分理解してもらうことを目的として

現状保存に向けた協議を行うものとする。しかし、その結果においても、やむを得ず、周知の埋蔵文化財包蔵地の現状を改変せざるを得ない場合は、法に基づく届出または通知により、県教育委員会が本基準「別表２」のとおり本発掘調査が必要な範囲を決定するものとする。

（２）開発事業者との円滑な調整について開発事業者との調整の経過については、文書で逐次記録化し、その内容を相互に確認する等、調整者間で認識の齟齬が生じないように努めるものとする。

（３）周知の埋蔵文化財包蔵地で開発事業等を行う場合の取扱い基準について周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等については、原則として本基準「別表３」に示すとおり取扱うものとする。

５ 非常災害関連

（１）非常災害に関連する応急措置は、法第９６条及び第９７条の非常災害時の規定に準拠する。

（２）緊急を要する復旧工事、移転地造成および仮設住宅建設等の場合は事前協議を行い、埋蔵文化財が存在し、本発掘調査が必要となった場合は、調査者の安全を確保し、被災地住民の生存権および生活権を考慮しながら、可能な限り発掘調査を実施する。

（３）本格的な復旧工事の場合は、原則として、本基準による取扱いを準用する。

６ その他

（１）基準の見直し本基準は、埋蔵文化財の調査技術の進歩等に応じて、県教育委員会と市町村教育委員会で協議の上、必要により見直すことができるものとする。

（２）適用

本基準は、平成２７年９月３０日から適用する。

【別表１】

埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

時 代	取 り 扱 い
おおむね中世までに属する遺跡	埋蔵文化財として取扱う。
近世に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において必要なものを埋蔵文化財として取扱う。
近現代に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において特に重要なものを埋蔵文化財として取扱う。

【別表２】

本発掘調査を要する範囲の決定これまで行われた発掘調査、文献調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査、確認調査を実施した上で下記のとおり決定する。

埋蔵文化財のあり方		本発掘調査を行う範囲
１	遺構が単独の場合	個々の遺構のみを範囲とする。
２	遺構が歴史的な意味あいをもつ群をなす場合	群全体を範囲とする。
３	ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合	各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味や歴史的性格を考慮して判断する。
４	周囲に遺構が存在する広場等、歴史的意味がある空間と考えられる場合	遺跡の時代や遺跡の性格等を考慮しつつ、原則として遺構の範囲とする。
５	顕著な遺構は確認できないが、祭祀場跡のように遺物の出土状況が人為的な営為の結果と認められる場合。	全体を範囲とする。
６	（１）遺物包含層のみだが一定量の遺物がまとまって包含される場合 （２）遺物が散漫に包含される場合でも、それが地域や時代の特性として有意と認められる場合（例、旧石器時代等）	県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、その時代や歴史的意味、歴史的性格を考慮して、範囲を決定する。

7	規格性のある区画や、類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（事例：田畑および近世の都市、集落等を構成する道路、木樋、側溝等）	以下を総合的に勘案したうえで範囲を決定する。 ①地域性 ①遺構の遺存状況（現在の市街地との重複等による） ②発掘調査で得られることが予想される情報の内容 ③考古学的情報以外の資料（絵図等の古文書資料）から得られる情報

【別表３】
法による届出等に基づいて行う発掘調査等の必要な措置に関する要件

1	取扱い	要件	適用事例
	本発掘調査	（１）掘削・造成工事等により埋蔵文化財が破壊される場合。	① 左に該当するすべての開発事業等（地表で確認できる遺 構（古墳、中世城館等）を盛り土造成する場合を含む。）
		（２）掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。	②掘削等を伴う事業により直下の遺構面または遺物包含層との間に30cm以上の保護層が確保できない場合。 ③土壌改良工事に使用する機材、薬剤等が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合。 ④将来的な利用計画、地下埋設物または附帯施設計画があり、その計画が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合。 ⑤掘削等により埋蔵文化財に影響が及ぶ部分とそうでない部分、あるいは埋蔵文化財に影響が及ぶ部分と盛り土・埋立ての部分が著しく交錯する場合。 ⑥その他、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合。
		（３）一時的な工作物の設置や盛り土、埋立ての場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。	
		（４）恒久的な工作物の設置や盛り土、埋立により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。	⑦「道路構造令」による道路等（将来的に国または地方自治体が管理する公道に移管される予定の道路を含む。） ⑧「河川法」による河川等の堤防敷及び低水路 ⑨「特定多目的ダム法」または「工業用水道事業法」で規定された貯水ダム、貯水施設の常時満水域以下及び堤体、 ⑩「砂防法」により設置される砂防堰堤の堤部及び砂防ダムで堆積した土砂を撤去しない計画の場合の堆積最上位以下 ⑪「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物最終処分場の埋め立て部 ⑫「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道敷、橋梁等の鉄道関連施設 ⑬「航空法」による滑走路、誘導路等の空港関連施設 ⑭「港湾法施行規則」による埠頭、岸壁等の港湾関連施設 ⑮「港湾法」による防波堤、防潮堤 ⑯厚さ３m以上の盛り土、埋め立てを伴う開発事業等 ⑰「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地における急傾斜地崩壊防止施設 ⑱その他、開発事業で埋蔵文化財の保存措置が困難な場合

2	取扱い	要件	適用事例

	工事立会	（1）通常の発掘調査の実施が物理的に不可能な場合。	① 概ね掘削幅が１m未満の狭小地 ②「労働安全衛生規則」に基づく安全確保ができない対象地
		（2）開発事業が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合。	
		（3）一時的な工作物の設置や盛り土、埋立で、現地で状況を確認する必要がある場合。	
		（4）恒久的な工作物の設置や盛り土、埋め立てであるが、施工後であっても必要な発掘調査が可能な場合。	③「道路法」による道路の植樹帯、緑地帯（路側・インターチェンジループ内)、歩道、側道部分 ④高架、橋梁の橋脚（ピア)、橋台（アバットメント）の工事範囲外 ⑤「道路構造令」によらない、または準じない農道、工事用仮設道路等（１－（４）－⑧を除く） ⑥道路拡幅、道路改修工事の既存道路部分 ⑦「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道は「道路法」による道路等に準拠 ⑧建築物 ⑨「河川法」による河川の高水敷 ⑩「特定多目的ダム法」、「工業用水道事業法」による当該ダムの常時満水位以上でサーチャージ水位以下及び「砂防法」により設置された砂防堰堤及び撤去計画がない土砂堆積最上位以下以外 ⑪野球場、競技場 ⑫駐車場、公園、緑地、墓地 ⑬ゴルフ場、スキー場 ⑭農業基盤整備事業（公道部分を除く） ⑮土地区画整理事業（公道部分を除く） ⑯厚さ３m未満の恒久的な盛り土または埋め立て
3	取扱い	要件	適用事例
	慎重工事	既往の調査成果や試掘調査、確認調査等により、周知の埋蔵文化財包蔵地の中で「本発掘調査」または「工事立会」の必要がないと判断できる場合	

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画

発 行 日　　平成 30（2018）年 3 月 20 日

編集・発行　　鳥取県琴浦町
〒689-2303
鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591-2

印　　刷　　今井印刷株式会社